

令和2年度
スクールカウンセラー等活用事業
実践活動事例集



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

各都道府県・指定都市の取組

《注》

「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」に係る問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ問題 ③暴力行為 ④友人関係 ⑤非行・不良行為
- ⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く） ⑦教職員との関係
- ⑧心身の健康・保健 ⑨学業・進路 ⑩発達障害等 ⑪小中連携
- ⑫その他の内容 ⑬児童虐待 ⑭貧困の問題 ⑮性的な被害
- ⑯ヤングケアラー ⑰校内研修（スクールカウンセラー等が、学校の教職員等に行うカウンセリングマインド等に関する研修会）
- ⑱教育プログラム（ストレスマネジメントや援助希求行動などについて、スクールカウンセラー等が教職員と協働して実施するプログラム）

北海道教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

可能な限り希望する学校に通年配置するため、学校規模や各学校の状況を踏まえて、配置時間数等を決定している。また、通年配置校以外の学校に対しては、生徒指導などに係る緊急事態が発生した場合など、必要に応じて、カウンセラーを派遣している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 58人
中学校	: 163人
義務教育学校	: 5人
高等学校	: 120人
中等教育学校	: 2人
特別支援学校	: 12人
教育委員会等	: 2人

【配置校数】

小学校	: 515校
中学校	: 400校
義務教育学校	: 8校
高等学校	: 182校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 16校
教育委員会等	: 1箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	74人
②臨床心理士	71人
③精神科医	0人
④大学教授等	11人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 11人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 44人

【主な配置形態】

単独校	28小学校	(月2日・1回4時間)
	47中学校	(月2日・1回4時間)
	6義務教育学校	(月2日・1回4時間)
181	1高等学校	(月1日・1回4時間)
	1中等教育学校	(月1日・1回4時間)
	16特別支援学校	(月1日・1回4時間)
拠点校	343中学校	(月1日・1回4時間)
対象校	487小学校	(年1日・1回4時間)
	10中学校	(年1日・1回4時間)
	2義務教育学校	(年1日・1回4時間)
	1高等学校	(年1日・1回4時間)

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定状況・周知方法

全道連絡協議会において、SCの職務、主な活動、SCの効果的な活用に応じた留意点等、活動方針等について、ガイドラインなどにより周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

道の5地域で実施した地域別研修会に教職員が参加できるようにして研修を実施

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

① 全道規模の研修会

- 北海道公立学校スクールカウンセラー（道教委任用のスクールカウンセラー）
- 市町村教育委員会任用のスクールカウンセラー
- 市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員
- 北海道教育庁各教育局教育支援課生徒指導担当指導主事
- 北海道立教育研究所教育相談担当研究研修主事

② 道内各ブロック規模の研修会

- 地区内の市町村教育委員会の教育相談担当者（教育委員会の担当職員、教育委員会が任用する教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- 地区内でいじめや不登校等の児童生徒の心の問題に関する悩みや相談を担当している者（地域の中で児童や家庭支援に当たっている担当職員、児童の相談所活動等に当たっている担当職員、教育相談担当教職員、保健師・社会福祉士など）
- 地区内の北海道公立学校スクールカウンセラー及びスーパーバイザー
- 地区内の北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員

(2) 研修回数（頻度）

年2回（全道での研修会への参加1回、道内各ブロックでの研修会への参加1回）

(3) 研修内容

① 全道規模の研修会

- 講演
 - ・ コロナ禍におけるトラブルを抱えた子どもや家庭への対応について
～新しい生活様式を踏まえたスクールカウンセラーの対応～
- 協議
 - ・ 対応に困難のある児童生徒や家庭、学校への支援の実際

② 道内各ブロック規模の研修会

- 講話
 - ・ 効果的な教育相談・カウンセリングの進め方
- 情報交換・協議
 - ・ いじめ問題・教育相談における効果的な事例について情報交換・協議

(4) 特に効果のあった研修内容

コロナ禍における子どもや家庭への対応に関する講演を経験のある方から聞くことにより、現状の子どもや家庭の状況に対する理解が促進・共有されるとともに、SCが孤立しないようSC間での情報共有を進める必要があることについて知ることができた。また、情報交換・協議において、様々な事例について検討することにより、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、担当者間の連携を強化し、諸問題の解決に向けた質の向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

教育局毎に任命し、市町村教育委員会や道立学校から派遣申請の都度、派遣決定し、SCへの指導助言やSC・教職員等に対し研修を行うこととしている。

(6) 課題

令和2年度からスーパーバイザーを設置したため、よりよい活用方法について研究し、更なる活用を推進していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】自殺未遂経験のある生徒のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

＜中学校の事例＞

- ・当該生徒は、小学校在学時に自宅で縊首による自殺未遂を図り、病院に搬送された。
- ・学級担任が当該生徒に話を聞いたところ、自殺未遂は衝動的に行ったことであり、不安を感じた際に繰り返すのではないかという不安を感じていた。
- ・SCは、当該生徒と継続的に面談を実施し、カウンセリングによって本人の気持ちを発散させたり、気持ちのコントロールの仕方を一緒に考えたりする支援を行った。
- ・SCは、学級担任及び保護者と面談し、専門的見地から家庭や学校での対応について助言した。

【事例1-2】臨時休業後の学校支援のための活用事例（⑫その他の内容）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

＜中学校の事例＞

- ・当該中学校では、学校行事等の変更など、教育課程の変更に伴う生徒の不満や喪失感への対応が必要と考え、SCの助言を求めた。
- ・SCは、教職員との面談から支援が必要な生徒の情報を整理し、個々の記録シートを作成しながら要支援生徒の理解に努めた。
- ・SCは、集団心理や個別支援に必要な教師の「やることリスト」を考案し、教職員に提示した。

【事例3】ヤングケアラーの支援のための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜SCの配置形態：単独校配置＞

＜高等学校の事例＞

- ・保護者の健康面の課題から仕事や家事ができず、当該生徒ときょうだいが家事のほとんどを担っていた。
- ・保護者の収入が少なく、食事が十分にとれない状況があり、当該生徒のアルバイト収入を生活費に充てるとともに、祖母からの援助を受け、当該生徒の心理的負担になっていた。
- ・SCと当該生徒の面談を通じて、当該生徒の家庭状況を把握するとともに、学校と情報共有して、学校から関係機関に働きかけた。
- ・学校の働きかけにより、学校周辺の地域でアルバイトを斡旋したり、当該生徒やきょうだいを一時的に預かる家庭につなげたりすることができた。

【事例4】自殺予防教育の取組における活用事例（⑱教育プログラム）＜SCの配置形態：単独校配置＞

（1）自殺予防教育の概要

① 自殺予防教育におけるテーマ（高校1年生対象）

援助希求的態度の育成：講話「いのちとこころを考える ～コロナとこころの危機～」

② 内容

援助希求的態度の育成やSOSを出せるようになることについての理解を深め、生徒同士で支え合えるよう「傾聴」の技術を身に付け、人間関係を構築する。

（2）自殺予防教育の成果等（生徒の感想など）

- ・生徒からは、「話を聞いてもらうときに、うなずくなどしてくれると話しやすい」「話をすることで楽になるということがわかった」などの感想が上がっており、SOSを出したり受け止めたりすることを実感する様子が見られた。
- ・講話について、思春期教室や保健科、家庭科の学習内容と関連付け、命の大切さや苦しいときに一人で抱え込まないということの理解を深めることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 令和2年度スクールカウンセラー相談人数（延べ人数）

相談内容	①不登校	②友人関係	③家庭環境	④心身の健康・保健	⑤発達障がい等	⑤その他	合計
相談人数（延べ）	8,349	2,678	1,961	4,364	1,801	5,018	24,171
構成比	34.4%	11.1%	8.1%	18.1%	7.5%	20.8%	100.0%
前年比（延べ）	+698	-681	+204	+1,075	-255	-52	+989

スクールカウンセラーへの相談は、昨年度に比べ相談人数は増加しており、特に「不登校」「心身の健康・保健」に関する相談人数が増加した。最も多い相談内容は、「不登校」に係るものとなっており、その多くを中学校が占めている。

○ 児童生徒への個別カウンセリングの結果

個別のカウンセリング人数（実人数）	結果	
	好転が見られた数	状況の好転が見られた割合（好転率）
令和2年度	6,406	78.4%
前年比	+265	+5.7ポイント

令和2年度において、児童生徒への個別のカウンセリングについて、全体の相談件数、実人数ともに増加していた。また、状況の好転が見られた割合は78.4%であり、昨年度から5.7ポイント増加した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・SCのスーパーバイザーを設置する必要がある。

<課題の原因>

- ・SCのスーパーバイザーを設置していない。

<解決に向け実施した取組>

- ・SC活用事業実施要綱を改正し、SCのスーパーバイザーを設置した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・地域によってSCの確保が困難な地域がある。
- ・SCの支援の資質・能力の向上を図る場を設定する必要がある。

<課題の原因>

- ・有資格者の居住地が都市部に集中している。
- ・道内町村・学校における勤務時数が少ないことから、SC確保について特に困難な地域がある。
- ・児童生徒を取り巻く環境の変化に伴う多様な問題に対する研修の場が不足している。また、研修の場があっても遠隔地のため参加が難しい場合がある。

<解決に向けた取組>

- ・当課で、全道からSCの候補者を募集して集約し、各教育局へ情報提供した。
- ・スクールカウンセラー連絡協議会をオンラインで開催し、各勤務地から研修に参加できるようにした。

青森県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを各学校に配置・派遣し、教育相談体制の充実を図るものである。

（2）配置・採用計画上の工夫

配置について

A派遣... 1回3時間×35日（計105時間）

B派遣... 1回3時間×20日（計60時間）

C派遣... 1回3時間×12日（計36時間）

県内全ての公立小中学校に配置し、児童生徒とのカウンセリングのほかにも校内研修の講師として活用するなど、教職員の資質向上の一助となるよう配置の拡充を図っている。また、小学校と中学校が円滑に接続できるように、中学校区の小学校には可能な限り中学校と同じスクールカウンセラーを配置するようにしている。

採用計画

より質の高い人材の確保を目指し、募集については、教育委員会ホームページでの公募としている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

小・中学校：78人 高等学校・特別支援学校：9人

（高等学校・特別支援学校配置9人の内4人は小・中学校を兼ねている。実人数は83人。）

配置校数

小学校：265校 中学校：151校 高等学校：7校

スクールカウンセラーの資格

公認心理師：37人 臨床心理士：2人 精神科医：0人 大学教授等：2人

上記～以外の者で自治体が認めた者：1人

スクールカウンセラーに準ずる者の資格

大学院修了：4人 大学・短大卒業：37人 医師：0人

上記～以外の者で地方公共団体が認めた者：0人

主な配置形態について

定期派遣

年間35日・1日3時間：62中学校 年間20日・1日3時間：64小学校、54中学校

年間12日・1日3時間：201小学校、35中学校 年間25日・1日3時間：7高等学校

緊急派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合にスクールカウンセラーを派遣する。

要請派遣

県立学校を対象に、各校の派遣依頼に応じてスクールカウンセラーを派遣する。

1回2時間：68高等学校、20特別支援学校

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーの活動方針に関する指針（ガイドライン）は策定していない。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラー及び準ずる者を対象に研修会を1回実施した。内容は、「SOSの出し方教育」についての講義、「スクールカウンセラーとの協働的な取組」についての事例発表、県内の生徒指導の現状についてなどである。スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進については、生徒指導担当指導主事等の会議の場で話題とし、各学校への周知を図った。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー有資格者及び準ずる者

(2) 研修回数（頻度）

年1回（年2回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で1回中止とした。）

(3) 研修内容

- ・ 講義「SOSの出し方に関する教育」 講師 青森県総合学校教育センター指導主事
- ・ 事例発表「中学校における不登校予防に関する研究～スクールカウンセラーとの協働的な取組を通して」
発表者 青森県総合学校教育センター研究員
- ・ 青森県の生徒指導の現状について

(4) 特に効果のあった研修内容

講義を通してSOSの出し方に関する教育について理解を深めた。スクールカウンセラーと教員がSOSの出し方指導を一緒に行う事例などを紹介することで、スクールカウンセラーから積極的に取り組みたいという声が聞かれた。また、不登校予防の事例発表の内容は、スクールカウンセラーと教員が定期的に一緒に授業を行うものであり、面談や校内研修以外でのスクールカウンセラーの活用の一例として大いに参考になった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置（有・無）

(6) 課題

スクールカウンセラーからは、自身のスキルアップを図ることができ、スクールカウンセラー同士のつながりを深めることができるため研修機会を増やしてほしいという声が多くあるが、相談時間の確保を優先しているため、研修時間の確保に苦慮している。県が主催する研修会に青森県公認心理師・臨床心理士協会主催の研修を抱き合わせる形で実施するなど工夫をしているが、更なる研修内容の充実が課題となっている。

また、問題行動や不登校、いじめ、虐待等のほか、ヤングケアラーやLGBTなど相談内容が多様化、深刻化しているため、関係機関やスクールソーシャルワーカーとの連携を強化しながら、スクールカウンセラーの資質向上に努めていくことが課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止のための活用事例

(不登校、いじめ問題、暴力行為) < S C の配置形態：教育委員会等配置 >

面談がない時間には、授業参観や部活観察のほかに廊下の掲示物、児童生徒の作文や描画を観察し、児童生徒の心理を分析している。観察結果をもとに学級担任や養護教諭と連携し、問題行動や逸脱行動が起きる前の声かけや面談を実施している。学校とスクールカウンセラーがチームとして活動することを心がけ、面談結果も報告書だけではなく、コンサルテーションも兼ねて報告し、連携を図りながら教育相談体制を作っている。

【事例2】育児放棄の母親をサポートするための活用事例 (虐待) < S C の配置形態：教育委員会等配置 >

自らが温かい関わりで育たなかった母親は、自己充実欲求と子どもに寄り添う子育てとの矛盾から育児放棄となった。小学1年生の女子児童は、食事が満足に与えられず、愛情欲求不満をもち、情動的な行動が多くなり、虚言、多動、宿題をしない、学習の理解が遅いなど、集団での適応が難しくなった。母親としての役割意識が欠如し、著しく自己中心的な母親の背後にある感情が何に由来するものかについて、母親の感情を尊重しながら話を聞き、並行面接から母親の気持ち、子どもの気持ちを代弁し、子どもと母親の関係を橋渡しすることによって親子関係の改善を図った。また、校内でケース会議をもち、チームとして面談や描画からの母子の心理や現状の情報を共有し、児童相談所と母親をつなぎ、本児の発達のつまずきから特別支援に向けて関わり、その結果、生活環境も改善され、支援学級で生き生きと学びを進めることができた。

母親の抱えている深刻な内的問題により、子どもへの強い拒否感を示している場合でも、学校、スクールカウンセラー、児童相談所というチームの連携により、自分は確かに他者によってサポートされているという実感を母親がもつことができた事例である。

【事例3】家事で休みがちな生徒を支援するための活用事例

(ヤングケアラー) < S C の配置形態：教育委員会等配置 >

経済的に厳しい母子家庭の高校3年生の事例。母はうつ状態で妹には発達障害がある。生徒は家事や妹の世話をしなければならなかったため、学校を休みがちとなった。スクールカウンセラーが面談をしたり、学級担任が相談にのったりしていたが、連絡もとりにづらい状況となった。そこでスクールカウンセラーが中心となり支援方針について話し合い、スクールソーシャルワーカーと連携することとした。スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を継続しながら対応している。

【事例4】教員とスクールカウンセラーが協働で授業を行う事例

(教育プログラム) < S C の配置形態：教育委員会等配置 >

不登校予防を目的に月1回学級活動の時間に「心の健康プログラム」を計画した。教員だけではなく、スクールカウンセラーがゲストティーチャーとして授業を行う場合や、スクールカウンセラーと教員と一緒に授業を行う場合もある。内容は、生徒の実態に合わせながらスクールカウンセラーの意見を取り入れ、ストレスマネジメント教育、アサーショントレーニング、キャリアカウンセリングなどを実施するものである。「プログラムの実施」「教員へのコンサルテーション」「フォローアップ」「プログラムの実施」の流れで行った。スクールカウンセラーの授業に対して生徒からは「自分からスクールカウンセラーの所へ行かなくても接することができてよかった。」「学校で学べないことを教えてくれる。」「精神の状態を詳しく教えてくれるからよい。」などの声が聞かれた。また、教員からは「生徒が身近な存在と感じ相談しやすくなる。」「専門知識を持っているのでハッとさせる教えがあり参考になる。」「自分の生徒への関わり方を確認できた。」「生徒の心情を深く引き出していた。」などの声があった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和2年度延べ相談者数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
10,884	11,360	1,443	10	23,697

- ・前年度に比べ小学校が750人増、中学校が1,045人増、高等学校が180人増、特別支援学校が14人減となり、合計では1,961人の増であった。スクールカウンセラーを多くの相談者が活用した。

相談事項別相談者数

	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行・不良行為	家庭環境（除く）	教職員との関係	心身の健康・保健	学業・進路	発達障害等	その他の内容	合計	性的被害（内数）
小学校	1,504	91	34	28	1,067	4	30	1,357	142	1,657	649	1,414	2,907	10,884	6
中学校	3,142	65	5	19	735	2	50	950	96	2,432	705	540	2,619	11,360	11
高等学校	222	8	2	5	193	0	10	186	35	470	77	141	94	1,443	2
特別支援学校	0	0	0	0	1	0	4	1	0	1	1	2	0	10	0
合計	4,868	164	41	52	1,996	6	94	2,494	273	4,560	1,432	2,097	5,620	23,697	19

- ・小学校では「心身の健康・保健」、「不登校」、「発達障害」、「家庭環境」が多くなっており、全体に占める割合は前年度とほぼ一緒であるが、「心身の健康・保健」については5ポイント増となっている。
- ・中学校では「不登校」、「心身の健康・保健」が多くなっており、全体に占める割合は前年度に比べ「不登校」が2ポイント増、「心身の健康・保健」が6ポイント増となっている。
- ・高等学校では「心身の健康・保健」、「不登校」、「友人関係」、「家庭環境」が多くなっており、全体に占める割合は前年度に比べ「心身の健康・保健」が7ポイント増、「家庭環境」が4ポイント増となっている。
- ・小学校、中学校、高等学校で「心身の健康・保健」についての相談が増加した。

スクールカウンセラーを講師とした校内研修会及びスクールカウンセラーによる教育プログラムの実施回数

	校内研修会			教育プログラム		
	教職員	児童生徒	保護者	教職員	児童生徒	保護者
小学校	41	36	7	20	81	11
中学校	63	11	3	2	53	1
高等学校	12	9	2	0	10	0
特別支援学校	1	0	0	0	0	0
合計	117	56	12	22	144	12

- ・校内研修等の実施は、小学校が265校中44校（16.6%）、中学校は151校中32校（21.2%）、高等学校は68校中11校（16.2%）、特別支援学校20校中1校（5%）である。
- ・教育プログラム実施回数は、小学校が265校中31校（11.7%）、中学校は151校中24校（15.9%）、高等学校は68校中4校（5.9%）である。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・年間派遣時間数の増加及び限られた時間内での効果的な活用方法の確立が課題である。

< 課題の原因 >

- ・相談者数の増加及び相談内容の深刻化。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・小中連携型配置校（同一中学校区内に同一スクールカウンセラーが配置されている学校）においてスクールカウンセラーの配置日時（時間）の交換等を可能とし、スクールカウンセラーの効率的・効果的な活用を促進した。
- ・高等学校、特別支援学校での要請派遣希望の増加に対応するために、中学校のA派遣の時間数を140時間から105時間に変更した。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・年間派遣時間数の柔軟な活用と限られた時間内でのスクールカウンセラーの効果的な活用方法の確立が課題である。
- ・相談者が増加傾向にある中で、教職員の教育相談スキルのアップが必要であり、スクールカウンセラーを講師とした校内研修会及びスクールカウンセラーによる教育プログラムを実施している学校数が少ない現状を踏まえ、校内研修会と教育プログラムを各学校で積極的に取り入れていく必要がある。

< 課題の原因 >

- ・いじめ、不登校、虐待、貧困等生徒指導上の問題の多様化、深刻化により生徒及び保護者、教職員からの相談が増加していること。
- ・相談活動で派遣時間を使ってしまい、校内研修や教育プログラムに時間をとることができていない。
- ・校内研修や教育プログラムにおいての活用例が少なく、どのように活用すればよいかわからない。

< 解決に向けた取組 >

- ・同一市町村において同一スクールカウンセラーが配置されている小中学校では、小中連携型配置校でない場合でも、スクールカウンセラーの配置日時（時間）の交換等を可能とする。
- ・校内研修や教育プログラムの活用例を各学校に紹介する。また、積極的に校内研修や教育プログラムに活用するよう呼びかける。

岩手県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

日常の学校におけるストレスや東日本大震災津波等により、心にダメージを受けた幼児児童生徒のこころのサポートのために、スクールカウンセラーを配置するとともに、臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的にこころのサポートに取り組む。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 公立中学校において、被災状況、学校規模、支援ニーズ等に応じて配置し、県内ほぼすべての学校に配置した。公立小学校については、ニーズの高い学校に配置した。県立高等学校、特別支援学校については、被災状況、学校規模、支援ニーズ等に応じて配置した結果、高等学校は90%を超える配置、特別支援学校は、全校配置となった。
- ・ また、沿岸部の被災児童生徒が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー（11人）を配置した。
- ・ 採用については、特に配置が難しい地域への勤務が可能かどうか等も把握しながら、ニーズが高い地域への配置を考慮し、採用を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】（重複有り）

小学校 54人
中学校 70人
高等学校 14人
特別支援学校 10人
教育委員会等 8人

【配置校数】

小学校 249校（中学校配置SCを校区の小学校に配置を含む）
中学校 148校
高等学校 60校
特別支援学校 14校
教育委員会等 7箇所

【資格】

- ・ スクールカウンセラーについて（50人）

公認心理師 8人 臨床心理士 7人 精神科医 0人
大学教授 0人 と 両方 33人 3つに該当する者 2人

- ・ スクールカウンセラーに準ずる者について（18人）

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 14人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

その他 1人

【主な配置形態】

- ・ 単独校 小学校 90校（1回4時間）
年32回：49校 年16回：41校
中学校 129校（1回4時間または6時間）
年32回：110校 年16回：19校

高等学校 1校(1回4時間または6時間)
年32回(本校)、年16回(奥州分校)
特別支援学校 14校(1回3時間)
年11回:2校、年10回:2校、年9回:1校、年6回:5校、
年5回:3校、年3回:1校

拠点校 高等学校 59校(月1~2回・1回6時間)
対象校 中学校 110校(週1日・年32回・1回4時間または6時間)
中学校110区内の小中学校も対象

巡回型(沿岸部3教育事務所に配置)
小学校 49校(週1日・1回6時間)
中学校 19校(週1日・1回6時間)
義務教育学校1校(週4日・1回6時間)

名称:巡回型カウンセラー

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

本県では、国の動向等をふまえ、平成30年10月に「スクールカウンセラー活用指針(岩手県教育委員会)」を策定し、令和2年2月に改訂をした。

本指針は、県内のすべての市町村教育委員会、学校へ配布し、スクールカウンセラーの活用について周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 研修については、「こころのサポート校内研修」として、被災や日常ストレスにより心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細やかな対応や、ストレス症状の基本的な理解、学校における組織的な心のサポート対策など、学校の実態に応じた研修会を配置スクールカウンセラーを講師として実施している。
- ・ また、 以外の教職員の理解促進に向けた取組として、スクールカウンセラー連絡協議会で、スクールカウンセラーが新規に配置となる学校の教職員も参加対象とし、スクールカウンセラーの役割やその活用方法等について情報共有をしている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

(2) 研修回数(頻度)

年3回(うち1回は、県臨床心理士会が主催するもの)

(3) 研修内容

- ・ スクールカウンセラーが担う役割について
- ・ 希死念慮を有する児童生徒へのSCとしての対応について
- ・ 緊急支援に入るSC手引きについて 等

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー連絡協議会において、増加傾向にあった希死念慮をもつ児童生徒への対応に関する研修を行った。講師による講演と、講演後のSCによる情報交換により、児童生徒に対する効果的な対応、支援の在り方、医療へのつなぎ方、教職員との連携の在り方に関する基本的な考え方を学んだ。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置(有)

沿岸部の3教育事務所に3人のSVを県外から派遣している。また、本庁勤務のカウンセラー2名をSVとし、希望のあるスクールカウンセラー(主に準ずる者)に対してSVを行う体制を整えている。

活用方法

スクールカウンセラーへのSVに加えて、スクールカウンセラー及び教職員の研修会等の講師を務めるなど、心理教育や心のケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

(6) 課題

- ・ 県内において有資格者は増えてきているものの、準ずる者も依然として多く、スクールカウンセラー全体の資質向上が求められる。
- ・ 他県から招聘するSVは令和2年度で終了し、令和3年度以降は、県内人材によりSVを設置している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善及び学業・進路支援のための活用事例（ ）＜単独校配置＞

男子生徒Aは、中学1年生の2学期から学校で他生徒と会うことに不安を感じ不登校状態となった。Aの母親がカウンセリングを希望し、SCと母親とのカウンセリングを調整した。カウンセリングを継続する中で、Aもカウンセリングを希望するようになり、その時だけは学校に来られるようになった。Aとのカウンセリングを継続する中で、SCから「Aが学習することを希望していること」の情報提供があり、Aと学校もつながりを持てるようになった。背景には、Aがカウンセリングの中で「PCやゲーム、機械いじりが好きなこと」、「プログラミングに興味があること」、「将来はゲーム関係の仕事につきたいこと」などを話すようになり、「自分のなりたい職業に就くためには、勉強しないといけない」と話すようになったということがあったとのことだった。

またSCからのコンサルテーションでは「Aの困難さの根っこには、やる気になるポイントが大多数の生徒と異なる可能性があること」、「人間関係がモチベーションにつながりにくいこと」、「Aがやる気になるポイントが何かを把握し、広げ、未来に希望を持てるよう援助することが必要であること」が伝えられた。保護者からの話では、不登校のことだけでなく、友人とのコミュニケーションの苦手さや学習へのモチベーションの低さ、主体性のなさを強く心配していることを聞いていただけに、やる気にも支援をする必要があるというコンサルテーションは、援助の見方が大きく変わるものだった。

保護者ともSCからの話を共有した。保護者はプログラミングのイベントや町のパソコンショップとつながりを持ったりと、Aの興味関心を広げるサポートを熱心に手伝った。学校では、Aの興味関心に合わせた個別学習したり、援助の方法を考えるヒントとするために特別支援コーディネーターと連携したり、心理検査を実施したりした。また保護者と中学2年生からのAの適正就学の相談をもち、在籍学級を特別支援学級へと変更することとした。

Aは中学2年生からは毎日登校することができ、中学3年生では自分の関心のある学びができる工業高校を選び進学することができた。

【事例2】児童虐待防止のための活用事例（ ）＜単独校配置＞

中学1年生の女子。家族は祖父母、母、妹がいる。準要保護家庭で、経済的には余裕がない。しかし母親は自分の趣味に熱中しており、本人の世話をしない、学校行事に出ない、医療費がかからないのに歯科受診をさせないなど、小学校時代からネグレクトが続いていると考えられた。市の方でも家庭を支援してきたが、母親の養育態度は変わらなかった。入学してまもなくから遅刻が目立つようになり、当該生徒に担任がSCとの面接を勧めた。当該生徒は、SCに「クラスの男子たちから悪口を言われるので、学校にいるのがつらい」と訴えた。定期的な入浴や洗髪をしていなかったために、臭いもしていた。学年主任は担任、養護教諭、SCと情報共有をして、支援の方向性について協議した。

担任が複数の男子生徒に聞き取りを行い、併せて養護教諭が本人への実際の洗髪を含む生活指導をしてから、「悪口」がなくなった。SCとの面接を重ねていくうちに、「友だちと話せるようになって、学校が楽しい」と言うようになり、遅刻もなくなった。担任には「母親によるネグレクト」を、自分から訴えた。またクラスの合唱リーダーを意欲的につとめるようになり、校内での行動も変化が見られるようになった。成長モデルの欠損を補うためにも、養護教諭による生活指導と歯科受診への支援は継続した。このようにSCとの面接で本人の主体性を引き出すとともに、校内での支援体制を構築していった。

【事例3】性的な被害を受けた児童支援のための活用事例（ ）＜単独校配置＞

小学校高学年の女子児童が、上級生の男子と一緒にいるときに性的な嫌がらせを受けた。近所の人の通報によって、学校がすぐに対応した。加害児童に対しては、保護者了解のもとで、すぐに児童相談所と連携をとり、

対応することができた。しかし、被害児童は、家族や先生方に対して、状況や気持ちを話せずにいた。学校では、長期休業期間が迫っていたため、家庭で一人で過ごす時間が増える前に、心のケアを行ないたいと考えた。また、長期休業中の関わりと、学校再開後の安定した生活のための支援の検討を行うという、2つの目的でSCにカウンセリングを依頼した。長期休業前であったが、管理職がSCに調整を依頼し、勤務日を変更してもらい急遽、対応してもらった。被害児童へのカウンセリングでは、安心して話せるようにと児童が信頼する先生同席でカウンセリングを行なった。SCは、絵画などを用いて児童の不安を取り除きながら、体調面や家での様子、心配な点などを引き出してくれた。本人や家族の了解を得られたため、カウンセリング後に管理職、担任、SCらでケース会議を行った。SCからは、カウンセリングの見立てを通して、本人の状態像や家庭などの身近な援助資源について助言を受け、長期休業中と学校再開後の支援策について具体的に話し合った。

長期休業中の児童への関わり方に加え、再開後の支援について考えられたことは、休み明け直後の校内体制を整えることに効果的であったと考える。今回、SCの見立ては、具体的な支援策の検討と、学校ですべきことを明確にするために重要だった。この検討によって、児童の安心感に加え、先生方の安心感と安定した関わりにも繋がった。

【事例4】校内研修のための活用事例（ ）＜教育委員会等配置＞

本事例は、「こころのサポート校内研修会」の一環として小学校にて実施された、「社会性に困難を抱える子どもの理解と支援」に関する研修である。主に、自閉症スペクトラム症・ADHDの理解と支援の仕方を学ぶことを目的とし、SCが講師を務め、各学年の担任らをはじめ、特別支援コーディネーターや養護教諭、管理職も参加した。まず子どものそだちを、社会性・認識の発達2つの軸で捉える視点を概説し、定型発達・知的障害・ADHD・アスペルガー障害（自閉症スペクトラム）の見取り図を整理した。次いで、社会性に困難を抱える自閉症児の臨床事例を紹介した。支援者の基本姿勢として、第一に「子どもの見ているものを共に見ること」、第二に対面ではなく「子どもと横並びに立つこと」、第三に「子どもが微かでも興味を示すものや遊びに注目すること」を呈示した。その興味の対象が徐々に形を成し、遊びが深まってくると共に、不明瞭であった独語が意味ある発語となり、固かった表情に笑顔が生まれ、学級で教師との交流さえ生じてくるプロセスをSCは紹介した。

加えて、社会性のそだちと臨床事例をつなぐ補助線として「共同注視」の概念を取り上げ、教師と子どもの関係にこれを敷衍した。教室における教師と子どもの関係は、一般的には「相互に見つめ合う」関係であるかのように理解されるが、「互いに同じものを見ようとする」関係とも考えられる。発達心理学ではこれを「共同注視」と呼び、乳幼児における言語・社会性発達の画期と位置付ける。そして学校では「教師の見るものを、子どもが共に見ること（共同注視）」をある程度達成できて、はじめて学級集団での「まなび」が成立する。自閉症スペクトラムとは、この共同注視に発達的な躓きを抱えた障害でもあるため、学校では社会性の困難さが際立ってしまう。

以上の講義内容を総合して、SCは支援の要として、次の点を強調した。つまり、「こちらを見なさい」と教師の見る方向へ子どもの注意を無理に誘導するのではなく、その子ども自身の見つめている先を、まず教師をはじめ支援者が共に見つめようとする、これこそが社会性のそだちを育む上で大切である。また、そこに特別支援教育の意義や、集団における個別支援の必要性が存するという点を、改めて出席者と理解を深めた。講義のあとの質疑応答では、担任らの日頃の悩みや困り感などを共有し、支援のあり方を議論した。その中で、社会性の困難さがある子どもは、姿勢が曲がっていたり、授業中に足を組んだり、体軸や体幹の不安定さも特徴的にみられることが指摘された。つまり、子どものそだちを支援する上では、社会性・認識の軸に加えて、第3の軸として「身体性」を考慮する必要があること、その発達や成長のために教師やSCは何ができるだろうかという課題が導き出された。本事例の校内研修を通して、「答え」だけでなく、新たな「問い」が生じたことこそ、最も意味ある成果であったと考える。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

< 「心とからだの健康観察」集計結果から >

- ・ 本県の「要サポート」（過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している）の児童生徒の割合は年々減少しており、近年は横ばいとなっている。
- ・ 小学校低学年の「要サポート」の割合は高いが、学年進行とともに減少に転じている。
- ・ これらのことから、スクールカウンセラー等の活用により、学校生活の中で適切な心のケアが行われていると捉えることができる。

「要サポート」の児童生徒の割合の推移

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県全体 (%)	14.6	12.6	12.0	11.9	11.5	11.5	11.2	11.2	11.3	11.5
沿岸部 (%)	15.8	13.6	13.6	14.0	13.7	13.3	13.2	12.4	13.1	13.8
内陸部 (%)	14.3	12.3	11.5	11.3	11.0	11.1	10.7	10.9	10.9	11.0

(「心とからだの健康観察」より)

(２) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- ・ 今後更に効果的にＳＣを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをＳＣと協力して実施することができるようにすること。
- ・ 学校内でＳＣがいじめや不登校等の問題に、教職員及び専門機関と連携して対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- ・ 各学校における効果的なＳＣの活用・専門機関との連携について周知していく必要があること。

< 課題の原因 >

- ・ 震災に起因とする様々な環境変化に伴う保護者の持つストレスと、それに伴う児童生徒への影響。
- ・ 学校教職員とＳＣとの連携の在り方。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・ スクールカウンセラーを対象とした研修会の実施
 ＳＣと学校現場で教育相談コーディネーターを務める教員の実践発表をもとにした協議により、児童生徒に対する効果的な対応、支援の在り方、教員との連携についての基本的な考え方を学んだ。
- ・ 学校へのスクールカウンセラー活用についての周知
 「スクールカウンセラー活用指針（令和２年２月改訂）」の配付による周知や、「心とからだの健康観察」実施の際の通知の中でＳＣとの連携の在り方を明示。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- ・ 今後、更に効果的にＳＣを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをＳＣと協力して実施することができるようにすること。
- ・ 学校内でＳＣがいじめや不登校等の問題に、教職員及び専門機関と連携して対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- ・ 各学校における効果的なＳＣの活用・専門機関との連携について周知していく必要があること。

< 課題の原因 >

- ・ 震災に起因とする様々な環境変化に伴う保護者の持つストレスと、それに伴う児童生徒への影響。
- ・ 学校教職員とＳＣ、ＳＳＷ等の専門機関との連携の在り方。

< 解決に向けた取組 >

- ・ スクールカウンセラーを対象とした研修会の実施
希死念慮を有する児童生徒へのＳＣとしての対応について、精神科医及び臨床心理士の講演により学ぶとともに、事例検討をとおして、児童生徒に対する効果的な対応、支援の在り方、教員との連携についての基本的な考え方も学ぶ。
- ・ 学校へのスクールカウンセラー活用についての周知
「スクールカウンセラー活用指針」の配付による周知や、「心とからだの健康観察」実施の際の通知の中でＳＣとの連携の在り方を明示。

宮城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題における，不登校や高等学校の中途退学については，震災前から全国値と比較して高い水準にあり，震災から10年を経た後もその傾向は継続している。地域的には，津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく，沿岸部や他県からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。また，インターネットの普及等を背景とする問題行動の広域化・複雑化や，震災による家庭環境の変化，保護者の監護能力の低下等により，対応や指導に苦慮するケースが増加している。

したがって，児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え，不登校等の問題行動や震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるため，スクールカウンセラーを配置し効果的に対応する。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立学校に配置できるようにしている。また，いずれの校種においても，学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを緊急派遣（追加派遣を含む）ができるようにしている。

- 小学校 : 全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し全小学校に派遣
- 中学校 : 全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置
- 高等学校 : 全ての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置
- 特別支援学校 : 要請のあった県立特別支援学校全てにスクールカウンセラーを派遣

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数（実人数）

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | : 117人 | 中学校 | : 104人 |
| 義務教育学校 | : 2人 | 高等学校 | : 83人 |
| 特別支援学校 | : 25人 | 教育委員会等 | : 16人 |

配置校数

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | : 249校 | 中学校 | : 133校 |
| 義務教育学校 | : 1校 | 高等学校 | : 72校 |
| 特別支援学校 | : 25校 | 教育委員会等 | : 6箇所 |

資格

（1）スクールカウンセラーについて

- | | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 公認心理師 | : 20人 | 臨床心理士 | : 14人 |
| 精神科医 | : 該当なし | 大学教授等 | : 該当なし |

から 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

: 該当なし

- | | | | |
|--------|--------|--------|------|
| の2つに該当 | : 127人 | の2つに該当 | : 1人 |
| の2つに該当 | : 3人 | の3つに該当 | : 5人 |

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で，心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について，1年以上の経験を有する者 3人

大学若しくは短期大学を卒業した者で，心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について，5年以

上の経験を有する者 91人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

該当者なし

の2つに該当するもの 12人

上記 ~ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者

11人

主な勤務形態

単独校 中学校 : 27校(年37回 1回6時間)

義務教育学校 : 1校(年37回 1回6時間)

高等学校 : 72校(年24回 1回6時間)

特別支援学校 : 25校(年10回 1回6時間)

対象校 中学校 : 106校(年37回 1回5時間)

巡回校 小学校 : 249校(年20回 1回5時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー活用の手引及びスクールカウンセラー活用指針を作成し、各校に配布・説明し、周知を図った。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

連絡協議会をスクールカウンセラーと学校担当者合同で行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象 特別支援学校は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため不実施

小・中学校 スクールカウンセラー

高等学校 スクールカウンセラー及び学校担当者

特別支援学校 スクールカウンセラー及び学校担当者

(2) 研修回数(頻度)

小・中学校 連絡会議(年2回), 各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会(年1~2回)

高等学校 連絡協議会(年1回), SC研修会(年1回)

(3) 研修内容

小・中学校

・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る行政説明

・事例についてのグループ協議等

高等学校

・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る行政説明

・コロナ禍での支援の在り方について

・自死の未然防止について

(4) 特に効果のあった研修内容

小・中学校

- ・ 事例検討会を通して、事例の見立ての方法等についての見識を深めることができた。また、講師からの指導助言を受け、スクールカウンセラーの力量を高めることができた。

高等学校

- ・ 事前に自死の予防について学校担当者とスクールカウンセラーとの間で自死の未然防止等について事前に協議してから、当日の講義を受講することとしたため、自死の未然防止について理解を深めることができた。また、学校担当者とSCとで協議した内容をまとめ、配布することにより、各校での協議の内容を共有した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響について様々な視点から話があったことにより、夏休み明けの生徒の心の動きに注意しながら相談に当たることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 (有)・無)

・ 小・中学校

5 教育事務所に「専門カウンセラー」の名称で14人配置(年間70回)

・ 高等学校

県教育委員会高校教育課に2名配置(年間58回配置)

活用方法

- ・ スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助
- ・ 児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリング
- ・ 各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
- ・ スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言
- ・ その他、教育委員会が必要があると認める業務(緊急時の派遣対応)等

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラーが「チーム学校」の一員として、積極的に各学校の教育相談体制づくりに関わる具体的方法を理解すること、意識を高めること。
- ・ スクールカウンセラーが相談を受けた生徒の問題で、一人で抱え込まないようにスクールカウンセラーの横のつながりをつくることや、スーパーバイザーに相談しやすい環境をつくること。
- ・ スクールカウンセラーが「集団守秘義務」に留意しながら、必要な情報を学校と共有し、チームとして生徒及び保護者の支援に当たること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例() < SCの配置形態: 単独校配置 >

元々人付き合いが苦手な生徒で、高校生活にとっても不安があった。そのような中、学校が休校になってしまい、不安がどんどん大きくなり、心身ともに調子を崩し学校に来られなくなってしまった。

生徒本人だけではなく母も継続的にカウンセリングを受けた。カウンセリングを継続して受けることを本人が強く望んでおり、本人にとって家族以外の人と話をするいい機会になっている。母も自分の気持ちを聞いてもらういい機会となっている様子である。

カウンセリングに来た際に教職員が声掛けを行うようにし、本人が安心するよう配慮をしている。その結果、徐々に登校する回数が増加してきた。

【事例2】虐待ための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

母親による暴力があり、児童相談所が仲介に入った。現在、本人は親戚宅に滞在している。他人とコミュニケーションをとるのが苦手であり、それを親戚にも指摘され努力している。

本人の継続的なカウンセリングを行い、家庭内の問題や今までの学校生活での心の傷など、本人が自身の理解を深めながら気持ちの整理ができるように進めた。また、学校で得た情報を担任とカウンセラーが共有することにより、学校側とカウンセラーが生徒に寄り添い、生活の安定を図った。教職員、児童相談所、カウンセラーが情報を共有しながら対応した。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

小学校1年生から手伝いを始め、小学校3年生で大人並みの食事作り、家の掃除全般を行っている。小学校5年生の時に、担任から子どもの手伝いの量ではないと母親に話があったが改善はしなかった。現在まで幼い弟と妹の世話をしている。アルバイトもあり、本人も非常につらい状況である。SCを定期的に利用し、アドバイス等をいただいている。

自傷行為、不登校傾向、通院に関する情報を学年会で継続して共有した。母親がスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとつながったことから、母親の相談の支援を通して本人も支援した。医療機関、児童相談所、町の子ども家庭課、健康福祉課保健師との連絡も取りながら、多くの場所から支援していただけるよう配慮した。

【事例4】校内研修における活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

「学校場面における自死の未然防止について～ハイリスク生徒の理解と対応～」と題し教職員対象の校内研修会を実施した。自死の傾向やその背景、予防するためにどのような点に留意していったらよいか等について理解を深めるよい機会となった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等により、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることができた。
- 生徒の問題が複雑化する中で、家庭環境に関する問題も増加している。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの来校日を合わせ、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談担当と情報共有を行い、生徒の日常生活の観察や、家庭との連携に生かした。
- 多様化する障害や問題行動に対する教職員の相談も増えてきており、学校のみ視点ではない支援の方策を考え、関係機関等と連携しながら、生徒及び保護者を支援することができた。

相談人数					
小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	合計
19,449 人	15,141 人	688 人	10,281 人	1,183 人	46,742 人

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- 震災による直接的・間接的な影響により、当面の間は同規模程度のSC等による教育相談体制を整備する必要がある。
- 相談の希望が多く、早期に相談の予約枠が埋まってしまうことがある。相談件数も増加しているため、情報共有が十分になされていない。

- ・ 家庭環境や家族関係に起因する相談も増加傾向にある。中には保護者の協力が得られない場合もあり、そのようなケースの場合、どのようにして保護者と問題を共有し、保護者の協力を得たらよいか検討する必要がある。
- ・ 障害種別に応じた効果的なスクールカウンセラーの活用方法について探っていく必要がある。

< 課題の原因 >

- ・ 直接的に東日本大震災を経験した児童生徒は年々減少しているが、震災を経験した保護者自身が、その影響から慢性的な貧困や精神的に不安定となっている現状がある。
- ・ 継続した支援が必要な生徒が増えており、新規に支援を要する生徒の相談予約が難しい状況である。
- ・ 保護者自体にカウンセリングに対する抵抗感や、困り感の欠如が存在する。
- ・ スクールカウンセラーの活用方法について、教職員の知識理解が深まっていない。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・ P T A総会やカウンセラー便りを活用しカウンセリングに対して周知するとともに、生徒の支援のための保護者のカウンセリングの利用を訴えた。またスクールソーシャルワーカーと連携をはかりながら、必要に応じて外部機関と連携し支援に当たっている。
- ・ 各種研修会の事例検討等により、保健福祉関係等の機関と連携したケースについて協議しながら、保護者に対する対応力を高めた。
- ・ スクールカウンセラーの効果的な活用に向けた理解促進のための教職員対象の研修会等を実施している。

今後の課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 新型コロナウイルス感染症等，緊急事態における生徒への相談支援について
- ・ 保護者と問題を共有し，家庭の協力を得ながらの組織的支援について

< 課題の原因 >

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，生徒の不安や問題が複雑化，多様化した。学校行事も制限され，生徒のストレスを発散する場が減少した。
- ・ 保護者自体にカウンセリングやケース会議に抵抗感を持っていたり，困り感の欠如が存在する。

< 解決に向けた取組 >

- ・ コロナ禍での支援の在り方について，スクールカウンセラースーパーバイザーの協力を得て，教職員に対し生徒対応の際の留意事項をまとめたものを通知した。また，スクールカウンセラー向けに研修会を実施し，長期休業明けの生徒への対応の留意点を確認した。
- ・ P T A総会や各種面談，定期配布するカウンセラーだよりをとおして，スクールカウンセラーの活用を周知する。

秋田県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・いじめ等の児童生徒の問題行動や不登校の対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をSC又はSCに準ずる者として配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、児童生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。SC等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- ・未配置校については3教育事務所に所属する広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	:	0人
中学校	:	33人
高等学校	:	25人
特別支援学校	:	0人
教育委員会等	:	41人

【配置校数】

小学校	:	0校
中学校	:	107校
高等学校	:	52校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	4箇所

【資格】

SCについて

臨床心理士等（公認心理師） 41人

SCに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人

【勤務形態】

SC

- ・25中学校（年間140時間 週1日4時間×35週）
- ・14中学校（年間105時間 週1日3時間×35週）
- ・37中学校（年間70時間 週1日2時間×35週）
- ・31中学校（年間35時間 週1日1時間×35週）

年間の時数を超えないよう、各校において柔軟に運用可

広域カウンセラー

- ・義務教育課（年間210時間）、3教育事務所に配置（年間300時間×3か所）
未配置校のカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援に対応

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・事業内容やSCの役割、活動例について記載したマニュアル「スクールカウンセラーとともに」を作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小・中学校に配付した。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・SC、SSW、各中学校の教育相談担当者等を対象とした不登校・いじめ問題等対策事業連絡協議会を年1回開催し、SCやSSWの効果的な活用の仕方や、連携の在り方について情報交換及び協議を行っている。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・ 令和 2 年度不登校・いじめ問題等対策事業連絡協議会
年間時数 3 5 時間の新規配置中学校の S C 及び教育相談担当職員（生徒指導主事）等

(2) 研修回数（頻度）

- ・ 年 1 回

(3) 研修内容

- ・ S C の学校における効果的な活用等について情報交換及び協議を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 学校、S C、S S W によるグループ別協議を行い、問題行動や不登校等生徒指導上の諸課題の未然防止・初期対応のための効果的な連携・協働について、共通理解を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置

- ・ 設置なし

(6) 課題

- ・ 小学校における S C のニーズが高まったため、中学校の配置時数が不足するケースがあった。
- ・ 相談希望者が多数のため、必要なタイミングで相談ができない場合があった。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】インターネット上での誹謗・中傷を受けた生徒への支援のための活用事例（いじめ問題）＜SCの配置形態：対象校配置＞

同じクラスの男女で構成したLINEグループにおいて、複数の生徒から傷つく内容を書き込まれたことでトラブルになり、登校しぶりが見られるようになった。SCは初期段階からチーム学校の一員として本人や保護者の相談に乗り、当該生徒の状態に即しながらじっくり話を聞いた上で適切な助言をした。また、学級担任や学年部職員との連絡を密にし、組織対応した。学校が家族からの相談を受けた後、SCを交えてチームで早期対応したため、保護者も学校に対して信頼を寄せるようになり、当該生徒も登校できるようになった。

【事例1】友人関係、学業・進路のための活用事例（友人関係、学業・進路）＜SCの配置形態：対象校配置＞

中学校でSCを招き、1・2年生とその保護者を対象として、「自分のレベル上げ」と題して講話会を実施した。少年漫画になぞらえて人間関係の構築方法や、自己実現に向けた取り組み方、メンタルヘルスの考え方について、指導助言を受けた。また、講話会に接続する形でスクールカウンセラーだよりを発行した。

【事例2】活用事例なし

【事例3】ヤングケアラーと思われる相談のための活用事例（ヤングケアラー）＜SCの配置形態：対象校配置＞

中学校3年生の男子生徒からの相談があり、ヤングケアラーと思われる事案が発覚した。認知症の祖母がいるが、日中は施設に預けられている。夕方、施設から祖母が帰って来た後は、当該生徒が面倒を見なければならない。両親共働きでどちらも帰りが遅いため、受験勉強ができない状況である。

SCは学級担任にこのことを報告するとともに、管理職を交えてコンサルテーションを行った。この後、学校と関係機関（市福祉部）との連携も進み、ケース会議も開催された。学校の管理職及び関係職員、SC、市福祉部の担当者、児童相談所などが連携して支援に当たっている。

【事例3】小学生の姉弟の面倒を見ている生徒のための活用事例（ヤングケアラー）＜SCの配置形態：対象校配置＞

両親が離婚し、本人、母、祖父母、きょうだいで暮らしている中学3年女子のケースである。母、祖父母共に働いており、母、祖母は不規則な勤務形態の職種であったため、当該生徒は小学校低・中学年のきょうだいの面倒をみながら家事をしていた。頭痛や体調不良、睡眠障害が出ていたが、SCが友人関係や学習、進路についての悩みを聞く中で家庭の状況も聞いた。

面談の度に学年部とコンサルテーションを密に行った。学年部には本人のよさを見付けて自己有用感を味わえるような役割を与えることなどの助言を行い、本人の気持ちがつぶれないよう連携をして対応を続けた。家庭の負担を軽減するには至らなかったが、前向きな気持ちをもち続けて進学を果たした。

【事例4】児童による器物破損やいたずらが頻繁に起きる学校への支援（校内研修）＜SCの配置形態：対象校配置＞

写真や掲示物等へのいたずらや落書き、児童個人の持ち物に対するいたずらや窃盗が頻発し、学年集会や保護者集会などを行ってきたが収まらず、行為を行った児童を特定することができなかつたため、夏季休業中にSCを交えて研修会を実施した。SCは、学校としての今後の対策検討の在り方、保護者の理解と協力を得る方法などについての助言を行った。

【４】成果と今後の課題

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・令和２年度から全公立中学校にＳＣが配置となり、相談業務を中心に計画的な活用がなされている学校が多くなった。カウンセリングにより状況が好転した事例も増えており、教育相談の重要性も増している。
- ・相談業務以外に、心のサポート授業や集会での講話、教職員向けの研修会における助言など、工夫した活用が見られた。

(２) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・広域カウンセラーについては、エリアコーディネーターを通して派遣するカウンセラーを選定していたが、その決定に時間がかかっていた。また、人選後に日時等を決めるため、学校が希望する迅速なカウンセリングには至らなかったケースがあった。
- ・中学校においては、生徒の相談活動が少ない学校もある。小学校が学区内の中学校のＳＣを希望する場合、時数のやり取りについて中学校が決定できる裁量があればよい。

< 課題の原因 >

- ・エリアコーディネーターもＳＣを兼ねており、相談業務をしながら調整するため、時間がかかる。
- ・小学校では、中学校へ入学していく児童のことを考えると、進学する中学校に配置されているＳＣとカウンセリングをした方が今後につながるが、別のＳＣが配置となることもあった。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・ＳＣ・ＳＳＷ合同研修会を実施し、研鑽を深めるとともに、各校の教育相談担当者とも顔を合わせて話をする中で、広域カウンセラーを依頼しやすい関係性をもつことができた。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・広域カウンセラーは、その都度、派遣を調整するため、必ずしも同一学区の中学校のＳＣが派遣されるわけではなく、場合によっては様々なカウンセラーが派遣されるので、小中のつながりが薄くなる。
- ・広域カウンセラーの時数が足りず、小学校には時数を制限したり、中学校ＳＣの時数を使ったりして対応した。

< 課題の原因 >

- ・広域カウンセラーの中には、エリアカウンセラーにしか登録をしていないＳＣもあり、派遣依頼をする上で、同一学区の中学校のＳＣと機会を均等にする必要があるのであるから。
- ・ＳＣ（臨床心理士、公認心理師等）の人員が不足しているから。

< 解決に向けた取組 >

- ・エリアカウンセラーにしか登録していないＳＣには、居住地等を踏まえて派遣地域をある程度絞って派遣することで、継続性をもたせる。
- ・広域カウンセラーの時数を増やし、小学校からの相談に即対応できるようにする。

山形県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の諸課題への対応のため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクールカウンセラー等という。）として、小学校・中学校・高等学校に派遣し、学校におけるカウンセリング機能を高めるとともに、スクールカウンセラー等の活用により諸課題の解決を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村立中学校への配置は、拠点校方式（中学校を拠点校として、近隣地域の中学校及び小学校を対象とする方式）とし、スクールカウンセラー等未配置校にも対応できるようにした。また、小学校での活用を推進することで、小中連携の強化、諸課題の改善を図れるようにした。
- ・学区が県内全域である県立中学校への配置は、単独校配置とし、自校の対応に専念できるようにした。
- ・市町村立中学校、県立中学校ともに、2～3名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも1名はスクールカウンセラーを配置することで、スクールカウンセラー同士の情報交換等を可能にした。
- ・高等学校には、県教育委員会で特に必要があると認める6校に配置することで、配置校の課題解決にあたった。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

小学校	：	中学校に拠点校配置したスクールカウンセラー等が対応
中学校	：	76人
高等学校	：	11人
教育委員会等	：	8人（うち、7人は中学校配置を兼ねる）

配置校数

小学校	：	190校
中学校	：	75校
高等学校	：	6校
教育委員会等	：	1箇所

資格

（1）スクールカウンセラー

公認心理師	54人
臨床心理士	61人
精神科医	0人
大学教授等	7人

上記～以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者
2人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	1人
大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	14人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

上記 ~ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と

認められた者

0人

主な配置形態

単独校 1 中学校 (週1日・1回6時間)

6 高等学校 (週1日・1回4時間)

拠点校 7 4 中学校 (週1日・1回6時間)

無配置校、緊急対応 (状況に応じて派遣)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

- ・連絡会議において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、教育相談体制の構築を図っている。また、県内4教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・全県及び県内4教育事務所ごとの研修会において、講師による講演や演習、グループ別研修による効果的な活用事例等の情報交換・意見交換を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーや県独自事業の教育相談員等を対象とした全県研修会、教育事務所毎の研修会を開催し、希望制でスクールカウンセラーの参加を募っている。

(2) 研修回数(頻度)

全県研修会：年1回 教育事務所研修会：年2回

その他、山形県スクールカウンセリング研究会で相談活動に係る資質・能力の向上を図っている。

(3) 研修内容

- ・全県研修会 講演「ケース会議の効果を高めるホワイトボード教育相談とファシリテーション」、分科会
- ・教育事務所研修会 関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例に即した研修
- ・現場で教育相談に携わっている方のニーズを把握し、それに合った研修内容や講師の選定

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置(有・無)

活用方法

スクールカウンセラーとして任命した者のうちから、特に経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置く。エリアカウンセラーは、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等に対する指導・助言(スーパーヴィジョン)を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた専門性の高い研修機会の設定

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒の社会的自立に向けた活用事例（ 不登校 家庭環境 ）＜拠点校配置＞

中学3年の生徒Aは小学校高学年から不登校傾向になっており、中学校入学後も登校できない日が続いていた。中学1年時から生徒A及び母親とスクールカウンセラーとのカウンセリングを定期的・継続的に行った。また、そのコンサルテーションを担当、学年主任、教育相談担当教諭等と行い指導体制等についても連携を取りながら指導・支援を行ってきた。専門的な見地による適切なアセスメントをチームで共有し、それぞれの立場や関係性から生徒Aに対して適切な関わりをもつとともに、学級の友達との交流も無理のない範囲で行えるように支援を行った。さらに中学校卒業後を見据え、生徒A自身が自立していけるように、「自分で決める」ことを大切にし、カウンセリングの機会に生徒Aや保護者にスクールカウンセラーから助言するとともに、学校も保護者も本人が意思決定できるように支援することを確認した。

中学3年時には、授業に参加できる日も少しずつ増え、各種行事にも無理のない範囲で参加することができた。卒業後の進路についても、自分が決めたことをスクールカウンセラー等から後押しされたことで自信と希望をもつことができ、卒業式やその後のホームルームにも参加し、学年の仲間と笑顔で門出の日を迎えることができた。

【事例2】児童虐待の早期発見・初期対応のための活用事例（ 小中連携 児童虐待 ）＜拠点校配置＞

B中学校では、児童虐待の事案についてスクールカウンセラーと教員との情報交換や相談等をこまめに行い、生徒理解や生徒とのかかわり方の改善につなげることができた。また、教育相談員と連携し、全校生徒と面談を行ったことで、子どもたちが抱えている悩みにいち早く気づくことができ、心のケアを迅速に行うことができた。さらには、中学校区内の小学校への相談活動を通して、学区内の子どもが抱えている課題を小中で共有することができた。

そのB中学校において、9月頃、中学2年の生徒Cが家出をしたことから、家庭内での虐待が疑われる状況が警察の事情聴取により判明し、児童相談所との連携により一時保護となった。これを受けて、学校ではスクールカウンセラーや教育相談員とも連携をとって、校内での支援体制を整備・確認し、生徒Cとスクールカウンセラーとの面談を定期的実施し、その状況を関係職員で共有し支援を行った。また、家庭内の問題であるため、市に配置されているスクールソーシャルワーカーとも連携をとり、市の福祉部局や要対協とも情報共有を図りながら、様々な面から支援にあたっている。

【事例3】性的な被害・ヤングケアラーのための活用事例 記載できる事例はない。

【事例4】校内研修のための活用事例（ 校内研修 ）＜教育委員会等配置＞

D地区では各学校における教育相談体制の充実を図るために、毎年カウンセリング経験の豊富なエリアカウンセラーを講師として招聘し、校内研修会を開催している。地区内には複数の小学校から一つの中学校に集まってくる学区もあれば、一小一中の学区もあるため、生徒指導上の課題も多様である。各学校や地域の課題に応じて研修内容を工夫し、学校の教育相談体制の充実に努めている。

E中学校では、教育相談に関する校内の研修会を開催し、そこでエリアカウンセラーが指導・助言を行った。具体的には、「問題行動に対する支援の考え方」等について講義と指導助言を行った。講義や指導助言を通して、問題行動を起こしてしまう生徒やその保護者の思いに心を寄り添わせることが大切であることや、生徒に対する支援等について共通理解を図った上で、焦らず丁寧に進めていくことが大事であることなどを確認した。参加した教員もこれまでの教育相談を見つめ直すことができ、今後の活動の意欲につながる有意義な研修会となった。

【 4 】 成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成 2 7 年度と比較して、平成 2 8 ~ 令和 2 年度のいずれも相談件数が大きく増加している。平成 2 8 年度以降、全県 S C 連絡会議において行っている「保護者や域内小学校への S C の周知徹底」「全校面談の推奨」等により、各校で教育相談体制の整備や相談しやすい環境づくりに取り組んだ成果と考えられる。

S C の配置状況	配置 中学校 校数	相談件数					
		H27	H28	H29	H30	R01	R02
週 1 日 原則 1 日 6 時間	75	5,572 件 (99.5)	9,103 件 (162.6)	8,778 件 (156.8)	10,051 件 (179.5)	12,026 件 (179.5)	12,786 件 (170.5)

相談件数は延べ数で、() は一校当たりの平均相談件数

本県では、一校に 2 ~ 3 名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも 1 名は公認心理師や臨床心理士の有資格者を当てているため、資格等の影響については検証することができない。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・スクールカウンセラー等と教職員の情報交換等の時間確保
- ・全校配置に拡充するための財源確保と人材確保
- ・小中連携の一層の充実

< 課題の原因 >

- ・限られた時間(6時間)の中での相談件数の増加
- ・スクールカウンセラーの有資格者の人材不足
- ・学校間での情報交換・連携不足

< 解決に向け実施した取組 >

- ・記録のファイリング等による情報交換の方法の工夫
- ・県ホームページにおいての公募
- ・域内小学校におけるスクールカウンセラーによる講話等、活用方法の工夫
- ・各地区において、代表のスクールカウンセラーと情報交換する機会の確保

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・スクールカウンセラー等と教職員の情報交換等の時間確保
- ・全校配置に拡充するための財源確保と人材確保
- ・小中連携の一層の充実

< 課題の原因 >

- ・限られた時間(6時間)の中での相談件数の増加
- ・スクールカウンセラーの有資格者の人材不足
- ・学校間での情報交換・連携不足

< 解決に向けた取組 >

- ・連絡会議等における各学校の好事例の共有
- ・関係機関・団体等との連携及び県ホームページにおいての公募
- ・各地区において、代表のスクールカウンセラーと定期的な情報交換と情報発信

福島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している児童・生徒を受け入れている学校等の児童・生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等との連絡調整を行い、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、小・中・高等学校及び特別支援学校に対して、スクールカウンセラーを配置している。

また、中学校に派遣されたスクールカウンセラーは、派遣中学校区内で、スクールカウンセラーが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育の児童生徒全体をカバーするよう配慮している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 135人
中学校（義務教育学校含む）	: 241人
高等学校	: 87人
特別支援学校	: 2人

【配置校数】

小学校	: 135校
中学校（義務教育学校含む）	: 214校
高等学校	: 86校
特別支援学校	: 2校

【資格】

スクールカウンセラーについて

ア 公認心理師	: 116人
イ 臨床心理士	: 107人
ウ 精神科医	: 0人
エ 大学教授等	: 15人

スクールカウンセラーに準ずる者について

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	: 15人
イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	: 23人
ウ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	: 0人

【主な勤務形態】

単独校配置	小学校	135校	（週1日・1回6時間）
	中学校	56校	（週1～2日・1回6～12時間）
	高等学校	86校	（週1日・1回4～6時間）
	特別支援学校	2校	（週1日・1回6時間）
拠点校配置	中学校	158校	（週1日・1回6時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

・年度末に全ての配置校にあてて活動方針等に関する指針を文書で通知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導関連の地区別研修会で事例をもとにSCの活用方法を説明している。
- ・教育相談スキルアップ研修会でコーディネーターを養成し、各校で教職員のリーダーとなっている。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー新任者研修会：今年度新たに S C になった者

域別スクールカウンセラー等研修会（ 6 地区）：小・中・高、特別支援学校に配置された全 S C

福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）：県内配置 S C の希望者

各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内：県内配置 S C の希望者

(2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー新任者研修会：年 3 回

域別スクールカウンセラー等研修会（ 6 地区）：年 1 回

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）：年 1 回

各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内：その都度

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 研修内容

スクールカウンセラー新任者研修会

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにスクールカウンセラーとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラーとしての資質向上を図る。

- ・スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・情報モラル教育（ SNS 等の実態）について

域別スクールカウンセラー等研修会（ 6 地区） R2 年度は中止

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、公立小・中・高等学校及び特別支援学校に配置されたスクールカウンセラー等を対象にして、教育事務所ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラー等の資質向上を図る。

- ・スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・スクールカウンセラー等との個別懇談 など

福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）

スクールカウンセラーの資質向上のため、以前は臨床心理士を対象とした県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会が主催する研修会に、会員以外の準スクールカウンセラーも参加可能とし、より専門性を高めることができる機会を設定している。

- ・講演「 SC 向けコロナアンケートから見えた現状と課題」（ SC 講師）
- ・話題提供「感染症発生時の対応への備え」（ SC 講師）
- ・域別の情報交換

各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内 R2 年度は中止

県教育委員会が主催、講演する生徒指導や心のケア関連の講演会等の案内をスクールカウンセラーにも周知し、課題となっている教育問題や学校の取組について理解を深めることができるよう配慮している。

(4) 特に効果のあった研修内容

福島県スクールカウンセラー合同研修会 (県臨床心理士会主催)

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、域別スクールカウンセラー等研修会が中止となったため、本研修が貴重な研修の場となった。また、準カウンセラーは行政で実施する研修会以外で、地域のスクールカウンセラーと情報交換する機会が持てない状況にある。特に専門性の高い臨床心理士と一緒に研修を行える機会は有意義で、横の連携の強化につながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (有) ・ 無)

活用方法

- ・ 対応が困難なケース等についての助言及び支援
- ・ スクールカウンセラーの研修会等における助言
- ・ 各学校におけるカウンセリング研修会等の教職員に対する助言
- ・ その他、教育事務所長の必要と認めるもの

(6) 課題

児童生徒を取り巻く環境は日々変化し、新たな問題も生まれている。特に、小・中学生においてもスマートフォンの所持率が高まり、長時間使用による生活の乱れや睡眠不足、ゲーム依存やネット依存傾向が見られるなど、学校生活にも大きな影響を与えている。また、潜在的に SNS におけるいじめやトラブルも深刻な問題となっている。このような状況を踏まえ、スクールカウンセラーにおいても、それらの問題に対する知識及び適切に対応できる相談スキルが必要となっている。今後、研修内容の精選と機会の確保が一層重要となる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（不登校）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学1年女子生徒。入学後、1週間程度から「周りの視線が気になって登校できない。視線が怖い。」と登校渋りを始めた。一人っ子ということもあり、母親も大変不安そうであった。本人と母親のカウンセリングを進めるとともに、別室登校を行うようにした。最初は、登校後あいさつだけして下校していたが、カウンセラーと給食を一緒に食べたり、カウンセリングを続けたりするうちに本人の顔からも笑顔が見られるようになり、母親も落ち着いてきた。3学期になり、本人から「教室へ行きたい」と話すようになり、2学年の進級に向けて準備を進めたいと言うようになった。体育や道徳、総合的な学習の時間など、授業内容にもよるが教室へ少しずつ入れるようになった。表情も大変明るくなってきた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

児童相談所や警察から児童虐待の通告を受けた際に、児童本人のカウンセリングを実施し、スクールカウンセラーに話を聴いてもらっている。継続してカウンセリングを行うことで、家庭生活の状況の確認や保護者などから暴力を受けないようにするための自分の行動を考えたり、身の危険を感じたときにどうすればよいかをアドバイスしてもらったりするなどで活用した。

【事例3】性的な被害のための活用事例（性的な被害）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学3年女子生徒。父親から母親への面前DVに小学校中学年から苦しんでいる。3年生になってから、父親から臀部を触られたり、父親が入浴後何も着用しなかったりと、性的な嫌悪感を抱いている。スクールカウンセラーは、5月から当該生徒とカウンセリングを行った。1月からは、父親だけでなく高校受験のストレスも加わり非常に不安定な時期があったが、当該生徒の悩みをしっかりと聴き、適切なアドバイスをし、当該生徒は落ち着いて高校受験を終えることができた。また、母親とともに父親と離れて生活することが決まった。

【事例4】校内研修のための活用事例（校内研修）＜SCの配置形態：単独校配置＞

6月の学校再開時に、全生徒を対象に「コロナウイルスの影響や不安・学習・部活動・友人関係・家族関係・身体症状等」に関するアンケートを実施した。7月に管理職に対して集計による結果報告を行った。その後、詳しい統計分析を行い、夏季休業中に教職員に対して、スクールカウンセラーが講師となって分析結果の報告と生徒への対応について研修会を実施した。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

活用に関するアンケートより

全てのスクールカウンセラーの配置校を対象に活用状況とその効果についてアンケート調査を実施した。

Q1「SCの活動について全職員で共通理解を図っている」100%

Q2「相談内容について、必要に応じて教職員と情報の共有ができています」99.8%

Q3「教職員とSCが互いの信頼関係のもと、協力的に活動できている」98.2%

数値は質問に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合

また、スクールカウンセラーの活用が図られ、効果を上げているとの設問には「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は97.3%であり、具体的な成果として、不登校の減少53.2%、震災、原発事故関係の心のケア30.9%、いじめの減少20.7%等が挙げられている。一方、震災・原発事故以降のデータを見ると不登校の増加傾向は改善されていない。未だ収束を見せない原発事故により、地域が分断され、ふるさとに戻れない児童生徒及び震災と原発事故の影響を残す県内全域の児童生徒にとって、スクールカウンセラーは必要不可欠の存在となっている。

(２) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

震災後9年が経過したが、県内では依然として約10,000人の児童生徒が避難している状況である。ますますチーム学校として児童生徒の支援にあたる必要性を感じる。SC、SSWの資質向上と教育相談コーディネーターの養成が課題である。また、相談者のニーズにあった医療との連携等にも課題がある。

< 課題の原因 >

児童生徒の抱える問題は多様化・複雑化していることに加えて、特別な支援を要する児童生徒の増加に伴い、カウンセリング件数も増加しているが、カウンセラーの資質向上の機会が確保できていない。

< 解決に向け実施した取組 >

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、域別スクールカウンセラー等研修会は中止にしたが、臨床心理士会主催の研修会を周知し、県配置のSCが積極的に研修できる場を設定することができた。研修の中で、コロナ禍における相談体制をテーマに協議したり、相談に関する情報交換を行ったりした。また、学校、SC双方へのアンケートを実施し、回答結果を踏まえて学校のニーズに応じたSCの配置を行った。今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

震災から10年が経過したが、依然として県内に避難している児童生徒が多く存在している。また、震災当時中高生だったものが親になるケースも増えており、学校でカウンセリングを受けるケースも増えていることから、チーム学校として児童生徒の支援にあたる必要性を感じる。引き続きSC、SSWの資質向上と教育相談コーディネーターの養成が課題である。

< 課題の原因 >

児童生徒の抱える問題は多様化・複雑化していることに加えて、特別な支援を要する児童生徒の増加に伴って相談件数も増加しているが、SCの資質向上の機会が確保できていない。

< 解決に向けた取組 >

臨床心理士会主催の研修会を周知し、積極的な研修の場を設定していく。また、学校、SC双方へのアンケートを実施し、回答結果を踏まえて学校のニーズに応じたSCの配置を行っていく。

茨城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解消を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校等に配置し、教育相談体制を充実させる。

（2）配置・採用計画上の工夫

小中学校では、小中連携を強化し、生徒指導上の諸課題に対応するため、原則として中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置した。配置方式は以下のとおりとした。

- ・同一市町村内の中学校1～2校を組み合わせ、162グループを編成。
- ・中学校を拠点校とし、学区の小学校を対象校。
- ・2つの中学校が組んだ場合には、いずれか一方を代表拠点校、もう一方を拠点校とする。

高等学校では、令和2年度より有効なスクールカウンセラーの活用を図るため、各学校の実態等を踏まえ、単独校として、配置・派遣した。また、緊急スクールカウンセラー事業においては、派遣型校とした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数 140人（延べ239人）

配置校数 小学校468校、中学校209校、義務教育学校10校、市立特別支援学校1校
中等教育学校2校、高等学校75校（附属中を含む）

資格

（ア）スクールカウンセラー

- ・公認心理師88人、臨床心理士22人、大学教授等4人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者

- ・大学院修士課程を修了したもので、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者11人
- ・大学若しくは短期大学を卒業したもので、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者15人

主な勤務形態

- ・拠点校：中学校209校、義務教育学校10校（月1～5回・1回3時間又は6時間）
- ・対象校：小学校468校、市立特別支援学校1校（月1～2回・1回3時間又は6時間）
- ・単独校：高等学校77校・・・5校（年32回・1回4時間）、70校（年29回・1回3時間）
中等教育学校2校（年29回・1回3時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー配置事業の実施要項を作成し、各スクールカウンセラー、各学校、各市町村教育委員会に配付した。実施要項には、本事業の目的・配置期間・配置方式・活用方法・勤務形態・配慮事項等について記載した。ガイドラインについては、令和3年度に策定する予定である。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校の教育相談コーディネーターや市町村教育委員会の担当者に対して、上記実施要項の内容とスクールカウンセラーの効果的な活用方法について書面にて伝達した。

（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度のスクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会を中止したため）

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数 (頻度)

年 1 回 (実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止)

(3) 研修内容

「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」を中止したため、書面で通知 (以下はその内容)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえたスクールカウンセラーの効果的な活用例について
- ・休校が継続する中でのスクールカウンセラーの職務と役割について
- ・オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点
- ・臨時休業における S C 及び S S W の活動事例について

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえたスクールカウンセラーの効果的な活用例について
周知したことでよい取組が共有され、臨時休業中においてもスクールカウンセラーがストレスマネジメントについて学校のホームページに掲載したり、学校再開後に行うアンケートを作成したりした。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (有)

- ・緊急時における指導主事等の教育委員会職員に対するスーパーバイズ
- ・新規採用スクールカウンセラーに対する採用前研修

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーと学校との、情報共有のあり方について
- ・校内研修の進め方や授業プログラムの進め方に関する研修について

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】摂食障害のための活用事例（ ）＜拠点校配置＞

[概要]

高1女子生徒A。最近欠席が増えてきたとのことで担任に連れられて来談。最初は友人関係上の悩みを話していたが、生活の様子を詳しく聞いているうちに、数か月前に交際相手と別れてから、食事をしてもすぐに吐いてしまうような状態が続いており、体重も6キロ以上減っていることが判明。「痩せてキレイになれば、誰にも愛されない」との思い込みが強く、太ることへの恐怖心から食べ物や飲み物を口にしても、吸収されないうちに吐いてしまうとのこと。Aの母親はそんな状況に気づいているが、「ちゃんと食べなさい」と怒るばかりで、Aのつらい気持ちを聞いてくれないという。また、学校の友だちに自分の容姿がどう思われているかとても気になり、次第に人が怖くなってきていること、食事が摂れていないため、体力がなくなり、常に体がだるい状態であること等についても話を聞く。以上から、学校に通うことが苦痛となって休みがちになっている、とのことであった。

[対応とその後の経過]

SCと担任で相談し、過食嘔吐が長く続いており、コントロールが効かなくなっていること、体重が大幅に減り体力もないなど身体的にも心配であること、対人不安が高くなっていることなどから、Aの医療機関への受診が適当と判断し、Aの了承を得て、三者面談の際に担任から母親に受診を勧めてもらった。その後ほどなく精神科の病院を受診し、Aは薬を服用しながら登校し、SCとのカウンセリングも定期的に行なった。病院では、Aの母親に対し、Aへの接し方等について助言がなされていたようである。過食嘔吐や登校の状況についてはしばらく一進一退の状態が続いた。SCとAとのカウンセリングの中では、口うるさく厳しい母へのネガティブな気持ちや、もともと自己評価が低く全く自信が持てないことなどが語られるようになり、SCはAの辛い気持ちを受けとめるように努めた。その後Aは、距離を置いていた友人と次第に一緒に過ごすことができるようになり、ある時から「もう吐くのが面倒になった」と食事をして吐かなくても済むことが増えてきた。1年の最後には欠席もほぼなくなり、精神科への通院も終了した。SCとのカウンセリングはその後も継続し、経過をみている。

【事例2】児童虐待のための活用事例（ ）＜対象校配置＞

[概要]

高校1年女子生徒B。Bが中学3年5月、当時の担任に「父と義母の夫婦げんか中に義母をかばったところ、父親から暴力を振るわれた」と相談。小学校4年生の頃から父親と義母はけんかが絶えず、日常的にも些細なことで、義母や祖父母、Bと弟たちに暴言や嫌味を言ったり、物にあたったりすることが多いという。中学校内の関係職員でケース会議を行い、市の児童福祉課、児童相談所へ通告。その後は、父親からの暴言や嫌味な発言などは続いたが、直接、暴力を振るわれることがなかったので、経過措置・経過観察となった。中学校卒業後、BはSCが担当する近隣の高校へ進学。高校でも、担任や養護教諭、教育相談部、SCが連携し、Bの支援を継続して行っていたところ、高校1年の夏休み、父親との口論の中で暴力を受けたと担任に話があった。

[対応とその後の経過]

Bの訴えを受け、校内で生徒指導主事や学年職員、養護教諭、SCでケース会議を開き、情報交換と今後の対応について話し合った。その結果、市の児童福祉課・児童相談所へ高校から通告すること、担任及び学年職員、養護教諭がBの状況を把握し、管理職と情報共有を行うこと、SCがBと面談し、Bの心理的なケアと今後の方策を一緒に考えることが決定した。その後、管理職から市の児童福祉課・児童相談所へ通告を行った。同時期に義弟たちが通う小学校からも市の児童福祉課・児童相談所へ通告があったことから、児童相談所が家族に介入を行った。児童相談所が父親に児童虐待にあたることを伝え、指導を行った。その後、住居を「Bと祖父母」、「義母と義弟たち」、そして、「父親」の3カ所に分けて生活することが児童相談所との話し合いの中で決定された。現在は、元気な様子で高校卒業後の進路実現に向けて、学校生活を送っている。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例() <拠点校配置>

[概要]

< 家族背景 >

一人親世帯の第一子で中学2年女子生徒。親の仕事が忙しいため、下の兄弟姉妹の食事の準備を含めた世話や家事全般をしている。

< 本人の状況 >

家族の世話がある上、本人も周りとは話が合わないなど、集団に馴染みにくい。体調不良を理由にした欠席、遅刻が多く、徐々に、学級での学習に参加できなくなる。ただ、学習意欲はあり、学力も普通以上である。

[対応とその後の経過]

< SCの支援 > d

本人の希望でSCに繋がり、継続で面談対応した。学級に戻すことを目標にするのではなく、「遅刻でも登校する」「別室で学習活動をする」ことを目標にした。その中で、本人の得意なことを学校内外で表現させていく活動を継続支援し、また、学習に対する意欲が落ちないように支えた。徐々に、「大学に行きたい」という本人の将来に対する希望が語られるようになった。

< 学校連携と本人の変化 >

学年主任と相談しながら、学級集団に戻すことを目標にするのではなく、本人が自分に自信を持ち、将来に対し希望が持てるような支援をしていくことを何度も確認した。別室での少人数対応であれば、学習活動ができ、給食の時間も楽しく過ごすことが出来るようになった。欠席も減少した。

【事例4】授業プログラムのための活用事例() <拠点校配置>

[対象学年]

中学1年

[授業までの流れ]

学年主任や教育相談担当教諭等の中で学年の実態について話し合う中で、コロナの影響もあってか、人に対して否定的・攻撃的な言葉を出してしまう生徒が多い、集団としてのまとまりが弱い、といったことが指摘された。その点を踏まえて、「ものの見方・捉え方」は人によって様々であることを実感し、その違いも生かして協力し合う体験をできるような授業プログラムを学年全体で行なうことにした。全体で6クラスだが、3クラスずつに分けて(2時間)実施することとし、感染予防対策のため場所は体育館とした。

[授業の内容]

SCと複数教員によるチーム・ティーチングで授業を進めた。

絵の見え方：パワーポイントで「ルビンの盃」などの複数の見え方がする絵を映し、何に見えるかを話し合う。

「人間コピー機」(描かれている絵を一人一人が見に行き、その情報を伝え合い、協力して絵を描き上げるというゲーム)。最後に各々のグループの絵を全体で見せ合い、その作成過程についてコメントさせている。振り返りシートには「意見をまとめようとしたのは誰?」「みんなを励ましたり、ムードメーカーになったりしたのは誰?」など、グループ内での動きに関する質問項目も入れて意欲づけを行っている。

[実施の効果]

2週間ほど後、国語の授業の中でと類似の内容で指導を行ったが、本プログラムと関連付けて語る生徒も多かった。今回のねらいである「ものの見方・捉え方」について自分と他者との違いを知り、実生活に結び付けて考えることができる生徒も見受けられた。また、生徒が記入した「振り返りシート」は学年の教職員全体で共有し、指導の参考にできるものとなった。

【 4 】 成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和 2 年度 S C 関係事業に係る調査 (学校対象) 結果 [抜粋]

	設 問	調査結果
1	S C を活用した校内研修の実施率	95.7%
2	S C を活用した授業プログラムの実施率	93.8%
3	S C へ対応件数のうち状況が改善した割合	76.7%
4	S C を「チーム学校の一員」と捉えている職員の割合	90.4%

令和 2 年度 S C 関係事業に係る調査 (S C 対象) 結果 [抜粋]

	設 問	十分できている	部分的にはできているが、要検討である	できていない 早急な検討が必要である	できていない 実施が難しい
1	児童生徒・保護者の客観的な情報について、学校から伝達を受けた	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%
2	管理職や教職員に対して、積極的な連携を図るために、具体的に働きかけた	63.6%	34.4%	2.0%	0.0%
3	授業参観や校内巡回を行い、児童生徒理解に努めた	44.2%	48.1%	6.5%	1.2%
4	家庭訪問に同行するなどして、不登校児童生徒や保護者に働きかけた	38.3%	51.9%	7.8%	2.0%
5	校内研修等において、研修資料を提供し、教育相談の在り方等に関する教職員の資質向上に尽力した	39.6%	46.8%	9.1%	4.5%

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度 (令和元年度実践活動事例集) に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

カウンセリングやコンサルテーションのスキルアップなど、S C の資質向上

< 課題の原因 >

S C の研修の機会が少ないこと

< 解決に向け実施した取組 >

集合型の研修が中止される中、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえたスクールカウンセラーの効果的な活用例や学校から情報提供された S C 勤務の好事例を S C に周知するなど、S C の資質向上を図る取組を行った。その結果、「S C へ対応件数のうち状況が改善した割合」が、令和元年度から比較すると 13.8% 上昇した。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

S C の資質向上、校内研修・授業プログラムの内容の充実

S C が自身の勤務について振り返り、学校が S C の活用について点検する機会が年度末に 1 回あるだけであり、S C 活用の効果を十分に向上させられていない。

< 課題の原因 >

S C の研修の機会が少ないこと

< 解決に向けた取組 >

例年、年度末に行っていた S C 活用の状況調査 (学校対象・S C 対象) を年度の間にも行い、各学校や S C が現在の状況を振り返り、さらなる教育相談体制の充実に努められるようにする。

栃木県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

(1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行うことで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

(2) 配置・採用計画上の工夫

小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中一中配置及び中一小配置）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率が低い地区に優先的に配置するなど、計画的な配置拡充を進め、令和2年度に県内全ての公立小中学校に配置が完了した。

また、緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置している。

(3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数 中学校 148名 義務教育学校 3名 高等学校 10名

② 配置校数 小学校 347校（対象校）
 中学校 153校（拠点校148校、対象校5校）
 義務教育学校 3校
 高等学校 23校（拠点校10校、対象校13校）

③ 資格

○ スクールカウンセラーについて

公認心理師もしくは臨床心理士 41名 公認心理師・臨床心理士の2つに該当 64名
臨床心理士・大学教授の2つに該当 2名 大学教授等 4名

○ スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5名
- ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 19名

④ 勤務形態について

- ・ 拠点校方式 279時間（拠点校：中学校148校・義務教育学校3校・高等学校9校）
「年間36週・週1回7時間45分」または「年間34週・週2回4時間＋年間1週・4時間と3時間」
- ・ 3部制高等学校 310時間 「年間40週・週1回7時間45分」

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ 無し

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 栃木県スクールカウンセラー等活用事業リーフレットの作成
- ・ 各教育事務所におけるスクールカウンセラー等活用事業連絡協議会の実施（4月）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回

- ・ 小・中学校・・・教育事務所ごと（7か所）
- ・ 高等学校・・・県教育委員会高校教育課主催

※ この他に栃木県臨床心理士会（現栃木県公認心理師協会）が実施する「学校臨床心理士合同研修会」への参加を周知している。（第1回の研修会では、県のスクールカウンセラー担当者が講話）

また、年に2回、県公認心理師会と県教育委員会で共通理解を図るための打ち合わせを設けている。

(3) 研修内容

- ・ 本事業の内容説明
- ・ 本県における現状と課題について
- ・ 市町教育委員会、学校担当者との打ち合わせ

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ スーパーバイザーによる講話
- ・ 教育事務所・高校教育課のスクールカウンセラー担当による事業説明
- ・ 市町教育委員会スクールカウンセラー担当、スクールカウンセラー、学校担当者による協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有り

○活用方法

- ・ 重大な学校事故等への対応
- ・ 臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- ・ 学校の教育相談体制への助言及び支援
- ・ 学校への総合的援助（いじめ防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む）
- ・ スクールカウンセラー等への適切な指導・援助
- ・ 担当地区の教育相談の向上に資する活動

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラーの資質向上に向けての取組（講話・研修等）を充実させていく必要がある。
- ・ 学校担当者（コーディネーター）の研修機会を確保する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自傷行為に関する活用事例（⑥家庭環境）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

生徒Aが、校内において自傷行為を行った。これまでも、生徒Aは心が不安定なところがあり、担任の教師をはじめ、学年主任、養護教諭等とも面談を実施していた。校内での自傷行為を受け、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施した。カウンセリングを行う中で、自傷行為は小学生の頃から行っていることも分かった。カウンセリングの効果もあり、精神的に安定した後も、継続して支援を行った。

また、生徒Aに対する母親の適切な関わりも重要であると捉え、母親とのカウンセリングを実施した。カウンセリングを終えた母親は、今までの生徒Aに対する態度等を振り返ることができ、学校と家庭が連携して生徒を見守る体制の構築につながった。

【事例2】児童虐待に関する活用事例（⑬児童虐待）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

一緒に生活する祖母から虐待があり、関係機関からの支援を受ける生徒Bは、学校生活に不適應となり、不登校傾向になった。生徒Bを登校させるため、祖母は手をつかんだり、叩いたり、無理に自力で登校させようとしたため、生徒Bは祖母を押し倒してしまった。父親は、同居せず、近所で生活を送っており、スクールカウンセラーによる、生徒B、父親、祖母とのカウンセリングを行い、家庭環境の改善を図っている。また、学校と市教育委員会、福祉部局、スクールカウンセラーがチームとなりケース会議等を行いながら、役割分担を行い対応している。

【事例3】知的障害を伴う性的被害に関する活用事例（⑩発達障害等、⑮性的な被害）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

生徒Cと生徒Dは、知的障害があり、性意識や規範意識能力が低い生徒である。その生徒間において性的わいせつ行為が発覚し、スクールカウンセラーからの専門的な知見よりカウンセリングを行った。また、教員に対して、性癖的な常習性の改善や治療等へ結びつけるための支援方法について助言を行った。また、保護者との対応についても助言を行い、家庭とも連携し、生徒支援に努めた。

【事例4】教育プログラムに関する活用事例（⑩教育プログラム）＜SCの配置形態：対象校配置＞

テーマ：「心の健康とストレスについて」

内容：学校保健委員会において、心の健康とストレスと題し、スクールカウンセラーと教員、児童によるパネルディスカッションを実施した。「ストレスとは何か」、「極度にストレスを感じたときの対処法」、について話し合いが行われ、具体的な対処方法についても例示された。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 公立小中学校全校配置に向け計画的に配置を行い、令和2年度に公立全小・中学校への配置が完了した。
- スクールカウンセラーの配置拡充を行い、教育相談体制の充実を図ってきたことで、児童生徒対象の相談件数、保護者対象の相談件数、教職員対象の相談件数が年々増加している。これらの相談に対して、スクールカウンセラーが関わることで、課題を解決するなどの成果を上げている。

令和2年度相談件数： 生徒対象 13,400件（893件増）
保護者対象 8,392件（407件増）
教職員対象 24,654件（1,745件増） ※（ ）内は前年度比

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールカウンセラーの増員に向け、人材の確保を進めていく必要がある。また、スクールカウンセラーの質を保つためにも、研修会等を通して資質の向上を図っていくことが必要である。

<課題の原因>

- スクールカウンセラーを講師とした教職員に対する研修会が数多く実施されているが、スクールカウンセラーが相談を多く抱えていることで、ここ数年減少の傾向があり、研修機会の確保が困難なことが原因である。（令和元年度 1,621件）

<解決に向け実施した取組>

- 県公認心理師会が主催の研修会が年間3回実施されており、スクールカウンセラーに対して周知を行い、参加を促している。各地区で実施されている連絡協議会においても、研修の参加を働きかけた。
- 県公認心理師会が主催で、スクールカウンセラーを対象とした研修会を実施しており、第1回の研修会において県教育委員会の担当者が講師として研修の必要性について説明するとともに、スクールカウンセラーに対して、研修機会の確保に努めるよう働きかけた。
- ここ数年校内研修会が、減少しているため、栃木県総合教育センターと連携し、学校の教育相談担当者への研修の機会確保について、検討した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールカウンセラーの質を保つためにも、研修会等を通して資質の向上を図っていくことが必要である。
- 校内研修会の実施が減少しており、校内研修会の内容や時間を確保し、学校の教育相談体制の充実を図ることが必要である。

<課題の原因>

- スクールカウンセラーを講師とした教職員に対する研修会が実施されているが、スクールカウンセラーが相談を多く抱えていることと、新型コロナウイルス感染症対策により対面での研修機会を実施する

ことが困難となり減少の傾向がある。（令和2年度 1,564件）

<解決に向けた取組>

- 県公認心理師会が主催の研修会を年間3回の実施し、新人研修を3年目までのカウンセラーを対象に実施する。それぞれの研修会について、スクールカウンセラーへ周知し、引き続き参加を促していく。また、各地区で実施されている連絡協議会においても、研修の参加を働きかけていく。
- スクールカウンセラーを活用した校内研修の開催等を通じた講話や、学校の教育相談体制の充実のため、学校の教育相談担当者の資質の向上も必要である。そのため、総合教育センターと連携し、次年度に向けて学校の教育相談担当者を対象とした研修会の開催について調整していく。

群馬県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談体制の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、さらに家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援の充実のために、公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に専門的な知識・経験を有するSC等を配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等によりSC等の勤務形態を変えて配置している。できる限り同一中学校区の小・中学校に同じSC等を配置し、小・中学校の連携を取りやすくしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置人数>

小学校	: 122人
中学校	: 109人
高等学校	: 36人
中等教育学校	: 2人

<配置校数>

小学校	: 303校
中学校	: 160校
高等学校	: 61校
中等教育学校	: 2校

<資格について>

スクールカウンセラー

・公認心理師	93人
・臨床心理士	73人
・大学教授等	3人

スクールカウンセラーに準ずる者

・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	10人
・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	33人

<主な配置形態>

単独校配置	303小学校	(週1日・1回6時間、年12回、15回、18回、30回、35回)
	160中学校	(週1日・1回6時間、年12回、15回、18回、30回、35回)
	2中等教育学校	(週1日・1回6時間、年28回、年30回)
	61高等学校	(全日制 週1日・1回6時間、年間15回~31回)
		(定時制 週1日・1回2時間、年間10回、18回、35回)
		(通信制 週1日・1回4時間、年間10回)

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

本県の令和2年度「学校教育の指針」の学級経営・生徒指導に関する指導の重点で、「学校内におけるチーム支援」や「学校外の専門家との連携」におけるSC等の役割や活用について記載し、周知を図った。

（記載内容）アセスメントの重要性、支援シート等の活用、外部人材とのつなぎ役としてのSC等の役割研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・小中学校生徒指導対策協議会において、生徒指導担当教諭（生徒指導主事等）に対してSC等活用事業について説明資料を用いて周知した。（感染症拡大防止の観点から紙面開催）さらに、同資料について自校の教職員で共有するよう依頼した。
- ・教育相談体制の充実に向け、SC等、コーディネーター役の教員の役割や、相談体制、ケース会議の具体例等をまとめたリーフレットの作成準備のために、有効活用についての情報収集や協議を行った。

（R3.7月配布）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

SC (スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者)

本県では、名称を「スクールカウンセラー」で統一しているため、以下「スクールカウンセラー (SC)」と記載する。

(2) 研修回数 (頻度)

公立小中学校勤務者と県立高等学校勤務者を同日程で連絡協議会を実施 (年1回)

別途、新規任用者を対象に「スクールカウンセラー事業説明会」を実施

SSWとSCSVによる連絡協議会を開催し、チームとしての生徒指導・児童生徒支援の在り方について事例検討や情報交換を実施。(年1回)

県公認心理師会が主催する研修会において、県教育委員会指導主事が講師を務め、資質向上のための連携を図っている。(年1回)

SVが自主研修会を開催し、資質向上に取り組んでいる教育事務所もある(年7回)。

(3) 研修内容

本県の生徒指導上の課題の把握とSCとの役割について

スクールカウンセラー活用事業の前年度の相談実績と業務に関わる留意点の確認について

多様化する生徒指導上の課題への対応について

外国人児童生徒等への支援について

事例検討会 (教育事務所主催)

- ・学校でのスクールカウンセラーとしての活動で困っていること、疑問に思うことなどを、参加者が一緒に考えていく。
- ・テーマを決めて、講師 (SV等) による講話を聴いたり、情報交換をしたりして学び合う。
- ・学校におけるスクールカウンセラーとしての活動での疑問や困難な事例について、SVへ相談。必要があれば、内容を全SCへメール送信し情報共有する。

(4) 特に効果のあった研修内容

学校の多様化する生徒指導上の課題への対応について、高校教育課指導主事の講話を聴く場を設定したことで、全学校種を通じて学校がSCに期待していることを理解し、効果的な連携の在り方について考えることができた。

外国人児童生徒等の支援についての講話については、言語や文化の違いへの対応等、関心を持つSCが多く、たくさんの質問が出て、今後も情報提供していく必要があると感じた。

事例検討会では、最新のカウンセリング手法等情報交換することができ、とても有益であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置

- ・県内5教育事務所に計8名配置 (2事務所各1名、3事務所2名)
(義務教育対応分) 1教育事務所あたり、年間210時間または180時間
(高校教育対応分) 年間182時間

活用方法

- ・各教育事務所管内の新規任用スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事案が生じた場合の支援

(6) 課題

全スクールカウンセラーを集め、本活用事業の目的の周知や本県が抱えている生徒指導上の課題解決に向けて共通理解を図ることができた。ただし、感染症拡大防止の観点から、協議をする場を設定することができず、SC同士で情報交換を行うことができなかった。今後も、集合型での研修を実施することが難しい状況が予想されるため、動画限定配信による研修会を実施や、Web回答形式のアンケートを実施してSCの意見を吸い上げるなど、準備を進めていきたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小中連携による不登校となった兄妹への支援の活用事例

(不登校、 家庭環境、 小中連携) < S C の配置形態：単独校配置 >

中学生Aと小学生Bの兄妹。両親が子供たちの不登校が心配で面談に繋がった。Aは昼夜逆転しており、ゲーム依存の状態になっていた。父親にWi-Fiを切られると怒鳴ったり、暴れたりすることがあった。Bは洪々学校に通っていたが、欠席が増えてきていた。登校しても教室に入れず、別室や保健室を利用していたが、教職員や友達との関係は良好であった。父方の祖父母と同居しているが、祖父母が厳しく父親と祖父母の関係が悪いという。家族関係を保つ役割まわりをBが担わされているとのことだった。

S C が小・中学校両方に勤務していたことから、早い段階で家庭の状況を把握しており、両校を交えたケース会議を開いて、それぞれの学校で持っている情報を合わせることで、家庭の様子をより理解することができ、小中同一歩調で2人の児童生徒に支援を行うことができた。Aに対しては、学年職員で家庭訪問を行い、1週間に1度の登校を促す声かけを行っていくことや、Bとは毎月の目標を設定して、少しずつ教室に入れるよう関わっていくこととなった。

現在、Aは不定期ではあるが学校に顔を出し、Bは授業へ参加したり、掃除や給食の時間を友達と過ごしたりすることができるようになった。

【事例2】貧困から実家に転居した家庭支援での活用事例(貧困の問題) < S C の配置形態：単独校配置 >

小学生Cは、1学期に他県から母親の事情で転入。転入前の学校でも療育等の支援を受けていた。経済的にも厳しい上、転居先の母親の実家では、母親や祖母が祖父から暴力を受けることもあり、Cも祖父から厳しく叱責を受けるとのことであった。このことがきっかけで母親が面談に来るようになった。

Cには発達上の特性が疑われ、友達関係がうまく築けずトラブルが起こることもしばしばあった。担任も対応に困り、Cとの信頼関係がなかなか築けなかった。そこで学校全体でCの支援を行うためのケース会議を開き、役割分担を確認した上で、それぞれの立場で支援を開始した。担任にはできるところから合理的配慮に取り組むよう助言し、並行して特別支援学級の担任(コーディネーター兼務)や通級担当、養護教諭とも連携を図った。

S C は母親面談で心理的ケアを行いながら、祖父の暴力に対する向き合い方について話すとともに、医療機関を紹介し、Cの発達検査を勧めた。その結果、3学期頃からCは特別支援学級でクールダウンができるようになり、次年度から在籍を情緒学級に移して支援していくこととなった。また友達関係も1学期と比べ安定してきている。母親は、環境の改善と経済的自立を図るため、看護学校へ入学した。今後、S S W の協力も得ながら、家庭環境への働きかけについても検討していきたい。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラーに関する事例は報告なし

【事例4】教育プログラムを効果的に実践するための活用事例(教育プログラム) < S C の配置形態：単独校配置 >

高等学校においては、S C を講師とし、円滑かつ適切な人間関係を築くための講話及びワークショップを学年ごとに計3時間実施した。

1年生は、高校生活がスタートし、様々なストレスが生じやすい時期に安定した気持ちで高校生活を送るために、心の整理の仕方、自分の気持ちとの向き合い方、他人と上手く付き合っていくための距離感について講義にて学んだ。さらに、クラス内でグループワークを行った。2年生は、今の自分の状態や気持ちを理解し、ストレスから距離を取る工夫を行うことでストレスとうまく付き合っていく方法を講義にて学び、クリアリングスペース体験を行った。3年生は、改めてストレスとうまく付き合っていく方法を講義にて学んだ後、自分が持っている力を活かすための体験活動を行った。

講義を受けた生徒からは、「色々な気持ちがあつてよいと話を聞いて安心した。」「今の自分と向き合うことが出来たので良かった。」「今後辛くなったときには、逃げることも大切だということを知った。」などの感想が寄せられ、良好な人間関係構築につながっただけでなく、援助希求能力も高まったのではないかと考えられる。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

教職員の相談技術が向上した学校は、小学校 89%、中学校 93%、高等学校 92%となっており、SCの配置により、児童生徒の不登校の未然防止等の支援に当たる教職員の対応力の向上が図られた。校内の教育相談体制の構築が図られた学校は、小学校 97%、中学校 98%、高等学校 98%となっており、各学校の教育相談体制の充実を図ることができた。

SCが関わった不登校児童生徒の内、小学校 56%、中学校 47%、高等学校 56%の児童生徒の不登校の状況を好転させることができた。

SCを講師とした児童生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会が、県全体で小学校延べ 584回、中学校延べ 309回、高等学校延べ 35回実施された。

(２) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

学校規模や家庭環境、保護者等、学校の実態によっては、限られた勤務時間で多くの業務を受け持っているケースがある。

< 課題の原因 >

生徒指導に関わる他の専門人材（SSW等）との役割分担が明確になっておらず、共通理解が図れていないことが原因であると考えられる。

< 解決に向けた取組 >

- ・新規配置や配置変更のあったSCを中心に配置校訪問を行い、生徒指導及び教育相談担当教諭等コーディネーター役の教員に対して業務内容の焦点化や活用計画・運営体制の工夫について助言した。
- ・同一中学校区の小中学校で、各校の実態に合わせて柔軟に勤務を調整することのできる小中連携配置校を10中学区指定した。
- ・配置形態を年間30回・15回・12回の3パターンから、年間35回・30回・18回・15回・12回の5パターンに増やし、地域や学校の実態に応じた配置形態の工夫を行った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

感染症拡大による臨時休業もあり、SCの相談件数総数は減少しているものの、心身の健康に関する悩みや、家庭環境に関する相談件数は増加した。また、SCが関わりをもった児童生徒のうち、好ましい変化が見られた割合が、令和元年度に比べ低下（小学校：60% 56%、中学校61% 47%）するなど、事案がより複雑化していることから、継続的な支援の必要性が高まっている。コロナ禍であることを踏まえ、児童生徒の心のケアについて、教育相談体制を充実させて対応していく必要がある。

< 課題の原因 >

- ・SCが面談対応に追われ、ストレスマネジメントなどの児童生徒への関わりをもつ機会や、部会等への助言、コンサルテーション等の時間を十分確保できていない状況がある。
- ・限られた勤務回数で効果的な活用を図るためには、コーディネート役の教員が中心となって、面談予約以外にも部会の設定やケース会議の開催等、SCの業務内容を調整していく必要がある。

< 解決に向けた取組 >

- ・SC、コーディネーター役の教員の役割や、相談体制、ケース会議の具体例等をまとめた「教育相談体制の充実に向けたリーフレット」を作成し、各校に配布し、校内研修等で積極的に活用してもらうことでSCの効果的活用の充実を図る。
- ・県教委主催の各種会議、研修の場で、SC、SSW等の役割の理解と効果的な連携の推進の視点から、教育相談体制の充実について指導・助言を行う。

埼玉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができるスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県では、令和元年度から小学校全校に配置した。小学校は8校あたりに1人を配置（5.5週に1回）した。

中学校は不登校生徒数や割合の高い中学校の中から単独配置校を選定し、週1日スクールカウンセラーを配置している。令和2年度は、356校中130校を単独配置校とした。それ以外の226校は2週に1日配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数・配置校数について

小学校 <small>（義務教育学校前期課程含む）</small>	703校	80人（5.5週に1回）
中学校 <small>（義務教育学校後期課程含む）</small>	356校	176人（130校：週1日、226校：2週に1日）
高等学校	26校	17人（全日制16校：2週に1日、定時制10校：週1日）
教育委員会等	6か所	20人（4教育事務所×週5日、県立総合教育センター2か所）

資格について

公認心理師	199人	臨床心理士	192人
精神科医	0人	大学教授等	3人
上記以外のもので自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者			33人
平成31年4月現在の資格確認による			
スクールカウンセラーに準ずる者については、任用なし			

主な勤務形態について

小学校	703校（5.5週に1日配置	8校で年間44日	1日あたり5時間50分）
中学校	226校（2週に1日配置	2校で年間40日	1日あたり5時間50分）
中学校	130校（毎週、1日配置	1校で年間40日	1日あたり5時間50分）
高校（全日制）	16校（2週に1日配置	2校で年間45日	1日あたり5時間50分）
高校（定時制）	10校（毎週1日、拠点校として配置	年間45日	1日あたり5時間50分）
高校（定時制）の対象校は、他に13校			
教育事務所	4所（毎日配置、1日1人、1人につき、年間45日	1日あたり5時間50分）	
スクールカウンセラー配置校以外の高校（全日制）を対象校とする。			
県立総合教育センター（本所：週2日 年間90日 1日あたり5時間50分）			
（分室：週1日 年間45日 1日あたり5時間50分）			

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

活動方針等に関する指針は作成しており、年度当初、実施要綱等とともに、各市町村教育委員会、各学校、各スクールカウンセラーに配付している。

活用方法について問い合わせがあった際は、活動方針等に関する指針を用いて説明している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

研修の実施

- ・年次別研修等、教育相談に関する研修において、スクールカウンセラーの活用について周知。

(4) - 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事対象の会議、市町村教育委員会への訪問等を通じて周知。
- ・教育事務所や市町村教育委員会の指導主事から各学校へ周知。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

埼玉県スクールカウンセラー

第2回研修会は、埼玉県スクールソーシャルワーカーとの合同研修会のため、埼玉県スクールソーシャルワーカーも対象

(2) 研修回数(頻度)

年間2回 (令和2年5月、令和2年7月) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(3) 研修内容

第1回 講演「不登校やいじめの未然防止にむけた対応について」

第2回 講演「ネット・ゲーム依存の理解と対応について」

協議「ネット・ゲーム依存の傾向が見られる児童生徒への対応について」

(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる協議、情報交換)

(4) 特に効果のあった研修内容

上記の研修を計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止した。

例年第2回の研修はスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同で実施し、協議や情報交換の場を設けている。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の大切さが理解されてきている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置(有・~~無~~)

(6) 課題

限られた時間の中、スクールカウンセラーの資質向上につなげるための研修内容の充実

スクールカウンセラー同士の連携をより充実させる場の設定

スクールソーシャルワーカーとの連携した支援を実施するための協議内容の充実

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の健康・保健のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

摂食障害と診断された女子（以下、A）のケースである。Aが痩せていくことに担任が気付き、養護教諭と共に教育相談をする中で「スポーツの成績をよくするために痩せたい」と考えていることがわかる。その後、校内でケース会議を開き、SCからAへの支援について助言を受けるとともにSCの定期的なカウンセリングを実施する。SCとのカウンセリングで、母親の飲酒の量が増えているなど不安定であることがわかり、SCは母親ともカウンセリング実施した。SCは母親との信頼関係を築くとともにAを病院へ通院させることや関わり方についても助言した。その結果、Aは病院へ通院し、治療が始まった。母親も飲酒しないことを約束するなど、生活が落ち着いた。学校は、父親と連携して、Aの支援を続けている。

【事例2】貧困問題のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：対象校配置＞

授業中に落ち着きがなく、友達とトラブルを起こす男子（以下、B）のケースである。管理職とSCによる授業巡回により、Bへの支援が始まる。SCはケース会議で担任にBへの関わり方について助言するとともに月1回の勤務日にカウンセリングを実施するも改善が見られなかった。SCはBから父親と母親の状況を聞き、精神疾患の恐れがあると判断した。SCは母親ともカウンセリングを実施し、信頼関係の構築に努めた。学校は家庭環境の改善のために、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）に訪問を要請した。SCとSSWが情報を共有するとともに母親とも面談することができ、両親の病気のために、仕事がうまくいかず、経済的に困窮していることがわかる。SCはBへの支援を、SSWは関係機関に繋ぐとともに就学援助等の申請を進めた。その結果、Bは落ち着いて学校生活を送れる日数が増えた。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

入学以来一度も登校できず、適応指導教室に週1～2回通級する女子（以下、C）のケースである。母親は、病気を抱えており定期的に通院している。また、母親は学校へ不信任をもっている。Cは、食事や洗濯等の家事を行っており、母親の通院に付き添うこともある。家庭環境に課題があったためSSWが関係機関とつなぎ、家庭環境の改善とともに適応指導教室でCと面談し、信頼関係を築く。その結果、相談室登校ができるようになり、相談員やSCにつながる。SCは、Cのカウンセリングを行うとともに、教育相談部会においてCへの関わり方について助言をする。また、管理職を通じて、SSWとも情報を共有し、Cの支援にあたった。家庭環境の改善と心理的な支援の結果、登校への意欲が高まり、相談室登校の日数が増えた。

【事例4】校内研修のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

生徒及び保護者の抱える問題が、複雑化・多様化している状況を受けて、教職員に対して相談力を向上させるために「カウンセリングマインド」について研修を行った。特に、「貧困問題」を抱える生徒及び保護者への関わり方で、周囲に知られたくない、そう思われることがプライドを傷つけるといったような注意すべき心理的側面について説明し、具体的な関り方について教職員同士で話し合わせた。また、卒業後も見据えて、どのような支援につなげていくべきかについて関係機関との連携の必要性について説明し、SSWの活用について紹介した。教職員の相談力が向上したことは当然のことながら、実際の生徒及び保護者への関わり方や支援について、学校組織としての共通認識を得ることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校配置スクールカウンセラーの増加による、相談件数の増加

- ・平成30年度：1,799件 令和元年度：9,257件 令和2年度：8,091件
- ・令和元年度から小学校全校に配置したことにより、平成30年度と比較し令和元年度、令和2年度は相談件数が増加しており、小学校における活用が定着してきたと推察される。一方で、令和2年度に相談件数が減少したのは、臨時休業が影響したと考えられる。

スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒の調査

- …不登校児童生徒の登校復帰 平成30年度：65.1% 令和元年度：74.2% 令和2年度：69.8%
- …不登校児童生徒の学校外通所 平成30年度：6.0% 令和元年度：4.5% 令和2年度：4.9%
- …、以外の改善 平成30年度：8.9% 令和元年度：9.6% 令和2年度：8.7%
- ・スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒に改善が見られることから、学校の生徒指導部会や教育相談部会と連携して対応しているケースが多いと考えられる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

学校の教育相談体制の充実

自宅にいる心のケアが必要な児童生徒に対しての相談体制の充実

< 課題の原因 >

報告されてくるいじめや不登校等生徒指導上の諸課題について、スクールカウンセラーが効果的に活用されていれば事前に防げたのではないかと思われるケースがみられる。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業によって、心のケアが必要な児童生徒に対しての対応が難しくなった。

< 解決に向け実施した取組 >

スクールカウンセラーの効果的な活用について、各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事に周知。また、市町村教育委員会訪問及び学校訪問時に周知。

臨時休業中にオンラインを活用した教育相談や健康観察の事例を収集し、留意点等をまとめ市町村教育委員会や各学校へ周知。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

オンラインを活用した教育相談体制の充実

ヤングケアラー等子供が抱える課題へ対応と支援

< 課題の原因 >

新型コロナウイルス感染症への感染不安を抱えている児童生徒は対面でのケアが難しい。
児童生徒を取り巻く環境の変化により、児童生徒が抱える課題は多様化複雑化している。

< 解決に向けた取組 >

オンラインを活用した教育相談の事例を各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事に周知する。
ヤングケアラーをはじめ、児童生徒が抱える課題への理解が進むよう研修を実施する。

千葉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校配置7年目となり、165校へ隔週1日の配置を行った。平成26年度は県内5つの教育事務所ごとに均等に7校ずつ配置したが、平成27年度からは各教育事務所管内の小中学校での教育相談体制の状況（各自治体独自のスクールカウンセラー等の配置状況）や問題行動等の状況等を踏まえ、教育事務所ごとに適切な配置数とした。

中学校については、引き続き重点校5校（各教育事務所ごとに1校）には、週2日配置するようにした。

高等学校については、配置校と未配置校をペア化し、おおよそ年間10回程度、配置校から未配置校へ派遣して未配置校での相談ニーズに応えられるようにしている。また、定時制の課程を有する県立高校には全校配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

小学校	: 35人	
中学校	: 224人	義務教育学校2校を含む
高等学校	: 57人	
中等教育学校	: 0人	
特別支援学校	: 0人	
教育委員会等	: 11人	

配置校数

小学校	: 165校	
中学校	: 315校	義務教育学校2校を含む
高等学校	: 85校	
中等教育学校	: 0校	
特別支援学校	: 0校	
教育委員会等	: 6箇所	

資格

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師	229人
臨床心理士	231人
精神科医	0人
大学教授等	7人

上記～以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 15人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 24人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記～以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

主な配置形態

単独校	310中学校	(週1回・1回5～6時間)
	5中学校	(週2回・1回5～6時間)
	165小学校	(隔週1回・1回5～6時間)
	85高等学校	(週1回・1回5～6時間)
県児童生徒課	1箇所	(週1回・1回7時間45分)
教育事務所	5箇所	(週1回・1回6時間)

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー取扱要綱とは別に「活動の指針」を作成し、配布・周知している。5月の全体研修会でスクールカウンセラー及び各市町村教育委員会担当指導主事に周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職を対象とした会議で周知を図る他、各教育事務所主催の研修会で、小学校・中学校・高等学校の生徒指導主事を集め、スクールカウンセラー等の活用を促している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年2回(全体研修会1回、地区研修会1回)

(3) 研修内容

全体研修会(5月)

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、集合開催は行わずに資料配付に変更

地区別研修会(7月~9月) 5教育事務所ごとの計画で実施

- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・不祥事防止について
- ・不登校児童生徒支援チームについて
- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

令和2年度は全体会を中止したため、以下の項目について地区別研修会で周知・説明を行った。

- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について

(4) 特に効果のあった研修内容

地区ごとに分かれての研修会において、それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置(有)

- ・県児童生徒課 1名
- ・教育事務所 10名(各教育事務所2名ずつ)
- ・県立高校 4名

活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言(特に新規採用者は重点的に)
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言
- ・いじめ問題対策支援チーム派遣事業におけるチームの一員として、派遣先の学校職員に助言等
- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

(6) 課題

小中学校の新規スクールカウンセラー採用者を中心に、教育事務所スーパーバイザーの訪問による指導・助言をするようにしたが、教育事務所スーパーバイザーも週1日の勤務のため、日程調整が難しかった。また、高校の新規採用者への対応は、高校配置のスーパーバイザーが学校勤務のため、対応できなかった。

スクールカウンセラーの人数が多い状況ではあるが、全体研修会や地区別研修会で小グループによる事例検討を積極的に行い、個々の抱える事案への対応について意見交換をする中で、各スーパーバイザーとの連携に努めていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小中連携のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

自閉スペクトラム症と診断されているAは、小学校低学年時には、ほとんど授業を受けずに教室の床に転がっていたり、教室を出て空き教室のロッカーに隠れたりする行動が見られていた。その後、自治体教育委員会の教育相談に繋がり、家庭や学校での対応の工夫や本児自身の成長によって、高学年時には教室の自席に座って学習できるようになった。中学校進学に向けて、保護者は進学先の中学校のSCに相談し、それを受けてSCが小学校6年生のAの授業の様子を参観した。SCは、Aの担任と「Aの友人関係」「学力」「普段の生活の様子」「学校の対応の留意点」「中学校で予測される問題」等について情報交換を行った。

SCは小学校訪問後、中学校の特別支援教育コーディネーターや管理職とともに、Aの支援について検討を行った。その結果、中学校ではAが入学する前に、中学校の体験学習（通常学級、特別支援学級）の時間を設けることにし、保護者とAに提案した。保護者の了解のもと、Aは無事体験学習を終えることができ、SCも学習の様子を観察することができた。体験学習後、保護者と中学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、SCで、Aのスムーズな中学校生活のための方策を話し合った。

中学校入学式前日に、Aと保護者に登校してもらい、管理職から入学式の流れを説明し、その後SCとの面談も設定した。SCは、A親子との面談の中で、中学校生活を送るうえでの困った時の対応などについて話し合った。中学校では、Aの入学とともに教育支援計画を策定し、全教職員がAの特性理解と対応について共通理解を持ちながら対応している。また、Aは相談室にきて、SCにいろいろな話をして、気持ちを落ち着かせている。このような取組により、Aは通常学級でみんなと活動している。

【事例2】児童虐待のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

父親の就労状況が不明であり、母親のみ就労しているが、動物を数十匹飼い、劣悪な家庭環境にある中学女子生徒の事案である。家は動物の糞尿がいたるところにあり、制服や学校の鞆にも匂いが染みついている状況だった。そのような環境のためか、遅刻や欠席が多い状態が続いていた。しかし本人や保護者は、この環境下でこれまで生活しているため、特に問題と感じていない。経済的に著しく困窮はしていないようで、食事はできているようだった。

そのため、登校してきた時は、保健室で制服を交換し、養護教諭が洗濯をして、衛生面をサポートしている。また、本人からいつSOSが出ても対応できるように、SCが定期的に関わりを持ち続けている。今年度入学してきた弟が小学校から全欠席であること、周囲の情報や劣悪な家庭環境であることなど、児童虐待（ネグレクト気味）に当たる可能性があることから、管理職、担任、学年、生徒指導、養護教諭、SC、児童相談所でケース会議を行う。担任や学年で定期的に家庭訪問し、弟の状態を確認している。今後も様子を継続的に見守りつつ、情報交換を密にして共通理解を図っている。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学に入学後すぐに女子生徒から面談の依頼があった。その生徒は、小学校6年時に同居していた母方祖母が急逝した際、学区の小学校から心理支援の依頼があったため面談があった。入学時の面談では、「母の精神状態が悪化して何もできない状態のため、家の用事が無い時に部活動に参加したい」と、担任及び部活動顧問にも連絡済みであると話していた。小学校のときの面談では、それまで祖母が家事を担っていたが、それが彼女の役目になったこと、生まれたばかりの双子がいること、母が精神的に不安定になっていることを語っていた。

SCは、生徒との面談後、小学校の時の面談状況も含め、担任らに部活での配慮を求めた。しかしヤングケアラーの概念がまだ学校になく、教育活動の一環である部活動に自分の都合で参加しないのは怠惰と考え、特別な配慮はされなかった。しかしヤングケアラーの概念が学校に入ってくるに従い、この生徒をヤングケアラーとして捉え、支援や対策を考える必要があるとの認識に変化していった。生徒からは、SCとの面談希望が定期的に入っていたため、家庭での様子を含めて、担任への報告だけでなく生徒指導委員会でも報告を行った。

その結果、部活での配慮や、学習時間が取れないことへの学習支援だけでなく、市の関係機関と連携して福祉面での支援も入るようになり、生徒の様子も明るくなっていった。高校進学にあたり、親に金銭的な負担をかけたくないとして定時制高校への進学を希望していたが、母親の体調も職に就けるまでに回復したため、入試直前に全日制の高校に進路を変更し、卒業していった。

ヤングケアラーとして支援をしていくためには、教職員が学校生活の中で、生徒のどの様子をヤングケアラーのサインと感じて受け止め、それを教職員間でいかに共有できるかが重要と感じた。

【事例4】教育プログラムのための活用事例() <SCの配置形態：単独校配置>

「中学1年生のココロとリラクゼーション講話」

A中学校における、中学1年生を対象とした教育プログラムを報告する。毎年度始めSCから管理職に提案をして、了解の上で、教務や学年主任等と開催日程を調整して行っている。令和2年度も同様の手続きを経たが、実施に際しては様々な変更が必要となった。例えば、講話の時期は、新学期始まってすぐではなく、分散登校から平常登校に戻った6月下旬に行った。学年一斉ではなく、SCが各クラスを回って1時間ずつ行った。ペアによるリラクゼーションワークをなくして、全てセルフで行った。

講話の前半はSCの自己紹介であり、SC自身の名前の由来に始まり、臨床心理士やSCについて、また、生徒からの相談の仕方などについての話をした。中盤は、「中学1年生のココロ」と題して、「身体」「学習」「自分」「親」「友人」についての変化が現れてくる話と、テーマ毎に不安や思いなどについて、各自で配付プリントへ記入をして振り返りをしてもらった。後半は、思春期のストレスを乗り切る一助として、ストレス・マネジメントの話をして、2つのストレス対処法を取り上げた。「相談力」で、SOSの出し方教育を念頭に置きながら、相談することの大切さに触れた。「リラクゼーション法」で、椅子座位による肩の上げ下げ課題をセルフで体験してもらった。クラス担任等にも生徒の反応やワークの様子を一緒に感じとっていただき、終了後に振り返りを行った。

中学校へ上がった早い段階で、SCという支える存在を知ってもらえる、自らの心の揺れ動きへの準備態勢を持てる、ストレス対処法を身に付けられる、生徒への理解や関わり方について教職員との共通の土台作りの時間にもなるなどが、本プログラムの効果と考えられる。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校において配置された学校については、隔週配置であるが、1日当たり7.2件の相談件数があった。これは、中学校5.9件、高等学校4.4件に比べて多く、需要があるとともに、積極的な活用が図られていることが分かる。中・高等学校と比較し、保護者からの相談割合が高く、家庭と学校とが連携して児童の抱える問題に対応していく上でも効果的である。また、小学校配置が7年目となったことで、スクールカウンセラーの効果が小学校の中にも認知されてきており、未配置校からの要請に対して対応をした小・中学校配置校の対応件数は1,581件に上った。

高等学校については、配置校数85校に対し未配置校が37校だが、配置校からスクールカウンセラーを派遣して未配置校での相談に対応をした件数は784件で、未配置校1校当たり21.2件の要請に対応して、カバーすることができた。

全体での相談内容としては、不登校に関するものが29.3%と最も多く、次いで心身の健康や保健に関するものが21.7%、家庭環境・発達障害等がともに10.8%となっており、児童生徒や保護者、学校が抱えている問題等にスクールカウンセラーが積極的に関わっている状況である。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・小学校、高等学校未配置校からのニーズに対応したスクールカウンセラー配置の拡充。

< 課題の原因 >

- ・未配置の小学校には、中学校配置のスクールカウンセラーが対応し、対応件数は未配置小学校1校当たり、年間約2.96件であり、そのうち、20回以上対応した中学校が19校という状況だった。
- ・高等学校の未配置校からも不登校や精神的にも不安を抱えた生徒等、スクールカウンセラー活用のニーズが高く、ニーズを配置の充実を目指していく必要がある。
- ・配置校のスクールカウンセラーが未配置校からの要請に対応する上では、配置校での勤務が多忙なことや旅費がかかる等の都合上、原則としては相談者が配置校に赴くことが望ましいとしている。このことでスクールカウンセラーへの相談を遠慮してしまう場合がある。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・配置校及び未配置校にスクールカウンセラー等取扱要綱や指針を配付し、スクールカウンセラーの派遣の手続き等について周知を図った。
- ・スクールカウンセラーの活用実績や問題行動等の状況を総合的に考慮し、小学校及び高等学校の配置校の見直しを図った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・小学校、高等学校未配置校からのニーズに対応したスクールカウンセラー配置の拡充

< 課題の原因 >

- ・未配置校においても、不登校や暴力行為の低年齢化、精神的に不安を抱えた児童生徒等、スクールカウンセラー活用のニーズが高いため。

< 解決に向けた取組 >

- ・スクールカウンセラーの小学校配置の計画的な拡充。
- ・スクールカウンセラーの高等学校配置の計画的な拡充。
- ・高等学校未配置校へ継続的に派遣するための、ペア校方式の拡充。
- ・活動報告書等の分析による、よりニーズに則した配置計画の見直し。

東京都教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。

（東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項より）

（2）配置・採用計画上の工夫

東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱及び東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考した者を「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。

任用期間は1年以内とし、かつ、2会計年度にわたる任用はできない。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数について（延べ人数）

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 3 5 6 人
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 7 1 4 人
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 2 4 7 人

イ 配置校数について

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 2 7 5 校
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 6 2 3 校
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 1 9 1 校

ウ 資格について

公認心理師

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過している者

精神科医

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

なお、～の資格を有する者の人数は以下の通りである。

公認心理師	1 1 3 3 人（臨床心理士資格を有する者を含む）
臨床心理士	1 4 4 7 人
精神科医	1 人
大学教授等	5 人

エ 主な勤務形態について

1校につき年間38日 1日あたり7時間45分勤務

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱、東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項、東京都公立

学校スクールカウンセラー取扱要項実施細目、スクールカウンセラー活用ガイドライン及びリーフレット「会計年度任用職員に変わります」を学校及びスクールカウンセラーに配布し、その内容について周知・徹底するよう、区市町村教育委員会及び都立学校長に依頼した。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

新型コロナウイルス感染症対策の状況を鑑み、例年参集型で開催している新規スクールカウンセラー及び区市町村教育委員会のスクールカウンセラー活用事業担当者を対象とした連絡会を動画配信により実施した。また、学校に向けても生活指導に関する通知や動画等により、スクールカウンセラーの職務内容や学校組織内における位置付け、効果的な活用方法等について理解促進を図った。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ア 都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー
- イ 令和3年度に新規採用予定の東京都公立学校スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

- ア 都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー対象(1回)
令和2年度は感染症のまん延防止のため中止
- イ 都立学校配置の東京都公立学校スクールカウンセラー対象(1回)
令和2年度は感染症のまん延防止のため中止
- ウ 都立学校配置の東京都公立学校スクールカウンセラーのうち、希望者対象(6回)
- エ 令和3年度に新規採用予定の東京都公立学校スクールカウンセラー対象(1回)
令和2年度は動画配信で実施

(3) 研修内容

- ア 管内スクールカウンセラー連絡会
 - ・教育相談体制の更なる充実に向けて
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響とこころの支援について
 - ・感染症対策下における校内教育相談体制について
- イ 新規スクールカウンセラー連絡会
 - ・スクールカウンセラー活用事業の目的について
 - ・教育相談体制の充実におけるスクールカウンセラーの役割と職務について
 - ・学校での勤務を始める際の留意事項について

(4) 特に効果のあった研修内容

都立学校に勤務するスクールカウンセラーの希望者を対象とした連絡会において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う生徒への影響、コロナ禍におけるスクールカウンセラーの役割と校内教育相談の在り方という喫緊の課題を協議テーマに設定することで、参加者の主体的な問題解決を促すことができた。また、同地区に勤務するスクールカウンセラーのつながりを構築する機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

「東京都公立学校スクールカウンセラー」事業として、スーパーバイザーは設置していない。

(6) 課題

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の影響等も考えられるが、令和元年度に比べてスクールカウンセラーへの相談件数が減少している。また、学校によって相談件数に大きな差がある。都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上と、スクールカウンセラーの資質・能力向上の機会確保が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（不登校）＜SCの配置形態：単独校配置＞

当該生徒は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業明けに不登校になった。当該生徒は、コロナウイルス感染症により世界中で多数の死者が出ている事実に対する悲しさや、感染への不安から落ち込むようになり、家に籠るようになったとのことであった。母親も当該生徒の状況に大きな不安を抱えており、かなり動揺している様子が見られた。スクールカウンセラーは母親の気持ちを受け止めるとともに、当該生徒への対応や行動の意味を一緒に考えるとともに、息抜きする時間を意識的に作り、セルフケアを心掛けるよう助言した。母親は次第に気持ちが落ち着くようになり、当該生徒も徐々に登校できるようになった。登校再開後、当該生徒にもセルフケアの大切さやリラクゼーションの方法を伝え、定期的な面談を継続した。その結果、夏休み明けには通常通り登校できるようになった。

【事例2】虐待から児童を守るための活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

コロナ禍による父親の長期的な休業によって家庭内の関わりが密となり、父親から母親へのDV、父親から当該児童への虐待が頻繁に生じるようになった。教室における当該児童の恐怖反応を担当が把握するとともに、スクールカウンセラーとの全員面接でも直接相談があったことにより、虐待の疑いがあることが発覚した。スクールカウンセラーは、当該児童への面接を継続しながら、両親との面接を実施した。面接前後には担任や特別支援コーディネーターと連携するとともに、管理職への報告や指示を仰ぎながら、外部機関への連絡をはじめ、自治体のスクールソーシャルワーカーの活用を図った。チーム学校で、当該児童や両親への支援を継続している。

【事例3】家庭環境の改善における活用事例（ヤングケアラー）＜SCの配置形態：単独校配置＞

当該生徒は母子家庭で育っており、母親は精神障害のため就労が難しく、経済的課題も見られていた。家庭では当該生徒が母親の代わりに家事全般を担い、経済的負担を強いられるときもあった。スクールカウンセラーから当該生徒の祖母や叔母に連絡を取るとともに、学校から役所の障害支援課にも協力を依頼するなど、本家庭への支援体制を整えていった。さらに当該生徒及び祖母や叔母の了承を得た上で、家庭の状況に係る資料を作成し、母親の主治医に情報提供した。結果、主治医から母親に対し子育てについて助言があり、徐々にではあるが、本人を取り巻く環境は改善されている。

【事例4】教育プログラムにおける活用事例（教育プログラム）＜SCの配置形態：単独校配置＞

養護教諭の「コロナ禍における生徒の状況を鑑み、生徒全体の精神的な健康度を上げる取組を行いたい。」という提案から、全校生徒を対象としたリラクゼーションプログラムを企画した。スクールカウンセラーが中心となり、深呼吸、動作法、イメージ法などを組み合わせた約5分間のリラクゼーションを、週2回、朝の時間に校内放送を使って実施した。以前に、強い不安を訴えていた生徒が「不安になったときに、放送の内容を思い出して深呼吸をするなど、混乱せずに気持ちを落ち着けることができるようになってきた。」と話するなど、ストレスを感じたときの対処について、全校生徒に周知することができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

過去3年間の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」の調査結果から、「スクールカウンセラー等の外部の相談員がいじめの発見のきっかけとなった件数」が、平成29年度は100件、平成30年度は200件、令和元年度は209件と年々増加している。都内全公立小・中・高等学校において、小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年を対象とした実施している全員面接等により、児童・生徒とスクールカウンセラーとのつながりをつくり、相談しやすい環境を整備することにより、いじめ問題をはじめとする問題行動等の未然防止や早期対応を図ることができている。

また、令和元年度の調査において、「スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った」と回答した学校の割合は100%であり、都内全公立小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んでいる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 東京都公立学校スクールカウンセラーの資質・能力の向上と、オンラインでの面談に係る検討など、学校における教育相談体制の更なる充実を図る必要がある。

< 課題の原因 >

- ・ スクールカウンセラーとしての力量、学校組織の一員であることへの意識に個人差がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、昨年度末から連絡会の中止が続いたため、直接スクールカウンセラーに組織的対応の在り方や求められる役割等について伝える機会が不足している。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・ 十分な感染症対策を講じた上で、シニア・スクールカウンセラーを講師とした管内連絡会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響とこころの支援の在り方やスクールカウンセラー活動への影響、相談の実施事例等を共有した。
- ・ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実、またスクールカウンセラーの資質・能力の向上を図ることができるよう、都教育委員会が作成した「スクールカウンセラー活用ガイドライン」に基づく動画を配信し、改めて校内における組織づくりや教員との連携等について周知・徹底を図った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施する取組

< 課題の概要 >

- ・ 子供の不安や悩みを解消に導くために、スクールカウンセラーと教員が緊密に連携する体制を確立するとともに、スクールカウンセラー個々の資質を向上させることが必要である。

< 課題の原因 >

- ・ スクールカウンセラーの資質・能力、組織の一員であることへの意識に個人差があること。
- ・ 教育相談体制の構築について、学校間で差があったり、管理職の意識差があったりすること。

< 解決に向けた取組 >

- ・ 校長やスクールカウンセラー対象のそれぞれの連絡会で、解決困難な事例へのチームとしての対応について協議する場を設けるなど、学校の相談体制の一層の充実を図る。

神奈川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校等、児童・生徒の問題行動等の対応にあたって学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラースーパーバイザーを、政令市を除く全中学校、県立高等学校・中等教育学校拠点校及び県教育委員会に配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

[小学校・中学校]

政令市（横浜、川崎、相模原）を除く全 174 中学校に配置（週 1 回）することで、学区内の小学校にも対応している。そのうち、中学校 23 校を重点配置校（週 2 回）としている。また、本県採用 3 年以下のスクールカウンセラーの資質向上や教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーアドバイザーを中核市（1 市）及び 4 教育事務所に、それぞれ 1 名（計 5 名）を配置している。

[高等学校・中等教育学校]

140 校のうち 88 校を拠点校として、1～2 校を 1 学校群とする拠点校方式でスクールカウンセラーを配置し、全校に対応している。（単独配置校は 30 校 [高等学校 28 校、中等教育学校 2 校]）

[県教育委員会]

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）を 1 名配置している。

平成 22 年度から勤務状況評価制度を導入し、県教育委員会が勤務成績優秀と認めるものは原則 2 回まで公募によらない再度の任用ができるものとしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

中学校 : 197 人

高等学校 : 84 人

中等教育学校 : 4 人

教育委員会等 : 6 人

配置校数

中学校 : 174 校

高等学校 : 138 校

中等教育学校 : 2 校

教育委員会等 : 6 箇所（SCAD 5 箇所、SV1 箇所）

資格

（1）スクールカウンセラーについて：

公認心理師のみ : 20 人

臨床心理士のみ : 102 人

公認心理師及び臨床心理士 : 66 人

精神科医 : 0 人

大学教授等 : 0 人

上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 : 0 人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 10人

とを満たす者 6人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

上記～以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者

1人

主な配置形態

単独校 151 中学校 (週1日・1回7時間)

28 高等学校 (週1日・1回7時間、うち1校は週2日・1回7時間)

2 中等教育学校 (週2日・1回7時間)

重点配置校 23 中学校 (週2日・1回7時間)

拠点校 55 高等学校 (月1～2日・1回7時間)

対象校 55 高等学校 (月1～2日・1回7時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーの業務内容や、学校での活用についての指針を示した「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を策定し、各学校に発出している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談コーディネーターの養成研修や、スクールカウンセラー本人による校内研修等を通して、学校の教育相談体制におけるスクールカウンセラーの活用について理解促進を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、小学校・中学校配置のカウンセラー対象の研修については、書面により開催、県立学校配置のカウンセラー対象の研修については全て中止とした。

(2) 研修回数(頻度)

書面による開催：1回

(3) 研修内容

事前に、臨時休業明けに行った取組と教育活動再開後の児童・生徒の心理的課題についての事例を収集し、各事例に対してスクールカウンセラーアドバイザーからの助言を行うとともに、事例集を配付した。

(4) 特に効果のあった研修内容

新型コロナウイルス感染症の影響で集合研修はできなかったものの、スクールカウンセラーアドバイザーによる巡回相談を行うことにより、カウンセラーの資質向上に努めた。(小学校・中学校)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置(有・無)(年60回 1日当たり7時間 年間420時間以内)

活用方法 ・スクールカウンセラーに対する指導・助言

・スクールカウンセラー連絡協議会での指導・助言

・採用1年目のスクールカウンセラーに対するスーパービジョン

・学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

(6) 課題

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、当初予定していた研修を行うことができなかった。しかし、スクールカウンセラーからは協議形態での研修実施を望む声が多く、効果的な研修の実施が課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】性別に違和感のある児童・生徒への支援のための活用事例（心身の健康・保健）

＜SCの配置形態：拠点校配置＞

生徒本人が自身の性別に違和感を持っており、そのことから希死念慮のある生徒に対し、学校内で当該生徒を中心とする相談環境体制の構築をスクールカウンセラーが提案した。担任・養護教諭・教育相談コーディネーターとも連携し、別室登校や面談の機会をつくり、相談しやすい環境づくりに努めた。また、外部機関との連携として、専門医療機関の受診へとつなげることができた。

【事例2】児童虐待防止のための活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

スクールカウンセラーとの面談を通し、虐待が疑われたため、生徒とその家族についてのアセスメントを行い、教職員へのコンサルテーションを実施した。教職員やスクールソーシャルワーカーと連携し関係機関への連絡を依頼、包括的な支援の必要についてアドバイスを行った。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（ヤングケアラー）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

欠席が続いた生徒に対してカウンセリングを行った結果、過去に虐待を受けていたことや幼い兄弟の世話や家事などをするために学校を欠席していることがわかった。生徒本人とのカウンセリングを継続しながら、学校が市（行政）等の関係機関とも連携し両親への支援も行った結果、生徒本人の欠席も少なくなり、高校進学へとつながった。

【事例4】校内研修のための活用事例（校内研修）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

教職員対象の校内研修を複数回実施した。まずは、スクールカウンセラーとのスムーズな連携体制づくりを目的とした研修を実施し、スクールカウンセラーの職務について説明することにより、教員のスクールカウンセラーに対する共通理解を図った。次に、教職員が早期発見・介入できることを目的として、「学校再開後のメンタルケア」をテーマに研修を実施した。スクールカウンセラーとのカウンセリング時間がとれない場合、教育相談チームによる生徒相談ができる体制づくりにつながり有効だった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

[小学校・中学校]

令和2年度の相談件数は、54,485件で、令和元年度より3,549件減少している。内訳は、小学校児童の相談件数が2,426件、中学校生徒の相談件数が13,373件、保護者の相談件数が10,612件、教職員の相談件数が28,074であった。特に、教職員の相談件数については、昨年度よりも5,319件増加しており、学校の支援体制の構築が少しずつ見られ、児童・生徒だけでなく、教職員・学校において、スクールカウンセラーの専門性が学校の中で大きく活用されていることが伺える。

[高等学校・中等教育学校]

令和2年度の相談件数の合計は、140校(161課程)で18,921件であった。昨年度と比較して570件増加している。相談者の内訳は、教職員の相談が9,707件、生徒の相談が7,450件、保護者の相談が1,764件である。相談内容としては、長期欠席・不登校が3,607件と最も多く、次いで友人・異性関係が2,344件、家庭環境が2,287件となっている。相談後、解決・好転した割合については、69.1%となっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・「チーム学校」としての支援体制の構築を進める上で、これまでの関係機関のみでなく、医療や福祉機関との連携についても考えていく必要がある。
- ・多くの学校で相談業務に勤務時間の大半を費やしているため、教職員に対するコンサルテーションの時間や、予防的な取組に時間が割けない状況である。

< 課題の原因 >

- ・週1回の勤務形態では、小学校からの相談の要望に対応しきれしていない。
- ・学校の教育相談体制におけるスクールカウンセラーの活用について、教職員の理解が不十分なところがある。
- ・スクールカウンセラーの配置拡大に伴う採用数の増加に伴い、資質の維持・向上が必要である。
- ・勤務時間に対する相談件数が飽和状態にあるだけでなく、相談内容が多岐に渡り複雑化していることで、継続して面談を行う必要のある生徒が増えてきている。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・全ての子どもたちが存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図るなど、全教職員の共通認識のもと、「魅力ある学校づくり」に取り組んでいる。(小学校・中学校)
- ・引き続き、配置人数の拡大に努めるほか、限られた時間の中で効率的に相談業務等に当たれるよう、学校の教育相談体制の充実を図る。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

[小学校・中学校]

- ・令和2年度は、相談件数は減少したものの、教職員の相談件数は増加(教職員の相談件数は、昨年度よりも5,319件増加)し、相談内容が多岐にわたっていることから、スクールカウンセラーの派遣回数が必要に達している状況にある。
- ・昨年度同様、学校内の支援体制の構築を進めることが課題。これまでの関係機関のみでなく、医療や福祉機関との連携についても考えていく必要があるが、多くの学校で相談業務に勤務時間の大半を費やしているため、教職員に対するコンサルテーションの時間や、予防的な取組みに時間が割けない状況である。

【高等学校】

- ・多くの学校で相談業務にスクールカウンセラーの勤務時間の大半を費やしているが、面接に要する時間が不足し、時機を得た相談に繋ぐことが困難となっている。
- ・教職員へのコンサルテーションやケース会議への参加などの時間を確保することができず、教職員と協働した教育相談体制づくりが困難な状況が続いている。
- ・生徒の相談内容が多様化・重篤化しており、スクールカウンセラー有資格者の人材確保やスクールカウンセラー全体の資質の向上が求められている。

< 課題の原因 >

【小学校・中学校】

- ・相談件数の内訳について、「心身の健康・保健」や「発達障害等」の相談件数が大きな割合を占めてきている。起立性調節障害の悩みや性別に関する悩みについての相談も増えている状況から、医療・福祉分野との連携も不可欠である。
- ・勤務時間に対して、相談件数が飽和状態にあるだけでなく、相談の内容が複雑化しているため、継続して面談を行う必要のある生徒が増えてきている。
- ・教職員の生徒対応に関する相談に対応する件数が増えている。
- ・様々な悩みに対し、自傷行為、希死念慮の児童・生徒に対する相談が増加している。

【高等学校】

- ・カウンセリングが必要な生徒が増加しており、面接に要する時間が不足していることに加え、教育相談体制づくりに要する時間が不足している。
- ・教職員に対するコンサルテーションや支援に向けての的確な助言ができるスクールカウンセラーが不足している。

< 解決に向けた取組 >

【小学校・中学校】

- ・「チーム支援」の好事例を収集・共有することで、組織的・計画的な支援の充実を図る。
- ・引き続き、配置人数の拡大に努めるほか、限られた時間の中で効率的に相談業務等に当たれるよう、学校の教育相談体制の充実を図る。また、開催方法を工夫し研修の機会を設ける。

【高等学校】

- ・配置人数の拡大、勤務時間の拡充に向け予算の確保に努める。
- ・コロナ禍における研修会の実施形態の工夫を図る。

新潟県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ・不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下：SC）を学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 令和元年度からすべての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に配置した。
- ② 小中学校・義務教育学校、特別支援学校においては、中学校区単位を1グループとし、グループごとにカウンセラーを1人配置した。
- ③ 高等学校においては拠点校方式を採用し、全ての学校に配置した。
- ④ できるだけ多くの学校に配置できるよう、臨床心理士等の資格のあるSCだけでなく、SCに準ずる者も含めた計画的な採用をした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置人数> （重複あり）

小学校	87人	中学校	87人	義務教育学校	1人
高等学校	47人	中等教育学校	6人	特別支援学校	9人
教育委員会	0人				

<配置校数>

小学校	341校	中学校	166校	義務教育学校	1校
高等学校	84校	中等教育学校	6校	特別支援学校	34校
教育委員会	0箇所				

<資格>

公認心理師	52人	臨床心理士	55人	精神科医	0人	大学教授等	5人
-------	-----	-------	-----	------	----	-------	----

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・年度当初に、SC事業連絡会を開催し、活動方針や勤務について周知を図った。
- ・令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、例年よりも規模を縮小して開催した。
- ・小・中学校、義務教育学校、特別支援学校については、スクールカウンセラー等、市町村教育委員会担当者、県教育委員会担当者出席し、活動方針等の説明を行った。その後、市町村教育委員会担当から各学校の代表者へ、資料の配付と内容の伝達を行った。
- ・高等学校、中等教育学校については、書面開催とした。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・特になし

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- 小・中学校、義務教育学校、特別支援学校（7月：地域別研修）
 - ・スクールカウンセラー及びカウンセラーに準ずる者
- 高等学校、中等教育学校（9月：全県研修）
 - ・スクールカウンセラー及びカウンセラーに準ずる者
 - ・スクールカウンセラー等配置拠点校及び派遣校の管理職

(2) 研修回数（頻度）

- 年間1回
 - *研修会とは別に4月に「SC等事業連絡会」を実施し、活動方針や勤務について周知を図った。

(3) 研修内容

- 小・中学校、義務教育学校、特別支援学校（7月：地域別研修）
 - ・講義「スクールカウンセラーと学校の効果的な連携について」（県教育庁生徒指導課 臨床心理士）
 - ・グループディスカッション「スクールカウンセラーと学校の効果的な連携について」
 - ・情報交換
- 中等教育学校・高等学校（9月：全県研修）
 - ・グループディスカッション「校内組織とスクールカウンセラーとの連携について」
 - ・情報交換
 - ・講義「SCが会える思春期・青年期の精神疾患の理解と対応」（新潟大学教授）

(4) 特に効果のあった研修内容

同一地区の副校長・教頭及びSCが集まり、情報共有及びグループ協議を行うことで、SC間での連携の促進及び各校においてSCの有効活用を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・**無**）
- 活用方法

(6) 課題（○は成果 ●は課題）

- 令和元年度の反省から、令和2年度は小・中学校、義務教育学校、特別支援学校のスクールカウンセラー等を対象とした研修会を実施することができた。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び新しい生活様式に基づいた行動等により、研修計画に大幅な変更が生じた。今後、三密を避けた会場の設定やオンライン開催等の工夫を行う必要がある。
- スクールカウンセラー等の研修会アンケートからは、研修会に対する肯定的な意見が多く、有効性を確認できた。年1回ではなく、複数回の実施を望む声が多いが、財政面から実現が厳しい状況にある。また、感染症拡大の状況に応じた研修会の運営など、新しい課題が生じている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自傷行為を行った生徒の心のケアについての活用事例（④⑤⑧）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学女子生徒Aは、クラスの仲間と人間関係をうまく構築できず孤独を感じていたこと、友人が別の学校へ進学した寂しさから、自宅自室で自傷行為を行った。

体調不良のため、授業途中で保健室に行き、養護教諭が自傷行為を確認し、認知した。

勤務日にあたっていたスクールカウンセラーとの面談機会をすぐに設定した。Aの状況や困り感を学校職員で共有し、対応について協議した。AとA保護者に医療機関への受診を勧めること、学校内での見守り体制の確認、家庭との連携等について助言した。Aとの定期的な面談、ケース会議への参加等、スクールカウンセラーを活用した。

その後、自傷行為はなくなった。定期的な面談は継続している。

【事例2】虐待被害を受けた生徒についての活用事例（⑬）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学男子生徒Bは、ゲーム依存の傾向があり、夜遅くまでゲームをしているため朝起きることができず、登校を渋ることがあった。Bに対して母親が暴力を振るうことが度々あった。学校は児童相談所へ報告し、情報共有及び連携を図りながら、B及び母親にカウンセリングを勧めた。母親には市の相談員が定期的に連絡を取っていた。Bはカウンセリングを希望しなかったが、スクールカウンセラーと情報を共有し、B及びB母親に関する見立てや対応についての助言を受けた。

児童相談所所員、市の相談員、学校教職員、スクールカウンセラーが連携して支援している。

【事例3】性的被害に対する心のケアのための活用事例（⑮）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学男子児童Cと小学女子児童Dは、Cの自宅で一緒に遊んでいた。CがDを呼び止め、Cは背後からDの体を触った。担任や養護教諭等が事実確認等を丁寧に対応し、C、Dともに学校を欠席することなく登校していたが、Dの心のケアを最優先に考え、D及びD保護者にスクールカウンセラーによるカウンセリングを勧め、面談を実施した。スクールカウンセラーによる見立てや助言等を全職員で情報共有し、児童の見守りを行った。

定期的な面談を継続している。

【事例4】校内職員研修に係る活用事例（⑰）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

県内公立高校において、職員を対象としたカウンセリング研修を実施した。具体的な生徒の事例をもとに、生徒の特性理解、その対応方法等において職員によるグループディスカッションを行った。その後、スクールカウンセラーによる具体的な対応についての助言と生徒理解に関する講義を受けた。とても有意義だったため、次年度も実施予定である。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○令和2年度のS C配置校数と相談件数

	配置校数	相談件数
小学校	341校 (341校)	16,136件 (10,339件)
中学校	166校 (166校)	11,549件 (18,037件)
義務教育学校	1校 (1校)	171件 (344件)
高等学校	84校 (84校)	10,703件 (8,731件)
中等教育学校	6校 (6校)	608件 (583件)
特別支援学校	34校 (34校)	1,573件 (1,764件)

※ () 内は令和元年度の数値

相談件数について、小学校で約6,000件、高等学校で約2,000件増加した。令和元年度と比べると、小学校では不登校に関する相談が約4,000件、心身の健康・保健に関する相談が約500件の増加。高等学校は心身の健康・保健に関する相談が約500件、学業・進路に関する相談が約300件増加している。一方で、中学校においては、約7,000件減少しており、その内、約5,000件は不登校に関する相談の減少であった。しかしながら、中学校での不登校生徒数は減少していない。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による社会不安等もあり、多種多様な悩みや困り感を抱えた相談者が増えている。スクールカウンセラーの役割はこれからも大きくなると考える。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・新たに配置された小学校等で不登校児童の学習支援を依頼する等、S Cの活用方法に係る理解が十分でない面があった。
- ・中学校区の学校間で学校規模、児童生徒数、生徒指導上の諸課題の実状等をもとに、S Cの配置時間を配分していたが、各学校におけるニーズに応じて柔軟にS Cを派遣できるような体制が必要である。
- ・高等学校・中等教育学校においては、希死念慮等のハイリスクな生徒に対する深刻な事案の対応が多いため、S Cの有資格者の人材確保や資質の向上が必要である。

<課題の原因>

- ・令和元年度から新たにS Cを配置した小学校・特別支援学校においては、S Cの職務内容や効果的な活用方法に関する経験が不足している。
- ・公認心理師、臨床心理士の資格を有する者の数が絶対的に不足している。

<解決に向け実施した取組>

- ・S Cの事業連絡会において、すべての学校の代表、市町村教育委員会、S Cに対して、S Cの職務内容や効果的な活用事例について一堂に会して周知する場と、S Cと学校の代表が勤務について直接話し合う場を設けた。
- ・同一中学校区内において、1日の勤務時間を分割することで、学校のニーズに応じたS Cの配置時間となるようにした。
- ・S Cと準ずる者が一堂に会して、資質を高めるための研修内容を工夫するとともに、特に高校においてはハイリスク事案に対する専門の講師による講演会を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・大規模校が集まる中学校区と小規模校が集まる中学校区とではスクールカウンセラー1人あたりの相談者数に差がある。大規模な中学校では相談の日程調整が困難になっている。
- ・希死念慮等のハイリスクな児童生徒が増加している。S Cの有資格者の人材確保や資質の向上が必要である。

<課題の原因>

- ・各校でのスクールカウンセラーの活用が進んでおり、決められた勤務時間及び勤務日数では足りなくなっている。
- ・財政上の問題で、スクールカウンセラー等の増員は難しい。さらに、令和3年8月に学校教育法施行規則の一部改正を受け、幼稚園におけるスクールカウンセラー活用についても検討が必要であり、今後ますます調整が難しくなる。
- ・公認心理師、臨床心理士の資格を取得しようとしている準カウンセラーが増えている。しかし、有資格者数はまだまだ不足している。

<解決に向けた取組>

- ・学校規模を考慮し、スクールカウンセラー配置を見直す。
- ・学校教育法施行規則の一部改正を受け、幼稚園におけるスクールカウンセラー活用に向けた配置方法の検討や人材確保等の準備を進める。
- ・スクールカウンセラー研修会において、希死念慮等ハイリスクな児童生徒の相談について、大学教授または准教授、臨床心理士等による講義を設定する。

富山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内全公立小・中・義務教育学校（小学校177校、中学校75校、義務教育学校2校）にスクールカウンセラーを配置する。

中学校区内での中学校と小学校間の情報共有や連携がスムーズに行われるよう、小中連携型スクールカウンセラーの配置時間の充実を図る。

学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。

県立高等学校拠点校16校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。

県公認心理師協会と連携し、人材確保に努めている。

令和2年度より、会計年度任用職員となり、公募による採用を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数	配置校数
小学校 : 80人	小学校 : 177校
中学校 : 69人	中学校 : 75校
義務教育学校 : 2人	義務教育学校 : 2校
高等学校 : 31人	高等学校 : 16校
教育委員会等 : 14人	教育委員会等 : 2箇所

資格（重複して資格を有している場合の順に整理）

スクールカウンセラー

公認心理師 47人	大学教授等 1人
臨床心理士 11人	～ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 1人
精神科医 0人	

スクールカウンセラーに準ずる者

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 21人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

複수에該当する者及び、地方公共団体が認められた者 1人

勤務形態について

単独校 32小学校 週1時間	61小学校 週2時間	15小学校 週3時間
69小学校 週4時間		
5中学校 週2時間	43中学校 週4時間	1中学校 週6時間

2 6 中学校 週 7 . 7 5 時間

2 義務教育学校 週 7 . 7 5 時間

拠点校 1 6 高等学校 実態に応じて 週 1 日 1 回 4 時間等

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針 (ガイドライン) の策定状況・周知方法

活動方針等に関する指針 (ガイドライン) は策定していないが、それに準じたものとして、リーフレット「 S C & S S W とのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールカウンセラーの役割や活動方針等、学校の教育相談体制の充実について周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校の管理職等を対象として、スクールカウンセラー連絡協議会 (年 1 回)、生徒指導推進会議 (年 2 回)、学校訪問研修等で教職員の理解促進に向けて周知を図っている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、連絡協議会に代えて、関係書類を送付し、事業運営の理解促進を図った。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、市町村教育委員会担当者（ 1 回目のみ）
各校事業担当者（ 1 回目のみ）

(2) 研修回数（頻度）

年 3 回

(3) 研修内容

スクールカウンセラーの役割及び、任務遂行に当たっての留意事項の確認
スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた講演の実施

(4) 特に効果のあった研修内容

○スクールソーシャルワーカーとの合同研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催しなかった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置（有・無）

・経験豊富なスクールカウンセラーをいじめ対策カウンセラーに任命し、S V と兼ねて活用している。

活用方法

・他のスクールカウンセラーの資質向上のため、申請を受けてS V がアセスメントの妥当性やスクールカウンセラーの在り方について助言等を行う。

(6) 課題

スクールカウンセラーの資質・能力に応じた研修内容を組み立てることが難しい。

研修会において講演を行う際の講師人材の確保が難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】精神的な不安から不登校傾向にあった生徒に対する活用事例（不登校、心身の健康・保健）<

SCの配置形態：単独校配置>

- ・中学校1年生の女子生徒Aは、小学校6年生2学期から精神的に不安定で、不登校傾向にあった。
- ・中学校入学後も、欠席をしたり、学校へ来ても腹痛を訴えて授業中に頻りにトイレに行ったりした。
- ・担任は、スクールカウンセラーに本人の様子や関わり方について相談した。
- ・スクールカウンセラーはA及び保護者と定期的に面談を行い、Aの集団生活への不安な気持ちを受け止めるとともに、母親には、本人が新しいクラスや学校生活に慣れるように支える姿勢で、本人が頑張った時に言葉にしてほめるように助言した。
- ・担任はスクールカウンセラーの助言により、自分で目標を立てさせ、それを達成したことを自分で実感できるように支援を行った。
- ・2学期には、Aは欠席することなく、明るい表情で学校生活を送るようになった。

【事例2】母親からの虐待（暴言）により他児とのトラブルが見られる児童に対する活用事例（児童虐待）<

SCの配置形態：単独校配置>

- ・小学校2年生の男子児童Aは、休み時間などに、他児に嫌なことを言ったりからかったりして、それが原因でトラブルとなることが何度か見られた。
- ・個別懇談会で、担任や学年主任から母親に事実を伝えたところ、母親は、Aの下の兄弟の世話もあり、Aには激しい口調で叱ってしまうことや、父親も同じように叱ってしまうという子育ての悩みを打ち明けた。
- ・学校側は、Aと母親にスクールカウンセラーとの面談を勧めた。
- ・スクールカウンセラーは、子育てに悩む母親の気持ちに寄り添いながら面談を行い、信頼関係を築いた。
- ・スクールカウンセラーの助言により、両親ともにAに対して激しい口調で叱らないように心がけた。
- ・こうした変化の中で、Aの他児とのトラブルは見られなくなった。

【事例3】家庭環境が原因で遅刻や欠席が目立つ生徒に対する活用事例（ヤングケアラー）<SCの配置形

態：拠点校配置>

- ・高校1年生の女子生徒Aは、2学期から遅刻や欠席が目立つようになった。
- ・担任がAに事情を聞いたところ、夏休みになって母親が体調を崩しており、父親は仕事が忙しく家にいないことが多いことが分かった。
- ・スクールカウンセラーがAと面談を行ったところ、母親が体調を崩している時は、母親の代わりに家事や、兄弟の世話をしており、遅刻や欠席する場合があると話した。
- ・学校はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えてケース会議を行い、母親の体調が良い時にスクールソーシャルワーカーが家庭訪問し、母親と面談することになった。
- ・スクールソーシャルワーカーが母親と面談したところ、Aに家事等の負担をかけていることに気付き、環境の改善のために、父親と話し合ってみると言った。
- ・その後、スクールカウンセラーがAと面談を行ったところ、家事や兄弟の世話を父親とAが分担して行うようになったことを確認した。Aは家事等の負担が減り、遅刻や欠席がなくなった。

【事例4】児童への心のサポートの基本を理解するための活用事例（校内研修）<SCの配置形態：単独校配置>

- ・A小学校では、2ヵ月間の臨時休校明けの前に、スクールカウンセラーが講師となり、「新型コロナウイルス

ルス流行時における心のサポート」について研修会を実施した。

- ・スクールカウンセラーは、子どもの心の状態について、事例に基づいて、児童への対応の仕方等について講話した。
- ・研修会を通して、教職員は児童に寄り添いながら新型コロナウイルス感染症に対する不安や悩みを緩和させことの大切を改めて確認した。また、児童の状況に応じて、担任だけで抱えることなく、スクールカウンセラーと連携して対応することも確認した。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談等を行った人数（延べ人数）の増加

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための臨時休校措置等の影響により、相談等を行った人数（延べ人数）は減少している。

H29	43,089人	H30	51,589人	R元	53,319人	R2	42,659人
H30に全小中学校にスクールカウンセラーを配置							

学校における教育支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーが、スクールソーシャルワーカーや、学級担任、養護教諭、生徒指導主事等と情報交換を行うことで、気になる児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が置かれた現状、今後の支援の在り方や関わり方について共通理解を図ることができた。このことで、それぞれの立場でできる関わり方や接し方で対応することができ、保護者をもつ悩みや児童生徒が抱える不安等に対するきめ細やかな支援につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーを配置することで、教育的支援が必要な児童生徒へのこれまでの支援の状況や、家庭環境等の情報等について、小中学校間の情報交換や支援の連携がスムーズに行われた。
- ・若手教員で児童生徒理解や保護者の対応に苦慮した場合、Q-Uの結果や生活アンケート、保護者との連絡帳によるやりとり等具体的なものをもとに、スクールカウンセラーの専門的な見地からの意見やアドバイスを受けることができた。助言を受けた若手教員が自信をもって対応することができる等、若手教員の育成につながった。

児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーが守秘義務を踏まえ、第三者的な立場で専門的な視点から助言や支援を行うことが、保護者の間で語り継がれており、保護者は安心して悩み等を相談することができる状態になっている学校が多い。具体的な子どもへの接し方や受け止め方についてアドバイスを受けることで、スクールカウンセラーと保護者との信頼関係が構築され、学校と家庭の連携した支援を効果的に行うケースが多く見られる。
- ・スクールカウンセラーが全校生徒と個人面接を実施している学校では、普段の学校生活における何気ない悩みや不安を気軽に相談できる信頼関係が構築され、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーが、小学校で教育的な支援を行った児童や保護者に対して、中学校での学校生活の様子や小学校との違いなどについて、具体的な話をする事ができた。このことで、中学校に入学後予想される学校不適応にも事前に対応することができ、不登校の未然防止につながった。

職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・全職員が参加する校内研修等で、相談事例を用いた事案対応をもとに「支援の仕方」や「対応の方法」について意見交換の機会をつくり、スクールカウンセラーが講師となって助言する学校が見られた。教職員が児童生徒に対する見方や接し方等の改善や指導力向上を図ることができ、学級や学年運営に生かすことができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・市町村教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣要望が強く、新たな人材の確保など事業の拡充及びスクールカウンセラーの質の向上を図ることが必要である。

< 課題の原因 >

- ・いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の要因に対応するための専門性を有する新たな有資格者を確保するなど人材確保することが難しい。
- ・スクールカウンセラーとしての質の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールカウンセラーの要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・令和2年度より、スクールカウンセラーが会計年度任用職員となり、採用方法などを県のホームページに掲載し公募を行うなど広く周知させることで、新しい人材確保を確保できた。
- ・令和2年度は、学校の教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが参加する合同研修会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催できなかった。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・コロナ禍における不安や悩みへの対応や自殺予防のためのSOSの出し方教育の実施などのために、新たな人材の確保及びスクールカウンセラーの質の向上を図ることが必要である。

< 課題の原因 >

- ・コロナ禍における不安や悩み等へ対応するための専門性を有する有資格者等の人材確保が難しい。
- ・スクールカウンセラーとしての質の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールカウンセラーの要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

< 解決に向けた取組 >

- ・公募方法を工夫し広く周知させることで、専門性を有する有資格者等の新しい人材確保に努める。
- ・学校の教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが参加し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携やSOSの出し方教育についての合同研修会を実施する。

石川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式。
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

拠点校方式

- ・中学校区程度の地域を単位とし、その域内にある学校の中の1校を拠点となる学校（拠点校）としてスクールカウンセラー等を配置し、当該校と域内の他の学校（対象校）を併せて担当する方式。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置校人数について

小学校	:	84人
中学校	:	66人
高等学校	:	18人
義務教育学校	:	2人
教育支援センター	:	7人

※配置校数について

小学校	:	199校
中学校	:	82校
高等学校	:	27校
義務教育学校	:	2校
教育支援センター	:	7箇所

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	53人
②臨床心理士	14人
③精神科医	0人
④大学教授等	3人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年

以上の経験を有する者

3人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

52人

※主な配置形態について

単独校	(週2日・1日3時間)	22中学校
	(週1日・1日4時間)	24中学校・19高等学校
	(週1日・1日3時間)	126小学校・23中学校
	(週1日・1日3時間)	2義務教育学校・8高等学校
	(週1日・1日3時間)	49小学校
拠点校	(週2日・1日3時間)	2中学校
	(週1日・1日4時間)	3中学校
	(週1日・1日3時間)	8中学校
対象校	(月3～4時間)	24小学校
教育支援センター	(月3～5時間)	7箇所

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

・活動方針等に関する指針の策定：策定済み

・事業実施前に、各学校の教育相談担当者(SC担当)とカウンセラー等を招集し、「スクールカウンセラー等活用事業に係る打合せ会」を開催。指針の内容について説明し、確認している。

各学校担当者とスクールカウンセラーとが、実施に向けて事前打合せを行うことで、有効な活用に向けて計画することができる。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・スクールカウンセラー全員を対象とする研修会を実施し、資質向上を図っている。

・石川県教員総合研修センターと連携し、スクールカウンセラーに準ずる者に対して研修の充実を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー67名、スクールカウンセラーに準ずる者52名全員を対象として行うもの。

(2) 研修回数（頻度）

- ・県教育委員会主催の、全員を対象にした研修会・・・年間1回。
- ・県教育委員会主催の、準ずる者を対象とした研修会・・・年間6回。

(3) 研修内容

- ・県教育委員会主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関して専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラー等に対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・インターネットの安全利用についての研修
- ・発達障害についての研修
- ・構成的エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングについての研修
- ・SSWと学校との効果的な連携についての研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（無）

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー等の勤務日や勤務時間に制限があり、十分な研修日を確保することが困難。
- ・スクールカウンセラー等の資質向上を効率よく行うこと。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや外部機関との円滑な連携。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】不登校改善のための活用事例（①不登校⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学生の生徒Aは、欠席も少なく元気に登校し部活動も意欲的に頑張っていた。一斉休校明け1か月後頃から体調を崩して欠席が続くようになり、病院への受診の結果、起立性調節障害と診断された。担任が保護者にスクールカウンセラーとの面談を勧め、生徒Aと保護者との面談を行った。面談では、生徒Aの体調や病状、心境を考慮しながら、保護者に家庭で留意してほしいことを確認した。また、教育相談担当教員を中心に担任や部活動顧問、関係する教員と情報を共有し、生徒Aが登校した際の教員の対応、クラスでの生徒の対応、部活動での対応等の支援策などを確認した。

生徒Aは、スクールカウンセラーとの関係も良好で面談のために登校し、クラスの生徒も温かく受け入れている。定期的に面談を継続し、本人の病状や体調を考慮しながら、保護者とも連携し、支援を続けていく。

【事例1-2】他機関でのトラブル改善のための活用事例（③暴力行為④友人関係）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

小学生の児童Aは放課後保育施設でトラブルを頻繁に起こし、保護者から担任に相談があった。スクールカウンセラーが児童Aの行動観察を行い、担任と情報交換を行った。また、スクールカウンセラーと保護者面談を行った。

スクールカウンセラーから、衝動的な行動がでた場合には落ち着くのを待ってから本人の話を聞き、その後行動について指導するように関わり方を変えてみてはどうかという助言があった。

家庭や学校だけでなく保育施設でも同じ対応がとれるよう、学校から情報共有を行うとともに、複数人の教員で定期的に施設を訪問し児童の様子を観察している。

【事例2】虐待の疑いのある生徒のための活用事例（⑬児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学生Aが家族からの叱責が原因で帰宅を渋っていることを学校が実施するアンケートで発見し、学校と児童相談所が連携して一時保護となった。一時保護解除の際に、学校での相談体制をつくるということで、スクールカウンセラーにつながることとなった。週1回の面談を継続する中で、当初は家庭への不満が中心であったが、本人の抱えている本当の問題点を見つけることができ、本人の気持ちに変化が見られた。

現在、月1回の面談を継続しており、本人の安定につながっている。

【事例3】⑮性的被害、⑯ヤングケアラーの問題に関して記載できる事例はない。

【事例4-1】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜SCの配置形態：単独校配置＞

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、近年、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあることから、スクールカウンセラーを講師として自殺予防研修を全教職員向けに実施した。研修では、「死」に関する言葉を口にするものの意味や対応の仕方について学んだ。普段からの信頼感の共有、生徒の思いに耳を傾ける姿勢、背景を知ることの大切さ、スクールカウンセラーや医療機関との連携、家族の支援など、具体的な内容の研修となった。

【事例4-2】中学校生活に向けた人間関係づくりのための活用事例（⑱教育プログラム）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

小学6年の児童に対して、中学校生活が間近に迫る3学期に担任、養護教諭、スクールカウンセラーが連携し、中学生に向けて人間関係づくりについての授業を行った。授業では、アサーションの体験やロールプレイング、意見交流、不安やストレスへの対処法についての助言などを行った。児童は、中学校生活への不安を軽減することができているようだった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・令和2年度より教育支援センターへの配置（7箇所）ができたことで、相談体制の充実を図ることができた。
- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、不登校やいじめ相談をはじめ、児童虐待や学業不振など、児童生徒の相談に幅広く対応することができた。
- ・令和2年度の相談件数は、前年度とほぼ同じであったが、相談内容別相談件数では、いじめ問題に係る相談が34%減、非行・不良行為に係る相談が45%減となる一方で、暴力行為に係る相談は40%増、家庭環境に係る相談が15%増、心身の健康・保健に係る相談が40%増、発達障害に係る相談は10%の増加が見られた。また、教員が対応に苦慮するケースについては、スクールカウンセラーが関わるケースも増えてきている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・担い手が少ない地域での、スクールカウンセラー等の人材の確保。
- ・経験年数の少ないカウンセラー等に対するフォロー、育成体制の充実。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者を中心とする資質向上。

<課題の原因>

- ・有資格者の自宅が都市部に多いため、通勤距離が長い地域への配置が難しい。
- ・小中学校全校配置に向け、毎年10人前後のスクールカウンセラー等を増員してきた結果、スクールカウンセラー等としての経験の浅い方が増加してくることとなった。

<解決に向け実施した取組>

- ・配置が難しい地域の市町教育委員会と協力し、幅広く人材の確保に務める。その地域は、教員OB等にスクールカウンセラーに準ずる者として配置した。
- ・年度末に、次年度勤務予定のスクールカウンセラーに準ずる者を対象とする研修を実施した。
- ・教員総合研修センターとの連携のもと、スクールカウンセラーに準ずる者が参加できる研修を設定した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・担い手が少ない地域での、スクールカウンセラー等の人材の確保。
- ・経験年数の少ないカウンセラー等に対するフォロー、育成体制の充実。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者を中心とする資質向上。

<課題の原因>

- ・有資格者の自宅が都市部に多いため、通勤距離が長い地域への配置が難しい。
- ・令和2年度では、令和元年度より9人のスクールカウンセラー等を増員した。結果、スクールカウンセラー等としての経験の浅い方が増加してくることとなった。

<解決に向けた取組>

- ・配置が難しい地域の市町教育委員会と協力し、幅広く人材の確保に務める。本年度も、その地域は、教員OB等にスクールカウンセラーに準ずる者として配置している。
- ・年度末に、次年度勤務予定のスクールカウンセラーに準ずる者を対象とする研修を実施する。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者が参加できる研修の場を設定する。

福井県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題行動に対応し、児童生徒や保護者の心のケア、教職員への助言等を行うために心理の専門家を配置し、問題行動等の未然防止や初期対応（早期発見・早期解決）、自立支援等を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置について

- ・小中学校の配置について、単独校以外の中学校を拠点校、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・常駐のスクールカウンセラーを県教育委員会に2名配置し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に3名配置（1名は学校配置SC兼務）し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

○任用について

- ・設置要綱に示す資格を有し、スクールカウンセラーとして採用を希望する者は、別に定める手続きにより教育長に申請するものとする。
- ・教育長は、申請者について面接を行い、任用の可否について総合的に判断する。ただし、良好な勤務実績があつて再任を希望する者については、面接を省くことがある。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 126人
中学校	: 78人
高等学校	: 7人
教育委員会等	: 2人

【配置校数】

小学校	: 187校
中学校	: 75校
高等学校	: 28校
教育委員会等	: 1箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師	12人	
臨床心理士	56人	（ の資格を重複して所持している人は、 の資格者として記載。 ）
精神科医	0人	
大学教授等	1人	
上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者	0人	

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 15人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記～以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 1人

【主な勤務形態】

単独校	13 中学校	(週1日・1回3時間)(週1日・1回4時間)(週1日・1回6時間) (週1日・1回7時間)(週2日・8時間)
	65 小学校	(週1日・1回2時間)(週1日・1回3時間)(週1日・1回4時間)
拠点校	61 中学校	(週1日・1回2時間)(週1日・1回3時間)(週1日・1回4時間) (週1日・1回5時間)(週1日・1回6時間)(週1日・1回7時間) (週2日・8時間)
	7 高等学校	(週1日・1回4時間)(月2回・1回2時間)
対象校	1 中学校	(週2日・1回3時間)
	122 小学校	(年間30時間)(年間36時間)
	21 高等学校	(月2回・1回2時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

福井県教育委員会が策定した活動方針に関する指針「スクールカウンセラーの効果的な活用について」を、年度初めの教育相談業務担当者研修時に配付し、SCの職務の内容や校内における体制づくり等について職員会議等で情報共有を依頼している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

SCによる校内研修を職員会議や長期休業時に実施している。また、SCの校内巡回、SCとTTによる授業、給食の時間を教職員と共有することで、生徒理解が進むことはもとより、SCの職務の理解促進にもつながっている。さらに、教育相談通信等により、SCの活動の周知を行っている。

【 2 】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者研修時）

(2) 研修回数（頻度）

年 3 回（ 4 月・ 8 月・ 1 1 月）

(3) 研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議等

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校の教育相談担当等がグループになり、ロールプレイをして事例検討を行った。各々の立場について考えることができ、より良い連携の在り方について、理解を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置：有 3 名（県教育委員会配置）

活用方法

- ・県内を 2 地域に分け、それぞれが担当している。
- ・緊急の事案や困難な事案等に対応している。
- ・採用年数の短い（ 1 年目・ 2 年目）スクールカウンセラー等へのスーパービジョンを行っている。
- ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等

(6) 課題

配置の拡大により、若いスクールカウンセラーの数が増えてきており、教育相談技術や保護者とのかわり方、教職員との連携等、経験豊富なスクールカウンセラーがもつ知識や技術の伝達が必要である。スクールカウンセラー同士の交流の機会や積極的にスーパーバイズを受けられる仕組みを構築したい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】新学期における児童の不安解消のための活用事例（心身の健康・保健）

< S C の配置形態：単独校配置 >

コロナ禍で、新学期が2ヶ月遅れで始まったことで、特にクラス替えがあった学年は、児童の心の不安定さが懸念された。そこで、教育相談担当とS Cの計画のもと、クラス替えのあった学年全員を対象にした教育相談を実施した。相談の中では、新しい学級に対する不安や友人関係の悩みなどが見られ、担任だけでは見とれなかった児童の内面を把握することができ、より深い児童理解をすすめることができた。また、この面談により、児童にとってS Cが身近な存在になるきっかけにもなった。

【事例2】ネグレクト傾向にある家庭支援のための活用事例（児童虐待、貧困の問題）

< S C の配置形態：単独校配置 >

3人の児童がいる母子家庭で、母親が夜の仕事をしており、ネグレクト状態になっている。児童たちは、朝食を自分たちで用意しており、遅刻が多く不登校傾向となっている。それぞれの担任が、S Cに児童への個別面談を依頼した。S Cは、家庭環境を把握し、学校と情報共有を行った。学校は、S Cからの情報を元に児童相談所と連携をとっている。S Cは、母親との面談を実施し、S S Wや医療機関を紹介し、児童や母親への適切な支援に繋がった。

【事例3】性的な被害を受けた生徒のための活用事例（性的な被害）

< S C の配置形態：対象校配置 >

複数の学校を担当しているS Cが、ある学校の生徒Aからの相談の中で、他の学校の女子生徒Bが性的な被害にあった件を把握した。女子生徒Bはその件について警察に相談していたが、捜査が行われるまではいかず、学校に行かなくなることが多くなった。S Cは、両校の校長および教育相談担当者と情報を共有し、まずは不登校の相談として女子生徒Bと関わった。最初の面談の中で、女子生徒B本人から性的な被害についての話があり、不登校と性的な被害の両方のカウンセリングを行った。女子生徒Bは、その後のカウンセリングで心の整理がついたこともあり、以後は前向きに学校生活に取り組むようになった。

【事例4】新入生対象のストレスマネジメントのための活用事例（校内プログラム）

< S C の配置形態：拠点校配置 >

新入生を対象にひとクラスずつストレスマネジメントをS Cが行った。ストレスをチェックする個別シートを用いることで、生徒は、自分のストレス度について気づき、自分自身の状態について学ぶことができた。また、S Cが、ストレス解消の方法や、ストレスとの付き合い方を紹介した。教職員も、生徒のストレス度チェックシートから、特に配慮すべき状態の生徒を把握することができ、養護教諭等とも生徒支援の連携につなげることができた。さらには、S Cが、周囲にS O Sを出す方法やS O Sを出すことで期待できる効果などについても説明を行った。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校（単独校と拠点校）に対して、年度末に調査研究報告書の提出、および年2回（7月と12月）活用状況調査（スクールカウンセラーへの評価を含む）の提出を依頼している。また、スクールカウンセラーに対し、年2回（7月と12月）自己振り返り調査を実施している。

成果として、学校で行われている定期的な個人面談、グループ面談では、学校生活の不適応の初期発見、児童生徒の変容や人間関係の情報を得ることができ、問題行動等や不登校の未然防止に大いに役立っている。また、スクールカウンセラーは、専門的な知識をもち合わせており、教職員と異なる視点からのアドバイスがあり、生徒理解や生徒指導において、効果を発揮している。さらにケース会議や専門機関との連携に際し、助言はもとより、各機関を紹介したり、機関同士をつないだりと重要な役割を担っている。

<参考>

相談者数推移（実人数）

	児童・生徒	保護者	教職員	その他	計
28年度	7,011	1,162	4,611	390	13,174
29年度	8,366	1,312	5,236	306	15,220
30年度	8,529	1,461	5,933	353	16,276
元年度	8,486	1,623	5,793	360	16,262

県内の問題行動について【国公立】

1000人あたりのいじめの認知件数の推移

H28：11.5件 H29：14.0件 H30：18.7件 R元：17.2件（全国46.5件）

いじめの解消状況推移

H28：86.5% H29：83.1% H30：81.3% R元：85.2%（全国83.2%）

1000人あたりの不登校児童生徒の推移（小中のみ）

H28：10.3人 H29：11.7人 H30：11.6人 R元：13.3人（全国18.8人）

平成28年度～令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・問題行動等や不登校未然防止のための児童生徒向けの教育プログラムや教職員向けの研修会の開催
- ・児童生徒、保護者が相談しやすい教育相談体制の構築

<課題の原因>

- ・コロナ禍も重なり、児童生徒に、自殺予防教育を前提とした未然防止の教育プログラムや教職員の生徒理解の力を磨く研修会が十分に行われていない。
- ・児童生徒、保護者に対してSCや学校の相談体制の周知

<解決に向けた取組>

- ・学校の年間計画に、教育プログラムや教職員の研修会を位置づける。
- ・年度初めのPTA総会等や学校便り、ホームページを利用した児童生徒、保護者に対するSCの紹介や教育相談に関する周知

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・コロナに関する相談が加わり相談件数が増加傾向にある中での、スクールカウンセラーの効果的な活用
- ・問題を抱える児童生徒や家庭に対してケース会議を継続的に開催しての支援

< 課題の原因 >

- ・コロナ禍における学校生活で、漠然とした不安を感じる、無気力になる、集団生活に適応できない、という児童生徒がでてきている。
- ・スクールカウンセラーの面談を調整する段階で、配置時間がほとんど埋まってしまい、急な面談やケース会議の時間の捻出が困難

< 解決に向けた取組 >

- ・児童生徒が気軽に相談できるように、全員面談、スクールカウンセラーの学級訪問等、スクールカウンセラーと触れ合う機会の充実
- ・全教職員がスクールカウンセラーの役割、活用の仕方について共有するなど、各学校における教育相談体制の充実

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り、もって教員の資質能力の向上に資することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

令和2年度は、全公立小学校（166校）、全公立中学校（80校）並びに県立高等学校（12校）に配置した。可能な限り、中学校区単位で同一のスクールカウンセラーを配置することで、義務教育9年間を見通した支援ができるよう体制を整えた。特に、不登校生徒数が多い中学校区のうち、12学級以上の小学校には重点的に小中連携配置を行い、専門的な知見からのアセスメント及び対応が図られるように工夫した。

また、スクールカウンセラーは、配置された当該校を担当するほか、地域や学校の実情により、当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができるようにしている。

さらに、令和2年度より、市町村が設置する教育支援センターへの指導・助言及び相談への対応を行うため、県立教育支援センターに指導的なスクールカウンセラーを配置し、定期的に訪問することにより、通室児童生徒の相談や支援員への指導にも対応している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

小学校 配置校 166校 配置人数 63人 主な勤務形態 1日2～4時間×35週

資格 公認心理師5人、臨床心理士17人、公認心理士師及び臨床心理士37人、大学教授1人

準ずる資格 学校心理士2人、学校カウンセラー1人、大学卒心理相談業務5年以上の経験者3人

中学校 配置校 80校 配置人数 53人 主な勤務形態 1日4～8時間×35週

資格 公認心理師6人、臨床心理士15人、公認心理士師及び臨床心理士33人

準ずる資格 学校心理士2人、学校カウンセラー1人、アドラーカウンセラー1人

大学卒心理相談業務5年以上の経験者2人

高校 配置校 12校 配置人数 10人 主な勤務形態 1日4時間×35週

資格 臨床心理士2人

準ずる資格 産業カウンセラー1人、大学卒心理相談業務5年以上の経験者6人

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

平成19年にガイドラインを策定し、その都度、必要に応じて改訂を行ってきた経緯があるが、令和2年度より小学校への全校配置を行うため、職能団体である臨床心理士会からの助言をいただきながら、内容及び活用上の留意点等を中心に、大幅な改訂を行い、学校の教育相談担当教員に周知した。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職を対象とした研修会において、事業説明を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用目的や意義、違い等などについてガイドラインをもとに説明を行った。

生徒指導主事を対象とした研修会において、事例をもとにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用方法を示し、その専門性の違いについて研修を行った。

【 2 】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者
教育相談担当教員

(2) 研修回数 (頻度)

年 3 回 (5 月 ・ 1 0 月 ・ 1 月)

5 月 : 新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言により中止

1 0 月 : 動画視聴により代替開催

1 月 : 参集及びオンラインによる併用開催

(3) 研修内容

第 2 回 : 活用事例による学習会 (不登校) 、ガイドラインの説明

第 3 回 : 生徒指導の現状及び新型コロナウイルス感染症対策による児童生徒への影響について

(4) 特に効果のあった研修内容

研修内容 : 「生徒指導の現状及び新型コロナウイルス感染症対策による児童生徒への影響について」

- ・ いじめや暴力行為、不登校等の県独自調査を示すとともに、新型コロナウイルス感染症対策による児童生徒を取り巻く状況について、各校の実践等の情報共有を行った。
- ・ 情報端末のオンラインミーティングソフトを活用し、GIGA スクール構想を視野にいたした新しいスタイルの研究協議を行った。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (無)

活用方法

SV は設置していないが、総合教育センター内の県立教育支援センターに指導的なスクールカウンセラーを配置し、スクールカウンセラーの抱えているケースについての相談に対応した。

(6) 課題

ヤングケアラーの問題や家庭の就労状況、感染症対策によるコミュニケーションの在り方、ゲーム・インターネット依存等、児童生徒の置かれている状況が刻々と変化しているため、これまでの考え方にこだわらず、大学や職能団体と連携し、多角的な視点からの児童生徒理解、保護者対応等が求められる。

本県は、東京都や神奈川県から通勤するスクールカウンセラーもいるため、カウンセラー本人の状況及び地域の状況を十分に考慮した上で、柔軟な勤務ができるよう配慮する必要があった。また、オンラインカウンセリングを試みているが、ソフトの安全性等について検証が求められる。

新型コロナウイルス感染症対策により、参集による研修会の実施が困難であるため、動画視聴や Zoom 等によるオンライン研修を試みた。9 0 % 以上の参加者から、高い満足度が得られた一方で、インターネット環境や操作技能等の違いにより、十分な研修とならなかったという意見もいただいている。今後は、開催者並びに参加者相互の機器操作やオンラインミーティングソフトの利用頻度を高くしていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

大模校で相談件数が非常に多いA中学校では、SC勤務日には、常に相談の予約でいっぱいの状態である。特に保護者からの不登校に関する相談が多いため、新規の相談が入りにくい課題があった。

この課題を改善するため、不登校の悩みを抱える保護者から希望を募り、SCがファシリテートすることによる交流会を実施した。最初は参加者が少なかったが、SC便り等で様子を周知することや口コミ等により、参加者が増えていった。また、それぞれの保護者が悩みを共有することにより、保護者相互のコミュニティーができるようになった。

さらに、この取組に教員も参加し、保護者の抱える悩みを学校組織として共有できるようになるとともに、保護者と学校の良い関係が生じている。教員の相談技術のスキルアップにもつながり、SCを含めた学校組織としての相談体制の充実に繋がり、SCの勤務日以外でも交流会が行えるようになっている。

【事例2】児童虐待への支援のための活用事例（虐待）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学校高学年の児童。当該児童は、授業中落ち着きがなく、周囲への粗暴な行動があり、SCへの相談を定期的に行っていた。相談の中で、保護者からの身体的暴力をたびたび受けていることが相談され、虐待を受けていることが発覚した。相談当日、当該児童も家に帰ることを拒んでいたため、SCは、すぐに管理職に報告。学校は自治体の窓口や児童相談所、警察へ通告し、本人はその日のうちに児童相談所に一時保護となった。

一時保護期間中、要保護児童対策地域協議会等のケース会議において、今後の支援体制を協議。保護解除後の当該児童及びその兄弟への心的支援としてSCが継続的にカウンセリングを行うこととなった。

保護解除後も粗暴な行動はなかなか、収まらなかったが、兄弟も含めて定期的にカウンセリングを行うことで、少しずつ、落ち着いた学校生活を取り戻しつつある。

【事例3】性的な被害における活用事例（性的被害）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

性に関する問題行動がたびたびあり、中学生になり表面化した。生徒指導担当の主導により、校内ケース会議をひらき、今後の支援について協議した。担任による全員面接及び当該生徒に対してSCによる定期的なカウンセリングを行うこととなった。同時に、生徒指導担当や担任による保護者への対応の中で、相談できずに強い困り感をもっていたことがわかったため、SCによる保護者のカウンセリングを行った。

親子へのカウンセリングの様子や学校が把握しているこれまでの当該生徒の情報、幼児の頃から関わりのある保健士等からの情報を集約したところ、親子関係に課題が疑われたため、関係機関の支援事業へつなぐ。

支援事業により、保護者の子育てに関する不安感が軽減されるとともに、子育てに関するスキルが得られ、関わり方に変化がみられた。また、SCによる当該生徒へのカウンセリングによっても、心理的な安定が図られ、問題行動がおさまっている。

【事例4】SOSの出し方教育に関する活用事例（校内研修）＜SCの配置形態：対象校配置＞

夏休みの校内研修において、SOSの出し方に関する研修を教職員向けに実施した。

児童生徒の実態として、人間関係に硬さがみられていることを鑑み、エンカウンターを用いた人間関係づくりを取り入れながら、SOSの出し方に関するスキル及び受け取る側のスキル習得を目的に教職員が授業で実践できる内容として研修を行った。

その後、教職員が、SOSの出し方に関する教育の授業実践及び日ごろからのエンカウンターに取り組むことにより、親和的な集団づくりが促されるとともに、場面に応じた出し方に関するスキル、受け取り側のスキルの幅がひろがっている。

本取組を契機に拠点校や近隣の対象校においても実施することとなった。

【4】成果と今後の課題等

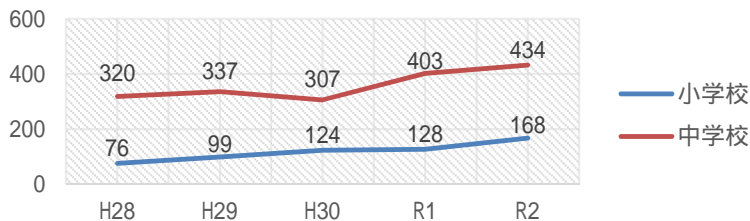
(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

・スクールカウンセラーへの相談状況 (件)

年度	H29	H30	R1	R2
相談件数	15,384	16,176	17,355	19,272

R2年度は、2ヶ月間の臨時休校があったにもかかわらず、相談件数が増加しており、SCへのニーズ、SCが学校に定着していることが伺える。

・不登校児童生徒へのスクールカウンセラーによる支援状況



R2年度よりSCを全公立小・中学校へ配置したことにより、SCからの支援を行った不登校児童生徒数が増加している。

全校配置をした小学校での増加が著しい。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・会計年度任用職員制度の実施に伴い、雇用の在り方や任用条件を整備するとともに、公務員としての服務規律等についての認識を一層高めていく必要がある。
- ・各スクールカウンセラーの資格や臨床経験、専門分野が大きく違っており、実態やニーズに合わせた研修内容の設定が難しい。
- ・スクールカウンセラー同士の交流の機会を多くしたり、積極的にスーパーバイズを受けられたりする仕組みが必要である。

<課題の原因>

- ・スクールカウンセラーが職として安定しない労働環境であること。
- ・スーパーバイザー制度についての知見をえる必要がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・会計年度任用職員制度についての周知を行うことにより、公務員としての側面について理解が得られるよう研修を行った。
- ・職能団体との打ち合わせを定期的に行うことにより、スクールカウンセラーが抱える課題や任用上の問題、研修内容のニーズについて共有し、研修に取り入れた。
- ・総合教育センター内の県立教育支援センターに指導的なスクールカウンセラーを配置することにより、スクールカウンセラーへの指導・助言ができる体制を整えた。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・新型コロナウイルス感染症対策による児童生徒の置かれている状況について、いじめの状況や不登校等の実態の把握が必要である。
- ・スクールカウンセラーが公立小・中学校に全校配置され、配置拡充がされている。今後は、より効果的な活用を行うため組織マネジメントの視点にたった教育相談体制を整える必要がある。

<課題の原因>

- ・新型コロナウイルス感染症対策により、児童生徒のコミュニケーションのあり方、ワクチン接種の状況や家庭の就労状況も異なり、差別や偏見、いじめ等の態様が変化していることが考えられる。また、ヤングケアラー問題もあらたに浮上している。
- ・心理職がもつ専門性を学校の教職員が理解するとともに、学校の文化や制度をスクールカウンセラーが理

解することが必要である。

< 解決に向けた取組 >

- ・ いじめや不登校の状況だけでなく、ワクチン接種やヤングケアラー等についての実態を把握する取り組みが必要である。
- ・ 教育相談分野にこだわらず、学習指導要領や GIGA スクール構想による学び方の変化や学級経営、部活動など学校の役割や分化などを SC に理解してもらう取組が必要である。
- ・ スクールカウンセラーと学校の連携における好事例を取り上げ、研究協議を行う。

長野県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切且つ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置及び派遣により、県内全ての公立学校に対応

- ・全ての市町村立小・中・義務教育学校（小学校 353 校、中学校 183 校、義務教育学校 3 校）にスクールカウンセラーを配置した。
- ・全ての県立高等学校（82 校）および特別支援学校（18 校）に学校からの要請に基づきスクールカウンセラーを派遣するため、教育事務所に（東信 17 名、南信 33 名、中信 24 名、北信 31 名）スクールカウンセラーを配置した。

○学校規模、児童生徒数、生徒指導上の課題等と S C の希望も考慮し各校の配置時間を決定

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

- ・小学校 : 86 人
- ・中学校 : 88 人
- ・義務教育学校 : 3 人
- ・高等学校 : 68 人（教育事務所配置の高等学校担当スクールカウンセラー数）
- ・特別支援学校 : 学校からの要請により教育事務所から派遣
- ・教育委員会等 : 1 人（県総合教育センター）

配置校数

- ・小学校 : 353 校
- ・中学校 : 183 校
- ・義務教育学校 : 3 校
- ・高等学校 : 82 校（教育事務所からの派遣対応）
- ・特別支援学校 : 18 校（教育事務所からの派遣対応）
- ・教育委員会等 : 1 箇所（県総合教育センター）

資格

（ア）スクールカウンセラーについて

公認心理師（ から の者を除く）21 人

臨床心理士（ から の者を除く）12 人

精神科医（ から の者を除く）0 人

大学教授等（ から の者を除く）0 人

2 つに該当する者 44 人

2 つに該当する者 1 人

2 つに該当する者 1 人

3 つに該当する者 4 人

計 83 人

(イ) スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者(の者をを除く) 2人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者(の者をを除く) 20人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
2つに該当する者 0人

計22人

主な配置形態について

- ・小学校 (週1回・各1時間)
- ・中学校 (週1回・各3時間)
- ・義務教育学校 (週1回・各4時間)
- ・高等学校 (週1回・各3時間)
- ・特別支援学校 (週1回・各1時間)
- ・教育委員会等 (週2回・各3時間)

勤務形態

- ・すべての県スクールカウンセラー(スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者)は会計年度任用職員
- ・県スクールカウンセラーの令和2年度年間配当時間は1人あたり平均366時間
- ・県スクールカウンセラーと担当校で打ち合わせを行い、勤務日及び勤務時間を決定

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

- ・活動方針等に関する指針として「県スクールカウンセラー事業の実施の手引き」を作成し、すべての配置校、派遣校に送付した。
- ・例年4月の教育相談関係者連絡会議において、「県スクールカウンセラー実施の手引き」を資料として、すべての公立中学校・高等学校の教育相談担当者に対して説明を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、スクールカウンセラーのみを参集し、スクールカウンセラー事業説明会を実施。各学校担当者には手引き等資料を郵送し、周知を図った。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラー事業クイックマニュアル(学校がスクールカウンセラーをスムーズに活用するための手引き)を発出し、スクールカウンセラーの効果的活用について周知を図った。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

県スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

- ・教育相談関係者連絡会議 (年1回・4地区開催) 全員参加
*令和2年度は中止。代わりにスクールカウンセラーのみを参集し、スクールカウンセラー事業説明会を実施した。
- ・SCとSSWとの合同研修会(連携に係わる事例検討会)(年1回・4地区開催) 全員参加
- ・いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」(年2回・4地区開催) 希望参加
*令和2年度は1回目を新型コロナウイルス感染症対策のため中止。2回目をオンラインで実施した。
- ・いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」(年2回開催) 希望参加
*令和2年度は1回目を新型コロナウイルス感染症対策のため中止。2回目はオンラインにて実施した。
- ・自殺予防に関する教員研修会(年1回・2地区開催) 希望参加
*令和2年度は資料送付による校内研修で実施した。

(3) 研修内容

- スクールカウンセラー事業説明会(4月)
 - ・県スクールカウンセラーが参加し、事業説明を行う。
- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同研修会(11月、12月)
 - ・スクールカウンセラーの任務の確認及びスクールソーシャルワーカーとの協働体制構築を図る。
 - ・事例研究を通して専門的資質の向上と均質化を図る。
- いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」(オンラインで実施 10月)
 - ・教育相談体制の充実に関わる県の施策及び本県における生徒指導の現状と課題についての確認。
 - ・いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に関わる研修を実施。
- いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」(オンラインで実施 11月)
 - ・いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に関わる研修を実施。
- 自殺予防に関する教員研修会(6月)
 - ・自殺予防に資する取組を、教員の指導力向上を目的として校内研修で実施。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・SCとSSWとの合同研修会(連携に係わる事例検討会 同地区で開催)を令和2年度から実施。互いの連携経験が少ないことが課題であったが、合同研修を行うことで、協力体制の構築が図られた。効果として、それぞれの特性を生かした支援に繋げることで、学校の負担減や児童生徒の支援にさらに結びついている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置(無)

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の促進
- ・SVの設置

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

- ・高校3年女子生徒（以下、Aとする。）は、小学校6年夏休み明けから不登校になり、市の機関に相談。発達障がい疑いがあると言われ、医療機関への受診を促された。しかし、母親は継続の相談を断り、医療機関への受診も行われなかった。
- ・中学校では、小学校より続けていた運動部に入部。部活動の顧問が担任で、Aへの関りも多かったということもあり、多少の欠席はあったが、特に問題もなく希望の高校へ進学することができた。
- ・高校でも継続して運動部に入部した。熱心に部活動に取り組み、友人も増え、充実した高校生活を当初は送れていたが、顧問とのいさかいや部員とトラブルがあり、高校2年夏に退部。唯一の居場所であった部活動から離れてしまったことで、目標がなくなり、欠席も多くなっていった。そして、高校3年時のコロナ禍による休校中に突如自室に籠り、休校が明けても登校出来なくなった。この頃からリストカットを頻繁に行うようになり、母親はAへの対応に強い不安を感じていた。希死念慮が強く、SNSに自ら命を絶つ日を予告し、唯一繋がっていた友人も離れていった。
- ・SCは担任と家庭訪問を行い、本人と母親のカウンセリングから、医療機関へ繋ぐ必要性を確認した。支援会議でSSWとの協働が提案され、学校は、外部機関との連携を含め支援の構築を図った。
- ・SSWの家庭訪問の後、母親は医療機関へ家族受診し、専門的な相談が可能になった。並行して、SCは特に希死念慮への対応に悩む母親のカウンセリングを行い、本人の支援は、SSWが行った。また、地域若者サポートステーションと連携を図り、様々な角度からの助言や支援を進めた。
- ・母親、SC、SSW、外部関係機関との支援会議を実施。情報の共有や今後の支援方法を確認し、特に入院治療が必要であることの周知を図った。自ら命を絶つ予告日前に、周囲の説得でAは医療機関に入院し、治療を受け退院した。
- ・少しずつではあるが、前向きな考え方や視野を広げることが出来つつある。学校は休学の状態であるが、中学の部活動の仲間が声をかけ支えになっている。

【事例2】児童虐待のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・高校1年男子生徒（以下、Bとする。）は、幼少期から母の暴言とネグレクトで、行政の見守り対象であった。小学校入学前に広汎性発達障がい、ADHDの診断あり。洗濯や入浴をしていない等の理由で体の匂いがひどく、食事も満足に取っていない状況だった。保護者に連絡したが、両親とも軽度の知的障害があり、学校からの連絡やお願いは伝わりにくく改善が見られなかった。また、妹は日常的に兄を馬鹿にしていた。保護者はその状況を黙認し、家庭には居場所が存在しなかった。
- ・Bの学校での状況は、自分からコミュニケーションを取ることが苦手で、他の生徒と交わることはなかったが、放課後の部活動（文化部に所属）が居場所になり、欠席は全くなかった。しかし、部活顧問に「自死」を連想する言葉を伝えることもあり、早期の支援体制の構築を図る必要性があった。
- ・まず、SCは基本的な生活習慣の確立を考え、カウンセリングの中で入浴、洗濯、食事について自分でできる内容をコーチングした。その後、カウンセリングを継続し、生活の状況、できたこと、やってみたことを用紙に書きながら生徒に一つずつ丁寧に確認を行った。少しずつであるが基本的な生活のスキルを身に付けることが出来るようになっていった。
- ・並行して、SCはSSWと行政機関への協働を支援会議で提案。その後、SSW、行政の子育て支援担当も交えて支援会議を行い、Bは医療機関に繋がることになった。薬が服用できるようになり、前向きな捉えができるようになっていった。母親に対しては、SSWや学校から受けられる行政の支援について情報提供を行い、行政に繋がりやすいよう体制を整えた。
- ・そして、SCは担任へ母親への対応を助言した。担任は、懇談会等利用して、生徒の行動の良い点を積極的に伝えたとともに、母親の話を丁寧に聴くことを心がけた。
- ・生徒は、入浴、洗濯、食事について、自分でできることが増え、1年次の後半には、身だしなみが整うようになった。また、学習面も、生活習慣が整うことに伴い、今まで出来なかった課題も提出することが出来るようになった。
- ・進級した今年度は、精神的にも安定し、カウンセリングを受けることなく高校生活を送っている。1学期は、校内でも上位の成績をとっている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学校3年女子生徒（以下、Cとする。）は、中学校2年次に交際していた男子生徒Dに、交際中に自分の裸の写真を要求され携帯電話で送った。その場の雰囲気ですら送ったことをとても後悔しながら交際を続けていたとのことだった。写真の削除は交際が終わった後も言い出せなかった。学校や友人、保護者にも相談できなく、Cは写真がDにより拡散され、他の人間に見られてしまう不安だけが大きくなっていった。
- ・また、Dは同じ学校に在学しており、学校で相手生徒の姿が見えるだけで恐怖を覚え、体が凍んでしまい、帰宅後も精神的に不安定な状態が続き、欠席も多くなっていった。
- ・Cの友人Eは、Cの状況を心配し何度も声を掛けるが、頑なに欠席の理由を言わなかった。しかし、友人Eの強い働きかけで内容を聞き出すことができた。EはCの了承の元で養護教諭に相談し、養護教諭はCのカウンセリングを手配した。当初はカウンセリングに消極的であったが、周囲の説得によりカウンセリングを実施することができた。
- ・SCは丁寧に聞き取りを行うことで、信頼関係の構築を図った。支援会議で情報を共有し、職員会等で両親へ話す機会を作り状況改善のために協力体制をとることを確認した。
- ・SCは生徒本人への定期的なカウンセリングを実施するとともに、母親へ状況説明と警察への相談を助言した。そして、SCは、相手男子に対する恐怖心やパニックに対するカウンセリングを行い、学校は、DとCの関係に注意しながら、Cの安全への配慮を行った。
- ・学校は、Dからの聞き取りから、Dは、Cに対して一切連絡を取っていないことがわかった。また、学校はDの了承の元でDの携帯電話から写真が削除されていることを確認した。
- ・SCによるカウンセリングを4回、保護者との面談2回を実施し、Cは本人が興味を持つ活動を取り入れて行く事で気分転換を図ることができるようになった。
- ・現在は落ち着いて学校生活を送っている。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（ ）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

- ・SCは、A高等学校において、友人関係・学業・進路などの不安や悩みに加え新型コロナウイルスの感染蔓延に関わる負荷も増大していることを鑑み、ストレスの対処法を学ぶために「SOSの出し方講座」を実施。
- ・1年生、2年生を対象に学年単位で実施した。
- ・SCは、1年生の講座の目的を「困ったとき、悩んだときに実際に行動できるようにする」として、「援助資源の発掘」、「悩みを打ち明けるときの具体的な言葉」を中心に講演を行った。
- ・SCは、2年生の講座の目的を「ストレスマネジメント・ストレスマネジメントは個人と皆と両方で行うことを知ること」として、「自分がストレスを感じたときの対処の流れ」、「ストレスに強くなるには」、「辛そうな人に対する接し方」を中心に講演を行った。
- ・「今日の話聞いて少し気持ちが楽になった。」「SOSの受け取り方や出し方を知ることができて良かった」「上手にストレスと向き合っていきたい」等生徒の感想は良好であった。また、プログラムを実施したことにより、自ら相談を申し出る生徒が見られるようになった。周りに相談をしたり、気分転換をしたりして上手にストレスと向き合う姿も見られるようになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・限られた時間の中で、児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリングをバランスよく実施
- ・学校からは、教職員との情報共有や支援に関わるコンサルテーションを丁寧に行うことによる効果が報告されている
- ・スクールカウンセラーがチーム学校の一員であるという意識の浸透が進んでおり、学年会・職員会へ参加し、教員に対して専門的立場からの助言を積極的に行っている。(参加回数：R1年度比 1.1 倍)
- ・心の問題に関わる相談件数は年々増加 (R1年度比 1.2 倍)
- ・児童生徒の相談者数(のべ人数)は年々増加。特に、小学校の相談者数は年々増加している。

(児童生徒相談者数： H30：16,461人 R1：16,992人 R2：17,531人)

(小学校 相談者数： H30：12,106人 R1：12,158人 R2：12,790人)

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・SCの専門的資質の向上と支援の均質化
- ・SCの計画的任用

< 課題の原因 >

- ・県内における公認心理師、臨床心理士の人材不足

< 解決に向け実施した取組 >

- ・令和2年度からSCとSSWの合同研修会を計画。同地区のSSWと事例検討を行うことで、連携体制の構築を図り、専門的資質の向上を目指した。
- ・年に2回、県心理士協会との懇談の場を設け、スクールカウンセラー事業への協力について理解を得る。
- ・公認心理師養成コースを設置している2大学から学生実習を受け入れ、県スクールカウンセラー業務の紹介を行った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・SCの計画的任用
- ・SCを活用した「予防的な取組」、「早期発見の取組」、「SOSの出し方に関する教育」の推進

< 課題の原因 >

- ・県内における公認心理師、臨床心理士の人材不足
- ・コロナ禍において不登校等、不安定な子どもの状況が増加している。

< 解決に向けた取組 >

- ・平成30年度、元年度で「予防的な取組」、「早期発見の取組」、「SOSの出し方に関する教育」の推進を県内5校でモデル実施した。成果として、モデル実施校では新規不登校者が減少し、新規不登校発生防止に効果が見られた。令和2年度以降は全公立小中学校で取組の実施を推進。(R2実施率 小学校7.0[%]、中学校9.1[%]、高等学校[7.3%])
- ・年に2回、県心理士協会との懇談の場を設け、スクールカウンセラー事業への協力について共通理解を図る。
- ・公認心理師養成コースを設置している2大学から学生実習を受け入れ、スクールカウンセラーの必要性ややりがいについて講義。

岐阜県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等の生徒指導上の問題への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、生徒指導上の問題への早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。（岐阜県スクールカウンセラー事業実施要項より）

（2）配置・採用計画上の工夫

小・中学校配置について

- ・県内全中学校を拠点校として、各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。
- ・問題行動等の発生件数や別室登校の児童生徒数を踏まえ、100中学校区にスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクール相談員）を配置した。
- ・令和2年度より問題行動等の多い22中学校区にスクールカウンセラー及びスクール相談員を常駐的配置とした。
- ・令和元年度より、全小学校に年間2回12時間の配置拡充。SCの「顔の見える紹介」と「人間関係形成の集団指導」の実施を進め、不登校などの児童生徒が抱える諸課題への未然防止、早期支援につなげている。
- ・市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用されるようにしている。

公立高等学校・特別支援学校配置について

- ・1回2時間を原則とし、月1回～3回、全ての公立高等学校及び特別支援学校へスクールカウンセラーを配置した。
- ・県外募集校11校に対して、通常配置に加えて年9回配置した。
- ・配置回数にSCを活用した校内研修1回の実施を含む。

教育委員会等配置について

- ・1回4時間を原則とし、週3日配置した。
- ・岐阜県教育支援センター「G-プレイス」に配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数（述べ人数）

[スクールカウンセラー]

中学校区 : 120人
高等学校 : 38人
特別支援学校 : 16人
教育委員会等 : 4人
SV専任 : 3人

[スクール相談員]

中学校区 : 67人
高等学校 : 17人

資格（延べ人数）

[スクールカウンセラー]

公認心理師 106人
臨床心理士 114人
大学教授等 11人

[スクール相談員]

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人(に該当する者は とする。)

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者 65人

配置校数

小学校 : 366校

中学校 : 177校うち100校にスクール相談員を配置(拠点校配置)

高等学校 : 66校(単独校配置)うち17校にスクール相談員を配置

特別支援学校: 22校(単独校配置)

教育委員会等: 2箇所

主な勤務形態・配置形態について

【小・中・義務教育学校】

学校規模、教育相談ニーズ等に応じて5段階の配置

[スクールカウンセラー] [スクール相談員]

A配置(22校区) 1回3時間週5回 1回3時間週5回

B配置(40校区) 1回6時間週1.5回 1回6時間週1回

C配置(38校区) 1回6時間週1回 1回6時間週1回

D配置(33校区) 1回6時間週1回

E配置(44校区) 1回6時間週0.5回

【高等学校】勤務時間: 1回2時間

学校規模、教育相談ニーズに応じて3段階の配置

年間28回・・・8校

年間19回・・・20校

年間10回・・・38校

【特別支援学校】勤務時間: 1回2時間

年間10回・・・22校

【教育委員会等】勤務時間: 1回4時間

教育事務所 年間35回 総合教育センター 週3回

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

- ・年度当初に、教育相談担当者、スクールカウンセラー等及びスクールソーシャルワーカーへ「SC、S相及びSSW活用ハンドブック～SC等やSSWの連携による教育相談体制の充実を図るために～」を配布した。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・SC等連絡協議会において、各校の教育相談担当者、市町村(組合)教育委員会 教育相談担当者に対して、事業概要や重点施策に係る講話を実施。
- ・教職員対象経年研修「教育相談」の講座において、教育相談体制の充実に向けてSC及びSSW専門スタッフの参画について周知。
- ・高校、特別支援学校担当者会議において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を促進。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー等連絡協議会
- ・各小・中学校 教育相談担当者
 - ・スクールカウンセラー、スクール相談員
 - ・各市町村（組合）教育委員会教育相談担当者
- スーパーバイザーによるスクールカウンセラー個人面接
- ・スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年間1回（4月～5月）県内6教育事務所において開催予定であった。コロナウイルス感染症対策のため、Webによる開催を模索していたが、ネットワークや通信機器等の都合により開催中止とした。スクールカウンセラー個人面接を、スクールカウンセラーとしての勤務3年未満の者は年2回、3年以上の者は年1回実施。

(3) 研修内容

- スクールカウンセラー等連絡協議会
- ・スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続きについて
 - ・教育相談担当者、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
 - ・各教育事務所管内の不登校の現状と課題
 - ・スーパーバイザーによる講話、演習
 - ・各中学校区別連絡会
- スクールカウンセラー個別研修
- ・児童生徒理解の在り方
 - ・児童生徒、保護者への教育相談の手法
 - ・教職員への支援・助言の在り方
 - ・その他教育相談に関して必要と認められるもの

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる個人面接では、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができた。特に、経験の浅いスクールカウンセラーにとっては、スーパーバイザーからの指導・助言が有効であり、カウンセラー業務で生かすことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置（有・無） 6教育事務所に7名配置

活用方法

スクールカウンセラーに対する指導・助言

[活用の場] スクールカウンセラー等連絡協議会、スクールカウンセラーへの個別研修

県内の活動状況のとりまとめ、事業の方向性等についての検討

[活用の場] スクールカウンセラーS V連絡協議会（年2回開催）

児童生徒の抱える課題解決を図るために必要と認められること

[活用の場] 教育事務所や市町村（組合）教育委員会、学校等の主催する教育相談に関する研修
学校でのコンサルテーション等

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー等の配置拡充に伴い、新規スクールカウンセラー等が増加しており、県内のスクールカウンセラー等の力量に差があることは否めない。スクールカウンセラー等の専門性の向上に資する研修について検討する必要がある。
- ・スクールカウンセラー等に求められる学校現場のニーズに応じた研修内容を検討し、S C等連絡協議会において研修を企画する必要がある

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の健康のための活用事例（ ）＜拠点校配置＞

中学3年生の男子生徒Aは、小学校低学年の時に掛けられた母親のきつい言葉が小学校高学年になってからフラッシュバックするようになり、ストレスで嘔吐するようになった。病院では胃腸炎と診断されたが、夜になると過去の母の言葉を思い出し、眠れなくなった。中学1・2年生の時には周囲に相談する人もおらず一人で抱えこんでいたが、3年生になり、カウンセリングを受けることにより、「初めてこのことを相談できた」と話した。

スクールカウンセラーは、丁寧に話を聞くとともに、カフェインを避けること、朝は決まった時間に起きること、入浴して1～2時間後に寝るとよいことなど具体的な助言をした。

定期的にカウンセリングを重ねるうちに、笑顔が増え、学級の教室で笑い疲れたという日も出てくるようになった。夜もスムーズな入眠ができるようになり、毎晩7時間程度深く眠れるようになったと自覚するまでになった。

カウンセリングでも、母親の話題は出なくなり、悩みはあっても学校生活の中で楽しみを見出すこともでき、物事に対してポジティブな捉え方ができるようになった。

【事例2】貧困から児童生徒を守るための活用事例（ ）＜拠点校配置＞

小学校4年生の女子児童Bは、欠席は少ないが、朝食を食べて登校しない、毎日汚れた同じ衣類を着用している等の気になる面があり、SSWが支援に関わっていた。授業中にノートにクラスメートを罵倒する言葉を書くといった不安定な面が見られたため、SSWにカウンセリングを勧められ、Bにスクールカウンセラーが関わることとなった。

月1回のカウンセリングは、スクールカウンセラーが自作したボードゲームで遊びながら行われた。このゲームは、生活の様子や心の状態がうかがえる工夫がなされているものだった。また、児童が困っていることについては直接助言をし、把握した課題については担任をはじめとする教員やSSWと情報共有し、解決策を共に考えた。

Bが家庭でも学校でも楽しく過ごせるようにするという支援目標を立て、学習面のフォローや家庭連絡は教員が、生活面の支援はSSWが、心のケアについてはスクールカウンセラーがと、それぞれが役割を担う中で、Bは徐々に学習にも力を入れるようになり、テストで高い点数を取るために意欲的に取り組むようになった。

【事例3】 性的な被害 ヤングケアラーの問題について記載できる事例はない。

【事例4】校内研修のための活用事例（ ）＜拠点校配置＞

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校中に、学校再開後の児童生徒の支援と心のケアについての教員研修を行った。専門的な立場からのスクールカウンセラーの助言を、学校再開後の児童生徒への心情把握や対応で生かすことができた。また、学校再開後の児童生徒の心身の健康を的確に把握するためのアンケートを作成することができた。
- ・教員が「SOSの出し方」に関する授業を行う前に、スクールカウンセラーによる教員研修を行い、指導のポイントやその必要性について説明を受けたり、指導案作成にあたっての助言を得たりした。
- ・「カウンセリングマインドを取り入れた生徒理解」をテーマに、具体的なワークを取り入れた教員研修を行った。後日、研修を受けた担任がHRで生徒に授業を行った。
- ・相談室登校や不登校の生徒の保護者を対象に、座談会形式の研修会を行った。義務教育を終える前につながることでできる各種機関の紹介があり、その後積極的に行動する保護者もでてきた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

新型コロナウイルス感染拡大防止のための4、5月の臨時休校により、カウンセリング時間が減少した影響で、相談者合計は945名減少した一方で、児童生徒の相談者は176人増加した。【表2 参照】

学校種別の相談者数の推移を見ると、校種を問わず微減にとどまった。【表2 参照】

相談内容については「心身の健康保健」に関する相談が前年度比965人増と大幅に増加した。「児童虐待」及び「家庭問題」についても増加した。

令和2年度のコロナ禍で家族に関わる問題が顕在化する中、スクールカウンセラーによる関わりによって、保護者の気づきが促されたり、児童生徒の心の安定がもたらされたりして好転した事例が複数報告された。

各校から提出される実績報告書に記載される児童生徒や保護者、教職員の悩みや関心も「LGBTQ」「愛着障害」「発達障がい」「感情のコントロールの難しさ」等、複雑化・多様化している。その中で、カウンセリングを希望する児童生徒や保護者は多く、希望したすべての人が受けられないほどである。それほどスクールカウンセラー等の果たす役割は大きく、チーム学校の一員として必要不可欠な存在といえる。

【表1】令和2年度相談内容別・相談者別人数（延べ人数）】

相談内容 相談者	不登校	いじめ問題	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	⑦非行不良行為	（家庭環境を除く）	関係教職員との	心身の健康	学業・進路	発達障害等	その他の内容	相談者合計 （人）
児童生徒	2,410	66	77	73	1,764	0	39	1,991	100	5,098	1,294	1,034	1,668	15,614
保護者	2,928	16	45	18	263	0	19	633	64	1,395	261	1,275	193	7,110
教職員	3,689	67	89	88	886	0	48	1,489	189	3,642	624	1,794	1,054	13,659
その他	47	4	1	0	2	0	0	13	1	9	1	8	70	156
合計	9,074	153	212	179	2,915	0	106	4,126	354	10,144	2,180	4,111	2,985	36,539

【表2】：学校種別相談者数の推移（人）】

	H29	H30	R1	R2
小学校	12,220	13,143	14,975	14,847
中学校	18,203	17,964	18,562	17,854
義務教育学校	125	70	344	150
高等学校	2,263	2,494	3,001	2,989
特別支援学校	486	559	602	699

【表2】：相談者別相談人数の推移（人）】

	H29	H30	R1	R2
児童生徒	12,806	13,000	15,438	15,614
保護者	7,449	7,193	7,867	7,110
教職員	12,691	13,943	14,009	13,659
その他	351	94	170	156
合計	33,297	34,230	37,484	36,539

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・スクールカウンセラー等の専門性の向上。
- ・学校とスクールカウンセラーの連携。

< 課題の原因 >

- ・スクールカウンセラー等の配置時間の拡充に伴う新規の採用者の増加。
- ・限られた配置時間の中での教育相談担当者とスクールカウンセラーとの連携の機会の減少。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・採用3年未満のスクールカウンセラーには年間2回のSV面接を実施し、専門性の向上を図った。
- ・「SC・S相及びSSW活用ハンドブック」を配布し、各校教育相談者へ取り組み事例を紹介することで、「教育相談体制の充実に向けたスクールカウンセラーの活用」の推進を図り、積極的に連携する姿勢を促進する。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・人材の確保
- ・すべての相談希望に対応できる時間の確保

< 課題の原因 >

- ・有資格者の少なさ。
- ・配置時間の不足や相談ニーズの高まり。

< 解決に向けた取組 >

- ・ハローワークの活用や県HPでの公募等、募集についての周知を図る。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の効果的な活用の啓蒙。

静岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かして学校における教育相談機能を高め、問題行動や不登校等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

ア 小・中学校

原則として中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置している（小中連携型）。小学校で関わったスクールカウンセラーと中学校でも関わりを持てることは、子供や保護者に大きな安心感を与え、「学区のスクールカウンセラー」として、小・中学校9年間を見通した支援が可能となっている。

問題行動等への早期対応を図るため、学校規模（児童生徒数）に応じて配置時数を細かく定めている。特に近年は、小学校への配置時数拡充を図っている。

採用については、県教育委員会がホームページにて選考・登録案内を掲載して募集を行い、新規任用希望者は面接により選考する。継続任用希望者は、勤務校の学校長による勤務評価等を基に判断する。

イ 高等学校

不登校を始め、悩みを持つ高校生や保護者の相談等に適切に対応するため、県内31校（単独校17校、拠点校7校、重点巡回対象校7校）にスクールカウンセラーを配置している。1拠点校当たり年間150時間の業務を行う。このうち、重点巡回校に指定されている7拠点校においては、年間25時間を重点巡回校への派遣に充てる。また、各拠点校は年間40時間までは他の県立高等学校からの要請に応じた派遣に充てることができる。

ウ 特別支援学校

拠点校を定め、全38教場へ派遣している。カウンセラーの担当する範囲が広く、相談件数も地域差がある。

採用に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として必要な採用条件の他、志願資料や面接等で特別支援学校該当児童生徒についての知識や対応の経験等を確認した上で選考する。心理面だけでなく、業務を進める上で障害についての理解も必要となるため人材確保が課題である。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小・中学校 : 132人（義務教育学校を含む）
高等学校 : 33人
特別支援学校 : 13人

○配置校数

小学校 : 317校
中学校 : 171校（義務教育学校を含む）
高等学校 : 31校
特別支援学校 : 14校（拠点校方式。全38教場に派遣）

○資格

＜スクールカウンセラー＞

- ① 公認心理師 : 40人
- ② 臨床心理士 : 27人
- ③ 大学教授 : 5人
- ④ ①、②に該当 : 58人
- ⑤ ②、③に該当 : 1人
- ⑥ ①、②、③に該当 : 1人

＜スクールカウンセラーに準ずる者＞

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 2人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 41人
- ③ ①、②に該当する者 : 2人

○主な配置形態

＜単独校＞ 2中学校（月3日・1回7時間）
＜拠点校＞ 168中学校（月3日・1回7時間）
17高等学校（週1日・1回4時間）
14特別支援学校（週1日・1回6時間）
＜対象校＞ 317小学校（月2日・1回7時間）

7 高等学校 (年 2 5 時間) * 重点巡回校
3 8 特別支援学校 (週 1 日・1 回 6 時間) ※分教室 1 含む

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

ア 小・中学校

4月に「スクールカウンセラー等活用事業合同連絡協議会」を開催し、基本方針や事業内容の概要について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達している。

協議会の中では、業務内容、相談体制の充実、小・中学校の連携、市町教育委員会の連携等を、基本方針として伝達している。また、活動内容の詳細は、Q&A集として示し、周知を図っている。

イ 高等学校

県スクールカウンセラー派遣事業実施要項を定め、すべての県立高等学校に周知している。

ウ 特別支援学校

県立特別支援学校における実施要綱を策定し、年度初めに全教場と全カウンセラーに周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

ア 小・中学校

生徒指導担当者連絡会の行政説明の中で、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題についての現状を伝え、スクールカウンセラーの効果的な活用を呼び掛けている。

イ 高等学校

生徒指導主事研修会の所管事項説明で事業について取り上げ、周知している。

ウ 特別支援学校

カウンセラーによる校内研修を取り入れることで、カウンセラーの存在やカウンセリングの効果について理解促進に取り組んでいる。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ア 小・中学校 全スクールカウンセラー等
- イ 高等学校 未実施
- ウ 特別支援学校 全スクールカウンセラー等

(2) 研修回数（頻度）

- ア 小・中学校
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会（年1回）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会（年2回 1、2年目＋希望者対象）
 - ・スクールカウンセラー研修会（年1回）
- イ 高等学校
 - ・未実施
- ウ 特別支援学校
 - ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会（年1回）

(3) 研修内容

- ア 小・中学校
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会
基本方針や事業内容の概要について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達するとともに、中学校区ごとに本年度の勤務計画を立て、本事業の推進を図る。
（事業の概要説明、事務手続きの説明、中学校区別分散会等）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会
経験の少ないスクールカウンセラー等が、職責を自覚し、学校での勤務の在り方や心構えについて理解を深め、資質の向上を図る。
（1回目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。2回目講話「静岡県のスクールカウンセラーとして」、スーパーバイザーによるグループスーパービジョン等）
 - ・スクールカウンセラー研修会
生徒指導上の今日的な課題に対応するため、心理臨床に係る専門性の向上を図る研修会を企画・運営する。
- イ 高等学校
 - ・未実施
- ウ 特別支援学校
 - ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会
重篤な問題行動や不登校等による、個別カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応する教育相談機能を高めるため、事業についての理解、相談体制についての協議、事例検討等を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア 小・中学校
 - ・年度当初に連絡協議会を行い、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者が顔を合わせ、事業の共通理解を図れたことは、事業を円滑に進めていく上で大変有意義であった。
 - ・各種講話を通して、スクールカウンセラー等の専門性を高めることにつながった。
 - ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョンを通して、日頃の悩みを解決する一助となった。
 - ・県公認心理師協会に依頼した講師による講話「子供の精神疾患と医療連携について」を開催した。学校が押さえておきたい精神疾患とSCとして押さえておくべきポイントや、児童生徒を医療機関へつなげるイメージを深めることができた。
- イ 高等学校
 - ・未実施
- ウ 特別支援学校
 - ・相談体制や対応困難事例等の検討を通して、障害特性に応じた支援、教職員等との連携など解決に向けた方策や成果、課題を共有することができた。
 - ・各地域の情報や取組、支援リソースを知る機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ア 小・中学校
 - SVの設置の有無 有（4人）
 - 活用方法
 - ①年間6回行われるスクールカウンセラー等活用事業検討会議において、担当指導主事とともに各研修会の内容等を検討し、本事業の推進について助言する。
 - ②各研修会において、スクールカウンセラー等に対する講義やグループスーパービジョンを行う。
- イ 高等学校

○SVの設置の有無 無

ウ 特別支援学校

○SVの設置の有無 無

○活用方法 SVを設置していないが、連絡協議会においてカウンセラーが助言者から助言を受けている。

(6) 課題

ア 小・中学校

- ・経験の少ないスクールカウンセラー等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、研修の機会をこれ以上増やすことが難しいため、個々の自己研鑽に委ねる部分が多い。

イ 高等学校

- ・研修会を実施していないため、スクールカウンセラー同士の情報交換や資質向上に向けての対策を考える必要がある。
- ・小学生、中学生と高校生とでは、アプローチの方法が異なる場合もあり、地域によっては適切な人材が確保できないケースもある。

ウ 特別支援学校

- ・本事業の事業内容や実施手続き等について、特別支援学校及び配置するスクールカウンセラーに共通理解を図ること。
- ・連絡協議会で上がった課題や対策等について、全ての学校に共通理解を図るとともに、担当者や管理職を含めた共有の場や方法を持つこと。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

小・中学校

【事例1】心身の健康・保健のための活用事例（①④⑥⑧⑩）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

転校してきた中学1年女児Aと関わっている養護教諭からSCへ相談があった。「友達と気軽に話せない、母親ともうまくいっていない、小6よりリストカットしている」というAの話を、担任・学年主任・管理職へ報告したが、今後の対応に関するそれぞれの考えが異なっており難しさを感じているとのことであった。その後、校内教育相談部会において、関係職員それぞれのAに対する心配に寄り添いつつも、Aが今後も相談に来ることができる環境づくり、援助希求行動が取れる関係づくりの大切さをSCとして伝え、共通理解を図ることができた。教育相談部会では部活動顧問から新たな情報も寄せられ、病院受診の可能性も視野に、丁寧な保護者支援が欠かせないことについても共通理解が図られ、転校前の小学校との連携、関係職員の役割分担についても話合われた。「保護者と連絡を取るにあたって本人の了承を得る」といったリスクを孕んだ作業については、別途、SCを含む関係職員とで話合いの場を設け、様々なアプローチを検討した。その結果、無事にことが進み、見守りと対応のセーフティネットがさらに構築された。

Aが養護教諭に「リストカットしなくても良い方法を知りたい。受診も考えたい」と伝えてきたのを機に、SCとの面接も開始した。受診したい気持ちを母親に伝えることを決心したAを支えることを伝えた。また、受診までに実施できると思われるリストカットから気をそらす代替の対処法についてもいくつか提案した。その後は、病院受診を継続しており、代替の対処法も適宜行っている。1～2週間に1日程度の欠席はあるものの、部活動にもチャレンジする姿が見られた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）＜SCの配置形態：対象校配置＞

小学1年生女児。本児と母親、母方の祖母の3人暮らし。ある日、唇の端から頬にかけて青あざがあるのを担任が見つかる。本児にどうしたのか聞くと「お母さんに叩かれた」とのこと。学校の関係者で話合いの末、市の子育て支援課に連絡。学校は母親にも連絡し、その日のうちに担任と母親が面談。子供に集中力がなく何をやるにもゆっくりで時間がかかることに立腹し叩いてしまった、自分でも叩くことは止めようと思うが、子供を見ているとイライラしてまたやってしまうと、母親自身も悩んでいることを聴きだした。子育て支援課職員も来校して母親と面談し、今後、母親面談は子育て支援課も行っていくことになった。その日のうちにSCにも連絡があり、翌日にSCが本児の面談を行った。

面談では、毎日何をやるにも母親に急かされ、怒鳴られたり叩かれたりすることもあるとのことだった。このことを本児は、「自分の行動が遅いから悪い」「頑張っって早くやろうと思ってもできない」「お母さんは自分のことを思って叩くのであって何も悪くない」と母親をかばう発言もあった。担任からの情報提供では、確かにマイペースなどところがあり、集中力に欠け、行動が中途半端になりやすい傾向があるとのことだった。SCは本児が発達の偏りを持っていると感じ、そのことが母親からの虐待につながっている可能性を関係者と共有した。母親はその後すぐ医療機関を予約・受診し、本児に発達障害の診断が出た。医師からの説明で母親も納得し、子供への理解と対応が良いものに変わった。

以降も母親は子育て支援課と学校と継続的に面談を行い、子育ての様子を共有している。SCは子供と定期的に面談して家の様子を把握したり、本児の特性について担任と支援のあり方を話し合ったりしている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）＜SCの配置形態：単独校配置＞

児童相談所からの依頼で、義父からの性的虐待を受け一時保護されていた小学校5年生女児が、SCの勤務する学校へ転校してきた。本児の家族のもとへ帰すと再び被害にあう恐れがあるので、ゴールデンウィーク明けの5月初旬に学区の違う母親の実家で祖父母が引き取ることになったのである。

転校する前の4月下旬、学校において児童相談所との打ち合わせを行った。学校から校長・教頭・クラス担任・養護教諭・SC、児童相談所から担当の心理判定員・ソーシャルワーカー、市教育委員会から担当指導主事が参加した。児童相談所からこれまでの経緯の説明の後、質疑応答があり、その後本児のフォロー体制をどのようにしていくかについて話合いがなされた。その結果、当面の間、児童相談所からは3か月に1回の家庭訪問をしての祖父母との面談、2か月に1回の学校における心理判定員と本児との面接、SCは1か月に1回の学校に適應するための本児との面接をしていくこととなった。

その後本児は、年度途中の転校だったせいもあり、なかなかクラスになじめず一時不登校気味になったが、SCとクラス担任が情報交換を密にしたこと、数名の友達ができただことによって元気に登校するようになった。祖父母も積極的に保護者としての役割を担い、授業参観や学校の行事にも参加し、家庭的な雰囲気を作るよう努力した。本児も高校生ぐらいいまでは祖父母のもとから通いたいと言うようになった。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

＜具体的なSCの活動について＞

SCが求められていることとして、教員の資質向上のための研修、児童・生徒・保護者等に対するカウンセリング、いじめ等の未然防止活動、緊急時対応などを挙げ、その具体的な様子について説明した。

＜カウンセリングについて＞

学校における具体的な事例を挙げ、思春期における精神的な問題と成人の問題では扱いが異なること、傾聴なども含むカウンセリングの技術や手法よりも相談者の様子から問題点を見立てることが重要であることなどを説明した。また、病院等における治療的なカウンセリングと学校等におけるカウンセリングとでは、目指す目標が同一にならないことがあることも伝えた。

その他、教職員からの質問を受付け、発達障害の理解、発達障害の児童生徒に生じやすい問題点等についても具体的な例を用いて答えた。

研修後のアンケート記述に、「児童、生徒に対応する際に何に注目すればよいか参考になった」、「精神的な問題がどのように起こるのかが分かった」、「発達障害の問題をより理解できた」などの反応があった。

高等学校

【事例1】心身の健康・保持のための活用事例（⑧）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

＜生徒の状況＞

中学生の頃から自傷行為を繰り返しており、通院したいという相談があった。病院を受診し、ADHDが疑われると告げられた。授業中等で教師に言われたことがすべてストレスになるようである。スクールカウンセラーの前では上手く振る舞うが、担任や養護教諭には異なる態度で接しているようである。家族には、イライラするとあたってしまう。思春期特有の不安定さがある。

＜スクールカウンセラーの対応＞

毎回のカウンセリングでは、生徒は、学校生活や家族との関係等、様々な悩みを打ち明けており、スクールカウンセラーが丁寧に傾聴している。通院の相談があった際には、発達検査を受けることを勧めた。診断結果を受けて、継続してカウンセリングを実施した。生徒は徐々に安定しているが不安定さも残るため、今後も継続してカウンセリングをしていく。スクールカウンセラーからの助言は、教育相談担当、養護教諭、担任、管理職で情報共有している。

【事例2】なし

【事例3】なし

【事例4】なし

特別支援学校

【事例1その1】心身の健康・保健に関する相談のための活用事例（⑧）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・性別の違和の悩みを誰にも話すことができず、情緒が安定しなかった。
- ・本人との面接後、本人と親とカウンセラーと話をし、自己開示することができた。
- ・自己開示後は、落ち着いて学校生活を送ることができている。

【事例1その2】家庭環境に関する相談のための活用事例（⑥）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・自分の考えや困っていることを話すことができず、トラブルが起きていた。
- ・教員とノートによるやり取りを取り入れた。
- ・自分の気持ちや考えを少しずつ表現できるようになり、トラブルが減った。

【事例2】・児童虐待、貧困問題についての事例はない。

【事例3】・性的な被害についての事例はない。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・相談依頼が多い学年部の教職員と、カウンセリングの内容と相談者の実態について共通理解を図った。
- ・合意形成や支援方法等について共有したことで、学年のトラブルが減った。

【4】成果と今後の課題等

ア 小・中学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ア 児童生徒や保護者への対応に加え、教職員へのコンサルテーションという面からも、校内で欠かすことのできない存在として活躍するスクールカウンセラーが多い。
- イ スクールカウンセラーを中学校区ごとに配置し、「学区のSC」として小・中学校9年間を見通した関わりを行うことで、子供や保護者に大きな安心感を与えている。定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等にもSCが参加しやすく、小中連携の推進や、問題の早期発見にも役立っている。

○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度	
相談・助言件数	112,564		110,457		103,589		105,022		111,276	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒（相談）	13,088	20,138	13,999	19,816	13,823	18,389	13,255	18,530	14,722	20,943
保護者（相談）	16,626	12,916	16,695	11,962	16,081	10,026	17,171	10,906	17,294	9,923
教職員（助言）	24,669	25,127	23,935	24,050	23,317	21,953	24,636	20,524	25,219	23,265
計	54,383	58,181	54,629	55,828	53,221	50,368	55,062	49,960	57,145	54,131

○相談・助言内容

	小学校児童生徒	小学校保護者	小学校教職員	中学校児童生徒	中学校保護者	中学校教職員
1位	19.6% 健康・保健	18.9% 発達上問題	17.4% 発達上問題	21.1% 健康・保健	20.3% 不登校	19.3% 健康・保健
2位	18.0% 友達	17.6% 健康・保健	16.8% 健康・保健	17.0% 学習・進路	18.5% 健康・保健	14.9% 不登校
3位	16.5% 家族	13.6% 家族	14.9% 家族	15.9% 家族	15.5% 学習・進路	14.8% 家族

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ア 不登校数等が増加する中、SCのニーズは高まっており、配置時数の拡充が課題である。
- イ SCの人材確保及び資質の向上が課題である。

<課題の原因>

- ア 国庫補助額の大幅な増額が見込めない状況にある中、有資格者の増加、国庫補助額の伸び悩みにより、配置時数が減少傾向にある。
- イ 地域によってはSCが不足しており、配置や配置換えが困難である場合が散見されている。また、経験が不足しているSC等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、配置時数が減る中、研修の機会をこれ以上増やすことが難しい状況にある。

<解決に向け実施した取組>

- ア SCのニーズが高い大規模校への配置時数を拡充し、各校への配置時数を調整した。本事業は、国の補助を受けて実施しており、今後も配置拡充に向けて予算確保に努めていく。
- イ SCの知見を広げるとともに、SSWと連携したチーム支援の促進に向け、SC・SSW合同研修会を実施した。合同研修会の実施に当たってはSC、SSWのスーパーバイザーが集まり、限られた時間の中で質の高い研修会となるよう検討会を開催した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ア 配置時数の拡充が課題である。
- イ SCの人材確保及び資質の向上が課題である。

<課題の原因>

- ア 国庫補助額の大幅な増額が見込めない状況にある中、有資格者の増加、国庫補助額の伸び悩みにより、配置時数が減少傾向にある。
- イ 地域によってはSCが不足しており、配置や配置換えが困難である場合が散見されている。また、経験が少ないSC等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、配置時数が減る中、研修の機会をこれ以上増やすことが難しい状況にある。

<解決に向けた取組>

- ア 今後も配置拡充に向けて予算確保に努める。

イ 関係機関と連携し、中山間地域における適切な人材の確保に努めるとともに、スーパーバイザーの積極的な活用や、県公認心理師協会との連携を視野に入れ、研修会等の充実に努める。

イ 高等学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

発達障害を抱える生徒の増加など、心の健康問題についてカウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、それに起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性があるため、各学校におけるニーズは一層高まっており、その期待は大きい。

○相談対応実績

	総時間数	総日数	総相談件数	内訳			
				生徒	保護者	教職員	その他
R2年度	3,314	862	5,664	2,319	399	2,924	22

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、生徒が長期に渡って心身共に不安定になることが予想される。生徒の状況を的確に把握する必要がある。

イ 平成30年度の県事業のスクールカウンセラーによる面接等の実施数は1,998人（昨年度比+512人）であった。面接等が必要と思われた生徒は2,433人（前年度比+17人）であったが、拠点校・重点巡回校以外の学校からの派遣要請に応じた面接生徒数は188人（前年度比-100人）で、実施率は7.7%（前年比-4.2%）であった。県事業のスクールカウンセラーによる面談等の件数とスクールカウンセラーによる面談等の必要があると思われる生徒数の両方とも増加している。カウンセリングを必要とする生徒に十分に対応できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
必要者数(A)	2,133人	2,502人	2,290人	2,416人	2,433人
実施数(B)	215人	130人	113人	288人	188人
実施率(B/A*100)	10.1%	5.2%	4.9%	11.9%	7.7%

※スクールカウンセラーによる面談が必要と思われた生徒数（A）に対して、県配置のスクールカウンセラーが、拠点校・重点巡回校以外の高校で面談を実施した生徒数（B）の割合。

<課題の原因>

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、長期的な対応を求められることが見込まれる。

イ スクールカウンセラーの配置校について、地域により差があり、中山間地域における配置が十分でない。

<解決に向け実施した取組>

ア 生徒の様子を注意深く確認するとともに、精神的に不安定な様子等小さな兆候を見逃さず、きめ細かな把握に努め、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどの健康問題に適切に取り組む。

イ 関係機関と連携し、中山間地域における適切な人材の確保に努める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 小、中学校でスクールカウンセラーを全校配置しており、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性がある。

イ 令和元年度の県事業のスクールカウンセラーによる面接等の実施数は3,000人（昨年度比+1,022人）であった。面接等が必要と思われた生徒は2,388人（前年度比-45人）であったが、拠点校・重点巡回校以外の学校からの派遣要請に応じた面接生徒数は225人（前年度比+37人）で、実施率は9.4%（前年比+1.7%）であった。県事業のスクールカウンセラーによる面談等の件数とスクールカウンセラーによる面談等の必要があると思われる生徒数の両方とも増加している。カウンセリングを必要とする生徒に十分に対応できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

<課題の原因>

ア 中学校・高校間の連携（情報の共有）を推進するために、高校は現在、入学決定後に中学校から「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の提供を受けるよう努めているが、中学校からの情報提供や高校での情報活用が十分ではないことがあり、継続支援が難しい。

イ スクールカウンセラーの配置について、予算面で限りがあり、配置校の拡充が難しい。

<解決に向けた取組>

ア 中学校との情報の共有については、義務教育課と連携し簡便な連絡様式を使用するなど、新たな方法等で実施している。

イ 本事業は、国の補助を受けて実施しており、今後も配置拡充に向けて予算確保に努めていく。

ウ 特別支援学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談対応実績

	総時間数	相談件数	内訳			
			生徒	保護者	教職員	区別なし・不明
平成30年度	1,883	1,766	824	316	615	11
令和元年度	1,764	1,683	758	367	552	6
令和2年度	2,016	1,958	843	363	746	6

イ 各校の設置状況（在籍児童生徒の障害種や発達段階等）を踏まえつつ、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への適切な指導助言が実施できた。

ウ スクールカウンセラーの役割や活用方法の理解が進み、保護者の相談件数が増加した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 派遣時間や日数拡充の希望や継続相談の希望への対応

イ スクールカウンセラーの有効な活用方法についての共有

ウ ソーシャルワーカーの必要性（司法や福祉など他の専門家との連携や協力）

<課題の原因>

ア 相談事案が年度内で解決せず、年度をまたいで相談を継続したいが、できていない。

イ カウンセラーとしての職務が不明確である。

ウ 相談事案によっては、校内では解決しない事案がある。

<解決に向け実施した取組>

ア カウンセラーを継続任用した。

イ カウンセラーの職務内容について確認し、カウンセラーや各校に周知した。

ウ カウンセラーに、各校に地域連携コーディネーター等の教員がいることや校内体制について説明した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のための遠隔通信での相談の可否

<課題の原因>

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配される。

<解決に向けた取組>

・通信機器や通信状態等について確認した。

愛知県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒の諸課題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の教育相談機能の充実を図ることが重要である。本県では、学校教育相談体制を充実させるために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを、市町村教育委員会及び県立高等学校・特別支援学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者等への助言を行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

一部の小学校、高等学校、特別支援学校は拠点校方式、中学校は単独もしくは小中連携型配置で全校に配置するとともに、スクールカウンセラースーパーバイザーを愛知県総合教育センターに5名配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

勤務形態（配置校数：配置人数） ※全小中学校、高等学校、特別支援学校に配置

- ・ 小学校拠点校配置（152校：130人）
年34週×1回6時間＋年1週×1回4時間を配置
- ・ 中学校単独校配置（223校：189人）
年34週×1回6時間＋年1週×1回4時間を基本に配置
- ・ 小中連携型配置（79校：79人）
中学校には中学校単独校配置時間を基本に、小学校1校当たり52時間を配置
- ・ 義務教育学校（2校：2人）
年34週×1回6時間＋年1週×1回4時間を基本に配置
- ・ 全日制課程高等学校（通信制課程含む）（151校：53人）
年20日～14日 1回7時間を基本に配置
- ・ 全日制課程・定時制課程併置高等学校（25校：5人）
年33日～24日 1回7時間及び4時間を基本に配置
- ・ 特別支援学校・・・年40週×週2回 1回7時間を拠点校1校に配置

資格

- ・ 臨床心理士 370人
- ・ SCに準ずる者 19人

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に対する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ 学校教育相談体制におけるスクールカウンセラー・ガイドライン（小中学校及び義務教育学校教職員スクールカウンセラー用リーフレット）を毎年改訂し、県内市町村教育委員会の指導主事に対して、ガイドラインについての周知を行った。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 市町村教育委員会教育相談担当者を対象とした研修会の実施（年度当初）
- ・ スクールカウンセラー活用実績に基づく効果指標を用いた理解促進

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・ 小・中・義務教育・特別支援・高等学校スクールカウンセラー
- ・ 高等学校スクールカウンセラー担当者
- ・ 相談業務担当者（教育相談担当教員）

(2) 研修回数（頻度）

- ・ 年1回

(3) 研修内容

- ・ スクールカウンセラー設置事業についての説明
- ・ グループ協議及び情報交換
- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講話及び指導助言
- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる経験の浅いスクールカウンセラーへの指導助言

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携した事例について」等でグループ協議を行った。
- ・ 普段一人で業務を行っているので、同じ地区のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換を行うことは、カウンセリング業務においても、よい影響を与えることができた。違う地区で協議を行ったことで、様々な効果的な関わり方を学ぶことができたという声があった。
- ・ 学校勤務経験の浅いスクールカウンセラーに対する研修（スーパーバイザーによる指導、1年目：年2回、2年目：年1回は必ず実施）では、スクールカウンセラー本人が抱えている事案に対する見立てをスーパーバイザーが共有し、一緒に手立てを考えることを通して、スクールカウンセラーが実務的な助言を得ることができ、相談活動に生かすことができた。

(5) スクールカウンセラースーパーバイザーの配置の有無と活用方法

○ スクールカウンセラースーパーバイザーの配置

- ・ 平成24年度から愛知県総合教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザーを配置している。平成27年度からは、5名を配置している。

○ 活用方法

- ・ 重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図っている。また、スクールカウンセラースーパーバイザーによる指導が必要であると判断した場合には、経験のあるスクールカウンセラーも巡回対象としている。
- ・ スクールカウンセラー連絡協議会等の研修の場において、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー担当教員に対し、指導・助言・講話を行っている。

(6) 課題

- ・ スーパーバイザーによる指導を行っているが、学校における相談時間の確保が優先され、研修の時間をさらに増やすことがなかなかできない。
- ・ 小中連携型配置校を昨年度より拡大した。小中連携型配置校からは「児童や保護者が安心して相談できるようになった」「児童や保護者との信頼関係が構築されているスクールカウンセラーから直接、中学校の教員が紹介されるので、信頼関係が築きやすく、引継もスムーズである」といった成果が報告された一方で、相談件数が増えたことにより、対応できる相談時間の確保が必要となった。
- ・ 生徒指導上の諸課題について、その背景に虐待や貧困等がある現状を踏まえ、子供の環境に働きかける福祉の専門であるスクールソーシャルワーカーの配置促進をすすめ、よりよい連携の在り方を確立していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①不登校②いじめ問題、⑧心身の健康・保健）＜拠点校配置＞

① 概要

児童Aは、2学期が始まって登校をしぶるようになり、2週目から登校できなくなった。保護者の話では、夏季休業中に利用していた学童保育で「同じクラスのBにいじめられたから怖いと言っている」ことが分かった。学童保育側は、今回のいじめを把握しており、過去にも同様のことがあったことを承知していた。学校への情報提供はされてなかった。保護者は、夜になるとAに過呼吸、足のしびれ、手足の痛み等の症状が出ることを心配し、病院へ連れて行った。病院では、「心身症」と診断された。本人に話を聞くと、「いじめ」は年度をまたいで複数回に渡り、我慢が限界を超えて心理的に追い詰められた状態であったことも分かった。学校は、担任を中心に当該児童に丁寧な聞き取りや指導、保護者への報告等、原因を取り除くことに努めたが、Aは登校できなかった。問題解消のために関係各機関と連携しながら保護者やAとより丁寧に向き合う必要があると考えた。

② スクールカウンセラーの活用

学校は、Aと保護者とじっくりと向き合うために、スクールカウンセラー（以下SC）の活用を考えた。保護者にスクールカウンセラーを紹介したところ、母親が興味を示し、すぐに第1回の面談を実施した。母親が面談継続を希望したこと、SCは学校との環境調整の必要性があると感じたことから、9月中に2回の面談を実施した。SCは、母親の了解をとり、面談内容で学校に伝えるべきところは即日伝えるようにした。母親については、月2～3回の面談が継続されている。

登校できていなかったAは、令和元年度中は、月に1回のSCの来校日には母親とともに登校し、面談を受けていた。令和2年度になって、毎日登校できるようになった。

③ チーム学校としての成果

保護者の訴えを重く受け止めた学校は、校長の指示のもと、事実の確認を慎重に行うとともに、学童保育関係者を交えて保護者と話をする場を早期に設定し、問題把握に努めた。

また、Aと保護者の内面を支えることにも重きをおき、SCの活用と連携を図った。SCがAや保護者の内面にじっくりと寄り添ってくれたことで、気持ちの変化につながったと言える。さらに、SCがAや保護者と面談をした日には、校長、教頭、養護教諭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、担任とSCで教育支援会議を実施した。これにより、学校関係者が同じ方向で支援をすることができた。

【事例2】児童虐待家庭のための活用事例（⑬児童虐待）＜単独校配置＞

① 概要

生徒Aは、小学生のころから、家事全般を任せられ、出来ていないと罰として食事を抜かれるなどしていた。また、弟とけんかをするとう一方的に自分のせいにされ、いつも叱られていた。

② スクールカウンセラーの活用

生徒Aから担任に「スクールカウンセラーと面談したい」と申し出があった。相談内容について聞いてみると「家族のこと。特に親に不満がある」とのことであった。具体的には食事の準備や洗濯、家の掃除などすべて自分がやらなければならない。また、やり忘れたりすると冷たい態度をとられたり、きつい言葉をかけられる。小学校時代にはこの環境から逃げたくて、祖母の家を目指して家出したこともある。また、このことが原因で自分はダメな人間だと思うと発言するなど、自己肯定感がかなり低い状態であった。そこでスクールカウンセラー（以下SC）に相談を依頼し、本人の思いを受け止めてもらうとともに、少しでも自己肯定感を高めることを目指した。また、親には知られたくないと希望したため、親には面談のことを伝えないうことにした。

③ チーム学校としての成果

生徒Aには「自分がカウンセリングを受けていることをクラスの子には知られたくない」という思いがあったため、カウンセリングを授業後にできるように調整した。その後、長期間かつ継続的にカウンセリングを受けられるように面談を優先しもらうなどSCに協力を依頼した。面談後には毎回SCと担任が情報交換を行った。学年会の場でも会の議題の一つとして毎回Aの様子を取り上げるようにし、担任からの情報を共有するとともに、多少イレギュラーな対応であったとしてもAに対する最適な対応を考え、実践することにした。また、中学校の特徴を生かし、3年に所属していない各教科の担当にも学年主任がAの事情を伝え、3年学年会と足並みを揃えた対応をしてもらうように依頼した。さらに、担任への負担を軽減するために、担任以外の教員ができる限り声掛けを行い、Aの気持ちがほぐれるような温かい雰囲気づくりを行った。

校内委員会でも情報提供を行い、Aへのイレギュラーな対応にも理解してもらった。また、カウンセリングで得た情報をもとに担当者を通じて子育て支援課とも連携し、Aへの対応を考えていくことができた。

【事例3】性的被害のための活用事例（⑮性的な被害）＜拠点校配置＞

① 概要

男子児童Aが女子児童4人とおにごっこをする中で、女子児童らの胸や股間を触るという事案が発生した。被害者の1人の母親から学校に電話連絡があり、翌日、担任が関係児童に事実確認をしてAを指導した。その後、女子児童の体を触ることはなくなったが、女子児童にブラを付けているか尋ねたり、金を払うから下半身を触らせてほしいという内容の発言をしたりするようになった。Aの母親が、その都度被害者の家に出向き、丁寧に謝罪をしているので大事にはなっていないが、Aの将来を心配し、担任や教頭、SSW、SC、児童相談所などと相談するようになった。

② スクールカウンセラー（SC）の活用

- ・ Aの母親が、Aの問題行動について相談を始める。担任や教頭など、よく知っている人には恥ずかしくて話づらいとのことから、SCに相談するようになった。Aの問題行動により、母親が精神不安定になっていたため、Aの家庭内のストレスも大きくなっているようであった。
- ・ Aの母親は、Aが妹に手を出すことを心配していたため、SCが児童相談所に相談するとよいことを伝えた。Aの母親は、「いざとなったら預けられる場所があると分かり、安心した。一人で抱えこまなくてもよいと思えたら楽になった」と話した。
- ・ AがSCの面談を受ける。Aは学校では頑張っているようだが、家庭では不安定とのこと。ささいな事でスイッチが入りやすくなっているようだった。

③ チーム学校としての対応

- ・ Aへの指導や被害者児童の保護者への対応は担任と教頭が中心に行い、Aの保護者からの相談はSCやSSWが中心に行った。
- ・ 校長、教頭、担任、養護教諭、SC、SSW等で支援会議を行い、情報を共有した。支援会議ではAとAの保護者への支援の方法など、SCから助言を受けた。

【事例4】スクールカウンセラーと教職員が協働したプログラムのための活用事例（⑩教育プログラム） ＜拠点校配置＞

① 対象 教職員、PTA、生徒代表

② 概要 SCを講師に迎えて学校保健委員会を実施

③ スクールカウンセラーの活用

平成27年度からSCと協働した学校保健委員会を実施している。特に、教職員だけでなく、PTAも出席し、活発な意見交換と情報共有の場となっている。主な議題は、SCと協働して行ったストレスマネジメントの保健指導であり、適宜、SCからの助言やアドバイスがあり、有意義な時間となっている。「ストレスの対処方法を身に付ける取組」では、勉強や疲れた時など、すぐに実践できるよう手軽で効果的なリラクゼーション体操をSCと連携して行った。この体操を通して、生徒は身体をほぐすと心もほぐれることを再確認できた。生徒の感想には、「SCから継続的に教えてもらい安心して取り組むことができた」という好意的な意見が多く見られた。また、「自分のストレスを表に出すと周囲の人を嫌な気分にしてしまう」など周りの人のことも考えた記述が見られた。生徒に、ストレスをコントロールすることが大切であると気付かせることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【小・中学校】

【小学校】					【中学校】						
項	目	R2		R1		項	目	R2		R1	
		学校数	割合	学校数	割合			学校数	割合	学校数	割合
A	不登校の児童が、別室登校等よい方向に変化した。	114	36.8%	110	39.7%	A	不登校の生徒が、別室登校等よい方向に変化した。	217	71.6%	213	69.8%
B	不登校児童の保護者の心が安定してきた。	180	58.1%	177	63.9%	B	不登校生徒の保護者の心が安定してきた。	252	83.2%	264	86.6%
C	登校しぶりの児童が、登校できるようになってきた。	151	48.7%	158	57.0%	C	登校しぶりの生徒が、登校できるようになってきた。	172	56.8%	175	57.4%
D	登校しぶり児童の保護者の心が安定してきた。	198	63.9%	198	71.5%	D	登校しぶり生徒の保護者の心が安定してきた。	197	65.0%	209	68.5%
E	いじめに関わった児童の心が安定してきた。	29	9.4%	29	10.5%	E	いじめに関わった生徒の心が安定してきた。	16	5.3%	25	8.2%
F	いじめに関わった児童の保護者の心が安定してきた。	26	8.4%	31	11.2%	F	いじめに関わった生徒の保護者の心が安定してきた。	14	4.6%	18	5.9%
G	心身の発達について相談があった児童の心が安定してきた。	238	76.8%	211	76.2%	G	心身の発達について相談があった生徒の心が安定してきた。	232	76.6%	222	72.8%
H	心身の発達について相談があった児童の保護者の心が安定してきた。	297	95.8%	253	91.3%	H	心身の発達について相談があった生徒の保護者の心が安定してきた。	218	71.9%	225	73.8%
I	友人関係で悩んでいる児童の心が安定してきた。	196	63.2%	174	62.8%	I	友人関係で悩んでいる生徒の心が安定してきた。	234	77.2%	233	76.4%
J	友人関係で悩んでいる児童の保護者の心が安定してきた。	158	51.0%	151	54.5%	J	友人関係で悩んでいる生徒の保護者の心が安定してきた。	137	45.2%	144	47.2%
K	教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	190	61.3%	173	62.5%	K	教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	182	60.1%	189	62.0%
L	スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	212	68.4%	205	74.0%	L	スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	225	74.3%	216	70.8%
M	学校体制で相談活動ができるようになった。	211	68.1%	179	64.6%	M	学校体制で相談活動ができるようになった。	201	66.3%	207	67.9%
調査対象校数 310校					調査対象校数 303校						

- ・ 丁寧な相談活動を行うとともに、教員と情報共有を行いながら、きめ細やかな支援を行うことにより、小・中学校ともに、児童生徒・保護者の相談件数の合計が増加した。
- ・ 中学校では、不登校の児童が、スクールカウンセラーとカウンセリングを行うことにより、別室登校等よい方向に改善したり、小学校では、心身の発達について相談があった児童や保護者の心が安定したりするなどの成果につながった。

【高等学校】

- ・ 高等学校においては、スクールカウンセラー一人当たりの相談件数は、前年度に比べ9件増加した。不登校についてスクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者の数は447人で、カウンセリングを受けて325人(72.7%)の生徒について、状況が改善した。
- ・ リストカットや自殺願望等命に関わる重篤な事案が少なくない中、スクールカウンセラースーパーバイザーが緊急支援を行うことで、生徒の命をつないだ例も見られた。

【特別支援学校】

- ・ スクールカウンセラーとの面談により、当該生徒の不安軽減につながった。助言を受けたことで、学年主任や担任が今後取り組む方向性を確認することができた。
- ・ コンサルテーションにより、情報を共有し、校内の支援体制を構築することで、職員全体で支援の連携を図ることができた。
- ・ 相談件数は334件で、支援を受けた88人の児童生徒の内、45名の状況が解決もしくは好転した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 多様化する諸問題に対する相談希望者全員分の相談時間が確保できない現状
- ・ 教職員とのコンサルテーション等の時間が足りない現状
- ・ 不登校児童生徒等の諸問題に対するよりきめ細やかで継続的な教育相談体制づくりの強化

<課題の原因>

- ・ 限られた時間の中での相談件数の増加

<解決に向け実施した取組>

- ・ 相談時間数が多い小中連携校にはSC2人体制を行うなど、学校の実態に応じたSCの配置体制づくり。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 全ての相談希望に対応できない現状

<課題の原因>

- ・ 児童生徒の問題が多様化し、相談内容が多岐にわたっているため、相談希望件数が増加し、配置時間が不足していること。

<解決に向けた取組>

- ・ 配置時間の増加と配置方法の工夫
- ・ 地区別に開催する連絡協議会等で、「チーム支援」の好事例を収集・共有することで、組織的・計画的な支援の充実を図り、よりきめ細やかで継続的な教育相談活動ができる体制づくりを行う。

三重県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心の在り方と深い関わりがある問題に対応できる教育相談体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図る。
- ・ 中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置し、小中連携のもと、途切れのない支援を行うとともに、スクールカウンセラーの専門性を活用することにより、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校など、児童生徒を取り巻くさまざまな課題に対して、未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、心理的、環境的な原因等、さまざまな要因が考えられることから、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員、弁護士等と連携し、関係機関につなぐなど支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 児童生徒の学びを保障するための環境づくりを推進するため、中学校区を単位としてスクールカウンセラーを配置する。このことにより、小中学校間の途切れのない支援や地域の関係機関との連携による、教育相談体制の充実・活性化を進め、児童生徒が安心して学べる環境づくりを目指す。また、校区の実情に合わせ、校区内で配当時間の弾力的な運用を図る。
- ・ スクールカウンセラーが小中学校間のパイプ役となり、丁寧な引継ぎや入学後のケアを行うことにより、中1ギャップによる中学校1年生で増加率が高い不登校や問題行動等の減少を図る。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置人数>	・小学校（連携校）：	2人
	・小学校（単独校）：	2人
	・中学校（拠点校）：	132人
	・中学校（単独校）：	19人
	・高等学校	： 56人
	・教育委員会等	： 1人

計 212人（延べ人数）

<配置校数>	・小学校	： 312校
	・中学校	： 151校（義務教育学校1校を含む）
	・高等学校	： 56校
	・教育委員会等	： 1箇所（スーパーバイザー）

<資格> ア、スクールカウンセラー

計 131人

公認心理師	：	76人
臨床心理士	：	70人
兼ねる者	：	53人
精神科医	：	0人
大学教授等	：	0人（1人が該当するが、公認心理師で計上してある。）

イ、スクールカウンセラーに準ずる者について 計 37人

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務につい

て、1年以上の経験を有する者 6人
大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 25人

<主な勤務形態> ・単独校 小学校 2校 (6時間×32週)
中学校 18校 (6時間×33週)
義務教育学校 1校 (6時間×43週)
高等学校 56校 (4時間×29週)(5時間×32週)
(6時間×32週)(7時間×12週)
(7時間×37週)(7時間×42週)
・拠点校 中学校区 132校区 (4時間×19週～7時間×66週)
・小小配置 2校区 (6時間×31週)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

ガイドラインは策定していないが、業務内容や、事務手続き、学校における教育相談体制の充実等に言及したスクールカウンセラーの活用についての手引きを年度ごとに作成し、全スクールカウンセラー、配置校、市町教育委員会に配付している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度初めに、スクールカウンセラー配置校の担当者が一堂に会し、スクールカウンセラーの活用方法について県教育委員会から説明する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、実施できなかった。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

新規任用スクールカウンセラー(第1回)中止、全スクールカウンセラー(第2回、第3回)

(2) 研修回数(頻度)

計2回

(3) 研修内容

第2回スクールカウンセラー研修会(オンライン)

・オンデマンド講義(NITS独立行政法人教職員支援機構)

『自殺予防:校内研修シリーズNo.14』

『不登校児童生徒の支援と教育相談:校内研修シリーズNo.47』

第3回スクールカウンセラー研修会(オンライン)

・オンデマンド講義(NITS独立行政法人教職員支援機構)

『児童が虐待防止に向けた学校の取組:校内研修シリーズNo.55』

『ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応:校内研修シリーズNo.45』

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・虐待やいじめ、不登校など、世間の関心事や、課題として取り上げられたことを中心にオンライン研修のテーマとしたことにより、最新の情報を手に入れられ、現場での対応に即した研修とすることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 (有・無)

- 活用方法
- ・ 県教育委員会事務局に配置
 - ・ スクールカウンセラーの要請に応じてのスーパービジョン
 - ・ 緊急事態発生時の対応
 - ・ 研修会における講師 等

(6) 課題

- ・ 児童生徒を取り巻く環境が常に変化し複雑化している状況下で、スクールカウンセラーに対しより幅広く、高度な知識や具体的な助言、適切な対応が求められている。それに対応した質の高い研修の機会と内容を用意できるかが課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】不登校のための活用事例 (不登校) < S Cの配置形態：拠点校配置 >

新型コロナウイルスに係る休校明けから登校を渋る児童がいた。新しい環境への不安と、母子分離不安が主な原因と考えられた。親子別々にカウンセリングを受ける中で、親からは児童のコミュニケーション能力の乏しさや友人関係構築が難しいとの訴えがあった。また、児童からも教員に対しての不安を訴える声があることがわかった。カウンセリング実施後、児童にとって安心できる場の提供と、教員との教育相談の設定を行うことで、徐々に環境への適応がみられた。

【事例1-2】家庭環境のための活用事例 (家庭環境) < S Cの配置形態：拠点校配置 >

入学当初から不登校の児童であり、きょうだいも多く、家族構成も複雑である。家族そろって昼夜逆転生活を送っている。また、児童には発達に課題があることもわかっていった。

親をカウンセラーにつないだところ、就学前から関わりのあった支援員に対して信頼を置いており、児童も支援員に対して安心できる存在という思いを持っていた。支援員と児童との関わりを増やすことで、登校できる機会が増え、周囲との関わりも増えつつある。

【事例2】児童虐待の危険性がある問題のための活用事例 (児童虐待) < S Cの配置形態：拠点校配置 >

生徒は、発達に課題があり、衝動性が強く、感情をコントロールすることが難しい様子があった。そのような状況の中、父親からの暴力が懸念されることから、生徒とのカウンセリングで、学校や教員が信頼できる存在であることを伝え、学校に対しては、家庭や生徒のことについて共通理解を図ることが大事であるとの助言を行った。

虐待が疑われる事案が発生した際に生徒は虐待を認めなかったため、学校に対して、生徒への関わり方を助言したところ、生徒から虐待の事実の確認ができ、保護につながった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (ヤングケアラー) < S Cの配置形態：拠点校配置 >

同居する祖母と母の折り合いが悪く、祖母と母が衝突することが頻繁に起こる家庭であり、生徒がその仲裁に入ることがある。母に病気が見つかったことにより、生徒の負担が増え、祖母の介護を受け持つことも多くなり、生徒が家庭での困り感を家族に伝えることができず、一人で抱え込むことが多くなった。生徒がカウ

ンセリングを受ける中で、家族とのつきあい方を考え直すきっかけを得て、家族間での役割分担が再構築され、生徒の負担が軽減された。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（教育プログラム）＜SCの配置形態：単独校配置＞

高校生を対象に、神経を刺激するエクササイズを実施した。交感神経は戦ったり逃げたりするときに活性化し、背側迷走神経は、危機が迫っている際には急速に体の動きを止め、凍り付いたように思考の動きすら止めてしまう。つらい時に人に助けを求めるためには、交感神経や背側迷走神経の過剰な働きを抑える腹側迷走神経がしっかり働いている必要がある。腹側迷走神経は、小さいころの養育者との応答で育まれるが、成長した後からも、簡単なエクササイズで刺激することができるため、そのエクササイズを紹介し、全校生徒と一緒にいった。SOSを出しても良い場や人が学校に存在し、信用できる人にはSOSを出しても良いことを知る機会となった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーが関わって好ましい変化が見られた児童生徒数（令和2年度）

小学校	:	3,190人(51.8%)
中学校	:	1,773人(58.7%)
高等学校	:	860人(70.1%)
全体	:	5,823人(55.9%)

スクールカウンセラーへの相談件数

全小中高等学校	平成30年度	54,313件
	令和元年度	55,187件
	令和2年度	56,063件

児童生徒の支援のために行った取組（令和2年度）

・ケース会議や研修会等	小中学校及び高等学校	1,467回
・教育プログラム（授業等への参加）	小中学校及び高等学校	1,145回

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 学校からのニーズに対応するため、配置時間を拡充する。
- ・ 専門性の高い人材を確保する。
- ・ スクールカウンセラーと学校を結びつける、各学校の教育相談コーディネーターを育成する。
- ・ 教員のカウンセリングスキルを育成し充実を図る。
- ・ 中学校区としての成果と課題を共有し、小学校段階からスクールカウンセラーの効果的な活用を図ることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 小中学校間における丁寧な引き継ぎや新入生に対する面談等の取組を実施するなど、小学校から中学校へのよりスムーズな接続により、中1ギャップ等への対応を図り、中学校区としての教育相談体制のさらなる充実を図る。
- ・ 児童生徒の不登校や問題行動等の背景にある、心理的、環境的な要因等に対して、状況に応じてスクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を密にして、効果的にチームでの支援ができるように努める。

< 課題の原因 >

- ・ スクールカウンセラーが学校からその有用性を認識され、学校現場におけるニーズが増えたため。
- ・ スクールカウンセラー等専門家が学校に入ることにより、専門家への事案対応の丸投げが見られるため。
- ・ 配置時間、任用人数の制限により、教育相談以外の時間的余裕がないため。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・ 中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置し、小中学校をつなげた支援ができるように配慮した。
- ・ 学校が組織として児童生徒に寄り添い支援できるように、学校の校務分掌にスクールカウンセラーを位置付けるように働きかけた。
- ・ スクールカウンセラーの任用人数を増やした。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 常勤化に向けての人数の増加・医療などのスクールカウンセラー以外の仕事と兼ねている人の確保。
- ・ 複雑化した学校現場の事案に対応するための知識や対応方法等を身に着ける研修制度の確立。
- ・ スクールカウンセラーに対する学校現場のニーズと、スクールカウンセラーの任用形態のギャップ。

< 課題の原因 >

- ・ 人数の増加により、スクールカウンセラーのカウンセリング業務の経験不足からくる質の低下への懸念。
- ・ 常勤化のためには、週5日間勤務できる人材の確保。
- ・ 会計年度任用職員であることからくる労働条件や賃金等に関わってのスクールカウンセラーの勤務態様との矛盾。

< 解決に向けた取組 >

- ・ 質の高いスクールカウンセラーを配置するために、オンライン研修等の新しい形態も取り入れながら、より効果的な研修を考え、進めていく。
- ・ スクールカウンセラーの人材を確保するために、近隣の大学・大学院を訪問し、本県スクールカウンセラーをアピールする機会を持つとともに、スクールカウンセラーの勤務形態と学校現場のニーズを調整し、募集形式の選択肢を増やすように努める。

滋賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要である。このため、児童生徒の心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」）を公立小学校・中学校・義務教育学校、県立高等学校等に配置・派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立中学校・義務教育学校および県立高等学校に配置。小学校では重点配置校を置き、それ以外の小学校には、中学校に配置されたSCを派遣する。その他、緊急事案等の対応では、要請に応じてスクールカウンセラースーパーバイザーを中心に当該校に緊急派遣する。採用については、滋賀県の関係団体と協力して実施。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア．配置人数

小学校 23 人、中学校 63 人、義務教育学校 2 人、高等学校 28 人、教育委員会等 8 人

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、教育委員会等で重複あり。

イ．配置校数

小学校 218 校、中学校 96 校、義務教育学校 2 校、高等学校 43 校、教育委員会 1 箇所

中高一貫校 3 校は中学校で計上。

ウ．資格

（ ）スクールカウンセラーについて

公認心理師の資格のみ持っている者 5 人

臨床心理士の資格を持っている者 72 人（うち 42 人は公認心理師の資格有り）

（ ）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4 人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4 人

エ．配置形態について

・単独校 43 高等学校 高等学校重点配置校 8 校（月 4 回・1 回 3 時間程度）

一般校 35 校（月 3 回・1 回 3 時間程度）

中高一貫校 3 校は中学校と高等学校あわせた時間を配分し、中学校で計上している。

・単独校 2 義務教育学校（月 2～3 回・1 回 3 時間程度）

・単独校 35 小学校 小学校重点配置校（月 2～3 回・1 回 3 時間程度）

・拠点校 96 中学校 中学校常駐校 4 校（週 5 日・1 日 4 時間程度）

小中連携校 8 校（月 9～12 回・1 回 3 時間程度）

一般校 84 校（月 2 回・1 回 2 時間程度～月 5 回・1 回 4 時間程度）

・対象校 183 小学校

中学校の一般校は生徒数や課題等を考慮して配置時間を決定
対象校：中学校から域内の小学校へ派遣（年 6 時間以上）
小中連携校は一般校より多く小学校に S C を派遣

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

S C の活用方針や職務等について、S C と教職員が共通理解を図れるように「スクールカウンセラー活用リーフレット」を作成しており、年度初めに全 S C と全配置校に配布し指導。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

新たに特別な配置校になった学校（小学校重点配置校、中学校常駐校、小中連携校）には指導主事等が訪問し、S C の活用等について配置校の管理職や担当者と協議を行い、助言を行う。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全てのSC、各校SC担当教員(コーディネーター)

(2) 研修回数(頻度)

SCは年2回、SC担当教員は年1回

(3) 研修内容

- ・1回目<4月>(SC担当教員の研修会を兼ねる)

「スクールカウンセラーを有効に活用するために」(講義)

SCの役割 コーディネーターの役割 性被害の対応について
緊急支援について 異なる専門家との連携について 等

- ・2回目<8月>

「学校におけるスクールカウンセラーの役割について(コーディネーターの視点から)」(講義)

「ヤングケアラーへの支援について」(講義)

SCとの連携・協働に必要な視点

ヤングケアラーの実態 ヤングケアラーの支援でSCや学校に期待すること 等

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・コーディネーターの視点から、SCの活動内容や役割等についての研修を行い、コーディネーターの役割を再確認することで、SCの効果的な活用にいかすことができた。
- ・ヤングケアラーの支援について、必要な視点・支援の方向性・具体的な支援方法を確認することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置(有)

活用方法

県内の4地域に2人ずつSVを割当て、各担当地域で発生した問題行動等を中心に緊急対応を行う。また、担当する地域の新規採用SC等への助言・援助や県教育委員会への事業に対する助言・提言を行う。その他、研修会の講師を務めている。

(6) 課題

SCやSC担当教員の資質向上のため、研修のさらなる充実について必要性を感じているが、予算や多忙化の問題もあり、研修会の拡充(研修内容や回数)が難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

1年の後半から不登校になった中学3年男子のケース。初めはSCとの面談で何を話せばよいのかと戸惑っていたが、SCの関わりにより自分のことを話せるようになった。新しい環境、新しい人との関わりには消極的な生徒であったが、SCの支援の継続により、2年の3学期に適応指導教室の体験に参加できるようになった。3年では、月に1～2回のペースでSC面談のため学校に登校。進路にかかわる学活には、教室へ入れるようになり、2学期後半からはテストも教室で受けられた。高校への進学を希望するなど、前向きに変化した。

【事例2】児童虐待のための活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

母との関係に悩む中学1年女子のケース。母は父から暴力を受けている。生徒は家庭内で緊張感を感じており、寝るのが遅くなり、遅刻などにも繋がっていた。SCとの面談で本人のしんどさを聞きつつ、家庭内のリスクを見極めていった。母にはSSWが面談を実施し、SCとSSWで役割を分担して母子ともに支援を行っている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（性的な被害）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

複数の男性と不純な交際をしていた中学2年女子のケース。生徒自らが、SCとのカウンセリングを希望し、定期的に面談を行うようになった。面談の中で、交際については一切触れておらず、自分自身のことや家族について話すことが多かった。しかしながら、SCとのつながりによって、安定した生活を送ることができるようになった。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（教育プログラム）＜SCの配置形態：対象校配置＞

小学6年生全クラスに「ほめ川柳」の心理授業を実施したケース。4人班で班全員のよいところをつなげて「ほめ川柳」を作り、お互いに交換した。コミュニケーションにおいて、相手のよいところを発見して伝えるということは、人間関係を良好にしていくことにも繋がることを伝え、楽しく学ぶことができた。広がりの少ない限られた人間関係の中で育ってきた児童にとって、新たな関わりを築き上げることは、大きい経験となった。また、自己肯定感の低い一面が見られるという点からも、ピアサポートようなお互いのよいところを認め合うよい機会となった。

【 4 】 成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
SCとの相談件数(件)	32,259	34,662	38,098

- ・相談件数は年々増加傾向にあり、SCのニーズは年々高まってきている。
- ・SCの存在や役割が認知された効果が表れている。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
SCが関わった不登校児童生徒数 (不登校傾向を含む)	866	812	1081
教室復帰ができた人数(人)	152	120	183
(関わった児童生徒の中の割合)	17.6%	14.8%	16.9%
登校できるようになった人数(人)	178	171	214
(関わった児童生徒の中の割合)	20.6%	21.1%	19.8%
好ましい変化が見られた人数(人)	298	293	352
(関わった児童生徒の中の割合)	34.4%	36.1%	32.6%
好転した人数合計(人)	628	584	749
(関わった児童生徒の中の割合)	72.5%	71.9%	69.3%

- ・令和2年度はSCが関わった不登校児童生徒数が1000人を超えた。
- ・SCが関わることで好転した割合は、この3年間70%近くを示し、SCが関わる効果が表れている。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
SCが関わったいじめの件数のうち、早期対応・解決の割合	85.5%	85.0%	76.5%

- ・いじめ事案にSCが関わり、関係児童生徒の見立てや対応についての助言を得ることで、早期対応や解決につながる割合が高い。令和2年度は76.5%であったが、この3年間高い割合を維持している。また、いじめ対策委員会等においてSCからのアドバイスを受け、いじめの未然防止の取組につなげている場合もある。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・不登校やいじめ、児童虐待等、子どもたちを取り巻く課題は深刻で、SCの支援・助言が必要とされるケースは増加傾向にあるが、時間数が限られる。
- ・SCの人材確保とともに資質向上を図る必要がある。
- ・より早い段階(小学校低学年)でのSC活用の必要がある。
- ・SCが専門性を発揮し児童生徒の心理的支援にあたるために、担当教員(コーディネーター)の力量を向上させる必要がある。また専門家との連携を効果的にすすめるための教育相談体制の充実を図る必要がある。

< 課題の原因 >

- ・限られた時間の中で面談のニーズが高く、面談後のコンサルテーションやケース会議の時間が十分に確保できていない。
- ・小学校配置校、配置時間が少なく、日常的に専門家に相談できる体制が十分にできていないところがある。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・小学校重点校を 30 校から 35 校に拡充した。
- ・小学校対象校の配置時間の使い方を、具体的に市町教育委員会担当者を通じて啓発した。
- ・校内でより効果的に協働・連携するための S C やコーディネーターの役割について研修をおこない啓発した。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・依然として、不登校やいじめ、児童虐待等、子どもたちを取り巻く課題は深刻で、各学校で S C の支援・助言が必要とされるケースがあり、時間数の確保が必要である。
- ・限られた配置時間で、S C が専門性を発揮し児童生徒の心理的支援にあたるために、担当教員（コーディネーター）の資質向上に継続的に取り組む必要がある。また S C を効果的に活用するために、各学校において教育相談体制のシステムの充実を図る必要もある。

< 課題の原因 >

- ・面談のニーズが高いため、面談に時間を使い、コンサルテーションやケース会議の時間が十分に確保できていない。
- ・コーディネーターの育成と支援ができていない。
- ・学校によっては、教育相談体制が十分に整備されていない。

< 解決に向けた取組 >

- ・小学校重点校の配置時間を 87 時間から 108 時間に拡充した。
- ・コーディネーターを対象としたオンライン研修を実施する。
- ・S V が年 2 回、市町教育委員会の担当者を訪問し、具体的に S C の有効活用について指導を行う。
- ・学校訪問や研修において、教育相談体制の一層の整備を図るよう、管理職に要望する。

京都府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中学校等に臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

府内各市の各拠点校から対象校への派遣を行い、府内全ての小・中学校にスクールカウンセラーの計画的配置（派遣）が行われるように、市町（組合）教育委員会で調整をしている。また、府立高等学校・特別支援学校については、府教育委員会の担当課で調整している。

京都府臨床心理士会と連携し、研修を一定回数受講したスクールカウンセラーを採用希望者として募ることで、質の確保に努めている。

また、スクールカウンセラーの専門性の確保と維持のため、スクールカウンセラースーパーバイザー制度を導入し、経験豊かな6名を登録して、要請があればスクールカウンセラーの支援に当たっている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 38人	中学校	: 76人
高等学校	: 43人	義務教育学校	: 1人
特別支援学校	: 2人		

【配置校数】

小学校	: 41校	中学校	: 96校
高等学校	: 47校	義務教育学校	: 1校
特別支援学校	: 2校		

【資格】

<スクールカウンセラーについて>

公認心理師	1人
臨床心理士	25人
2つに該当する者	103人
精神科医	0人

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にあるもの者又はあった者 0人

上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

<スクールカウンセラーに準ずる者について>

なし

【主な勤務形態】

単独校	14 小学校	(週1日・1回8時間) (週1日・1回6時間) (週1日・1回4時間) (年4日、1回4時間)
	27 中学校	(週1日・1回8時間) (週1日・1回7時間)
	47 高等学校	(週1日・1回4時間) (週1日・1回6時間) (週1日・1回7時間) (週1日・1回8時間)
	1 義務教育学校	(週1日・1回6時間)

拠点校	69 中学校	(週1回・1回8時間)	(週1回・1回7時間)	(週1回・1回6時間)	対象校	156 小学校
	27 小学校	(週1日・1回8時間)	(週1回・1回4時間)			9 特別支援学校
	2 特別支援学校	(週1日・1回4時間)				

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

「スクールカウンセラー事務処理要領」及び「スクールカウンセラー配置要綱」を策定し、勤務形態や報酬、身分や資格、職務などを定め、各学校へ周知している。また、拠点校方式により配置されている学校から配置されていない学校(派遣対象校)に派遣する場合の取扱いについても定めている。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

各市町教育委員会やスクールカウンセラーが配置されている学校の生徒指導担当や教育相談担当、スクールカウンセラーを対象として、年1回、5月にスクールカウンセラー連絡協議会を実施している。その中で、スクールカウンセラーの活動や教職員との連携について協議を行っている。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、市町教育委員会の担当者、スクールカウンセラー配置校担当教員（教育相談担当教員、コーディネーター等）

(2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会（京都府教育委員会主催：年 1 回）

スクールカウンセラー連携会議や研修

（各教育局、市町（組合）教育委員会主催：回数は主催者による）

(3) 研修内容

スクールカウンセラーによる効果的な活動が展開されるように、交流協議や事例研修、外部講師による講義等を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上と学校における教育相談体制の充実を図る。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・脱ひきこもり支援センターのコーディネーターによる不登校やひきこもりの生徒に対する取組についての講演、事例紹介
- ・警察本部少年サポートセンターの臨床心理士による対応事例の紹介

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置（有・無）

活用方法

個々のスクールカウンセラーだけでは対応できないケースが生じたとき、要望に応じて、スクールカウンセラーを指導、支援、マネジメントするための経験豊かなスーパーバイザーを派遣する。

(6) 課題

児童生徒や保護者との面談だけではなく、教員へのコンサルテーションや事例のコーディネートについても担ってもらう必要性が年々高まっている。また、校内研修等の講師や児童生徒に向けての授業を行うことも増えてきているが、面談の予約だけで時間が埋まってしまう状況もあるため、スクールカウンセラーの配置時間数の増加を求める学校が多くなっている。

問題行動や不登校、いじめ等児童生徒を取り巻く状況は厳しさを増しており、その背景も複雑化していることから、資質能力の向上が急務で、さらなる研修の充実が求められる。

また、地域によっては、スクールカウンセラーの担い手が少なく配置が難しくなっている現状がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害をもつ児童に対して校内で組織的に対応した活用事例（心身の健康・保健、発達障害等）
<SCの配置形態：単独校配置>

2年生のときに体調不良（抑うつ状態）で登校を渋り初め、カウンセリングを開始した。カウンセリングで本児の気持ちを聞き、それと並行して母のカウンセリングで助言をすることを継続していた。3年生で発達障害と診断され4年生から特別支援学級に入級。少人数で学習することで学校生活にも徐々に適応できるようになってきたが、5年生になり、それまで肥満であった本児の体重は徐々に減り始めていた。6年生に進級し、コロナによる2カ月の休校明け、本児の体重が激減していた。摂食障害が疑われたためカウンセラーが母に病院受診を勧め、受診の結果、本児の状態は入院寸前まで悪化していた。医師の指示とカウンセラーの助言のもと、校内でケース会議を開いて情報を共有し、担任・教育相談担当・カウンセラーで連携しながら対応を続けた。その結果、本児は入院を免れ、2学期には毎日学校に登校できるようになった。これまで、交流学級の児童と同じ場所で活動することを避けてきたが、本児が運動会や卒業アルバム撮影、校外学習等の行事に同じ学年の児童と共に参加することもできた。また、学習にも意欲を示し、中学校進学に向けて前向きに学校生活を送ることができた。

【事例2】虐待により一時保護されて帰宅してきた子の親へ対応するための活用事例（児童虐待）
<SCの配置形態：拠点校配置>

保護者は、子ども自身が自分の気持ちを伝えられず何を考えているのかわからず時間がかかり、イライラしていたため、SCから保護者に対して、感情に名前をつけること、すべきことは1つずつさせること、違うことをさせる時は目を見て切り換えさせる、など具体的方法を教えた。その家庭なりのやり方を作っていくとよいなど、無理なくできる方法を提示していくことで、実践へとつなげることができた。保護者も1つ1ついろいろな方法で子どもと関わろうと思えるようになってきたことが安心へとつながっていった。

【事例3】妹弟と叔母の子どもへの面倒を見るAにSCと学校が連携を密にして対応した活用事例
(ヤングケアラー、貧困の問題)<SCの配置形態：拠点校配置>

母親の経済的理由により、同じくシングルマザーである母親の姉（Aから見て叔母）の世帯と同居することになった。Aは、自身の妹弟と、叔母の子どもへの面倒を見ることが多くなった。小学校のときに、教室へ入ることができなくなり、面談を開始した。家庭内で母親に「学校に行け」と叱責される反面、下の子たちの面倒を任されることへの不満などを語るようになった。並行して保護者の面談を行ったが、仕事を理由に定期的な面談へは至らなかった。

中学へ進学するとしばらくの間は順調に登校し、楽しみにしていた部活にも参加していたが、部活を家庭の用事で欠席したことから教室へ入ることも不安になり、別室登校となった。SC面談の中でAは、下の子の面倒を見させられることなどの不満を引き続き語った。担任等が母親との面談を持ち、Aの学校での様子や不安のことなどを伝えたが、一時的な変化に留まり、しばらくすると本人の口からまた不満が語られる、ということが繰り返された。Aは家庭内では無口であり、自分の要求や思いを出すことが難しい側面もあった。

2年生のときにAが風邪薬をオーバードーズし、救急搬送され入院することがあった。そのときに、母親が付き添って看病をし、父親も協力するなどの動きもあった。学校復帰にあたっては、登校時の連絡、早退時の迎えなど家庭での協力体制を作り、Aの家庭内での役割や立ち位置の変容を狙うべく働きかけを行った。特に母親のAに対するケアを持続すべく、SC面談を開始した。Aとの面談と並行することから、Aには「AがSCへ語ったことは母親であっても全て守秘義務に守られること」を確認した。母親の面談においては、反抗することが多くなるなど家庭内で今までなかったAの様子が見られることから、父親や祖父母にも協力を求めていたこと、母親と叔母の間で姉妹が故に衝突があり大人の動向を察して動いてしまうAに負担をかけたことなどが語られた。そして、SCから母親へ、高校進学が視野に入る時期でもあるため、Aのために動いて欲しいこと、Aの小さな進歩に目を向けてもらうことを確認した。

【事例4】特別な支援を要する児童及び保護者の現状と対応の在り方についての校内研修を行った活用事例
(校内研修)<SCの配置形態：拠点校配置>

夏休みに、特別な支援が必要であり虐待が疑われる児童及び保護者対応について、校内研修で事例研究を行った。スクールカウンセラーの専門的な意見を聞き、全教職員が対象児童や保護者への対応の在り方について協議し、共通理解を図った。課題解決にむけ教職員の具体的な支援や連携の在り方について検討をすることで、2学期以降の教職員の対応についての方向性を確認することができ、実践に生かすことができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

< スクールカウンセラーの相談件数 >

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
児童生徒	7,111	7,013	7,117	8,286	8,193	9,321	11,426
保護者	4,528	5,684	5,794	6,248	7,172	7,189	7,903
教職員	10,870	14,328	14,404	15,065	14,244	14,819	20,705
その他	544	646	535	314	586	268	273
計	23,053	27,671	27,850	29,913	30,195	31,597	40,307

スクールカウンセラーの需要が多くなり、毎年相談件数は増加している。特に、この3年間は児童生徒や保護者の相談件数が多くなっており、子どもや保護者にとってスクールカウンセラーが身近な存在になってきている。

児童生徒や保護者との面談だけでなく、教員に対するコンサルテーションが積極的に行われるようになってきた。

児童生徒の抱える課題が複雑化・多様化する中、様々な視点から見立てを行い、対応を検討する必要性が高まっており、スクールカウンセラーがケース会議等に参加し、心理の専門家としての助言が活かされる機会が増えている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

スクールカウンセラーの需要の増加に対応できていない学校（特に小学校）がある。北部を中心にスクールカウンセラーの必要数を確保することに課題がある。

< 課題の原因 >

小学校に対する配置時間数が少ない。スクールカウンセラーの人材確保（特に北部在住のスクールカウンセラー）。

< 解決に向け実施した取組 >

公募を活用しながら、人材確保に努める。小中連携を意識したスクールカウンセラーの活用を進める。教育支援センター配置のスクールカウンセラーの活用を進める。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

スクールカウンセラーの需要の増加に対応できていない学校（特に小学校）がある。北部を中心にスクールカウンセラーの必要数を確保することに課題がある。

< 課題の原因 >

配置時間数の増加（特に小学校）が必要である。スクールカウンセラーの人材確保（特に北部在住のスクールカウンセラー）。

< 解決に向けた取組 >

京都府臨床心理士会との連携を図りながら、公募をすることで、幅広く優秀な人材確保に努める。小中連携を意識したスクールカウンセラーの活用を進める。教育支援センター配置のスクールカウンセラーの活用を進める。

大阪府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談体制の充実を図るため、以下の業務を行う。

- ・ 児童、生徒へのカウンセリング
- ・ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言、援助
- ・ 児童、生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- ・ その他、学校が必要と思われること

緊急事案発生時に、スーパーバイザーを派遣し、各市町村教育委員会と連携し、学校支援にあたる。

（2）配置・採用計画上の工夫

配置市町村または地区内で定期的に配置替えをすることにより、様々なスクールカウンセラー（以下、SC）の視点で教育相談体制が普及できるようにするため、同一校での勤務を最長5年としている。

配置市教育委員会の活用方針のもと、市の人材や連携可能な機関等の把握とSCのネットワークづくりのためにチーフSCを配置。

SCと配置校の校長に活動状況アンケートを実施し、学校の適切な活用とSCの活動について把握。チーフSC及びSCスーパーバイザーと次年度の方針を相談の上、市町村教育委員会が配置希望調書を作成し、府教育委員会で次年度配置を決定するとともに、次年度更新を希望しないSCの欠員を補充するために、毎年度公募審査を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数について】

小学校	：	0人
中学校	：	242人
義務教育学校	：	7人

【配置校数について】

小学校	：	0校
中学校	：	278校
義務教育学校	：	7校

【資格について】

SC：臨床心理士、公認心理師の両方、もしくは一方

SCに準ずるもの：該当なし

【主な勤務形態について】

拠点校 285 中学校（義務教育学校（後期課程）7校を含む）（週1日・1回6時間）

単独校 該当なし

対象校 591 小学校（義務教育学校（前期課程）を除く）（週1日・1回6時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーハンドブック

～スクールカウンセラーになられた方のために～（平成22年3月発行）

SCの心構えや活動内容、緊急対応等の進め方をまとめたものである。その中で、SCの専門性及び校内での役割を教職員

に理解してもらえよう、学校を知ること、教職員との信頼関係をつくることもＳＣの努めとしている。本ハンドブックは、大阪府公立学校へ配置した全ＳＣに配付しており、新規採用者には、新規採用ＳＣ連絡会において、大阪府の求めるＳＣの説明を行っている。また、全市町村教育委員会にも配付している。なお、ＳＣ活動において他の専門家との連携や緊急支援等についてのポイントを新たにまとめ、内容を刷新した改訂版を令和３年４月に発行した。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット

～いじめや暴力行為等の未然防止と解決に向けて～（平成２５年８月発行）

この「ブックレット」は、矯正施設で実施されている「社会性涵養プログラム」を参考にして、暴力行為等の問題行動の解消に向け、臨床心理学の観点から児童生徒の内面を引き出すために必要な「表現」「気づき」「行動」の３つの要素でワークを構成したものである。

また、本冊子のワークは、ＳＣと教員が協働して実施する構成となっており、ＳＣと教員とで事前に打ち合わせを行い、共に実践を重ねることで教職員の児童生徒理解の促進につなげている。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

S C

市町村教育委員会担当指導主事

(2) 研修回数 (頻度)

- ・ S C 連絡会 (兼研修) (年 2 回)
- ・ S V ・ C S C 会議 (課題に即した講義や協議を通して専門性を高める研修) (年 2 回)
- ・ 新規採用 S C 説明会 (3 月に実施)
- ・ 地区別ブロック連絡会 (年 2 回)

…多職種連携を目的とした連絡会であり、スクールロイヤー・ S S W スーパーバイザー・ S C スーパーバイザー・チーフ S C ・市町村指導主事が参加する。大阪府内を 4 ブロックに分け、実施している。

(3) 研修内容

- ・ 府教育委員会から S C の活動に係る今年度の重点についての説明
- ・ S C の資質向上に係る講義
- ・ 事例報告及び情報交換
- ・ 市町村教育委員会による S C 活用方針の交流
- ・ 事例をもとにした多職種連携の在り方についての協議 等

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ S C スーパーバイザーによる「大阪府 S C としての資質向上に向けて」を題材とした講義のオンデマンド配信。 S C の果たすべき役割やそのためにすべきことについて、 S C や市町村教委の指導主事が配信内容を繰り返し確認できたことから、府で求める S C 活用の意義等の定着を図ることができた。
- ・ 「予防的アプローチ～学校・先生方との協働をめざして～」をテーマとした協議。「 S C 活動チェックリスト」を活用し、リストから見える課題とその解決方法について意見交換を進めながら、今後の活動の参考となる成功事例等の共有を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (有 ・ 無)

府内を 5 ブロックに分け、各ブロックに S C スーパーバイザーを設置

活用方法

- ・ 新規採用 S C への指導助言
- ・ 各ブロックでの市町村教育委員会及び S C への助言
- ・ 緊急事案発生時に教育委員会と連携した学校への直接支援

(6) 課題

- ・ コロナ禍の影響により児童生徒や保護者にストレスの高い状態が続く中、心理教育や「 S O S の出し方」教育や教職員研修等、予防的な対応に係るスキルの向上が必要。
- ・ 相談業務に留まらず、ケース会議やスクリーニング会議等、校内体制に位置付いた S C 活用について、学校や市町村教育委員会への理解促進が必要。
- ・ S S W やスクールロイヤー等、地域の実情に応じた多職種連携が機能するよう、市町村における連絡会や研修の機会を持つよう指導する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒に対して進路への意欲を引き出しながら母子支援を行った活用事例

(不登校 友人関係 家庭環境 学業・進路) < S C の配置形態 : 拠点校配置 >

友人とのトラブルを機に、中学2年の冬休み明けごろから、登校渋りや欠席日数が少しずつ増えていった中3生徒(以下、A)。校内ケース会議を経て、母親のサポートが必要と見立てたことから、母親への面談を通して母親のサポートをS Cが担うことになった。3年に進級し、Aと関係のよかった担任の交代に伴い、母子ともに戸惑っている様子であったが、Aの進路に向けて気持ちを切り替えられるようS Cが面談の中で支援。Aが進路に向けて気持ちが向くタイミングを図りつつ、母親に対しては、進路の候補となる学校を調べるよう助言するとともに、S S Wと連携しながら通信制高校等の教員との顔つなぎや紹介を行った。進路に向けてAの意欲が高まるとともに、同級生との交流も再開、部分登校と進路決定につなげることができた。

【事例2】児童虐待対応において専門家連携した活用事例(児童虐待) < S C の配置形態 : 拠点校配置 >

2学期開始直後の身体測定で著しい体重減少が見られた中学1年生徒(以下、B)と体調不良を頻繁に訴え保健室に来室することの多い中学2年生徒(以下、C)のきょうだい。Bの身体測定後、すぐにケース会議を実施し、きょうだいへの心理的ケアを含めたアプローチをS Cが、家庭へのアプローチを生徒指導主事や担任に加え、S S Wが担当することとした。S CがCへの面談を実施したところ、家の中に物が散乱し落ち着けるスペースがないこと、母親は家事をしないこと、猛暑の中、冷房機器のない住居で過ごしていることから体調不良が続いていること等が判明するとともに、数日間欠席が続いていたBを担当、S S Wが家庭訪問したところ、現認確認できたBが衰弱した様子であったことから、学校は即座にネグレクトで子ども家庭センターに通告、きょうだいは一時保護となった。一時保護の期間中、子ども家庭センター、関係機関等との連携ケース会議にS Cも参加し、保護解除後に向けて、Bに係る医療機関との連携をS S Wが、心理的に不安定な面のあるCへのアプローチをS Cが行うというプランニングを再設定した。家庭環境の改善に伴い、きょうだいの体調面も順調に回復、現在は二人とも登校することができているが、引き続き関係機関との連携を継続し、S CとS S Wで情報共有しながらモニタリングを計画的に進めている。

【事例3】保護者面談から性的な被害を受けた生徒へのプランにつなげた活用事例

(性的な被害) < S C の配置形態 : 拠点校配置 >

家庭で性的虐待を受けた小学6年児童(以下、D)。保護者に対しては司法関与しながら子ども家庭センターから指導が進められている。その後のDの経過を観察する中で、カウンセリングが必要との判断から、S Cが心理的ケアを行うこととなった。ところが、D本人がカウンセリングを拒否したため、代わりに母親面談を通じて、Dの様子を把握し、見守りを継続していくということで方針転換をした。母親へのS Cによる面談を通じて、把握できたDの現在の言動や行動を、都度学校でのケース会議においてS Cが自身の見立てを踏まえながら報告、それを元に教職員からのDへの関わりや校内での役割分担について見直し、必要に応じて新たなプランニングを行った。Dの中学校進学が近づいてきたことから、小中学校合同のケース会議を実施、市の家庭児童相談室も加わり、今後のS C、S S Wの支援も含めたチーム学校体制での見守りについて検討を重ねている。D本人に対してS Cから直接支援はできなかったものの、母への面談から得た情報等を適切に校内支援につなげることができたことから、Dは心身の状況は安定、登校することもできている。

【事例4】S Cと教員が連携して実施した児童生徒の問題解決力向上のための活用事例

(教育プログラム) < S C の配置形態 : 拠点校配置 >

学校の様子

暴力行為発生件数や不登校生徒は少なく、落ち着いた学校である。日々の学校生活の中でも、教職員と生徒、生徒と生徒の距離感は近く、困ったことがある場合は気軽に相談できる環境がある。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、漠然とした不安を抱える生徒、ストレスを抱える生徒の様子が見られたため、自分に合うストレス対処法をみつけたり、簡単なリラックスマethodを体験したりすることで、今後の問題行動等を未然に防ぎ、コロナ禍であっても安心して過ごすことができるよう、S Cと教員による以下のワークに取り組んだ。

ワークの概要

チェックシートをもとに、イライラした時や不安な時にどうしているかを記入し、学級で交流する。さらに、簡単リラクセスとして、肩のリラクセス法と呼吸法を体験する。最後に振り返りを行う。

ワークのねらい

- ・ ストレスへの対処法を学ぶ。 ・ 対処法にはいろいろなものがあることを知る。
- ・ 自分にあう対処法を見つける。 ・ 簡単なリラクセス法を体験する。

本事例では、前段の【1】-(4)- で記載した「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」を活用している。

「ブックレット」のワークは、SCが生徒の状況に合わせて加工して活用することで、カウンセリングルームなどで個別の児童生徒に実施したり、学級担任からの依頼により、学級でSCと教員が連携してワークを実施したりすることができる。

実施準備

学年会議で、各学級担任より学級運営上の課題を出し合い、生徒の課題に沿ったワークになるよう内容を検討した。

実施の効果

- ・ 漠然とした不安やストレスを抱えているのは自分だけではないこと、いろいろな対処法があることを知り、困ったときには周りにSOSを出すことの大切さを再確認させることができた。
- ・ 準備段階で学級担任から学級の様子や課題を聞き、SCが学級での生徒を観察できたことで、生徒や学級担任との距離が近くなり相談しやすい関係を築くことができた。
- ・ 振り返りシートから読み取れる生徒の課題、心理の視点、予防の視点を教職員とSCで共有できた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ 府内の全中学校（府内285中学校（義務教育学校（後期課程）7校を含む））にSCを配置することができ、府内統一した相談体制を整えることができた。府におけるSC活用の意義等について、連絡会やオンデマンド配信を通じて理解促進し、府内で同じ方針のもとSC活用が進むよう努めている。
- ・ SCへの相談件数は、（表1）のとおりであり、前年度よりも9,652件増加している。
- ・ 教員からの相談件数は、令和元年度61,209件から令和2年度71,127件となり、9,918件増加している。令和2年度は、コロナ禍の影響により、感染症対策やコロナ不安による欠席児童生徒への関わり、不安度の高い保護者への対応等、教職員の困り感が高まっていると推察している。
- ・ SCがケース会議に参加し、検討したケース数は、令和元年度13,976件から令和2年度15,111件となり、1,135件増加している。SCの勤務日に合わせて会議を開催し、SCの見立てをプランニングに生かす学校風土が育ってきており、SC活用が学校体制に位置付いてきたものと捉えている。

表1)【SCへの相談件数（延べ人数）小学校・中学校・その他を含む】

	H29年度	H30年度	R元年度	令和2年度
相談件数（人）	85,144	90,509	93,979	103,631

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 現状でのＳＣの業務は、多くのカウンセリングや深刻なケースの相談が占めているが、生徒指導上の課題に対し、未然防止や予防の観点を持ち、校内でのＳＣ活用を推進していく必要がある。
- ・ 生徒指導上の課題は、生徒自身の問題だけでなく保護者や地域の関わりも多く、学校だけでの対応や解決が困難な事案は、深刻化する場合もある。

< 課題の原因 >

- ・ 児童生徒の命や安全に係わる緊急かつ重篤な事象（いじめ、虐待、自死等）や学校のみでは対応が困難な事象（暴力行為等）の増加に伴い、ＳＣによる早期のケースへのアプローチや多職種連携を含めた学校体制構築の必要性が高まったこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大によって引き起こされる様々な問題に対して、児童生徒・保護者・教員への心のケア等も含め、学校においてＳＣに求められる役割が大きくなっていること。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・ 学校におけるＳＣの位置付けを年度当初に全教職員で共通理解を図るとともに、ＳＣをはじめとする専門家が校内会議へ参加する機会や授業観察等ができる時間を確保するように促した。
- ・ 緊急事案発生時に、ＳＣスーパーバイザーをはじめ、スクールロイヤーやＳＳＷ、学校アドバイザー（管理職ＯＢ等）といった多職種の各専門人材を府より緊急支援チームとして派遣。
- ・ 府の緊急支援チームが事案における直近の緊急支援を担い、市町村の学校支援チームが中長期的な支援を担う等の役割分担を行うとともに、市町村のチームについてはＳＣ等が予防的アプローチにも関わられるような体制構築に努めた。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 暴力行為や不登校の低年齢化により、小学校でのＳＣ活用ニーズが高まっているが、限られた中学校区への配置回数の中で、現状の課題に応じた活動の焦点化が課題。
- ・ コロナ禍による影響を含め、多様化・複雑化する事案への早期発見・早期対応及び予防的アプローチの確立。

< 課題の原因 >

- ・ 現状の中学校区への配置回数では限定的であり、潜在的な活用ニーズに応えられない。
- ・ 特に小学校において予防的アプローチに関わる会議体等、専門家活用体制の確立の必要性が高まっている。

< 解決に向けた取組 >

- ・ 府より小学校へのＳＣ配置拡充を行い、児童生徒、保護者、教職員からの心理的ケアに対する潜在的ニーズに応えられるようにする。
- ・ 小学校におけるＳＣの位置付けを全教職員で共通理解の上、学校の課題に応じた活用が進むよう、市町村教委やチーフＳＣと連携しながら、各校での活用のあり方を構築していく。
- ・ 支援の必要な児童生徒への早期の気づき、早期の対応につなげられるよう、スクリーニング活用を府から発信していくとともに、各学校でスクリーニングが定着できるようＳＳＷと連携しながら働きかける。
- ・ 地区別ブロック連絡会で実施している多職種連携に係る協議において、学校支援チームをより機能させるための、専門家の関わりによる予防的アプローチについて先進的な取組みを共有し、今後の早期対応のあり方について研究を進める。

兵庫県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立小中学校等に配置し、子ども達の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程には全校に配置している。また、小学校において令和2年度130校を拠点校に配置し、連携する小学校への相談に対応している。

スクールカウンセラーの採用は、臨床心理士及び公認心理師としており、新規の採用においては、公募により有資格者を募り、選考による合格者を県内6カ所の教育事務所で採用し、各学校の実情を考慮して配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数（神戸市を除く）

小学校	: 130人	中学校	: 253人
高等学校	: 0人	中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 0人	義務教育学校	: 5人
教育委員会等	: 0人		

イ 配置校数（神戸市を除く）

小学校	: 130校	中学校	: 253校
高等学校	: 0校	中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 0校	義務教育学校	: 5校
教育委員会等	: 0箇所		

拠点校 254 中学校等 (週1日・1回6時間)

拠点校 130 小学校 (週1日・1回6時間)

単独校 5 義務教育学校 (週1日・1回6時間)

連携校 446 小学校

ウ 資格

臨床心理士又は公認心理師の有資格者

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー配置事業に係るスクールカウンセラーの活動方針等に関する指針（ガイドライン）は策定していないが、事業実施要項やそれに補足する運用面の別添資料等において、スクールカウンセラーの活動について示している。周知については、各教育事務所を通じて各市町組合教育委員会、各配置校へも通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全ての配置校において、配置スクールカウンセラーが年間2回以上の教職員対象のカウンセリングマインド研修を実施している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校の臨時休業や3密等の感染予防対策の影響により、一部実施できなかった学校もあったが、それ以外の学校では全て実施している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象 兵庫県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度) 3回(年間)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により第1回は資料提供のみ

(3) 研修内容(オンライン開催)

ア 趣旨

スクールカウンセラーと学校等の連携した取組における諸課題について、研修を行いスクールカウンセラーの専門性を向上させ、児童生徒の問題行動・不登校等の課題解決に資する。

イ 講演・事例発表 「教育プログラム実践」

ウ 行政説明 「スクールカウンセラー配置事業について」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例研究をもとにしたスクールカウンセラー同士の意見交流
- ・講義を踏まえた事例についてのグループごとの意見発表

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置(有)

スーパーバイザーを4名配置している。うち3名は担当地区を決め必要に応じて緊急派遣できるようにしている。また、平成30年度より1名を追加配置し全県をカバーできるようにした。

○活用方法

ア 重大な事件が起こった場合、学校等の状況を考慮し、市町組合教育委員会の要請によってスーパーバイザーの派遣を行い、当該学校への支援として、校長への助言、スクールカウンセラーへの助言や教職員の研修会、保護者説明会などにおいて講演などを行う。

イ 新任スクールカウンセラーへのスーパービジョンを含む県内のスクールカウンセラーに対する助言を行う。

(6) 課題

- ・本県独自の新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート調査結果を踏まえて、①感染症予防や差別・偏見を生まないこと等の特別の授業の実施、②スクールソーシャルワーカーとの連携の在り方について、すべてのスクールカウンセラーが各校の実態を踏まえ実施することができる資質を高める研修内容の工夫等。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】新型コロナウイルス感染症のための活用事例（①不登校、新型コロナウイルス感染症）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

1 事例の概要

当該児童は、幼少時から喘息があり、発作が出た際には幼稚園や小学校を数日欠席することがあったが、長期間の欠席は無かった。しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大し、三学期の途中で突然休校となり、その後学校が再開されないまま翌年度を迎えることになる。その後も休校期間が延長され、6月に入ってから分散登校が開始された。学校再開後、喘息の発作を訴えて学校を一週間続けて欠席する。その後、登校するが体調不良を訴えたり、「学校に行きたくない」という理由で、欠席と登校を続けて、やがて不登校の状態となる。

2 学校・SCの対応

理由が不明なまま不登校の状態となったが、当該児童が母親とカウンセリングに訪れた際には、母親にしがみつキ離れようとせず、退行的な様子を示していた。母親から家庭での様子を聞いても、在宅時には母親と二人で過ごし、母親だけが安心して話せる相手であるようであった。SCは、母親との面接を継続すると共に、担任教諭や養護教諭の関わりによって、当該児童が安心感を保てるようにすることを確認した。

3 保護者対応

今の状態は、大変な状況と向き合うために当該児童なりに安心したい気持ちを満たすためのものという見立てを母親に伝えた。母親との面談を通して、当該児童が表現できなかった不安な気持ちを受け止めて行くことを確認した。

4 チーム学校としての対応

不登校の状況の背景には新型コロナウイルス感染症拡大の影響があると捉え、当該児童だけでなくどの児童も不安を抱えながら学校生活を送っている可能性があることに留意することにした。また、学校全体で安心感を保てるように、感染症の予防教育や差別防止についての授業を工夫しながら行っている。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬児童虐待、⑭貧困）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

1 事例の概要

両親が外国籍の生徒で、中学入学以前に母親が母国に帰国し、その後父親ときょうだいで暮している。父親がアルコール依存の傾向があり、飲むと暴言を家族に吐くことがしばしばあった。また、父親はしばしば家に帰らないこともあるなどネグレクト傾向があり、本生徒が、家庭の中でヤングケアラーとしての役割を期待されていた。また、外国籍であるために、周囲となじめず親しい友人を作ることができず、低学力で授業を理解することも難しかった。

2 学校・SCの対応

SCが継続面接を担当し、本生徒の感情を理解し、具体的な支援につなげていった。また、保健室が本生徒の受け皿となり、悩み事を話しながら休息できる場所として機能していた。その中で、遅刻しながらも学校に登校するようになり、話をする友人も出来た。

3 保護者対応

卒業後の進路についての懇談の中で、一人親家庭での大変さや日本語によるコミュニケーションが難しい中で日本に暮らすことの困難さに共感をしめしつつ、本生徒のために社会的

な支援を受けることの大切さを伝え、理解を求めた。

4 チーム学校としての対応

当該生徒についての情報共有を行い、複数の教諭が当該生徒を共通理解し、支援できる体制を整えた。また、スクールソーシャルワーカーとも連携して、子ども食堂や一人親家庭向けの宅配サービスを受けられるように環境調整を行った。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

1 事例の概要

中学生の当該生徒は、入学後は遅刻や欠席もなく、宿題や課題なども滞りなく提出していた。不自然な程に几帳面な場面もあったが、身なりが整わないことや汚れたままの持ち物について、教員が注意することが度々あった。

2 学校・SCの対応

当該生徒が次第に教室での学習に困難を訴えるようになり、保健室や別室を利用することで、登校を維持していた。教員やSCとの面談で、小学校時代に苛烈ないじめを受けたことを繰り返し語っている。少人数の中だと年齢相応でない粗野な振る舞い（食事のマナーなど）が目立ち、同世代との良好な友人関係を築くためには不利になると考えられた。しかし、汚れた持ち物を注意したり給食の食べ方を注意したりすると露骨に不機嫌になり、「〇〇先生キライ！」と幼児のように悪態をついた。また、当該生徒に家庭での様子を尋ねるとより一層激昂した。

3 保護者対応

学校の働きかけに対し、保護者は拒否的・懐疑的な態度であった。小学校時代、いじめ被害を訴えた時の教員の対応に不信感を抱いたことが背景にあることがうかがえた。言葉遣いは丁寧で、当該生徒が遅刻早退する時の送迎にもすぐに応じていたが、障害のあるきょうだいの話になると態度が急変した。

4 チーム学校としての対応

中学校からの発案で、当該生徒の家族にかかわる関係機関が集まるケース会議を開催した。当該生徒のきょうだいは特別支援学校に在籍しており、幼少期に発症した器質性疾患のため、生活全般において介助および医療的ケアを要していた。ケース会議では、特別支援学校と保護者との関係は比較的良好であり、そのエピソードなどが報告された。

自宅での医療的ケアの負担が大きいことは以前から懸念されており、特別支援学校や福祉機関も保護者に福祉サービスの積極的な利用を何度も提案し続けて来たとのことだった。しかし、保護者の「自分達でケアしたい」との思いが強く、受け入れてもらえない状況が続いている経過が報告された。

きょうだいの入退院歴と当該生徒の心身の不調が出現するタイミングが一致していたため、家庭の状況がより一層危惧されるようになった。学校が意識的に当該生徒に対するかかわり方を工夫したところ、両親がきょうだいの医療的ケアに奔走し、当該生徒もその手伝いを余儀なくされ、孤独感を深めている家庭の状況が浮き彫りになった。

2回目のケース会議では、障害児支援サービスに繋がらないのは保護者自身に他者に援助を求めることに対して自責の念や罪悪感があるからであり、その結果として本児への不適切な養育（マルトリートメント）が起こっていると共通認識された。福祉機関が保護者に放課

後デイサービスでの入浴支援を提案し、保護者が受け入れを検討した。家族の負担が軽減されることが期待されたが、数回利用しただけで停滞している。保護者が他者に頼ることの不安や戸惑いが大きいことが推察された。

当該生徒は保健室登校を介して数人の同級生と初めて心が通い合う仲間関係を持つことができた。同級生から「もっときれいにした方がいいよ」と励まされ、髪型や持ち物を清潔に保つように心掛けるようになった。

【事例4】校内研修（⑰校内研修）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

本県ではスクールカウンセラー等が教職員等に、児童生徒理解を深めるためのカウンセリングマインド研修を実施している。令和2年度は、拠点校の中学校が大規模校のため、教職員が一堂に会すると3密回避が難しいため、資料配布にとどめるなどにより対応した学校や、連携校の小学校では、教職員の3密を回避しながら、体育館での実施など工夫を行った。実施内容は以下のとおりである。

＜研修内容＞

1 外出自粛のコロナ・ストレスとは何か

(1) 普通の生活の喪失

①生活リズム ②安心できる感覚 ③気分転換 ④楽しいという感覚

(2) いつ感染するかわからない恐怖

①環境に対する安心感の喪失（恐怖心を伴う生活） ②他者への不信感（感染させる自責感・孤独感） ③隔離される予期不安 ④抑うつ状態の深刻化

2 コロナ・ストレス対処法としての認知行動療法〔認知行動療法の考え方を使って、健康的な行動を増やすコツ〕

(1) ステップ1：状況を行動・身体・気分に分ける。

(2) ステップ2：行動・身体・気分の関係について考える。

(3) ステップ3：気分や身体にとってプラスとなるような行動を見つけ、試す。

3 児童とともにできるストレス対策〔安心して話せる環境を作ろう〕

(1) 心地よい対話をするためのコツ

①児童が話し始めたら、途中で口を挟まない。 ②児童のほうを見ながら話を聞き、テンポにあった相槌を打つ。 ③児童の気持ちを受け止める（受容、共感）。 ④アイ・メッセージ（私は～で始まる表現）で教師の気持ちを伝える。

(2) 各学級でできるリラクゼーション法

・肩の動作法 ・首のストレッチ ・イメージ呼吸法 ・片足立ちのバランス など

4 保護者対応について

(1) 外出自粛によるストレスが募り、家族への八つ当たりや不眠の症状が現れているという児童の家庭への対応について

(2) 学校でのストレスが高じている児童について、保護者に連絡するときのポイント

(3) 保護者自身の不安感が強い場合、家庭への連絡の仕方について

5 児童の心のケアについて

(1) 児童の心のケア→児童の不安感を軽減し、児童に安心感を与えること。

(2) 新型コロナウイルス感染防止にまつわるさまざまな政府の政策に関連して、イレギュラーな日常生活を余儀なくされている児童の抱く不安感を教師から発言し、対応を一緒に検討。

<実施の効果>

- ・ストレスを抱えている児童の状況を共有することができた。
- ・児童への対応について具体的な提案をしたので、朝の会、中間休み、終わりの会等でリラクゼーション法を活用している。
- ・保護者対応についても、提案したポイントを利用したことで「（保護者に）話がスムーズに伝わるようになった」と、後日、感想を伝えてくれた教師もいた。
- ・教師のメンタルヘルスを大切にする意味でも、さまざまな課題を教師一人で抱え込まないよう“チーム学校”のスタンスで対応していきましょう、という共通認識が持てた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒、保護者へのスクールカウンセラー相談が周知され、相談体制が整っている。
- ・スクールカウンセラーを活用することで教員のいじめの認知に対する意識が高くなる一つの要素となり、組織として早期発見・早期対応の一助となっている。
- ・学校のいじめ対応チームにおいて、ほとんどの公立学校で外部の専門家としてスクールカウンセラーの見地や専門性が活用されている。教育を専門とする立場の教師と心理学を専門とする立場のスクールカウンセラーが両輪となり、多様で、柔軟な児童生徒理解の幅を広げた。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談人数	110,553	111,564	113,205
うち教職員の相談人数	55,830	56,633	59,495

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ①－(1) SCの人材確保に向けた仕組みの構築
- ①－(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における児童生徒への支援や研修会の実施

<課題の原因>

- ①－(1) 人材確保における地域間格差が大きいことや公認心理師の国家資格ができ、資格所有者が増加する中で、公認心理師のみ資格保有するケースが増えてきたため。
- ①－(2) 新型コロナウイルス感染症拡大により県内各学校も休校措置をとる中で、スクールカウンセラー自身も通常勤務することが困難なケースが出てくること予想されたため。

<解決に向け実施した取組>

- ①－(1) 令和元年度からスクールカウンセラー候補を公募し、書類選考後、教育事務所単位

で面接し採用するというしくみとなった。これにより、臨床心理士会に所属せず公認心理師資格のみ保有している方もスクールカウンセラーとして任用できるようになった。

- ①－(2) 各教育事務所、教育委員会、学校、SCあて、Q&Aを作成し周知を図った。また、令和2年度第1回スクールカウンセラー研修会は中止とし、研修資料を全SCあて送付することで実施に変えた。その後の研修会はオンラインでの開催を検討している。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ②－(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケア
②－(2) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携

<課題の原因>

- ②－(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業により、児童生徒は自宅で多くの時間を過ごすことがあり、また、学校再開に伴い、感染症への恐れや学校生活への不安、保護者のストレスから虐待を受けているケース等、心理的ストレスを抱えている児童生徒が存在すると考えられる。
- ②－(2) 感染症に関わる心のケアに加え、虐待が疑われる事案、ヤングケアラー等、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、福祉機関、警察など関係機関と連携を要する事案への対応が求められる。

<解決に向けた取組>

- ②－(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートを実施し、精神的に不安定な状況にある児童生徒の状況を把握し及びその心の理解とケアへの取組を行う。
- ア ストレスへの対処法（ストレスマネジメント）を学ぶ授業等、特別授業の実施
イ スクールカウンセラー等の専門家や養護教諭等と連携し、心のつぶやきを聴く機会を設けるなど、子ども達が安心して相談できる環境の充実
- ②－(2) スクールカウンセラーの研修会において、スクールソーシャルワーカーや警察等関係機関について、周知するとともに事例等を検討していく機会を設ける。

奈良県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒の心の相談にあたるとともに、悩みを抱えた児童生徒の保護者に対する支援を行う。また、児童生徒に対し多面的な支援ができるようにスクールカウンセラーが教員に対してコンサルテーションを実施することにより、学校の教育相談体制の強化・充実を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に役立てる。

（2）配置・採用計画上の工夫

在籍生徒数及び学校の状況により、配置時間を変える。

中学校に配置しているスクールカウンセラーが必要に応じて校区内の小学校へ出向き、相談業務等に就く。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

通常配置校数及び配置人数

小学校	：	20校	9人
中学校	：	98校	52人
義務教育学校	：	3校	3人
高等学校	：	13校	10人
教育委員会	：	1箇所	1人

緊急支援分（新型コロナウイルス対応分）配置数及び配置人数 延べ校数

学校再開時のスクリーニング、生徒や保護者への面談及び教職員へのコンサルテーションを実施

小学校	：	22校	10人
中学校	：	101校	52人
義務教育学校	：	3校	3人
高等学校	：	30校	21人
特別支援学校	：	4校	1人

資格

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師	44人
臨床心理士	47人
精神科医	0人
大学教授等	2人

上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記 ~ 以外の者で都道府県または指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

通常配置

拠点校 96 中学校 (年34回・1回5~6時間・6校)
(年22回・1回6~7時間・1校)
(年17回・1回5~6時間・61校)
(年11回・1回4時間・28校)

単独校 20 小学校 (年11回・1回4時間・20校)
2 中学校 (年20回・1回6時間・1校)
(年17回・1回5~6時間・1校)
3 義務教育学校 (年11回・1回4時間・3校)
13 高等学校 (年35回・1回5~6時間・1校)
(年34回・1回5~6時間・1校)
(年35回・1回5時間・6校)
(年30回・1回5時間・2校)
(年22回・1回5~6時間・2校)
(年20回・1回7時間・1校)

緊急支援分(新型コロナウイルス対応分)配置

- ・1回・4時間(小学校21校、中学校100校、義務教育学校3校、高等学校28校、特別支援学校4校)
- ・1回・5時間(中学校1校)
- ・1回・6時間(小学校1校)
- ・3回・各6時間(高等学校2校)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

「スクールカウンセラー活用事業実施要領」、「スクールカウンセラーの職務」等を作成し、毎年4月に開催するスクールカウンセラー活用事業の連絡会で配布している。連絡会には、市町村教育委員会の担当者や各校の教育相談担当者、スクールカウンセラーが出席する。令和2年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令されていたため、市町村教育委員会及び各学校へ資料を配布し、注意点等を伝えた。各校には、配布した資料をもとに、教職員へ周知をお願いしている。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

「県立高等学校教育相談担当者会」及び「スクールカウンセラー活用事業学校担当者会」を開催し、研修や行政説明においてスクールカウンセラーへの理解の促進に努めている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

本事業で採用しているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者全員

(2) 研修回数(頻度)

年3回 4月 令和2年度新規採用スクールカウンセラー研修会(スクールカウンセラーの職務等について)
7月 スクールカウンセラー研修会(「子どものSOSを受け止めるために」)
12月 スクールカウンセラー研修会(「いじめ対策の展望 ~法をめぐる動向と現場の温度差~」)

(3) 研修内容

行政説明、講演、グループ協議、情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

大学院非常勤講師による「子どものSOSを受け止めるために」の講演会
大学教授による法との関連を意識したいじめ問題への対応についての講演会
新型コロナウイルス感染症第2波への備えについてのグループ協議
情報交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 有・2名

活用方法 希望するスクールカウンセラーへのスーパービジョン、研修会での助言

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーは他の職業にも就いており、研修会へ参加のための日程調整が難しい者もいる。また、研修会等への参加費用(旅費や日当)は経費として計上できないため、参加者の自己負担となっている。
- ・スーパーバイザーの効果的な活用について検討する。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒への支援のための活用事例（不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

生徒は要保護児童対策地域協議会の保護対象で、不登校が慢性化し始めていた。担任や教育相談担当教員、管理職、SCが密接に連携して情報共有を行った。登校出来ない間の支援として、担任が定期的に家庭訪問を行うことで生徒及び身体障害者である保護者をサポートした。SCや相談員からのアプローチとして、生徒への手紙や伝言を送るなど、生徒との繋がりを第一に考えて支援を行った。そうした支援の成果として、生徒は徐々に別室登校を始めた。登校後の生徒への支援は、担任などの教員やSC、相談員が役割分担をしながら対応した。SCが定期的にカウンセリングを実施すると共に、情報共有を密にして組織としての対応を続けた。また教育委員会のバックアップとして、地域施設の一室を学校外での学習の場として提供していただくなど、学校と地域が連携して生徒の学習サポートを行った。生徒本人の同意のもと、卒業後のアフターフォローとして、管理職とSCが今後の生徒の生活状況の見守りと心理支援について進学先へ依頼をした。

【事例2】精神疾患を抱える母親をもつ不登校生徒の対応についての活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

不登校、家庭環境の問題で教職員が心配していた生徒のケースである。母親からの虐待により一時保護となっていたが、家に戻ることになり、その後SCへとつながった。母親が精神疾患を抱え、生徒が母親のしんどさを受け止めたり、弟の世話をしたりしていた。父親と生徒の関係があまり良くなく、父親も現状に困っているようであった。

SCとのカウンセリングや教職員との会話の中で、家庭のしんどさが語られ、生徒の身体症状もどんどん悪化していた。母親をSCにつなぐことが困難であり、こども家庭相談センターの保護者面談にも行かず、どの機関にも繋がれていなかった。そのため、なかなか進展しない状態が続いた。

そこで、教育委員会やこども家庭相談センター、弟が通っている保育園の先生など、生徒の家庭と関わっている方たちを集めてケース会議を行った。その結果、それぞれがもっている情報を共有し、現状を整理すると共に役割を分担できた。そして、多方面からのアプローチを試みることで、少しずつ家庭との関係を築くことができ、支援を進めることができた。

【事例3】家族を支える生徒支援のための活用事例（ヤングケアラー）＜SCの配置形態：単独校配置＞

生徒が保健室を訪れる中で、養護教諭に家庭でのしんどさを時折打ち明けられるようになった。養護教諭が生徒の心情を受け止め、寄り添った対応を続けた。その後、養護教諭が生徒の様子や困り感を細やかに見極めながら適切なタイミングでSCを紹介し、カウンセリングに繋がったことで、SOSを発信することができた。カウンセリングでは、幼い頃から安心できる環境や居場所が家庭内ではなく、心に大きな傷を抱えていたことが判った。また、病気の親や幼い兄弟姉妹の面倒を見ながら、献身的に家族を支える中で心身のバランスを保つことが困難になり、疲弊している様子が見受けられた。そこで、カウンセリングによるこころのケアだけではなく、家庭環境の調整や行政との連携が必要であると判断し、今後の支援の方針を検討するために、ミニケース会議を設け、担任や学年主任、養護教諭、教育相談担当教員、管理職、SCで情報を共有し、生徒の現状や背景への理解を深めるとともに行政との連携の必要性を確認した。その後学校が、兄弟姉妹の通う学校や生徒の出身校などから広く情報を収集することに尽力した。そのことにより、生徒の家族が抱える課題や困難さの背景が詳細に見えてきた。教職員は学校生活において生徒の見守りを続けながら、母親とも細やかに連絡を取り合い、信頼関係を築いている。その上で、奨学金の情報提供や手続きといった経済面への働きかけも行ったことで、家族の生活や経済状態が改善され、生徒の負担低減の一助となった。SCは引き続きカウンセリングを継続し、養護教諭とも連携を密に図りながらこころのケアの役割を担っている。現在は世帯の状況をより細かく精査し、受けられる行政サービスなどを模索している段階である。引き続き連携・協働しながら、包括的に生徒と家族を支え、よりよい支援を行うことを目指している。

【事例4】子どものストレス反応についての理解と対応を共有する研修事例（校内研修）＜SCの配置形態：

単独校配置 >

配置校にて、教職員を対象とした校内研修を夏休み後半に実施した。子どものストレス反応の理解と対応を共有できる研修内容を、との要望があり、前半はストレス反応の本来の意味と必要性の研修を、後半は実際の子どもの姿を取りあげながら、学年毎のワーク形式で進めた。

まず、ストレスの捉え方については、ストレスのプラス効果を教職員に伝えた。プラス効果については、教職員にとって新鮮だったようで、「この捉え方ができたらいいね」という声が上がった。また、ストレスのマイナスの意味合いやその根底にあるものについて話をした。周りの大人がその反応に対してとる対応によって、子どもは自身の感情や反応をどのように捉えてしまうのかについて話をした。研修後のアンケートには、「ストレス反応は、子どもが自分の身を守るための反応であることが理解できた。子どもの気になる行動を心から受け入れ、寄り添う大切さを感じた。」等の意見が述べられていた。児童の本音に寄り添う丁寧で温かな対応を取ることの大切さを共有できた研修会となった。

日々多忙な業務により、じっくりと本音で話し合う機会が少ない状況であったが、前半のストレス反応の理解が基となり、後半の学年毎のワークショップでは、各グループにおいて学びの深まりと広がりを感じた。具体的な子どもの姿に共感しながら、自身の思いをそれぞれ出されていた。捉え方や感じ方の違い、各自の思いを出し合う効果を実感されていた。

研修後のアンケートでは、個々の不安や悩みを記入された教職員もおられた。その教職員には、後日紙面にてアドバイスをお伝えした。それ以降気軽に声を掛けてくださるようになり、今回の研修会の効果をより一層感じることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<年度>	<配置校数>	<ケース数>	<相談件数>
平成24年度	68校	1,178件	5,601件
平成25年度	67校	1,606件	7,099件
平成26年度	68校	2,338件	6,557件
平成27年度	110校	2,617件	7,101件
平成28年度	113校	2,325件	6,476件
平成29年度	113校	2,494件	6,917件
平成30年度	111校	2,303件	6,982件
令和元年度	114校	3,815件	10,663件
令和2年度	134校	3,478件	10,780件

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・各校で相談件数及び相談時間が増加し、小学校配置を進めることや各配置時間の一層の拡充が必要である。
- ・学校では対応しにくい案件への対応や緊急支援を行う場合に、迅速に対応することが難しい。
- ・山間部にある学校へ配置する人材を確保することが難しい。

<課題の原因>

- ・生徒指導上の課題の複雑化やスクールカウンセラーを含めた教育相談に基づく指導及び支援が進み、相談件数が増加したため。
- ・県教育委員会にスクールカウンセラーを配置しておらず、センター的機能をもていないため。

- ・山間部の学校へは交通機関が少なく、宿泊が必要となる学校もある。また、冬季の道路事情の関係からも配置できる人材に限られるため。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・小学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校（拠点校）のスクールカウンセラーの負担を軽減した。
- ・高等学校の配置時間数を増加した。
- ・センター的機能を発揮できるよう、県教育委員会にスクールカウンセラーを配置した。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・コロナ禍の生活において、様々な悩みを抱えた児童生徒への支援を充実する必要がある。
- ・各校で相談件数及び相談時間が増加し、各校の配置時間数の一層の充実が必要である。
- ・山間部にある学校へ配置する人材確保が難しい。

< 課題の原因 >

- ・コロナ禍において、制約された生活が続いたことや人間関係を深める機会が減少していることにより、様々な悩みを抱えているため。
- ・生徒指導上の課題が複雑化・多様化し、スクールカウンセラーを含めた教育相談に基づく支援が進み、相談件数が増加したため。
- ・山間部の学校へは交通機関が少なく、宿泊が必要となる学校もある。また、冬季の道路事情の関係からも配置できる人材に限られるため。

< 解決に向けた取組 >

- ・各校でストレスチェックを実施し、その結果をもとにスクリーニング会議を行い、課題を抱えた児童生徒の洗い出しと対応方針を定めて支援を行う。
- ・配置時間数を増やすため、予算獲得を目指す。

和歌山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒に係る課題に対して児童生徒、教職員及び保護者のカウンセリングを行うとともに、学校における相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村教育委員会及び県立学校から提出される申請書に基づき、スクールカウンセラー等の勤務日数及び、勤務時間数の調整を行う。
- ・各市町村教育委員会は、提出する申請書に、所管する学校に在籍する児童生徒数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数等を記載するとともに、配置希望校の優先順位の記載及び各市町村教育委員会が各学校における重点課題（不登校・いじめ、虐待、貧困対策等）の記載を併せて行う。
- ・単独校配置対象とならない学校については、近隣の中学校が拠点校となり、スクールカウンセラー等が相談や訪問等を行い、対象校として対応する。
- ・配置希望校の地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況等）と、スクールカウンセラー等の勤務条件（通勤手段、可能勤務日数、曜日等）を考慮して配置を行う。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

小学校 88人 中学校 75人 義務教育学校 1人 高等学校 30人 特別支援学校 10人

配置校数

小学校 155校 中学校 111校 義務教育学校 1校 高等学校 46校 特別支援学校 11校

適応指導教室 14箇所

資格

・スクールカウンセラー（有資格者）

公認心理師 30人

臨床心理士 21人

精神科医 0人

大学教授等 2人（もしくは のみの資格を有する者）

上記 2つに該当する者 50人

上記 ~ 以外の者で和歌山県が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めたる者 1人

・スクールカウンセラーに準ずる者

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 18人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

上記 ~ 以外の者で和歌山県が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めたる者 11人

主な配置形態（年間日数は、主な日数）

- ・単独校 150 小学校（年18日・1回5時間）
67 中学校（年36日・1日5時間）
1 義務教育学校（年54日・1日5時間）
40 高等学校（年36日・1日5時間）
10 特別支援学校（年36日・1日5時間）
- ・拠点校 5 小学校（年36日・1日5時間）
67 中学校（年36日・1日5時間）
- ・対象校 72 小学校（拠点校の日数に含まれる）
4 中学校（拠点校の日数に含まれる）
14 適応指導教室（年18日・1日5時間）

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・「R2年度スクールカウンセラー活動の手引き」策定
- ・スクールカウンセラー等、各市町村教育委員会及び県立学校に配布

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・4月当初に行っている連絡協議会は緊急事態宣言を受け中止した。
- ・7月に実施した担当課事務連絡協議会において、各市町村教育委員会指導主事に事業内容を説明し、学校におけるスクールカウンセラー等の活用を促した。
- ・1月に実施した生徒指導連絡協議会に参加した生徒指導主任に、不登校対応の説明で、スクールカウンセラー等の活用を促した。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

和歌山県スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

(2) 研修回数(頻度)

オンライン研修 1回

(3) 研修内容

・動画視聴

「令和2年度 スクールカウンセラーの活動について」

講師 和歌山県スクールカウンセラー・スーパーバイザー 木下 忠恭 氏

(4) 特に効果のあった研修内容

「スクールカウンセラーの役割」を再確認することができ、自身の学校での活動を振り返る機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 (有・無)

学校臨床について、長年にわたる経験に裏打ちされた知識が豊富なスーパーバイザー3名により、学校における実践の質の担保と資質向上を目的に、スクールカウンセラー等へのスーパービジョンを実施した。

また、学校での緊急事態発生時において、県教育委員会としての対処や派遣するスクールカウンセラーの人選等について、県教育委員会に対して助言した。

活用方法

・個別スーパービジョン

3名のスーパーバイザーが分担し、年間39日のべ131名のスクールカウンセラー等への個別スーパービジョンを実施した。実施にあたって、県教育委員会が、事前に個別スーパービジョンを希望するスクールカウンセラーを募り、スケジュールを作成した。新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン形式を取り入れ、対面形式とオンライン形式のスーパービジョンをスクールカウンセラー等が選択できるようにした。スクールカウンセラーは、勤務校において対応に苦慮するケース等についてまとめた資料を持参・提出し、対面もしくはオンラインでスーパービジョンを受けた。

・グループスーパービジョン

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、オンラインで8回行い、のべ123人のスクールカウンセラー等が参加した。各回2名のスーパーバイザーがスクールカウンセラー等から提供された事例の検討過程について、スーパーバイズを行った。

・学校での緊急事態/発生時における対応

不測の事態により、児童生徒の生活への影響が予測される際に、県教育委員会が県臨床心理士会とどのように協働すべきかなどについて助言を受けた。

緊急時の対応について、重大案件である場合、市町村教育委員会や学校に出向き、相談・支援の体制作りや具体的対応について、助言を行った。

(6) 課題

スクールカウンセラー等によりケースへの対応力の差があり、スクールカウンセラー等の資質・能

力に応じた研修内容を組み立てることが難しい。令和2年度は、動画視聴による研修とし、その後、レポート提出を課した。スクールカウンセラー等が交流する時間もなく、特に経験の浅いスクールカウンセラー等にとっては、学校における活動に迷いがあったようである。

スーパービジョン（個別スーパービジョン、グループスーパービジョン）の実施がスクールカウンセラー等にも定着してきており、前年度より参加者は増えている。コロナウィルス感染症予防対策のため、オンライン形式も取り入れ、グループスーパービジョンを実施したが、オンラインよりも集合型での実施を希望するスクールカウンセラー等も多くいる。ICT活用への苦手意識というよりも、対面や集合型で得られるグループ体験がオンラインでは体験できず、物足りなさがあるようである。資質向上のため参加を促しているが、オンライン形式での参加意欲を高めることに難しさを感じる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1 - 1】不登校支援のための活用事例（不登校）＜スクールカウンセラー等の配置形態：単独校配置＞

中学校入学前から断続的に欠席していた女子生徒が、「同級生と何を話したらよいか分からない」「相手の反応が怖い」と言い、連続して欠席するようになった。スクールカウンセラーのコンサルテーションのもと、担任は家庭訪問時に当該生徒と会話を重ね、担任が思ったこと、感じたことを意識的に伝えるようにした。次第に当該生徒が話す話題の幅に広がりが見られるようになり、活動の幅も広がり始めた。こうした当該生徒の変化に応じて、スクールカウンセラーは見立ての修正を行い、ケース会議では関係機関との連携等を提案した。担任は学習支援員や教育支援センターと連携し、家庭から教育支援センターへ、そこから学校へとスモールステップで当該生徒を登校につないだ。他者との交流に自信を取り戻した当該生徒は別室登校する時間やその回数が増えるようになり、休憩時間に複数の同級生と会話する姿が見られるようになった。

【事例1 - 2】発達障害のある生徒への支援に係る活用事例（発達障害等）

＜スクールカウンセラー等の配置形態：単独校配置＞

感情のコントロールが難しく、気持ちが昂った時には言葉で表現することも難しく、粗暴な言動で表現することが多い男子生徒への支援を考えるため、ケース会議を開いた。ケース会議には教育相談担当コーディネーター（以下、「コーディネーター」とする）、関係職員が出席した。関係職員からの情報をもとにスクールカウンセラーが見立てをし、関係職員とともに当面の支援策を考えた。結果、支援策として、スクールカウンセラーが当該生徒の面接をすること、スクールカウンセラーが来校しない日はコーディネーターが当該生徒の話を聴き、スクールカウンセラーのコンサルテーションを受けること、また、ケース会議はしばらく週1回のスクールカウンセラー来校日に実施することを決めた。その後、コーディネーターはスクールカウンセラーのコンサルテーションにより、当該生徒への対応への確認や修正を行い、ケース会議ではスクールカウンセラーとコーディネーターからの情報も加わり、当該生徒の日常生活での困り感や当該生徒への関わり方のポイントなどが共通理解されるようになった。また、コーディネーターが当該生徒の話を聴くことで、当該生徒のもともとの特性による困り感だけではなく、最近父親が入院し、母親も多忙になっていることによる不安が当該生徒の困り感を高めていることがわかってきた。ケース会議で情報を共有し、家庭の事情による不安への心理的サポートと、当該生徒の見通しがわからないことに対する不安への対応として、関係職員で見通しの示し方を考え、見通しがもてないときは不安な気持ちをどうコントロールするかについて当該生徒と考えたり、ソーシャルスキルの習得を目指す時間を設けたりすることができた。スクールカウンセラーの見立てにより、関係職員に当該生徒の理解が深まり、関係職員の対応がチームとして機能した。当初、当該生徒に見られた粗暴な言動も少なくなった。関係職員の対応は続き、当該生徒は落ち着いて学校生活を送れるようになった。

【事例2】虐待への支援に係る活用事例（虐待）＜スクールカウンセラー等の配置形態：拠点校配置＞

当該生徒は、家で強迫的な手洗いや消毒をしており、それを止めようとする父親と衝突が激しく起こっていた。父親による当該生徒への暴言や暴力があり、母親一人では止められないという訴えが母親面接であった。面接後、スクールカウンセラーは学校にも伝え、学校から児童相談所に通告した。児童相談所において話し合いの結果、しばらく当該生徒は祖母宅から学校に登校することになった。

当該生徒は登校しても、保健室にいる時間が多くなった。養護教諭が主に対応するので、スクールカウンセラーは養護教諭へのコンサルテーションを行った。しばらくして、生徒が自宅に戻り、両親の希望により両親の面接を実施した。面接では、父親自身の話も傾聴しつつ、父親と母親から当該生徒への対応を話してもらった。そのうち両親が今までの対応を振り返り、これからの対応についても共に考えるように

なってきた。面接を重ね、父親が落ち着き、母親にもゆとりができ、当該生徒も手を洗う回数が減り、学校でも保健室利用が徐々に減るなど改善がみられるようになってきた。スクールカウンセラーは養護教諭のコンサルテーションは続け、家族の対応の変化によって当該生徒に戸惑いが生じることや家族への思いの変化など、見立てを伝えるようにした。そのうち、当該生徒の保健室利用もなくなり、安定した学校生活を送れるようになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

当県では、年々単独配置校を増やしてきた。平成31年度には、山間部や紀南地域等において、拠点校方式により中学校を拠点校とし、校区内の未配置の小学校を対象校としながら、全小中学校にスクールカウンセラーが関わる配置を行い、スクールカウンセラーの活用が一層進むようになった。

また、市町村が設置する適応指導教室へのスクールカウンセラー配置も拡充してきた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

・人材確保

* 有資格者の比率が高まっているが、100%ではない。

* 他府県在住のスクールカウンセラーを多く採用しているが、週1回程度の勤務が多く、また、当県に複数年にわたり、継続して勤務するスクールカウンセラーが少ない。

・対象校を設定したが、旅費等の関係で対象校への勤務日数が少なかった。

・全校配置を行うことができたが、昨年度までの未配置校では、スクールカウンセラーの業務への理解が乏しく、十分活用することができなかった。

・新規採用者、経験が浅いスクールカウンセラーが多く、地域や学校の特色を理解するまで、時間がかかった。

< 課題の原因 >

・山間部や紀南地域の学校で勤務可能なスクールカウンセラーが少ない。

・拠点校方式の体制の整備が不十分である。

・教職員のスクールカウンセラーの業務内容や活用方法についての理解が不十分である。

< 解決に向け実施した取組 >

・臨床心理士の養成機関や近隣府県の臨床心理士会に、早い段階で協力を要請する。

・「スクールカウンセラー活動の手引き」を作成し、周知する。

・常勤化に向けて政府への要望を継続する。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

・人材確保

* 有資格者の比率が高まっているが、100%ではない。

* 当県在住の有資格者のスクールカウンセラーで複数年にわたり、継続して勤務するスクールカウンセラーが少ない。

* 他府県在住のスクールカウンセラーを多く採用しているが、週1回程度の勤務が多く、また、勤務希望地域に偏りがあり、山間部や紀南地域の学校で勤務可能なスクールカウンセラーが少ない。

・新規採用者が当県の学校教育の方針等や会計年度任用職員としての勤務について理解するまでに時間がかかったことと、学校においてスクールカウンセラーの業務への理解が乏しいことが重なり、教育相談体制でスクールカウンセラーを十分活用することができなかった。

< 課題の原因 >

・非常勤であるため、安定した労働条件になっていない。

・新型コロナウイルス感染拡大のため、年度当初の連絡協議会が開催できず、スクールカウンセラーの活動及び会計年度任用職員としての勤務について周知が充分でなかった。

< 解決に向けた取組 >

- ・心理職養成大学院や近隣府県の臨床心理士会に、協力を継続して要請する。
- ・政府に、現行の教職員定数を減じることなく、スクールカウンセラーを必要な職員として職員定数にすることを継続して要望する。
- ・「スクールカウンセラー活動の手引き」を周知する。

鳥取県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・児童生徒へのカウンセリング及び心理教育の実施により、生徒指導上の諸課題の問題・解決を図る
- ・児童生徒、学級や学校集団に対する見立てと教職員へのコンサルテーション
- ・不登校、虐待、いじめ、自然災害、突発的な事件・事故等の当事者となった児童生徒への緊急支援
- ・校内研修等の実施により教職員のカウンセリング能力等の向上を図る

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・全県立学校に配置
- ・学校規模及び実情（不登校数や問題行動等）に応じた配置時間数の決定、複数カウンセラーの配置。
- ・県内の全市町村（学校組合）立中学校を拠点校とし、校区内の小学校の相談にも対応。
- ・小学校1校について単独配置。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数（延べ人数）

- 小学校：1人
- 中学校（義務教育学校を含む）：86人
- 高等学校：29人
- 特別支援学校：10人
- 教育委員会等：4人

○配置校数

- 小学校：1校
- 中学校（義務教育学校を含む）：56校
- 高等学校：24校
- 特別支援学校：10校
- 教育委員会等：4箇所

○資格

・スクールカウンセラーについて

- ① 公認心理師 1人
- ② 臨床心理士 13人
- ③ 精神科医 0人
- ④ 大学教授等 1人
- ⑤ ①②2つに該当する者 35人
- ⑥ ①④2つに該当する者 1人
- ⑦ ②④2つに該当する者 1人
- ⑧ ①②④3つに該当する者 3人

・スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務につい

て、5年以上の経験を有する者 4人

③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
0人

④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者
と認めた者 0人

⑤ ①②2つに該当する者 2人

○主な勤務形態について

単独校 1 小学校 (週1日・1回3時間)

0 中学校

1 2 高等学校 (週1日・1回6時間)

1 0 特別支援学校 (週1日・1回2時間)

拠点校 5 6 中学校 (義務教育学校を含む) } (週1～3日・1回4時間～8時間)

対象校 1 1 6 小学校 } (週1日・1回1時間～2時間)

巡回校 1 2 高等学校 (週1日・1日6時間)

※県教育委員会事務局4箇所教育相談員(臨床心理士)を配置

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

県教育委員会作成「教育相談体制充実のための手引き」(令和元年9月一部改訂)の中で、スクールカウンセラーの職務を明確に示し、研修会及び連絡協議会等において、手引きの活用について教職員への周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

連絡協議会及び研修会を実施し、講義やグループ協議などをおしてスクールカウンセラーと教職員の連携の促進を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、教育相談担当教職員、各市町村教育委員会指導主事等

(2) 研修回数（頻度）

- ・ 県全体での連絡協議会（年2回）
- ・ 県内各地区別研修 ※各地区で年1～2回（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により1地区1回の実施）

(3) 研修内容

○講義 「スクールカウンセラーと教員の協働による心理教育の推進に向けて」

講師：鳥取大学准教授 石本氏

「ICT 学習教材『すらら』を活用したアプローチ」 講師：県教育委員会指導主事

「学校の ICT 活用下におけるスクールカウンセラーの役割」 講師：中部教育局指導主事

○実践発表 「心理教育に関する実践発表（模擬授業）」

○情報交換 「心理教育に関する意見交換・情報交換」

「ICT 活用下における教育相談についての協議」

(4) 特に効果のあった研修内容

心理教育の具体的な事例についての実践発表（模擬授業）を通して、スクールカウンセラーと教員が連携して実施することの重要性を参加者全体で共有できた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無し

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラー及び教育相談担当教職員のニーズに応じた研修の工夫
- ・ 経験の少ないスクールカウンセラーの資質向上等の在り方

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小中連携のための活用事例（①⑪）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

◇取組（不登校傾向児童生徒及びその家庭への支援）

本県では全中学校区にSCが配置され、中学校区にある小学校も担当している。小学校と中学校の引継ぎの会にSCも同席して、専門的な立場から、継続的な支援の必要性、方法等を伝えるとともに、保護者の同意を得て本人の特性についても共有し、中学校が適切な対応ができるように準備をした。

◇成果

- ・小学校で不登校傾向であった生徒を中学校で継続してSC面談に繋げることで、見逃しがちな些細な不安をキャッチし、素早く対応できたので、欠席も少なく、中学校生活に慣れることができた。

【事例1】問題行動生徒への支援のための活用事例（④⑦⑩）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

◇取組（発達障がい疑われる児童への支援）

- ・児童の人との関わり方や学習への取り組み方に不安を抱えている保護者からの相談に対して、具体的な解決策の助言を行った。特に医療機関への受診は保護者の不安が大きいが、医療機関での診療内容の説明、本人・保護者のニーズの整理など丁寧に説明をした。

◇成果

- ・医療機関への受診につながり、安定した学校生活を送っている。

【事例4】不登校及び問題行動等の未然防止のための活用事例（⑱）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

◇取組（ストレスマネジメントの授業実践）

テーマ「怒りのコントロールについて」

＜事前準備＞

- ・教員と協働してねらいの設定、事前アンケートの実施等おこなう。

＜内容＞

- ・事前アンケートから児童生徒が自分自身の行動を振り返り、好ましい行動か、そうでないか考える。
- ・怒りについて理解するとともに、「怒り」の対処方法を知り、できそうな方法を考える。
- ・今後の学校生活で取り組んでいくことを確認する。

＜授業後の取組について＞

- ・期間を決めて取り組めたかどうかを点検する。
- ・保護者と連携をし、家庭でも見守ってもらう。
- ・教員と事後協議をおこなう。

◇成果

- ・生徒たちはストレスとの付き合い方を学び、教職員にとっても良い研修の場となった。
- ・授業後に振り返りを行うことによって、授業による成果について共有することができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

県内の全公立中学校区及び全県立学校に配置している。スクールカウンセラーの役割、職務内容等も周知が進んでおり、相談件数が年々増加している。

また、スクールカウンセラーと教職員の連携も進んでおり、スクールカウンセラーが学校で行った校内研修、心理教育の回数は昨年度から増加した。

総相談件数（人）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	15,850	16,611	18,742

校内研修実施回数（回）	令和元年度	令和2年度
	25	35
心理教育プログラム実施回数（回）	令和元年度	令和2年度
	115	177

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

不登校や問題行動等の未然防止を目的として、スクールカウンセラーと教職員との協働による心理教育の充実を図る。

<課題の原因>

スクールカウンセラーは勤務時間の多くを教育相談活動として活用しているため、心理教育を実施できている学校やスクールカウンセラーが少ない状況であり、今後、心理教育の実践を充実させていくことが必要である。

<解決に向けた取組>

- ・全県の連絡協議会において、心理教育の充実に向けた大学教授による講演及びスクールカウンセラーによる模擬授業を実施した。
- ・心理教育の実践に有効な指導案及び資料を学校及びスクールカウンセラーへ情報提供した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・配置時間数が限られているため、新規のカウンセリングの時間や教職員との情報共有等の時間、SSWなどの専門家との連携の機会の確保が難しく、複雑かつ困難な事例についてより効果的に活用することが難しい。

<課題の原因>

- ・勤務時間に対する相談件数が多いだけでなく、相談の内容が複雑化していることで、継続して面談を行う必要のある児童生徒が増えてきている。
- ・小学校のニーズも増えてきている。

<解決に向けた取組>

- ・学校の教育相談体制の充実や「チーム学校」におけるSC及びSSW等の専門家の活用の工夫や好事例を収集・共有することで、組織的・計画的な支援の充実を図る。
- ・引き続き、配置人数の拡大に努める

島根県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等への対応においては、学校におけるカウンセリング等の学校教育相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校、各教育事務所及び県教育委員会に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、生徒指導の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村教育委員会及び県立学校から提出された評価票及び次年度の希望票をもとに、学校の状況や地域性等を考慮のうえ、スクールカウンセラーの派遣または配置の可否を決定する。

スクールカウンセラーの採用においては、「スクールカウンセラー募集案内」を県のホームページに掲載したり、職能団体と連携したりして人材を募集したうえで審査（面接等）を行い、任用可否を決定する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

スクールカウンセラー：82名

公認心理師：9名 臨床心理士：50名 精神科医：0名 大学教授等：4名

スクールカウンセラーに準ずる者：19名

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：5名

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：14名

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：0名

～ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者：0名

令和2年度 SC 配置校・時間数一覧（本県は単独校方式で、1校に1名のSCを配置している。）

校種	配置時間						合計（校）
	140時間	100時間	70時間	40時間	30時間	20時間	
小学校	0	19	60	51	48	20	198
中学校	34	13	31	13	0	1	92
義務教育学校	0	1	0	0	0	0	1
県立学校 特別支援学校	3	4	31	10	2	2	52
合計（校）	37	37	122	74	50	23	343

県立学校、特別支援学校については、分校、定時制・通信制、分校舎は別に計上

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・島根県教育委員会にて、平成29年度6月に「スクールカウンセラー活用事業にかかるガイドライン」を策定し、令和3年1月に改訂した。このガイドラインを各教育事務所や市町村教育委員会、県立学校へ配布し、周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・毎年6月に、各学校担当者とスクールカウンセラーを対象とした連絡協議会を開催している。本県のスクールカウンセラー活用事業についての説明と、外部から講師を招いて講義・演習などを含めた研修を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象 県で任用しているスクールカウンセラー（82名）

(2) 研修回数（頻度） 年間5回の研修会及び1回の連絡協議会

(3) 研修内容

研修会	研修内容
令和2年度任用SC 初任者研修会	・事業の概要説明 ・報告義務と守秘義務について ・スクールカウンセラーを支える相談体制について
第1回 SC研修会	・事業の概要説明 ・緊急支援・危機対応について ・情報交換 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止
第2回 SC研修会	・校内研修の企画・運営について 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止
第3回 SC研修会	・事例検討 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止
特別回（11月開催）	・緊急支援について 講演会講師：九州産業大学 窪田由紀教授
第4回 SC研修会	・事例検討 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止

(4) 特に効果があった研修内容

11月に開催した特別回では、緊急支援をテーマとした研修会を開催した。緊急支援について高名な講師を招き、緊急支援の基本的な考え方や具体的な事例について研修を行った。緊急支援に対するSCの関心は非常に高く、その声を受けて研修会を計画した。SCの参加率も高く、アンケート調査からも本研修会は好評であった。今後も年間1回程度SCのニーズを調査し、中央から講師を招く形で研修会を実施することで、本県任用SCの一層の資質向上をめざす。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザー（SV）の設置について

県教育委員会に1名、3地域の教育事務所に1名ずつ、計4名を配置

活用方法について

- ・スクールカウンセラー研修会の企画・運営
- ・スクールカウンセラーの個別相談
- ・緊急支援
- ・新任者配置校への学校訪問
- ・その他本事業の運営に必要と認められるもの

(6) 課題

スクールカウンセラーの研修会及び連絡協議会については自己研鑽の場と位置づけており、必修的な参加を求めている。他県在住で本県の学校に勤務しているスクールカウンセラーや他の職と兼ねている者が多く、参加できない現状がある。研修会場を県央に設定する等の工夫をしているが、参加者は固定化されている。より多くの者が参加できるよう、研修内容、日時・会場の設定等を工夫する必要がある。

また、毎年新規カウンセラーを任用しており、本事業の趣旨や倫理（守秘義務、報告義務等）についての共通理解を図るための初任者研修を実施している。特に実際の事案対応を想定した事例検討会、経験のあるスクールカウンセラーとの情報交換の場や、スーパーバイザーとのスーパービジョンの場等を適宜設定している。今後はより一層新規任用者の資質・能力の向上を図るため、計画的・継続的に研修の場を設定することが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ不登校のケース（ 、 、 ）

主訴：高学年男子児童が同学年男子からの激しい暴力を受けて不登校になった。

事件の概要

児童Bは休み時間中に児童Aに対しひどい暴力をふるった。Bは過去にAへ暴力をふるうことがあり、Aの保護者は特別な配慮を学校に求めている経緯がある。

事後対応

事件当日のうちに両方の保護者出席の下、管理職、担任らが事情を説明したが、Bの保護者の非礼や学校側の配慮不足を感じ、Aの保護者が怒り、退席した。Aは次の日から学校に来られなくなり、Aの保護者は市教委や警察に相談。Bについては児童相談所の対応となった。事件から3週間後、学校からSCに連絡が入り、SCは緊急対応として学校外でAとその母親に出会う段取りとなった。母親の怒りや不安を聴くうちに、Aもぼつぼつ話し出した。その後SCは定期的にAや保護者と会うこととなり、またその様子や保護者の要望を管理職や担任らに伝え、対応を共に協議した。また保護者と学校の話し合いの場に同席した。事件から約6週間後にAは別室登校を開始し、学校も市教委の協力を得ながらできる限り学習支援体制を整えて、登校を支援した。

【事例2】児童虐待を疑われたケース（ ）

X年夏 子供の泣き声をする、親が子どもを虐待しているのではと近所から児相へ通報があった。児相はすぐに家庭訪問し、親から聞き取りしたところ、SCにかかっていることが判明したと、児相からSCに調査が入る。

SCは、通告された母親から、小4年の娘が友達関係でうまくいかないという相談を1学期から受けていた。両親とも子育てに熱心であること、小さい兄弟がいるので、ちょっとしたことで叱られて泣き声が出たのかもかもしれないとの情報があった。SCから児相には、幼児が通っている保育所にも調査依頼行った。

その後、母親を面接したところ、確かに子どもが不安定で大泣きしたこと、それで通報されたことが非常にショックだと涙ぐむ。転居をも考えたいとのこと。子育ての大変さなど、母親の話を共感的に傾聴する。児相へ面接の様子を報告。児相はもう少し様子を見て虐待かどうか判断するという。約1か月後、いろいろ調査をした結果、虐待認定はしないと児相から連絡がある。その間、母親は通報されたことのショックが大きかったようであったが、SCを信頼してくれていたため、定期的な面接で落ち着きを取り戻してくれたと考える。

【事例3】性的いたずらを受けた女兒の母親面談のケース（ ）

主訴

3年前小1の娘が、上級生男子から性的いたずらを受けたことで、娘の将来が心配。

問題事態の発生

当時小1の娘（女兒）がある日突然集団登校を怖いと嫌がった。事情を聴くと集団登校時に上級生男子（現在中学生）からパンツを脱がされ、彼の性器に触らされ、誰にも言うなと脅されたという。

事後対応

学校として加害者・保護者と被害者・保護者との話し合いをもち、加害者側からの謝罪があり、登校班を変更して双方納得し、登校再開で学校生活も順調で来ている。

その後

保護者同士は学校参観日などで出会うことがあるが、挨拶はもとより互いに避けている。しかし、母は女兒の将来などが気になり、寝つきが悪く中途覚醒もある。その後2年も経ったある日、ばったりと母親同士が顔を合わせた。その時、母は気になって夜寝付けなことを告げたところ、先方の母は、「もう謝ってすんだことでしょ」と応え

た。夫にそのことを話したら、「もう過ぎたことだ」と素っ気なくあしらわれた。先方の家族が、転居するなどで出会わないようにならないかと願う。

最近の女儿（小4）・家族状況

学校では何ら問題なく過ごし、家庭でも自らクッキーづくりをするなど安定している。母は父とのトラブルで辛く泣いていると、女儿が背をさすってくれていたが、次第にそれも減ってきた。

対応

母の現時点の心情に対して共感と受容をベースに対応。女儿は現在安定してはいるが、将来トラウマ的反応が生じたときに最も頼りになるのは母親であり、その認識を確認すると共にその方向での支援を伝え、母もうなずいていた。

【事例4】教育プログラム（ ）

対象：中学1年生 1クラス18名

題材：すごろくトークン

方法：グループ（4人程度）ごとの活動。順番にサイコロを振り、出た目の数を進み、止まったところのお題について答える。

担任Tとの事前の打ち合わせの中で、担任Tより「お題の中に、発言者の内面をより深く知ることができるような質問を入れたい。お互いの考え方や接し方がわかるようになるとよい」との希望があり、担任T、養護TとSCと一緒にお題を考え、日常生活を聞くような軽いお題（例：「昨夜の夕飯のメニューは？」「好きなTV番組は？」など）から、内面に触れるようなお題まで幅広く設定した。

内面を知るためのお題の例：「友達に言われて一番嬉しかった言葉は？」「落ち込んだ時はどんな言葉をかけてほしい？」「機嫌が悪くなるのはどんなとき？」など

結果：生徒からは、発言者がどんなときに嬉しい・楽しいと感じ、どんなときに怒りや悲しみを感じるのか、どんなふうに接してほしいと思っているのかを初めて知り、意外だったという感想や、今後どんなふうに言葉かけをしたらいいのかがわかって良かったという感想があった。担任Tも巡回して様子を見ていたところ、活発に発言や質問があり、この子がこんなことを考えていたのかという意外な発見があって有意義だった、ぜひまた実施したいとの所感であったため、数ヶ月後、グループメンバーを変えて第2回目のすごろくトークンを実施した。

考察：「こんなクラスになってほしい」という担任T自身の希望や生徒観を共有し、協働してプログラムを作り上げることができた。プログラムの内容そのものは勿論だが、プログラム実施前後の担任Tとの話し合いがとても実り多いものだったと感じた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【令和2年度 相談件数等（県立学校＋市町村立学校）】

	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行・不良行為	家庭環境	教職員との関係	心身の健康・保健	学業・進路	発達障がい等	その他	合計	うち、性的な被害
児童・生徒	726	87	13	25	2,398	1	47	1,186	63	2,535	1,428	258	2,245	11,012	19
保護者	809	11	5	1	85	0	15	405	19	382	114	165	263	2,274	5
教員	32	0	3	0	6	0	1	9	6	40	27	5	56	185	1
その他	9	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	2	16	1
合計	1,576	98	21	26	2,489	1	63	1,601	88	2,961	1,569	428	2,566	13,487	26
	11.7%	0.7%	0.2%	0.2%	18.5%	0.0%	0.5%	11.9%	0.7%	22.0%	11.6%	3.2%	19.0%		

令和2年度のスクールカウンセラーへの相談状況

令和2年度の総相談件数は13,487件（前年度13,939件）であり、前年度比較で452件の減となった。

相談の対象者は、「児童生徒」が81.6%（同77.9%）、「保護者」が16.8%（同13.3%）、「教職員」が1.3%（同8.5%）である。児童生徒や保護者の相談割合が高くなっていることが顕著である。

また相談種別の割合については、「心身の健康・保健」の相談が22.0%（同18.7%）、「友人関係」の相談が18.5%（同18.1%）、「家庭環境」の相談が11.9%（同13.0%）、「不登校」の相談が11.7%（同12.6%）と高い割合になっている。「学業・進路」の相談が11.6%（同9.9%）と前年に比べ高い割合となっているのは、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校措置等の影響があった可能性も考えられる。

令和2年度スクールカウンセラーの相談以外の活動状況

令和2年度における相談以外のスクールカウンセラーの活動状況は、計16,731件（前年度12,791件）であり、昨年度より大幅に件数が増加（3,940件）した。

活動内容は、「教職員とのコンサルテーション・情報交換」が最も多く全体の67.7%を占めている。相談1件に対して約84%の割合でコンサルテーションが実施されており（昨年度は約61%）、SCと教職員との情報共有がなされる機会が大幅に増加した。

また、本県では平成25年度よりスクールカウンセラー活用事業実施要項に「校内研修の実施」や「教育プログラムの実施」を盛り込んだことにより、スクールカウンセラーが教職員研修の講師として参加し、児童生徒の心のケアについて助言を行う等の活動場面が増えた。また、スクールカウンセラーが授業を参観し、その中で支援・援助を行う等の活動や、カウンセリングを受ける児童生徒の授業中の様子を参観することによって児童生徒理解を深め、その後のカウンセリング活動が円滑に進む等の好事例が増加した。

しかしSCは限られた配置時間内での勤務であるため、全ての項目において件数が増加することは考えにくい。何を優先してSCを活用するかについては、各学校での実態により、異なる現状がある。

【令和2年度 相談以外の活動の種類】

内 容	延べ回数
教職員とのコンサルテーション・情報交換	11,341
職員会議等による事例研究・ケース会議	238
教職員研修における指導・助言	124
保護者対象の講演等	17
授業等における児童生徒への支援・援助	366
授業参観による児童生徒理解	2,956
その他	1,689
合 計	16,731
教職員研修回数	144
教育プログラム実施回数	220

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

・ スクールカウンセラーの人材確保

引き続き人材確保について課題がある。昨年度任用者の多くが複数の学校を担当し、1日2校勤務を行うスクールカウンセラーも多い現状がある。また、他の職と兼務している者も多く、学校が希望する勤務日程との調整が難しい場合が多数ある。昨年度の課題と同様、緊急性がある事案への対応について大きな課題が残っている。

また、それぞれの経験年数の差や、個人の技量による差があることも課題である。学校現場からの様々な要望に対して、スクールカウンセラーが十分に応えることができないケースもある。

< 課題の原因 >

- ・ 上記の通り、人材が少ないことが原因であると考えられる。

< 解決に向けた取組 >

- ・ 人材確保については、職能団体や地元大学と課題を共有し、協力を要請する。
- ・ スクールカウンセラーの技量を高める取組については、年間5回の実施を予定しているSC研修会を、より充実させることが必要である。
- ・ 本県のSC研修会については「自己研鑽の場」と位置づけている。そのため当該年度任用者が研修に参加していない現状があり、研修の設定について見直しを図る必要がある。本県任用スクールカウンセラーにも学び続けることの大切さを理解してもらい、児童生徒や現場のニーズに応えることができるよう、研修をより充実したものにしていける取組が必要である。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 不登校及び不登校傾向の児童生徒への支援や対応について、学校とスクールカウンセラーの効果的な連携をどのように進めるかという課題がある。不登校支援については本県の喫緊の課題であり、学校（教員）だけでは支援が行き届かないケースが多く存在する。「チーム学校」支援体制を構築し、不登校及び不登校傾向の児童生徒をどのように支援するかということについて、大きな課題がある。

< 課題の原因 >

- ・ 不登校及び不登校傾向を示す児童生徒の家庭状況等が複雑化していること。
- ・ 学校と心理や福祉の専門家が共同して支援にあたる必要がある事例が増加していること。
- ・ 不登校及び不登校傾向の児童生徒を多面的に捉え、支援計画等を立てる必要があるため。

< 解決に向けた取組 >

- ・ 県任用のスクールカウンセラー全体に対して、島根県の不登校児童生徒の現状や課題を共有する。
- ・ 不登校児童生徒への支援に係る研修会を開催し、スクールカウンセラー個々の技量や資質の向上を促す。
- ・ 不登校支援充実指定校を選定し、重点的にスクールカウンセラーの配置時間を追加し、その効果を検証する。

岡山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校においては平成19年度より全校配置、小学校においては令和元年度より全校配置を実施し、学校規模や実情を踏まえて下記の勤務形態を設定している。特別支援学校においても、全校配置を実施している。

型 1回当たり3時間45分、週2回、年35週

型 1回当たり3時間45分、週1回、年35週

型 1回当たり3時間45分、隔週1回、年17週

1日1校のみ勤務の場合や兼職での勤務がない場合は、1回当たり4時間の勤務も可能としている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態（市町村費での配置は除く）

配置人数（重複あり）

小学校 : 85人

中学校 : 88人

中等教育学校 : 1人

特別支援学校 : 6人

配置校数

小学校 : 242校

中学校 : 115校

中等教育学校 : 1校

特別支援学校 : 14校

資格

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師 75人（うち 2つに該当する者60人、 3つに該当する者1人）

臨床心理士 16人（うち 2つに該当する者3人）

精神科医 0人

大学教授等 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 18人

医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記 ~ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 1人

勤務形態について（小・中・中等教育学校は、1回当たりの勤務時間はすべて3時間45分）

小学校（242校）	単独校	（年35～69日）	27校	
		（年12～34日）	31校	
	拠点校	（年35～69日）	1校	
		（年12～34日）	38校	
	対象校	（年5～11日）	6校	
		（年12～34日）	38校	
中学校（115校）	単独校	（年5～11日）	101校	
		（年70日）	7校	
	拠点校	（年35～69日）	58校	
		（年12～34日）	5校	
	対象校	（年35～69日）	6校	
		（年12～34日）	36校	
	対象校	（年5～11日）	1校	
		（年12～34日）	1校	
	中等教育学校（1校）	単独校	（年5～11日）	1校
			（年35日）	1校
特別支援学校（14校）	単独校	（年8～10日）	2校	
		（年8～10回）	4校	
	対象校	（年3～13回）	8校	

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインについては、平成31年度（令和元年度）より策定し、各学校には市町村教育委員会を通じて、また、スクールカウンセラー配置校の担当者連絡協議会等で周知をしている。また、スクールカウンセラー等には、採用候補者説明会や新規スクールカウンセラー連絡協議会等で周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

市町村教育委員会の指導主事対象の連絡協議会、各学校に対しては、令和2年度は開催できなかったが、毎年各校スクールカウンセラー担当者連絡協議会でスクールカウンセラー等の位置づけや職務内容を説明し、各学校・教職員への周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象 （2）研修回数（頻度） （3）研修内容

< 県教委主催 >

新規採用スクールカウンセラー等対象・・・1回

- ・行政説明 「スクールカウンセラー配置事業について」、「スーパービジョン体制について」
- ・講演・助言 「はじめてのスクールカウンセリング」：岡山県SC配置事業スーパーバイザー
- ・協議 「活動の現状と課題・SCとしての悩みについて」

スクールカウンセラー配置校の担当者対象・・・1回 【昨年度は中止】 事例提出により代替

- ・行政説明・演習 「スクールカウンセラー配置事業について」
- ・講義・助言 「学校とスクールカウンセラーとの連携と活用」

< 岡山県公認心理師・臨床心理士協会主催 >

全スクールカウンセラー等対象・・・年3回

・内容は、「学校緊急支援」「教職員のメンタルヘルス」等

< 各市町村教委主催 >

各市町村立の小中学校勤務のスクールカウンセラー等対象（各市町村教委による開催）

・学校の教育相談担当やSSWとの情報交換を目的に開催されている市町村もある。

（４）特に効果のあった研修内容

新規採用スクールカウンセラー等を対象にした研修会では、学校という枠の中で心理に関する専門性をいかに発揮すべきかや教職員との連携について、岡山県公認心理師・臨床心理士協会SC部会幹事兼岡山県スクールカウンセラー・スーパーバイザーに講義を依頼し、チーム学校の一員としての基本的な考え方などを学ぶ機会となった。また、協議する時間をとり、初めて学校で勤務をすることに対して意見交換をしたり、講師から助言を受けたりすることで、スクールカウンセラーとしての資質向上を図ることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置・・・有り

活用方法

・対象・・・採用から3年目以内のスクールカウンセラー及び準ずる者

4年目以降のスクールカウンセラーに準ずる者で希望する者

・方式・・・県内を3ブロックに分け、スーパーバイザー（指導を受ける側）を勤務校の場所によって、担当スーパーバイザー8名（指導する側）に振り分け、スーパービジョンを行った。

対象SC等は、個別スーパービジョンを年間1回、グループスーパービジョンを年間2回の受けることができる。

（６）課題

スクールカウンセラーの技術等に差があり、質の向上が求められている。特に個別の自己研鑽の意識を高める必要があると考える。県主催研修に加え、県公認心理師・臨床心理士協会主催の研修など様々な機会の周知を行い、自主的な研修参加を促している。

また、スクールカウンセラーにいじめ・不登校対策組織への参加を求めていることや児童生徒向け心理教育、教職員向け研修を実施していないなど、学校側もスクールカウンセラー等を効果的に活用できていない面もあるため、スクールカウンセラー担当者等に対するSCの効果的な活用に向けた研修も行う必要がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】暴力行為を行う児童への支援のための活用事例（ ）< SCの配置形態：単独校配置 >

小学5年生男子児童のケース。2学期から授業中に教室を飛び出したり、友人とのトラブルが増えたりしたため、SCにつないだ。自分にとって嫌なことを友人から言われると、暴力的な面が見られた。また、自分の非を認めたり、謝ったりすることができないとのことだった。SCは普段の友人との関わりや出来事を聴き、怒りのマネジメントを伝えた。カウンセリングをしていくうちに、怒りの感情のコントロール以前に、本心を表出できない苦しさが見られた。SCと目標を定めたことで、気持ちを前に向けることができ、教室内でも落ち着いた様子で授業を受けることができている。また、自分の非を認めるといこともできるようになっている。

【事例1】不登校生徒への支援のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学1年生女子生徒のケース。2学期はじめから、朝目覚めづらくなり登校しにくくなった。その後教室へ入ることも苦痛になったため、担任と養護教諭が本人・保護者にSCとのカウンセリングを勧め、SCとつながった。本人・母親とのカウンセリングの中で、SCは起立性調節障害を疑い小児科受診を勧めた。また、本人には、対人関係の苦手さ、予定変更に対するパニック、音への過敏などがあり、発達障害も疑われたため、医療機関でも臨床心理士とのカウンセリングや検査を受けた。その結果、主治医から1ヶ月の休養をとることを勧められ、学校を休むことになった。休養後も学校へ登校しづらさが変わらないため、市の教育支援センターへ相談し、通室することになった。その後、担任等は定期的な家庭訪問、SCは継続したカウンセリング、学校として医療機関・教育支援センターとの情報交換を行うなど、役割分担をして本人と母親への支援を行った。現在も継続して対応している。

【事例2】児童虐待の疑いのある生徒への支援のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学2年生女子生徒のケース。SCとのカウンセリングの中で、「別人格が友人と話をしている」などの解離性同一性障害の離人症の症状が出ていることからSCは虐待を疑った。さらに話を聞いていくうちに、小学校時に一方的に父親から暴力を受けたという経験があった。面接時にも暴言などの心理的虐待の疑いがあり、緊急性があったため、早急に母親面接を行った。母親に対し、父親からの過去の身体的虐待、現在の心理的虐待の事実を確認し、精神科の受診と自死の予防について話をした。さらに、児童相談所などとの連携も含めSSWにつなげた。SCを含め学校側は、虐待があることから父親との対話は慎重に行おうとしたが、母親の判断で早急に父親との話し合いの場もたれた。その後、父親は改心したようで、当該生徒にも優しく接するようになり、別人格が出るという症状はほとんど見られなくなった。

【事例4】児童生徒への教育プログラムのための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

ストレスについての理解とそれに対処するための方法として、中学校で「コーピング」と「サポートを求める」という内容で心理教育を行った。授業の展開としては、ストレスについての基本的な知識についての講話、コーピングの方法についてはグループワーク、サポートを求める方法についてはペアワークを行った。授業後の生徒の感想の中には「ストレスとの上手な付き合い方を学ぶことができた。」等があった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーの相談状況

		H28	H29	H30	R1	R2
SC相談状況	相談件数(件)	22,320	24,521	24,449	24,087	24,788
	小学校					
	相談件数(件)	8,237	9,951	10,818	10,833	11,015
	配置校数(校)	68	95	214	244	242
	中学校					
	相談件数(件)	14,083	14,570	13,631	13,254	13,773
	(中等教育学校前期課程含む) 配置校数(校)	118	117	117	117	116

スクールカウンセラーの相談件数については、令和元年度から微増している。

令和元年度からは、小学校でも全校配置をすることができたが、限られた予算の中で配置校数を増やしたことで、年間5～11回(1月1回以下)の学校が100校以上ある。

全校への配置回数のうち、年間5～11回の学校への配置回数の割合は低く、配置回数が少ない学校では継続的なカウンセリングが受けにくいなどの課題がある。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

スクールカウンセラーへの相談件数が増加傾向にあることから、児童生徒・保護者や教職員からのカウンセリングのニーズが高まっているが、一方で児童生徒・保護者のカウンセリングの予約が取りにくくなったり、教職員との情報共有やコンサルテーションの時間が十分に確保できなかつたりしている。

< 課題の原因 >

カウンセリングの予約の取りにくさやコンサルテーションの時間の確保の背景には、スクールカウンセラーの認知が高まってきたことや気軽にスクールカウンセラーを利用できるようになったこと、また、児童生徒本人・保護者の心理的不安（不登校、発達障害等）の相談が増加しているためと考えられる。

< 解決に向け実施した取組 >

スクールカウンセラーが、アンガーマネジメントやストレスマネジメント、ソーシャルスキルトレーニングなどの児童生徒向けの教育プログラムを継続的に実施し、児童生徒の自己解決能力や社会集団への適応能力を高める。また、教職員のカウンセリング技術向上のための研修を行い、相談内容によってはスクールカウンセラーだけでなく、教職員も児童生徒・保護者からの相談を受けられるようにしていくことにより、相談業務だけでなく情報共有やコンサルテーションの時間の確保を図った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

配置している小中学校の4割近くが、カウンセリングやケース会など問題解決的教育相談としてのみの活用となっており、心理教育の実施や教職員研修の実施などの開発的・予防的教育相談としての活用が少ない。

< 課題の原因 >

- ・スクールカウンセラーのできること（得意・不得意など）についてや学校の課題・ニーズについて、スクールカウンセラーと学校が上手くコミュニケーションできていないこともあり、計画的な活用につながっていない。
- ・学校に対して心理教育や教職員研修の実施の提案に消極的なスクールカウンセラーもいる。
- ・学校のニーズに対して配置時間数が少ないため、カウンセリングの予約のみで勤務時間が終了してしまう。

< 解決に向けた取組 >

- ・学校との関わり方や様々な教育課題への理解を高めるために、特に経験の浅いスクールカウンセラーにはスーパービジョン制度の活用を勧めたり各種研修会への参加を促したりする。
- ・年度当初に、学校とスクールカウンセラーが相談し年間勤務計画を立てることで、心理教育や研修の計画的な実施を促す。
- ・学校に対しては、連絡協議会などでスクールカウンセラーの有効な活用事例（いじめや不登校対策組織への参加や心理教育、教職員向け研修など）の紹介を行い、スクールカウンセラーを有効活用できるように推進する。

広島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するSCを配置し、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーの配置については、平成31年度から、県内全ての中学校及び義務教育学校に配置するとともに、全ての小学校に配置又は派遣し、また、高等学校においても、令和2年度は10校拡充して60校に配置するなど、拡充を図っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数：133名 延べ548人（小学校316人、中学校168人、義務教育学校4人、高等学校60人）

○配置校数：小学校316校（単独配置100校、校区中学校からの配置216校）

中学校168校 義務教育学校4校 高等学校60校

○資格：《スクールカウンセラー》

①公認心理師 15人 ②臨床心理士 18人 ③大学教授等 1人

①②2つに該当する者 82人 ①②及び大学教授等に該当する者 3人

《スクールカウンセラーに準ずる者》

①大学院修士課程を修了したもので、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 7人

①②2つに該当する者 1人

○主な勤務形態

小学校：年間8回、24時間 中学校：年間50回、150時間

義務教育学校：年間58回、174時間 高等学校：年間28回、84時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○活動方針等に関する指針（「スクールカウンセラーを効果的に活用するために」）を作成している。

○各市町教育委員会・各配置校に配付し、周知を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○スクールカウンセラー配置校の校長又は教頭、スクールカウンセラー、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者等が参加するスクールカウンセラー配置校連絡協議会を年間2回実施し、講話・協議を通して、スクールカウンセラーの役割等に係る理解促進を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

第1回：配置校の校長又は教頭，スクールカウンセラー，各市町教育員会スクールカウンセラー担当者

第2回：配置校の生徒指導主事又は教育相談担当者，スクールカウンセラー，各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者

(2) 研修回数（頻度）

年間で2回実施（第1回：令和2年度はコロナ禍のため資料配付による各自での研修，第2回：集合での研修）

(3) 研修内容

第1回の主な研修内容

- ・「スクールカウンセラーの配置及び勤務等について」
- ・「児童生徒の心に寄り添う指導の充実に向けて～スクールカウンセラーを含めた、『チーム学校』として取り組むために～」
- ・「スクールカウンセラーを効果的に活用するために」

第2回の主な研修内容

- ・講話「児童生徒理解を進める教育相談体制づくり～教育相談担当者の役割～」
「チーム学校の中のスクールカウンセラーの役割」
- ・協議「スクールカウンセラーと学校との連携について」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 児童生徒や教職員に感染（疑い）者が出た場合の学校としての対応について，新型コロナウイルス感染症におけるケア等の視点で，講話を行った。これまでに経験したことのない内容であり，感染（疑い）者，周囲の児童生徒，保護者への対応，心のケアを具体的にどのように行っていくか等について，具体的なイメージを持って理解するために有効であった。
- ・ また，児童生徒の生命に関わる事案への対応について協議を行った。危機発生時の対応として，当日から翌日の具体的な対応，児童生徒への対応で留意すること，回復に向けた対応など，学校，スクールカウンセラーのそれぞれの立場における具体的な対応について理解を深めることに有効であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・無） 2人配置（1回6時間，年間35回）

○活用方法

- ・ スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・ カウンセリング等に関する学校に対する援助
- ・ 学校への緊急支援
- ・ 連絡協議会の計画・立案
- ・ その他教育委員会が必要であると認めるもの

(6) 課題

○限られた回数での研修のため，スクールカウンセラーの取組や活用について，好事例などを十分に広げることができていない。

○勤務回数等が限られているため，スーパーバイザーによる学校訪問が，一部の学校に限られている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の健康・保健のための活用事例（⑧）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学校在学時にADHDの診断を受け、中学校入学後も継続通院と服用をしていた生徒の行動が、臨時休業明けの学校再開後に著しく変容した。担任が服薬状況等を確認したところ自己判断で服薬を中断したとのことであった。学校生活では集中して授業に参加できず、急激な成績の低下、集団への不適応行動が見られるようになった。部活動への参加意欲も低下し、参加できていない状態であった。そこで、スクールカウンセラーに心理的な側面からの見立て、よりよい支援について相談した。スクールカウンセラーが保護者との面談を実施し、学校生活で頑張っている点と将来希望する仕事に就くために必要なサポートを伝え、学校での様子とともに主治医と話し合うことの必要性を伝えた。また、カウンセラーの助言を受けて、服薬していた時の学校生活の様子を記載した情報提供書を受診時に主治医へ提出してもらい連携を図った。その後、服薬に対する十分な理解と同意が得られ、服薬が再開された。その後は、落ち着きを取り戻し、学習へ参加できるようになった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）＜SCの配置形態：単独校配置＞

児童相談所に一時保護された後、再度登校してきた生徒のカウンセリングを行った。その後も、定期的にカウンセリングを数回実施した。「まだ、学校の先生には言っていないが…」という生徒の発言があり、カウンセリングの様子と学校生活の様子についてカウンセラーから情報提供を得るとともに、障害の疑いや情緒の不安定であるという見立てのもと、教職員と問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合った。また、今後どのようなことに気を付けて様子を観察していくべきか、児童相談所との連携等についてカウンセラーからの助言があり、校内教職員で情報共有を行い、実践に生かした。親と同居を再開後、遅刻や欠席が増えるなど気になる点はあるが、児童相談所、スクールカウンセラー等と連携し、生徒の支援方法や保護者対応について助言を得ながら、引き続き取組を進めている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）＜SCの配置形態：単独校配置＞

他校の同級生から不快な写真や動画を送られて、突然手の震えや涙が出るため保健室に相談に来た女子生徒について、本人の思いを聞きながら、校内連携を行いカウンセラーにもつないだ。相手生徒には警察が対応したが、本人は写真や動画がフラッシュバックし恐怖感や気分不良がおこる状態であった。スクールカウンセラーには過去の痴漢被害の経験も話しており、その時は警察にも言えず親の対応に対しての精神的混乱も抱えたようであった。カウンセリングを受けて、本人は「言いたいことは全部言えた」と振り返るとともに、相談後に保健室でクールダウンして教室に戻り、日常の生活を続けることができた。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）＜SCの配置形態：単独校配置＞

「生徒をその気にさせる関わり～動機づけ面接法～」と題して、2回に分けて教職員研修を実施した。生徒指導等を行う中で「何度言っても聞かない」「きちんと説明しているのにわかってくれない」等、指導の成果が上がらないことが多々あり、生徒の実態を踏まえて、なかなかその気にならない生徒にどう対応すればよいか、どんな指導が効果的か、その方法の一つとして動機づけ面接法について、スクールカウンセラーによる講義と、教職員による演習を行った。演習では、動機づけ面接法の4原理の中から、「共感を表現する（傾聴）」と「矛盾を拡大する（矛盾点を表現する）」を教職員同士がペアとなり演習した。

研修を通して、教職員の生徒理解が深まり生徒指導対応のスキルの向上につながった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図る等、学校の教育相談体制の充実に向け、大きな役割を果たしており、相談件数も年々増加傾向にある。
- 令和2年度の相談件数の合計は38,273件となっており、年間数として前年度(38,475件)より153件減少しているが、臨時休業期間を除く同月比(6月～2月)で、令和2年度は、34,486件で、前年度(28,856件)より5,630件増加している。

(平成28年度～令和2年度スクールカウンセラー活用事業の相談状況) (件数)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
令和2年度	8,000	25,710	551	4,012	38,273
令和元年	6,743	27,299	544	3,889	38,475
平成30年	7,204	25,818	314	3,062	36,398
平成29年	4,766	26,580	190	2,680	34,216
平成28年	3,978	27,726		2,151	33,855

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールカウンセラーを含めた、学校組織として教育相談を充実させていく必要がある。

<課題の原因>

- 学校組織の教育相談を充実させるために教職員のカウンセリング・スキルを高める必要があるが、カウンセリング技法等のスクールカウンセラーの専門性が教職員に広がっていない。
- スクールカウンセラーの役割等について、教職員の理解が十分でないため、連携が不足している。

<解決に向け実施した取組>

- 配置校連絡協議会や学校訪問を通して、校長・教頭・生徒指導主事等に、スクールカウンセラーを講師とした校内研修を実施するよう伝え、教職員のカウンセリング能力の向上を図った。
- 配置校連絡協議会において、教職員・カウンセラーのそれぞれの立場、専門性を生かしたよりよい対応の在り方について協議を行い、それぞれの役割についての理解の向上を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 児童生徒、保護者等の多様性を踏まえた、教育相談体制の一層の充実を図る必要がある。

<課題の原因>

- スクールカウンセラーの活用について、好事例や効果的な取組などが広く共有されていない。
- よりよい援助の在り方についてケース会議等を通して話し合いを行い、抱える問題や課題のある事例を個別に深く検討する時間を十分に確保できていない。

<解決に向けた取組>

- 配置校連絡協議会や学校訪問を通して、校長・教頭・生徒指導主事等に、アセスメントの共有、コンサルテーションやケース会議等におけるよりよい援助の在り方の検討等の効果や好事例を伝え、教育相談体制の充実を図る。

山口教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

(1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有する専門家を配置することにより、いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校等の「未然防止」「早期発見・早期対応」に係る学校の生徒指導・相談体制の充実を図る。
- 「教育の専門家」である教員と「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が互いの立場を理解しつつ、相互に協力して問題行動等の解決及び健全育成を図っていくことが重要である。

(2) 配置・採用計画上の工夫

○ 配置

- ・ 中学校については、平成19年度以降、全校に配置。また、平成29年度から中学校区への配置とし、全ての小学校で計画的に相談を受けることができる体制を整備した。高等学校についても、平成18年度以降、運用により全校で相談可能な体制を整備している。
- ・ これらの体制整備により、全ての公立小中高等学校の「いじめ対策組織」にスクールカウンセラー等が参画できる体制となっている。なお、中学校区内の小中学校においては、同一のスクールカウンセラー等が対応することとし、教育相談担当とスクールカウンセラー等を中核とした、義務教育9年間の切れ目のない相談体制を構築している。

○ 採用

- ・ スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士養成第1種指定大学院を有する大学及び山口県公認心理師協会と連携し、有資格者の任用に努めている。

(3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○ 配置人数について

配置人数（実人数） 83人

小学校 : (73)人

中学校 : 73人

高等学校 : 37人

中等教育学校 : 1人

特別支援学校 : 9人

教育委員会等 : 0人

平成29年度から、全中学校区へ配置しており、小学校の配置人数は、中学校の配置人数と重複。

○ 配置校数について

小学校 : 279校

中学校 : 142校

高等学校 : 59校

中等教育学校 : 1校

特別支援学校 : 12校

教育委員会等 : 0箇所

○ 資格について

ア スクールカウンセラーについて

①公認心理師 63人（臨床心理士免許も所持）

- ②臨床心理士 12人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 6人（臨床心理士・公認心理師免許も所持5名、臨床心理士免許も所持1名）
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
0人

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

○ 主な配置形態について

単独校	1	中学校	(週1日・1回4時間)
	59	高等学校	(月2日・1回4時間)
	1	中等教育学校	(週1日・1回4時間)
	12	特別支援学校	(年10時間)
拠点校	142	中学校	} (週1日・1回4時間)
対象校	279	小学校	

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ スクールカウンセラーの位置付けや職務、学校とスクールカウンセラーとの連携等をまとめた「スクールカウンセラー活用事業実施要項」を県立学校、市町教委に配布し、周知を図っている。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 教職員を対象に校内研修を開催し、スクールカウンセラー業務への理解やカウンセリング能力の向上のための研修を実施している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- 山口県公認心理師協会 所属会員

(2) 研修回数（頻度）

- 全体研修会：年4回
- スクールカウンセラー等新人研修会：年1回
- 地区研修会（7地区）：年3回程度

(3) 研修内容

- 全体研修会：新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援関連、心理教育関連、学校でのSC活動の再考、事例研究
- 新人研修会：スクールカウンセラーの基礎
- 地区研修会：スクールカウンセラー等同士の情報交換、教育相談担当教員との連絡会議、各地区の状況に合わせた研修会（いじめ、問題行動等の事例検討など）

(4) 特に効果のあった研修内容

- 全体研修会：「感染症(COVID-19)対策下におけるスクールカウンセラーのできること・すべきこと」
講師：窪田由紀 先生（九州産業大学教授）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 **(有)** 無

「山口県公認心理師協会 教育領域委員会」の推薦により各地区にスーパーバイザーを設置している。

- 活用方法

緊急時の学校支援において、その中心となるとともに、各地区で実施される研修会の企画運営及び事例検討等の指導助言を行っている。

また、スーパーバイザー一覧を全スクールカウンセラー等に配布し、各スクールカウンセラー等が個別に連絡を取り合い、スーパーバイズを受けられるようにしている。また、新規スクールカウンセラーは、必ずスーパーバイザーによるスーパーバイズを受けることとなっている。

(6) 課題

各研修会について、研修内容の充実及び参加者の増加をさらに図っていく必要があるが、旅費や報酬の確保が難しく、自主的な参加によるものが多くなっている。そのため、全てのスクールカウンセラーの参加が難しい。また、スクールソーシャルワーカー等、他の専門家との合同研修会等の実施を行っており、今後さらに内容の充実を図るための予算の拡充が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】教職員との関係悪化のための活用事例(⑦) <SCの配置形態：単独校配置>

不登校気味の生徒で、自宅にて学習する日々が多かった。定期的に教員が自宅に訪問し学習指導をしていたが、その際に教員の何気ない言葉に生徒が傷つき、その後の指導を拒否した。生徒・保護者と学校(教職員)との関係が悪化してしまった事案である。生徒・保護者と学校側の折り合いがつかず、SCが介入した。学校側の意向も汲みながら、生徒・保護者の精神的安定を図ることを目的に週1ペースで家庭訪問した。生徒・保護者は学校(複数の教職員)に対して、嫌悪感と攻撃的な姿勢であった。関係改善よりも、傷ついた生徒・保護者の心理的な安定を図るために話を聴き、家庭でできること、学校に依頼することなどを共に計画を立て、実践し、振り返りを行いながら、できる対応を検討した。学校への怒りがなくなることはなかったが、生徒の適切な進路選択ができるようキャリア教育や自分の心のコントロールの仕方を助言するなどの支援を行った。また、保護者のカウンセリングも丁寧に行うことにより、SCと保護者で生徒のサポートに専念し、卒業まで学校とは程よい距離感を保つことができた。

【事例2】貧困問題のための活用事例(⑭) <SCの配置形態：単独校配置>

生徒は劣悪な家庭環境で生活しており、支援チームが関与していた。高校入学後、不登校状態になった。通学のための電車賃がないということも理由の一つであった。担任や教育相談係を中心に何とか生徒からの連絡を持ち続けた。SCはアドバイザー的な立場でこの事案に関与し、教職員のサポートもあり、一度登校することができた。その際、教育相談室を開放し、担任・教育相談係・SCなどが生徒に自然な形で関わられるようサポートした。その後、生徒は授業に参加することもでき、休憩時間は担任と相談室で過ごし、教育相談係・SCとも話をするようになった。家庭の状況もあり、その後、継続して登校できた訳ではないが、電話による相談やケース会議等は適時実施し、必要時にはSSW派遣も視野に入れ、当該校と情報共有した。

【事例3】性的な被害のための活用事例(⑮) <SCの配置形態：単独校配置>

男子生徒が女子生徒への身体接触、卑猥な言葉をあびせるなどした事案である。加害生徒と被害生徒が同一校に通うため、学校側の立ち位置が難しく、校内サポート体制など、組織を支えるためにSCが関与した。加害生徒と被害生徒には、それぞれ別のSCが対応し、心のケアや心理教育を担当した。また、複数のSCが介入しているケースで、必要時にはケース会議を開き、情報共有と校内体制のサポートを行った。被害生徒側の心の傷(生徒自身も保護者も)は消えることがない一方で、加害生徒側は兇相や警察の介入もなく、通常的生活を送っているように、被害生徒側の怒りは強くなった。加害者側の再犯防止やカウンセリングにとっても難しさを感じる人が多い事案であった。

【事例4】児童・生徒への心理教育プログラムのための活用事例(⑯) <SCの配置形態：単独校配置>

昨年度に引き続き、「思春期グローイングハートプロジェクト」において、SCが各学校で心理教育プログラムを実施した。各学校の実態や規模に応じてテーマや内容を検討し、SOSの出し方を主とし、ストレスマネジメントやアンガーマネジメント、アサーショントレーニングなどを組み合わせて実施した。コロナ禍における心理教育は、長期化するコロナ禍における人の心の動きや不安・抑うつ症状などを織り交ぜてセルフケアの重要性を伝えることが多かった。また、児童生徒を支える教職員への心理教育も各方面で実施した。また、実施の仕方も、3密を避けるため、各クラス、放送による実施など、対象や実施方法を工夫した。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 令和2年度実績（経年）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ相談件数	67,649件	66,156件	61,979件	55,194件
実相談件数	30,877件	30,176件	29,731件	27,867件

- ・ 1回（4時間）当たりの平均相談件数 … 小・中学校 9.7件、高等学校 6.6件
- ※ 相談室でのカウンセリングだけでなく、授業への参加や、休み時間・放課後のふれあい等、教育相談を幅広くとらえ、児童生徒の心の問題に迫っている。
- ・ 相談による解消率 37.0%・好転率 30.2%（合わせて 67.1% に好ましい結果が出ている。）

○ スクールカウンセラー等のいじめ対応に係る実績（経年）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
いじめ相談件数	1,318件	1,280件	1,111件	804件
好転率	87.7%	85.2%	88.2%	82.7%

※ 好転率は、カウンセリングによる解消率と好転率を合わせたもの。

○ スクールカウンセラー等との連携による成果

- ・ 教員には話すことができない児童生徒や保護者にとって、悩みや不安等の相談の受け皿となった。
- ・ 児童生徒等の対応について、身近に相談する相手（SC）がいることにより、教職員が対応の方針を明確にすることができた。
- ・ 学校とスクールカウンセラーとの情報交換会を実施し、専門的な立場から生徒への具体的な支援方法について助言を受けることができた。
- ・ 発達障害のある生徒対応について、スクールカウンセラーから専門的な助言を受けることができ、指導に反映することができた。
- ・ 教職員が、カウンセラーとの関わりを通して、カウンセリングの有効性・必要性を認識することができ、早期からの組織的に対応につながっている。
- ・ 児童生徒を対象に「心理教育プログラム」を実施したことで、スクールカウンセラーの周知や自ら相談を希望する児童生徒が増え、一層相談しやすい体制が構築された。
- ・ 専門機関や医療機関へ委ねる境界が明確になり、児童生徒や保護者にその必要性を納得させることにつながった。
- ・ 保護者に対しカウンセリングを行うことにより、保護者の養育不安の解消につながった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ スクールカウンセラーと学校の更なる連携が必要である。
- ・ スクールカウンセラーの資質や経験の違いから学校間において活用の仕方、満足度に差がある。
- ・ 児童生徒や保護者が相談したいタイミングとスクールカウンセラーの日程が合わず、効果的な相談にならない。

<課題の原因>

- ・ スクールカウンセラーの活用等について、教職員を対象とした研修機会が少ないことも1つと考えられる。
- ・ スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間数に制限がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ スクールカウンセラーの位置付けや職務、学校とスクールカウンセラーとの連携等をまとめた「スクールカウンセラー活用事業実施要項」を県立学校、市町教委に配布し、周知を図った。
- ・ また、教職員を対象に校内研修を開催し、スクールカウンセラー業務への理解やカウンセリング能力の向上のための研修を実施した。
- ・ 学校自己評価及びＳＣ自己評価票、また、ＳＣへの相談事案数の内訳及び解消率をもとに、効果検証を行なった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 現在の配置時間数では、充実した教育相談体制構築のための教職員へのコンサルテーション等の時間が十分に確保できないため、年間配置時間数の拡大が課題である。
- ・ スクールカウンセラーの増員や人材の確保を進め、また、スクールカウンセラーの質を保つためにも、研修会等を通して資質の向上を図っていく必要がある。

＜課題の原因＞

- ・ スクールカウンセラーへのニーズが高まり、相談者（児童生徒や保護者等）が増加している。そのため、相談やカウンセリングで、多くの時間を費やしている。
- ・ 不安定な雇用形態から、収入や社会保障の点に問題がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 配置時間数の拡大は現状では難しく、また、全ての相談業務をスクールカウンセラーに委ねるのは困難である。そのため、事例検討や児童生徒に日々接する教職員のカウンセリング能力向上のため、校内研修会の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラーの増員や人材確保については、長期的な視点で県内の養成大学や関係団体、山口県公認心理師協会との連携を図る。

徳島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動等の対応に当たって、公立小・中学校及び県立学校等にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者からの相談対応、教職員や組織へのコンサルテーションなどを通して教育相談活動の充実を図り、児童生徒の生徒指導上の諸課題への解決に資することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーについては、平成19年度から、全ての公立小・中学校、平成23年度からは、全ての県立学校に、配置・派遣する体制となっており、学校における教育相談の支援・充実に当たっている。

配置方法については、小中連携型を原則として、中学校を拠点に、中学校区の小学校を対象校としてスクールカウンセラーの活用を進めている。

市町村教育委員会からの配置希望、各学校からの要望、学校規模、スクールカウンセラーの活用実績、不登校・いじめや問題行動状況等の件数等から総合的に判断し、配置校、年間相談時間（140時間、175時間、210時間、245時間）を決定している。

また、自然災害や重大な事件・事故の発生時に備え、スクールカウンセラーを緊急派遣できる緊急支援体制を構築している。

人材確保に関しては、徳島県公認心理師・臨床心理士協会及び臨床心理士養成に係る教育課程を有する県内大学と連携し、人材の確保に努めている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数（スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を57名任用）

小学校	:	43人
中学校	:	44人
高等学校	:	14人
中等教育学校	:	1人
特別支援学校	:	4人
教育委員会等	:	3人

○配置校数

小学校	:	166校
中学校	:	81校
高等学校	:	27校
中等教育学校	:	1校
特別支援学校	:	5校
教育委員会等	:	3箇所

○スクールカウンセラーの資格について

スクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）	54人
スクールカウンセラーに準ずる者	3人

○主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

◎単独校	高等学校7校（隔週：1日6時間） 教育支援センター3箇所（週5日：1日5時間）（週1日：1日7時間）
◎拠点校	中学校71校（週1日：1日4時間、5時間、6時間、7時間）

高等学校 7 校（週 1 日：1 日 4 時間， 5 時間）（週 5 日：1 日 5 時間）

中等教育学校 1 校（週 1 日：1 日 6 時間）

特別支援学校 1 校（週 1 日：1 日 5 時間）

◎対象校 小学校 166 校，中学校 10 校，高等学校 13 校，特別支援学校 4 校
教育支援センター 3 箇所

◎県教育委員会配置（県立学校への要請派遣）令和 2 年度：140 時間／年間，派遣校数 7 校

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

徳島県スクールカウンセラー設置要綱及び活用実施要綱を作成し，公立学校の校長会，生徒指導主事研修会等においてスクールカウンセラーの活用について周知した。また，スクールカウンセラー活用ガイドラインを作成し，スクールカウンセラーの効果的な活用や業務に当たって配慮すべき事項について通知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

効果的な活用を推進するため教職員向けのチラシを作成し，教職員への理解促進に努めた。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

○連絡協議会・・・スクールカウンセラー，スクールカウンセラーに準ずる者及び拠点校スクールカウンセラー担当教員

○徳島県スクールカウンセラー委員会研修会・・・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

※徳島県スクールカウンセラー委員会は徳島県公認心理師・臨床心理士協会の下部組織であり，当委員会主催研修会への参加もスクールカウンセラー任用の条件としている。

(2) 研修回数（頻度）

○連絡協議会・・・年3回開催

○徳島県スクールカウンセラー委員会研修会・・・隔月開催

(3) 研修内容

○スクールカウンセラーの職務と役割，関係機関との連携についての協議

○スクールカウンセラー等と教職員との連携を深めるための大学教授等による講演

○スクールカウンセラーが対応したケースをもとにした事例検討会 等

(4) 特に効果のあった研修内容

○スクールカウンセラーが対応したケースをもとにした事例検討会

事例の対応について，スーパーバイザーの適切な指導・助言により，スクールカウンセラーの資質の向上につながった。

○スクールソーシャルワーカー，スクールロイヤーとの連絡協議会

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールロイヤーとの連携による教育相談体制の充実について協議し，支援体制の構築に努めた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (有)・無)

○活用方法 スクールカウンセラーへの指導・助言及び研修会の企画運営

スクールカウンセラーの選考委員

(6) 課題

解決しなければならない問題が複雑化，多様化，深刻化している。教職員に対してのスクールカウンセラーの周知や，スクールソーシャルワーカー，スクールロイヤー等との連携によるチーム学校の機能強化を推進する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校に関する事案への活用事例（①不登校，⑩発達障害）＜拠点校配置＞

中学校男子生徒は入学後普通学級に在籍し，2学期中旬から不登校状態となる。生徒は小学校低学年時に ADHD の診断を受け，服薬を継続している。入学後に生徒間でのトラブル等もなかった。不登校状態が続いていることで学校はスクールカウンセラーに面談を依頼し，生徒，保護者共に数回の面談を行った。

面談後，対人関係や学習面での学校生活への適応の難しさが原因と推察された。そこで，学校と情報を共有し，関係機関との連携を行い，発達検査を行った。結果，通常学級の継続は生徒にとって難しさがあると推測を行い，特別支援学級の入級について学校から保護者に提案する。学校と生徒，保護者ともに数度の面談を行い，次年度の入級を進めた。生徒も特別支援学級での少人数学習を行うことにより，学校生活を前向きにとらえることができ，状況が改善に向かっている。生徒の不安を取り除くことができるよう次年度も継続して支援を行う予定である。

【事例2】家庭環境に問題を抱えた生徒の活用事例（①不登校，⑬児童虐待）＜対象校配置＞

母子家庭で兄弟が多い。経済的に不安定であり，母親も生徒の状態にあまり関心を示さない。生徒が登校時には，忘れ物も多く，学校内外でのトラブルなどにも解決に向けて，母親の協力は得られにくい状態にある。教員の依頼から母親との面談につなげることができたが，当初は兄弟げんかをスクールカウンセラーに丸投げするなど解決に向けての意思はあまり見られなかった。しかし，数回にわたる母親との面談後，家庭への支援が急務であることを教職員と情報共有し，学校が関係機関との連携を進めることになった。

本県では県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に，市町村教育委員会，所轄警察署，青少年育成補導センター，児童相談所，市町村福祉部局，少年鑑別所，保護観察所，スクールソーシャルワーカー等と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行っている。本事例への対応においても，様々な角度・視点から児童生徒，家庭への支援の在り方について，教員，関係機関とともに，「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を開催し，スクールカウンセラーと連携を取りながら，その後の継続的な指導につなげることができた。

【事例3】ヤングケアラーによる不登校事案への活用事例（⑯ヤングケアラー）＜拠点校配置＞

女子生徒は，ひとり親家庭で，小学校に弟がいる。中学校入学当初から学校を休みがちであったが，登校できた時は友人と元気に過ごすこともできている。母親は病気がちであり，家庭は経済的に厳しい状況であった。欠席が次第に増えてきたこともあり，担任がスクールカウンセラーへ相談を行い，カウンセリングの実施につなげることができた。そこで，朝食をほとんど食べていないこと，その他の食事も女子生徒と弟が自分で準備するという状況が見えてきた。学校は，関係機関，スクールカウンセラーを交えてケース会議を行い，今後の支援方法について共通理解を図った。

スクールカウンセラーは，養護教諭と連携をとりながら生徒の思いの聞きとりを行った。そして，関係機関との連携に対する生徒の不安の解消に努めた。また，家庭に対しても学校，スクールソーシャルワーカー，関係機関が連携し，支援を行っている。その過程で，スクールカウンセラーも母親の不安を取り除けるようカウンセリングを行った。こうした取組を続けた結果，女子生徒の生活は安定に向かい，欠席も減少傾向にある。今後も安心して相談ができる場を提供できるよう，支援を継続していく。

【事例4】心の授業の活用事例（⑱教育プログラム）＜拠点校配置＞

拠点校では「心の授業」として全学年対象に授業を行っている。担任，学年団と打合せや役割分担し，毎年行っているが，今年度は，臨時休校による不安やストレスも心配されたため，「自分の心の調子を意

識した授業」や「ストレスの対処法」，「リラクゼーションについて」などを中心に行った。授業後，アンケートも実施し，結果について担任と情報共有を行うことによって，相談につなげることができた。また，授業中に出てきた心の状態を表すキーワードを用いて，生徒が登校時や不調を訴えたときに担任が生徒の心の状態を確認することによって，教職員に自分の苦しさを訴えることが容易になるなどの効果も見られた。特に，思いがけない生徒のサインに気付けたことや，苦しさを訴えていた生徒の深刻さを再確認したりすることで，重大な事案に至る前に早期発見，支援，対応を行うことにつながっている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーの小中連携型配置により、中学校へ進学しても原則として同一のスクールカウンセラーに相談できるため、児童、保護者も安心して相談を受けることができおり、相談件数も増加している。中一ギャップへの対応としても、小中学校の円滑な接続が可能となり、不登校やいじめ等の未然防止につながった。

本県では、平成29年度から、県立学校2校と教育支援センター1箇所スクールカウンセラーを常勤的に配置し、その効果について検証を行っている。スクールカウンセラーが常勤・常駐することで、継続した支援を展開することができており、生徒・保護者にとって大変心強い存在になっている。また、カウンセリングだけでなく、心理に関する授業の実施や教職員への研修等についても計画的に実施することができ、問題行動等への未然防止、教職員の指導力の向上に役立っている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

未配置の県立学校や教育支援センターへの配置拡充が求められている。また、児童生徒の生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化する中、スクールカウンセラーと他の専門家との連携の在り方が課題である。

<課題の原因>

平成29年度から不登校児童生徒数が増加しており、不登校児童生徒への支援のため教育支援センターの機能強化が必要である。

学校だけでは対応が困難な事案に適切に対応するには、専門家が有機的に連携するネットワーク体制の構築が必要であり、専門家と学校との効果的な連携方法や活用内容について検証する必要がある。

<解決に向け実施した取組>

令和2年度、県立学校2校、教育支援センター5箇所への配置を拡充し、未配置の県立学校や教育支援センター、放課後子供教室へも要請に応じて派遣できる体制を整備した。

学校等に配置・派遣しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーによる連絡協議会を開催し、互いの職務を理解し、連携を深めることで、専門家の知識や技能を集約・活用するためのネットワーク体制の構築に取り組んだ。

②今後の課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

児童生徒の生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化する中、学校だけでは解決が困難な事例が増加し、スクールカウンセラーと他の専門家が連携できる体制の構築が課題である。

<課題の原因>

児童生徒の抱えている問題や置かれている環境は複雑化・多様化・深刻化しており、スクールカウンセラーと他の専門家の連携が必要となる機会が増加している。

<解決に向けた取組>

学校等に配置・派遣しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーによる連絡協議会を設置し、連携を強化するとともに、専門家と学校との効果的な連携方法や活用内容について検証に取り組んでいる。

香川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、教育相談体制の充実を図っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 中学校を拠点校として、公立の中学校区（すべての公立小・中学校）にスクールカウンセラーまたはスクールカウンセラーに準ずる者（以下「SC」という）を配置している。
- ・ すべての公立高等学校および県立中学校、県立特別支援学校にSCを配置している。
- ・ 全体の年間配置時間や日数等は、学校の児童生徒数および不登校数等の状況、学校の要望等を踏まえて教育委員会が決定している。
- ・ 学校に同じSCを複数年継続配置し、学校の状況に対応できるようにしている。また、同一中学校区の小・中学校に同じSCが対応できるようにし、小中連携が効果的に行えるようにしている。
- ・ いじめ・不登校・暴力行為等への対応として、すべての小学校でSCを有効活用できるよう、小学校の配置時間を年間24時間から36時間とした。（平成28年度～）

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数・配置校数】

校種	配置人数	配置校数
小学校	52人	151校
中学校	53人	67校
高等学校	17人	30校
特別支援学校	5人	8校
教育委員会等	4人	2か所

【資格】

スクールカウンセラー

公認心理師 3人 臨床心理士 10人 公認心理師と臨床心理士の資格を所持 47人

スクールカウンセラーに準ずる者

大学院修了（経験1年以上） 2人 大学・短大卒業（経験5年以上） 1人

医師（経験1年以上） 0人 上記 2つに該当する者 1人

上記 ~ 以外の者で地方公共団体が認めた者 5人

【主な勤務形態】

単独校 0中学校 0小学校 0高等学校 2特別支援学校（月1回・1回4時間）

1教育支援センター（月2回・1回4時間）

拠点校 67中学校（週1回・1回4時間） 6高等学校（週1回・1回4時間）

3特別支援学校（月1回・1回4時間）

対象校 151小学校（月1回・1回4時間） 24高等学校（週1回・1回4時間）

3特別支援学校（月1回・1回4時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ SCの効果的な活用等についての内容のスクールカウンセラー活用ガイドラインを策定し、連絡協議会において、周知している。
- ・ SC活用ナビを作成し、各学校に配布するとともに、県教育委員会ホームページでも公開している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 年2回、県立学校の教頭、教育相談担当教員、SC、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）が出席して連絡協議会を実施したり、各学校において教育相談の校内研修会を設定したりしている。
- ・ 年2回、小中学校のSCを対象に、研修会等を実施し、各学校の教育相談体制の充実を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- 対象 a 公立小・中学校に派遣する S C
- 対象 b 県立高校・中学校に派遣する S C・S S W、県立学校の教頭・教育相談担当者、教育委員会担当者
- 対象 c 県立特別支援学校に派遣する S C、特別支援学校の教頭・教育相談担当者

(2) 研修回数(頻度)

- 対象 a 年 2 回
- 対象 b 年 2 回
- 対象 c 年 2 回

(3) 研修内容

対象 a

スクールカウンセラー 1 年目研修

- ・ 講話「スクールカウンセラーと学校の連携」
- ・ 協議「有効な教育相談体制づくりに向けて」

スクールカウンセラー連絡協議会

- ・ 講話「S C 等活用事業の方針について」
- ・ 講話「S C 等活用事業の効果と課題について」

対象 b・c

第 1 回教育相談連絡協議会

- ・ 情報提供 【資料】文部科学省 スクリーニングテスト活用ガイドについて
【資料】心と身体のチェックリスト、教職員用チェックリスト活用について
【資料】S V より
【資料】合理的配慮について

第 2 回教育相談連絡協議会

- ・ 研修「ネット・ゲーム依存予防対策について」
- ・ 協議「今年度の教育相談体制の状況及び課題」
- ・ 講演「自殺予防の基礎を学ぶ ～自殺予防のために私たちができること～」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 専門的な見識をもつ講師による講演
新しい見方や対応の仕方についての情報を共有
講師が経験した具体的事例の成果と課題を共有
子どもたちを取り巻く現状についての情報を共有
「自殺予防対策」に関する講演では、実際に精神保健福祉センター、専門性の高い臨床心理士の講話を拝聴することができ、学校での対応の際に参考となる内容だった。
- ・ 具体的な事例をもとにした協働の在り方についての協議
早期発見、早期対応のための連携の在り方

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 有(小中学校で設置)

活用方法

香川県臨床心理士会と連携し、学校や S C の求めに応じて、豊富な経験と専門的な知識を有する臨床心理士が、若年 S C へのサポートや困難な事案への支援を行っている。

派遣申請があった場合は、年間 20 回程度、スーパーバイザーを S C が勤務する小学校または中学校へ派遣する。

(6) 課題

- ・ 感染症対策で参集型の研修が困難なため、情報交換や協議の機会や時間が減少している。
- ・ 教職員の負担を大きくせず、効果的な研修とするための内容や日程の設定について検討が必要である。
- ・ 高等学校・特別支援学校へのスーパーバイザーの設置。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不安傾向の強い生徒への活用事例（友人関係、家庭環境、教職員との関係、学業・進路）

<SCの配置形態：拠点校配置>

こだわりや不安傾向が強く、友人、家族、教職員など周囲の人たちとの関係や学業・進路等について、いろいろな悩みを抱え込んでいる生徒が、継続して教育相談を受けている。その時々状況により、周囲の人に嫌われているかもしれないとか、将来どうしていったらいいのか等、様々な不安を口にするが、SCに定期的に話を聞いてもらえるという環境をつくったことで、不安があっても大丈夫だという安心感が生まれ、日常生活の安定につながっている。じっくり話を聞いてもらったり、担任に対する気持ちをSCから伝えてもらったりすることで、とても落ち着けるようであり、教育相談を継続している。

【事例2】虐待を受けている疑いがある生徒のための活用事例（児童虐待）

<SCの配置形態：拠点校配置>

遅刻や欠席が多くなっている生徒に対し、SCがカウンセリングを行ったところ、保護者が家計を管理することが難しい状況で経済的に苦しく、ネグレクトに近い状況であることが分かった。生徒本人が頼れる人がおらず、進学希望もあったが相談できずに負担になっていたため、気持ちの面ではSCがサポートしながら、奨学金の提案等は教員が行うことで生徒の安心感につながった。進学に向けて、希望が実現できるよう準備できた。

【事例3】ヤングケアラーが疑われたきょうだいへの活用事例（ヤングケアラ）

<SCの配置形態：拠点校配置>

母親、中2姉、小4弟、小2妹の4人で生活している。夏休み以降、姉の欠席が徐々に増えてきた。10月にSCが姉と面談したところ、母親が精神的に不安定で、母親が一日中寝ているときは、姉が買い物や夕食づくりをしていることが分かった。そこで、姉の学級担任が母親にSCとの面談を提案し、10月末に実現した。母親とSCとの面談では、母親自身も近くに身寄りがなく頼るところがないこと、今後の生活に大きな不安をもっていることなどが分かった。SSWや市の子育て支援課の職員も交えたケース会では、母親の安定に向けて関係機関とのつながりや今後の支援について話し合われた。姉は週明けに欠席するなど、休みがちな状況に大きな変化は見られないものの、SCは姉と定期的に面談して心理面をサポートし、SSWは市の福祉部門と連携をとりながら、きょうだいの生活の安定と保護者の自立を視野に入れた支援を継続している。

【事例4】子どもを理解するための活用事例（校内研修）

<SCの配置形態：拠点校配置>

- ・ 夏季休業中に「子どもを理解するためのポイントと関わり方」という内容で、アセスメント、思春期の発達等、支援のポイントなどの講義をSCが教職員を対象に行った。グループ協議も計画していたが、感染症対策のため講義形式の研修となったが、事例を交えての講話で有意義であった。
- ・ SCが講師となり、「アンガーマネジメント」と「アサーショントレーニング」の講話・演習を校内研修の時間に実施した。気持ちを落ち着かせて対応する具体的な方法や、相手のことを尊重しつつ自分の思いを伝える手立てについて、体験を交えながら学ぶことができた。SCの専門性を生かした充実した研修となった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 令和2年度のSCの相談実績は、小・中学校の合計相談者数が、のべ18,749人（SC一人当たり約360人）であり、児童生徒や保護者及び教員に対して効果的にカウンセリングが行われている。
- 小・中学校における「1,000人当たり不登校児童生徒数」は、全国の値を下回っている。SCの有効な相談活動や不登校の未然防止の取組の充実があったと考えている。

年度		H27	H28	H29	H30	R01
1,000人当たりの 不登校児童生徒数(人)	香川県	12.4	12.4	13.4	15.0	14.6
	全国	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8
	香川県 - 全国	-0.2	-1.1	-1.3	-1.9	-4.2

- 公立高校の状況について、令和2年度は、4、5月が感染症対策による長期休業であったことも影響したと考えられるが、昨年度と比べ、不登校生徒数は減少し、指導の結果登校するまたはできるようになった生徒の割合も34.6%と改善している。指導中の生徒のうち、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒も多数見られ、指導中の生徒にも引き続き根気強い支援が必要だと考えている。
- 数値で表すことが困難であるが、生徒、保護者の悩みや思いに対して、じっくりとカウンセリングで聞きとっていただき、困ったことがあれば学校にはSCがいてくれるという安心感を生徒、保護者がもつことができ、それが合わせて教員の安心感にもつながっている。
- 特別支援学校では、児童生徒が学校という慣れた環境で、教師や保護者を気にすることなく、カウンセリングを受けることができるようになった。カウンセリングを受けた人は継続して相談するケースが多く、その効果の高さを物語っている。また、専門性の高いSCが関わることで、担任や保護者がケースを抱え込むことなく、個々の対応の仕方について援助や助言を受けることで、対応力を高めることにもつながった。

新型コロナウイルス感染症拡大により、感染や将来に対する不安を訴える生徒もいたが、じっくり話を聞いてもらうことで、不安が和らいだケースもあった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- SC個々の経験や力量の差から、SCが学校のニーズに応えきれていない状況が見られる。逆に、学校がSCの専門性を生かし切れていない状況も見られる。
- 学校からはSCの相談時間について増加希望が多いが、希望に沿うことができていない。
- SCとSSWの派遣時間が少ないため、日程の調整が困難で連携がとりにくい。
- 希望のあったケースだけでなく、担任からみて必要と思われる児童生徒の教育相談や教職員とのコンサルテーションの時間も設定し、より効果的にSCを活用する。

< 課題の原因 >

- 教職員の研修機会が少なくなったことで、有効事例の共有や情報交換、SCの効果的な活用方法の周知等が十分にできなかった。
- 予算が限られており、学校の希望する派遣時間を確保できていない。SCの配置時間が少ない。
- SCの存在や効果について、教職員や保護者の認識が十分ではない。

< 解決に向け実施した取組 >

- 小中学校では、令和2年度よりスーパーバイザーを設置し、経験の浅いSCへの助言や困難事案へのフォローアップ等、支援体制の強化を図った。
- 高等学校・特別支援学校でもスーパーバイザー設置に向けて、広くスーパーバイザーの役割や必要性等について周知し、予算確保や各SCが活用しやすい制度づくりを進める。
- P T A総会や「スクールカウンセラーだより」でSCの取組について紹介した。
- 全校が参加する研修で講話をしてもらったり、ケース会に参加して助言をしてもらったりした。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 学校ごとのＳＣ配置人数が、ほとんどの学校で１名であるため、ＳＣ個々の経験や力量の差が、各学校の教育相談の充実度の差につながっている状況がある。
- ・ 高等学校・特別支援学校でも、経験の浅いＳＣがスーパーバイズを受けることができるよう、スーパーバイザーの設置が必要と考えられる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による不安も広まっている中、相談人数や件数の増加が顕著であるが、派遣時間は以前から増加できておらず、相談希望に十分対応できていない。

< 課題の原因 >

- ・ 経験の浅いＳＣや教育相談担当教員等を対象とした研修の機会が十分に確保できていない。
- ・ 高等学校・特別支援学校で、スーパーバイザー制度を設置できていない。
- ・ ＳＣの派遣時間数が限られており、時間数が不足している。

< 解決に向けた取組 >

- ・ 研修機会の確保、充実を通して、ＳＣ個々の資質向上を図るとともに、学校の組織的な教育相談体制の確立を図る。
- ・ 高等学校・特別支援学校でのスーパーバイザー設置に向けて、広くスーパーバイザーの役割や必要性等について周知し、予算確保や各ＳＣが活用しやすい制度づくりを進める。
- ・ 引き続き、ＳＣの派遣時間増加に向けて予算確保できるよう努めるとともに、限られた時間でＳＣから有効な助言をいただけるような体制づくりを検討するなど、各校の好事例を共有する。
- ・ 特別支援学校では、ＳＣが月１回の来校のため、「教育相談カード」を通して、相談者の近況を担当からＳＣに伝えておき、その情報をもとに、スムーズな相談ができるようにしている。

愛媛県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町が設置する小中学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー等（スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者。以下「SC等」という。）として配置又は派遣することにより、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

愛媛県では、中学校区程度の地域を単位とし、その地域にある中学校を拠点校としてSC等を配置している。そして、必要に応じて拠点校から近隣の小学校にSC等を派遣している。

また、拠点校に配置しているSC等を、SC等の配置されていない小中学校（以下「要請訪問校」という。）に年1回派遣（以下「要請訪問」という。）することとしている。

さらに、SC等の年間の勤務計画日数を超えて、拠点校及び要請訪問校にSC等を派遣することができることとしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数・資格

SCについて

公認心理師	3人
臨床心理士	8人
公認心理師・臨床心理士	29人
公認心理師・臨床心理士・大学教授等	2人

SCに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

2人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

18人

イ 配置校数

小学校 271校

中学校 127校

ウ 勤務形態

拠点校	100 中学校	}	平常勤務（年39日・1回4時間）
対象校（配置計画なし）	254 小学校		
単独校	17 小学校	}	要請訪問（各校1日・1回4時間）
単独校	27 中学校		

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

活動方針等に関する指針は策定していないが、本事業の実施要項に示しているSC等の職務内容等を基に市町教育委員会が事業実施計画書を策定し、各学校に周知している。また、例年、県教育委員会主催の生徒指導主事研修会においても、SC等の活用に関する指導、助言を行っている。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

SC等連絡協議会を管内別に年1回開催し、学校の特性に応じたカウンセリング等の方法、教職員との役割分担や連携の在り方などに関する情報交換を行うなど、SC等の資質向上を図っている。

教職員の理解促進に向けた取組としては、平常時にSC等が配置されていない要請訪問校に対して、4～6月の間を目途に各校1回SC等を派遣し、本事業について説明するとともに、必要に応じてSC等を活用するよう周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

- (1) 研修対象
県内のSC等
- (2) 研修回数(頻度)
年1回
- (3) 研修内容
学校との連携
相談員、SSW等との連携
接続校、他機関(病院、適応指導教室等)との連携
情報交換
- (4) 特に効果のあった研修内容
情報交換の機会を設けたことが、参加者の悩みの解決につながっただけでなく、SC等としてのつながりも深まり、効果的な研修となった。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
SVの設置(有)
活用方法
SC等に対する指導、困難な事例、状況に対する指導・支援、児童生徒のカウンセリング等に関して必要と認められる指導・支援
- (6) 課題
予算に限りがあるため、スーパーバイザーを年間10日間(1回4時間)しか派遣できない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

- 【事例1】学校とSCの連携を高めた事例(不登校、非行・不良行為) <拠点校配置>
SCとの連携・協働を図り、教員間でも情報を共有することで、多くの事案に組織的な対応を取ることができ、生徒や保護者の悩み、問題行動等への早期対応や早期解決につながった。また、SCが教員に対してカウンセリングの専門家としてケースに応じた指導助言を行うとともに、学校の研究体制に参与して指導助言をすることで、教員が自信を持って生徒や保護者に適切な対応を行うことができた。急を要するカウンセリング依頼に対しても、SCが臨機応変に対応し、心のケアが必要な生徒や保護者に対して、早急な対応ができた。平常においては、スクールカウンセラー便りを拠点校、接続校ともに発行し、児童生徒、保護者への啓発活動を行い、よりカウンセリングを受けやすい環境づくりができた。
- 【事例1】コロナ禍におけるメンタルケアの事例(⑧心身の健康・保健、⑪小中連携) <拠点校配置>
年度当初は、SCと生徒の接触が難しい状況だったが、5月半ばからは、保護者の許可を得て、SCと生徒との面接を再開した。同時に、コロナ感染者への差別や偏見によるトラブルがメディア等で報道され始めたことを受け、SCが生徒・保護者に対するメッセージを作成し、学校のホームページに掲載した。SCによる定期的な小学校訪問も例年通り実施したが、今年度は特に小学校の保護者からの相談が多く、訪問日には足りずに中学校まで何度も来る保護者もあった。相談内容としては、コロナ禍による在宅勤務で夫によるDV被害が増したことや、子供がストレスを抱えて親子関係が悪化したことなどがあった。
- 【事例1】受容的で信頼度の高いSCの事例(不登校、友人関係、⑧心身の健康・保健) <拠点校配置>
今年度、拠点校での年間相談件数は160件程度あり、毎週継続して相談活動を行う生徒も多かった。また、教育相談週間の際にSCとの相談活動を希望する生徒もあり、拠点校の多くの生徒が、相談する相手としてSCを必要としていることがうかがえた。相談内容は、不登校に関する事、心身の健康や保健に関する事、友人関係、家庭の問題など、多岐にわたった。常に温かく受容の態度で寄り添い、適切にアドバイスをするSCの存在は、問題や悩みを抱えている生徒にとって大切な存在であり、相談することで好転に向かった事例が多かった。

【 4 】 成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

県では、全ての公立小中学校に派遣できる体制を整えており、拠点校方式におけるＳＣ等の配置率は、年々増加傾向にある。実績報告書から判断すると、相談内容が多様化する中、臨床心理士等の専門的なカウンセリングにより、課題解決につながった事例が多く、一定の成果が得られている。また、各学校では、ＳＣだよりの発行やホームページを活用しての発信等、外部へ効果的な周知を図ったり、教職員や保護者を対象とした研修会が開かれたりするなど、児童生徒へのきめ細かな相談体制を構築することで、諸課題の早期発見・早期解決につながっていると考えられる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

平成 30 年度と同様に、ＳＣ等の人員確保が課題である。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童生徒自身の問題ではなく、家庭の経済状況等、家庭環境の変化による相談が増えつつあり、今まで以上に関係機関と連携した支援が必要と考える。

< 課題の原因 >

予算に限りがあるため、市町の希望通りに、ＳＣ等の増員及び配置することは困難である。また、ＳＣ等やスクールソーシャルワーカーがそれぞれに対応しているため、連携が不十分である。

< 解決に向け実施した取組 >

ＳＣ等やスクールソーシャルワーカーが合同で参加する研修会を実施するなど、情報交換の場を設け、学校と関係機関の連携を強化する。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

接続校（小学校）におけるＳＣ等の相談活動の活用促進が課題である。併せて、ＳＣ等が拠点校（中学校）だけに留まらず、必要に応じて家庭や地域等に出向く可能性を視野に入れた幅広い相談活動を考えていく必要がある。

< 課題の原因 >

接続校におけるＳＣ等の相談活動について、接続校の児童、保護者、教員に対して周知し、理解を得ることが不十分であることが原因と考えられる。

< 解決に向けた取組 >

拠点校だけでなく、接続校における相談活動について、ＳＣが計画的かつ積極的に接続校の児童、保護者、教員に対して周知し、理解を得て、接続校における相談の機会を実際に設けていくよう指導する。

高知県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町村（学校組合）立の小学校・中学校・義務教育学校・教育支援センター及び県立中・高等学校、特別支援学校において、児童生徒、保護者及び教員の様々な不安・悩み・ストレスに関するカウンセリング及び助言・援助を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県における配置計画については、以下の点を重点目標として配置を行っている。

学校規模に応じた配置時間の設定。

小中学校間でスムーズな支援の接続ができる小中連携配置。

生徒指導上の課題が大きい学校の相談体制を強化するための重点配置。

教育支援センターを拠点としたアウトリーチ型支援を強化するための配置。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	：	64人
中学校	：	56人
義務教育学校	：	2人
高等学校	：	2人
中等教育学校	：	0人
特別支援学校	：	1人
教育委員会	：	11人

【配置校数】

小学校	：	188校
中学校	：	102校
義務教育学校	：	2校
高等学校	：	1校
中等教育学校	：	0校
特別支援学校	：	1校
教育委員会	：	11校

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師：45人

臨床心理士：49人

精神科医：0人

大学教授等：3人

上記～以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者：0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有するもの：9人

大学もしくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者：12人

【主な勤務形態】

単独校	20小学校	（週1日7時間・週1日6時間・週1日4時間）
	25中学校	（週2日7時間・週1日7時間・週1日6時間）

	2 義務教育学校 (週 1 日 7 時間)	
	1 高等学校 (週 1 日 4 時間)	
	1 特別支援学校 (週 1 日 7 時間)	
	1 1 教育支援センター (週 2 日 7 時間・週 1 日 7 時間)	
拠点校	3 2 小学校	} (週 1 日 3.5 時間)
	7 1 中学校	
対象校	1 3 6 小学校	
	6 中学校	

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

【策定状況】

・高知県スクールカウンセラーガイドブック	平成 15 年 3 月	高知県教育委員会
・スクールカウンセラー等派遣要綱	平成 13 年 4 月 5 日	高知県教育長決定
・スーパーバイザー設置要綱	平成 23 年 4 月 1 日	高知県教育長決定
・緊急学校支援チーム要綱	平成 25 年 4 月 1 日	高知県教育長決定

【周知方法】

- ・スクールカウンセラーには、辞令交付式で周知。
- ・スクールカウンセラー担当者には、活用事業説明会で周知。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、全公立学校に配布している校内研修資料の中で、スクールカウンセラーの効果的な活用についての内容を盛り込み、活用促進を図っている。特に、校内支援会へスクールカウンセラーを参加させ、専門的な見立てを基に支援を行うことについては周知徹底している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、臨床心理士

(2) 研修回数(頻度)

年間4回(令和2年度は6回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から4回に縮小)

(3) 研修内容

回	講演内容	講師
1	不登校支援に関して学校が「できること」と「すべきでないこと」	鳴門教育大学大学院 小倉 正義
2	災害時の子どもの心のケア：COVID-19による感染症災害における医療 - 教育連携を中心に -	高知大学医学部 寄附講座児童青年期精神医学 高橋 秀俊
3	「不登校支援」をかぶいてみる(傾いて試る)	鳴門教育大学大学院 粟飯原 良造
4	学校が求めるSCの役割等について考える - SC自身のあり方を振り返る -	高知県スクールカウンセラー スーパーバイザー 池 雅之

(4) 特に効果のあった研修内容

第4回の研修では、高知県スクールカウンセラースーパーバイザーの池雅之氏から「学校が求めるスクールカウンセラーの役割等について考える」というテーマにて、高知県の生徒指導上の諸課題の現状や課題を踏まえ、高知県のスクールカウンセラーに求められる役割や内容についてご講演いただき、力量形成を行った。研修後アンケートでは、「スクールカウンセラーとして基本的姿勢について再確認させていただくと共に、学校が求めるスクールカウンセラーの働き方を具体的に整理して学ぶことができた。」「不登校という事象だけでなく、その背景にある様々な問題、課題を見過ごさないためにも、スクールカウンセラーの役割は何なのか、どんなことができるのか、学校と連携していくことの必要性を痛感しました。」等、意識的に取り組もうとする感想が多くあった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置(有・無)

活用方法

(1) スクールカウンセラー等への指導・助言

- ・配置校における指導・助言
- ・初任者及び採用3年目までのスクールカウンセラー等への重点的指導・助言
- ・相談室での指導・助言

(2) 学校への支援

- ・スクールカウンセラー等の配置校における支援
- ・生命等に係る事案における派遣
- ・生徒指導に係る事案における派遣

(6) 課題

採用年数が浅いスクールカウンセラーの専門性を高めることが喫緊の課題となっている。そのためにも、スクールカウンセラー等研修講座、スーパーバイザーによる配置校や個別での相談の実施、採用年数の浅いスクールカウンセラーに対し、3回以上スーパーバイズの実施等、力量形成に努めている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校初期対応でのSCによる父母支援事例（ ）＜SCの配置：拠点校配置＞

小学生の兄妹は、2学期半ばから遅刻と欠席が増えはじめた。担任や不登校担当の教員が家庭訪問に行った際、父親から兄の暴力について話があったため、父親に配置SCへの相談を勧めた。後日、母親の相談希望もあり、父母がそれぞれ配置SCのカウンセリングを受けた。カウンセリングでは、父母の子ども理解や子育てへの考え方に相違が見られ、特に思春期の特性が見られ始めた兄への対応では意見が異なっており、家庭内での対立や父親の孤立が見受けられた。

そのため、配置SCによる兄妹の登校渋りや兄の暴力は、家庭の機能不全が要因の一つになっているとの見立ての基、アウトリーチ型SCと連携し、父親、母親それぞれの担当を分け、カウンセリングを行った。両SCは、学校での兄妹の様子や父母の心理状況を共有し、連携しながらそれぞれのカウンセリングを数回実施したところ、兄妹は担任や不登校担当の教員の支援を受け、3学期には時々遅刻しながらも継続して登校できるようになった。また、兄が家で暴力を振るうこともなくなったことから、父母のカウンセリングはそれぞれ年度末で終結した。

【事例2】校内外の連携とSCによる心理支援事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

母親を亡くし、父親と生活している小学生姉弟の事例。小1の弟と生活している姉が、コロナ休校明けの心のアンケートに、「SCに相談したい」との記入があったためSCが面談を実施した。面談の中で姉は、「最近父親が些細なことでよく怒る。特に弟が怒られる」「知らない女性が家に来る」ことを話し、「父親には絶対に言わないで欲しい」と訴えたため、SCは姉が信頼している担任に話をしても良いか確認し、同意を得た。

SCは面談後、管理職、担任、養護教諭と情報共有、今後の対応について協議し、担任が姉に、養護教諭が弟に聞き取りを行うこととした。その後、聞き取った内容を校長が家庭児童相談センターに連絡し、以後、家庭児童相談センターと連携しながら、日常的に担任と養護教諭が2人に話を聴き、家庭状況を見守る支援を行った。SCは、定期的に姉のカウンセリングを実施し、家庭状況を確認するとともに、姉の喪失体験へのケアに注力した。また、担任の働きかけにより、時々2人の面倒を見ている叔母とSCとの面談が実現し、叔母へ姉弟の心情について伝えたところ叔母は理解を示し、学校と情報共有をしながら、見守りを行うようになった。

半年後、父親の心身の不調から状況が悪化し、姉から「家に帰りたくない」という相談が担任にあったため、児童相談所の一時保護に至った。その後父親は医療機関を受診。一時保護の解除後は、父親との関係が改善したためか、姉からSC面談の希望はなく、SCは担任や養護教諭と情報共有しながら、学校生活の中で見守りを続けた。

【事例3】ヤングケアラーへのSCによる心理支援事例（ ）＜SCの配置形態：対象校配置＞

友達と遊びたいが遊べない、遊ぶ約束ができないと話す児童の事例。病気で体が不自由になった父と、外国籍の母との3人家族で、近くに頼れる親族がいない家庭である。SCが休み時間に校内巡回をした際、いつもと違い表情が暗い当該児童の様子が気になり声をかけた。その時は相談等には至らなかったため、気になる児童として校内支援会に挙げた。学校は、当該児童の家庭環境が厳しいことは大まかには知っていたが、詳細までは把握していなかったため、情報共有後、対応として当該児童へSCとの面談を働きかけること、当該児童の様子についてこれまで以上に教職員やSCで情報共有する機会をとることを確認した。

その後、当該児童をSCとの面談につなげることができ、面談の中では母は仕事で帰宅が遅くなることや父の介護の負担が大きいことが明らかとなった。学校は当該児童の状況を、校内支援会で共有し、対応について協議を行った。協議の中で、当該児童についてはSC、家庭支援についてはSSWを中心に福祉と連携し、支援することを確認し、継続的な支援につなげている。

【事例4】教員を対象とした「児童虐待」についての校内研修事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

コロナ禍の中、生徒や家庭の様子が見えづらくなることが懸念されたため、児童虐待について校内研修を行った。事前にSVから助言をいただき学校の状況を見立ててもらうことで、学校の実態に合わせた研修が行うことができ、学校全体で気づきのアンテナを高めることができた。また、校内研修をSCとSSWとで役割を分担して実施したことで、それぞれの立場での支援内容等について具体的に話をすることができ、SCとSSWの役割が明確になり、教職員が相談しやすい環境となった。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーへの相談人数は年々増加（Ｒ１：48,565人 Ｒ２：54,914人）しており、各学校において活用がされている。令和２年度は、校内での研修会での助言（Ｒ１：107件 Ｒ２：172件）や授業の実施件数（Ｒ１：126件 Ｒ２：143件）も増えており、スクールカウンセラーの認知、活用が高まっている。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内支援会を年１０回以上実施している学校の割合は令和元年度より上昇しており（Ｒ１：小学校63.2% 中学校73.8% 高等学校58.3% Ｒ２：小学校66.3% 中学校75.7% 高等学校63.9%）、スクールカウンセラーの専門的な見立てに基づいた組織的な支援体制が徐々に充実してきている。

(２) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

校内支援会等での活用が進み、専門的な見立てや手立てについて意見を求められる機会が増えているが、学校のニーズに対して、スクールカウンセラーの専門性や経験が十分でないことが増えている。

< 課題の原因 >

- ・本県には、臨床心理士養成大学がなく、他県と比べて大学を卒業した者や大学院修士課程を修了した者で、有資格者数が少ない。
- ・専門性や経験の豊かなスクールカウンセラーが退職し、若年者や経験の浅い者が新規採用となっている。
- ・スクールカウンセラーが定期的に自己研鑽できる機会を設けているが、十分に活用されていない。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・人材確保に向け、近隣の臨床心理士養成大学に本県の採用試験のスケジュールや勤務条件等について周知を行った。
- ・スクールカウンセラー等研修講座での研修内容の充実を図り、幅広いテーマで研修を実施した。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

スクールカウンセラーの活用が進んでいる学校がある一方で、スクールカウンセラーの専門性を児童生徒の支援に十分に活用できていない学校もある。

< 課題の原因 >

- ・高い専門性を有する人材を安定して確保することが難しい状況がある。
- ・各学校からのスクールカウンセラーの配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない状況がある。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・今後も人材確保に向け、近隣の臨床心理士養成大学へ周知を行い、多くの人材が集まるようアナウンスを続けていく。
- ・スクールカウンセラーが定期的に自己研鑽できる機会を保障していく。特に、採用経験の浅いスクールカウンセラーを対象とした研修の充実を努める。また、採用３年目までのスクールカウンセラーには、スーパーバイズを年３回以上受けるよう義務づけていく。

福岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者等を、市町村立学校にスクールカウンセラーとして配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めるための調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から新たに活用事業として、臨床心理士等の「心の専門家」を県の非常勤職員として任用し、中学校へ配置している。また、平成17年度から、拠点校方式の活用によりSC等を県内すべての公立中学校に配置している。さらに、令和2年度からはすべての公立小学校にも配置をしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数

小・中・義務教育学校	:	142人
高等学校	:	49人
特別支援学校	:	14人

イ 配置校数

小学校	:	443校	中学校	:	200校
義務教育学校	:	4校	高等学校	:	94校
中等教育学校	:	1校	特別支援学校	:	20校

ウ 資格

（ア）スクールカウンセラーについて

公認心理師 16人 臨床心理士 32人
公認心理師・臨床心理士（どちらも所有）150人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修了、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者7人

エ 主な配置形態

小学校（義務教育学校前期課程含む）年7週・週8時間56校、週4時間57校、週2時間334校
中学校（義務教育学校後期課程含む）週5日1回4時間6校、週1日1回8時間56校
週1日1回4時間137校
高等学校（中等教育学校含む）週1日1回8時間
特別支援学校 週1日1回7時間5校、週1日1回4時間15校

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「学校の生徒指導体制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働Q&A」（平成29年3月）を策定し、県教育委員会のホームページに公開している。また、学校及び市町村教育委員会には上記の活用を通知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

ア 教育事務所が実施する生徒指導担当者研修会や管理職研修会において、スクールカウンセラーの活用に係る説明を行っている。

イ 小学校は年間1回以上、中学校は年間3回以上スクールカウンセラーを活用した校内研修を実施している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

- (1) 研修対象
県内に配置されているSC
- (2) 研修回数(頻度)
ア 年に1回程度SC連絡協議会を実施している。
- (3) 研修内容
ア スクールカウンセラーとしての心得
イ スクールカウンセラーに期待されること
ウ 実践報告及び情報交換
- (4) 特に効果のあった研修内容
ア 地域ごとの関係機関を情報共有することで、初めて勤務するSCは事例に応じた関係機関の把握ができた。
イ グループに分かれて情報交換の時間を設定することで、SCとしての悩みや不安の解消と意識の向上につながった。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
ア SVの設置の有無
有(県内6教育事務所に配置。週12~20時間)
イ 活用方法
(ア) 所管教育事務所管内の他のSCへの指導助言
(イ) 所管教育事務所管内の小・中・義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部で突発的に発生した不慮の事故・事件において、サポートチームの一員として児童生徒等の心のケアや保護者対応を中心とした指導助言
(ウ) その他、所管教育事務所管内の各種相談事業に対する指導助言
(エ) 各教育事務所配置のSCSVは、管内小学校の「校内いじめ対策委員会」において、専門家としての指導助言を行う。
- (6) 課題
ア 資質向上のための研修会を計画的に実施する必要がある。
イ 各教育事務所配置のスクールカウンセラー・スーパーバイザーによる各事務所管内のスクールカウンセラーへの指導助言を計画的に実施する。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】生徒の発達課題に対応した事例(発達障がい等) <単独校配置>

- 1 対応ケースの概要
 - ・自閉症・情緒特別支援学級に在籍している。
 - ・片付けが苦手で、清潔に気を付けた身だしなみを整えることができない。
 - ・家庭での生活時間が不規則で、遅刻が多い。
 - ・性的なことに興味を持っている。
- 2 取組経過
 - ・養護教諭とSCで、プライベートゾーンの話を中心に、「心と体を守るトレーニング」として「自分を守る」ための性教育(生教育)の取組を行った。また、学校でできる「身だしなみのトレーニング」として爪が伸びていると自分も周囲の人にもけがをさせることを理解させ爪を切る練習をした。入浴、洗髪、睡眠、食事についても生活スキルを高める取組を行った。
 - ・担任とSCが連携し、進路選択についての支援と母親への説明を行った。
- 3 成果と課題
 - 【成果】
 - ・SCが面談で丁寧に意思を確認していくことで、自己決定を促し、将来の自分のことを考えるなど前向きな姿勢を持つことができた。
 - ・SC、担任、養護教諭がチームを組み役割分担して密に情報交換・共有を行うことで支援が充実した。
 - 【課題】
 - ・進学に伴い、高校生活のサポートと将来の自立に向けた情報共有、引継ぎを丁寧に行う必要がある。
 - ・職員と連携した取組にするために、SCの効果的な活用について全職員に周知することが必要である。

【事例2】児童虐待にSCが対応した事例（児童虐待）＜単独校配置＞

1 対応ケースの概要

- ・再婚家庭で虐待通告、一時保護歴あり。
- ・家族構成は実父、継母、義妹（同学年）、義弟、本生徒A（以下A）
- ・義妹が担任へ相談したことがきっかけで、SCとAが面談を開始。
- ・継母からの身体的・心理的虐待が発見された。

2 取組経過

- ・義妹から家庭内での親子関係について担任に相談があったことから、AとSCの面談を開始した。
- ・SCが、継母に対する気持ちや、家での様子を聴く中で、虐待の可能性があると見立てを行った。
- ・SCと実父との面談を設定し、話を聴くと実父は、Aが嘘をつき続けている、以前もAの嘘が原因で虐待を疑われ、一時保護をされたという話をされ、Aの嘘を治してほしいと訴えられた。
- ・Aとの面談の中では、家庭内での状況を把握し、状況に応じた対応について一緒に考える時間とした。
- ・面談の中でAが家で過ごすのは限界であると発言したことから、本人了承のもと児相へ学校から教育委員会をとおして通告した。
- ・一時保護には至らなかったが、児相の介入はある。しかし、継母は話し合いに応じない。
- ・継母からSCへ面談の申し入れがあり、面談を行った。その中でSCが継母に労いの言葉をかけ、今後のことを一緒に考える姿勢で対応したことで、Aの進路選択や医療機関受診等につながった。

3 成果と課題

【成果】

- ・SCがAを支持、肯定することでAの健康的な部分を発揮できる支援の成果が見られた。
- ・虐待行動について、Aだけの訴えだけでなく、実父や継母とSCがつながったことから中立性を保ち、家族全体への介入が可能となった。

【課題】

- ・家族面談の難しさから、今後もSCの中立性が家族に伝わっていくかが課題である。
- ・継母の虐待傾向の行動化がひどくならないよう継母を否定せず、行動を減少させるもしくはひどくならない支援が必要である。
- ・Aは、現在問題行動はないが、今後も長期的に支援をしていく必要があるため、支援の幅を広げる必要がある。

【事例3】ヤングケアラーである生徒にSCが対応した事例（ヤングケアラー）＜単独校配置＞

1 対応ケースの概要

- ・父母は仕事で忙しく、家族で食事をするとはなく、幼い妹の世話をしなければならない状態であった。
- ・コロナ禍で父の経営する店が厳しくなり生活は困窮している。
- ・父親がうつ病を発症、兄も不登校の状態であり、本生徒B（以下B）も学校に登校できなくなった。
- ・ゲームに熱中し、昼夜逆転の生活を送っている。

2 取組経過

- ・養護教諭がSC来校日の金曜日に登校を促し、SCと面談することができた。
- ・母親に連絡し、SCと面談を設定した。
- ・半年後には、毎週金曜日の午後は登校しSCと面談することが定着した。

3 成果と課題

【成果】

- ・SCと話をする中で、「気持ちが落ち着いた」「すっきりした」と言い、気持ちが以前より前向きになった。
- ・経済的な理由から、公立高校受験を考え、学習に取り組み進学への意欲も高まった。
- ・SSWと連携し対応することができた。

【課題】

- ・週に1回の勤務で時間の確保が難しく、職員やSSWとの情報交換の時間が取れないことがある。

【事例4】生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラム実践事例（教育プログラム）＜単独校配置＞

1 ねらい

- ・自分の気持ちに気づき整理する（自己理解）
- ・他者の気持ちも理解し（他者理解）、お互いに理解する（相互理解）
- ・自分のことも相手のことも大切にしたり取りを身につける。

2 取組内容

本時間のめあて「自分の気持ちと上手に付き合おう」を伝える。

シナリオカードを見ながら、言い争いになった兄妹のモデル演技を見る。

(モデル演技は、二人の教師が行う。)

グループを作り、モデル演技を見て妹と兄にはそれぞれどんな思いがあったのかを話し合う。

班ごとに発表する。

妹には、「楽しみにしていた」「聞いてほしかった」「謝ってほしかった」などの思いがあった。

しかし、言い方が激しかったため、けんかになった。妹の言い方だと気持ちや願いが伝わらない事、双方苦しくなることを確認する。

兄の反発を招かずに、思いを伝えるにはどんな言い方が良いかを各自考えシナリオカードに記入する。

班で話し合い、セリフをホワイトボードに書く。

代表二人が、発表する。(ロールプレイ、ホワイトボードを黒板に提示)

各班のプレイごとに良かったところを発表してもらい、皆で共有する。

さわやかに思いを伝える言い方についてまとめる。

- ・怒りの感情は自然な感情で、実は「して欲しい事」「わかって欲しい事」である。
 - ・怒りを感じた時は、裏にある本当の気持ちに気づくことが大切である。
 - ・感情をそのまま言葉にするのではなく、自分の願いとして相手に伝えましょう。
- 本時間の感想を書く。

4 成果と課題

【成果】

- ・言い争いになるやり取りを客観的に見ることで、怒りの裏にある気持ちや願いに目を向けることができたようだった。どう伝えたらよいか、班で話しあったり、他の班の発表を聞いたりすることで自分もこんな風に伝えたいと考えることができたと思われる。

【課題】

- ・今後も自分自身の自己表現について、時々振り返る機会がある事が望ましいと思われる。

【4】成果と今後の課題等

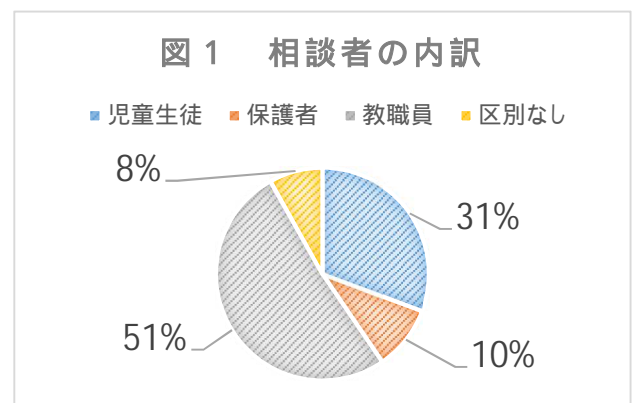
(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談件数 政令市を除く

総相談件数は85,614件(前年度比28,221件増加)

イ 相談者の内訳(図1参照)

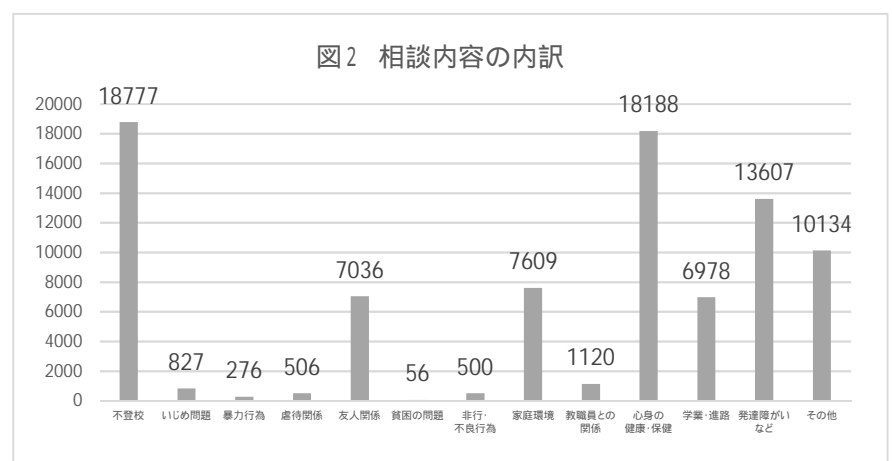
子どもからの相談が約3割、教員からの相談が約5割を占めている。各学校からの報告には、若年教員の増加に伴い、子供や保護者への対応についてSCから指導助言してもらうことで、自信をもって対応することができ、教職員のメンタルヘルスにおいても重要な役割を果たしているとの記載が多数ある。さらに、保護者からの相談も約1割あり、保護者の面談を実施することで、子供自身が落ち着きを取り戻し、登校できるようになったり、教職員との関係が改善されたりするなどのケースがあった。専門的な立場で保護者へ助言してもらうことで、学校だけではなく家庭と連携した支援につながっている。



ウ 相談内容の内訳

(図2参照)

不登校 18,777件(21.9%)、心身の健康・保健 18,188件(21.2%)、発達障がい 13,607件(15.9%)、家庭環境 7,609件(8.9%)、友人関係 7,036件(8.2%)、学業・進路 6,978件(8.1%)、教員との関係 1,120件(1.3%)、いじめ 827件(1.0%)



相談内容の2割は、不登校に関する内容であり、不登校対応へのS Cの重要性を示している。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、心身の健康に関する内容が昨年度の8,857件に比べ大幅に増加している。新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動再開における心のケアについてもS Cが重要な役割を果たし、S Cの専門性が学校内で活用されている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題とその解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ア スクールカウンセラーの組織的な活用に関する理解を深めることが必要である。
- イ スクールカウンセラー活用事業に対する関係諸機関の共通理解を十分に図る必要がある。
- ウ 教員に対する情報提供とカウンセラーの守秘義務との兼合いについては、方針を明確にしての情報の共有が大切である。
- エ 自主的に来室しない子どもへの対応の工夫が必要である。
- オ 令和2年度より小学校への配置を拡充するため、校内いじめ対策委員会への参加と教育相談体制の充実に向けた活用を推進する。
- カ 問題行動等が起きた時の事後対応だけにとどまらず、未然防止、教師へのコンサルテーションなど、開発的・予防的カウンセリングが重要になる。

< 課題の原因 >

スクールカウンセラー活用事業が調査研究事業であることの周知や、スクールカウンセラー以外の専門スタッフや市町村関係部局との連携が不十分であった。また、校内におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実をさらに推進する必要がある。

< 解決に向けた取組 >

- ア 市町村教育委員会に対して啓発を行うとともに、各学校においてもS Cを活用した校内研修を位置付けることで、S Cの専門性や役割についての理解を深めた。
- イ 各教育事務所におけるスクールカウンセラーへの研修を実施した。
- ウ 全公立小学校への全校配置を行った。
- エ スクールカウンセラー事業の継続拡大を図るため、市町村教育委員会に対して啓発を行うとともに、「学校の生徒指導体制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働Q & A」の活用により、学校における相談体制の充実を図った。

今後の課題とその解決に向けた取組

< 課題の概要 >

- ア 多くの学校から配置時数の拡充の要求が強いため、県独自の事業に乗せることで時数等の拡充を図ってきたが、財政的な負担が大きく十分な配置時数となっていない。
- イ 地区ごとにS Cの数に偏りがあり、専門性を持った人材確保が難しい。

< 課題の原因 >

- ア 学校の課題等を考慮して配置形態を決定しているが、各学校の要望に沿う配置となっておらず、実態把握や情報共有が不足していたことが原因として考えられる。
- イ 小学校への配置時数の拡充によりS Cの配置総数が増加し、配置の時期も5月中旬となり調整が不十分であった。

< 解決に向けた取組 >

- ア 配置調整会議において、入念な実態把握と打合せを行うことに加え、スクールカウンセラー活用事業での成果を示しながら、国に対して事業への国庫補助金の交付継続を強く要望していく。
- イ 中学校に配置したS Cを校区の小学校に配置することで、効率的な運用ができるように調整を行うとともに、S Vを活用したS Cの資質向上と、専門的な研修の場を設定する。

佐賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への対応は、学校において重要な課題である。このため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの指導・助言は学校にとって必要不可欠である。スクールカウンセラーを県内全ての公立の中学校(分校1校を除く)、義務教育学校後期課程及び県立高等学校9校に配置することで、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立中学校(分校1校を除く)、義務教育学校後期課程及び県立高等学校9校に、スクールカウンセラーを配置している。特に、不登校生徒が多い学校には、配置時間数を増やす重点配置をしている。また、教育センターにスクールカウンセラーを配置し教育相談事業の充実を図っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、教育委員会等で重複あり。）

小学校 : 0人

中学校（義務教育学校後期課程含む） : 52人

高等学校 : 9人

中等教育学校 : 0人

特別支援学校 : 0人

教育委員会等 : 2人

配置校数

小学校 : 0校

中学校（義務教育学校後期課程含む） : 90校

高等学校 : 9校

中等教育学校 : 0校

特別支援学校 : 0校

教育委員会等 : 1箇所

資格

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師 44人（ の資格を重複して所持している人は、 の資格者として記載。）

臨床心理士 8人

精神科医 0人

大学教授等 0人（2名該当するが、 の公認心理師で計上）

上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者 0人

主な配置形態

単独校 90中学校（週2日・1回4時間）もしくは（週1日・1回8時間）

9高等学校（週1日・1回4時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーが、児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応、さらには教育

相談体制の充実のためにどのような役割を担い、どのようにその職務を遂行することが適切なのかをまとめた「スクールカウンセラーガイドライン」を学校に配布している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

教職員の対応力を高めていくことも大切であることから、教職員向けに具体的な対応の進め方などを示した「不登校対策チェックシート」や「長期欠席・不登校対策スタンダード」を作成し、県立学校や市町教育委員会に提供し、学校での活用を促している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

県内の公立学校に配置されているスクールカウンセラー等

(2) 研修回数(頻度)

年間1回

(3) 研修内容

新型コロナウイルス感染症予防のため、開催を中止。

(4) 特に効果のあった研修内容

新型コロナウイルス感染症予防のため、開催を中止

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 無

活用方法 無

(6) 課題

平成28年度から県教育委員会主催で研修会を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に係って中止したが、オンラインによる研修などの集合型研修によらない研修方法等について検討する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】新型コロナウイルス感染への不安から教室へ入れなくなった生徒への対応

(心身の健康・保健) <単独配置校>

1年次は登校していたが、臨時休校明けの5月から欠席。喘息の病歴があり、母親に「感染するかもしれないと思うと、怖くて登校できない」と不安を口にする。学校は、スクールカウンセラーから、登校のメリットが本人にわかるよう明示するというアドバイスを参考に、保健室への登校を提案。保健室まで来ることができたら、次の段階として 参加できる授業 参加してほしい授業を1~2選ぶ形で教室での授業に参加できるようになった。9月末には、スクールカウンセラーからの助言により、専門機関の診療を受けることになる。その後も、スクールカウンセラーと月1回のペースで、面談を行いながら本人との関係性を構築していった。そして、今後もカウンセリングを続けていいと本人が意思表示したことから、スクールカウンセラーとの関係が本人にとってもプラスに働いていることが伺われる。

【事例2】SCとの面談や関係機関との連携によって改善が見られた事例

(児童虐待、 家庭環境) <単独校配置>

本人と母親の2人で生活をしているが、母親は鬱病で通院しており精神的に不安定である。兄姉は独立し別居。離婚により別居している父親は県外在住で、半年に1度会っている。

1学期の教育相談で、母親からひどく怒られたり、暴力を振るわれたりすると担任が相談を受け、管理職や養護教諭と情報共有を行う。その後も、家庭で落ち着いた生活ができず、睡眠不足から遅刻や授業に集中できない様子が見られたため、本人とスクールカウンセラーとの面談につなげた。その後、スクールカウンセラーから学校の対応について助言を受け、適切な支援につなげることができた。しかし、11月に、母親から暴力を受けたことで、近所の区長宅に助けを求め、警察に通報された。その後、児童相談所への一時預かりとなる。学校は、スクールカウンセラーの助言により、児童相談所とスムーズな連携を図ることができ、生徒は家に戻ることもとなった。その後、学校へは3学期から復帰。

【事例3】発達障害の疑いのある生徒への積極的な関わりにより落ち着いた生活を取り戻した事例

(発達障害等) <単独配置校>

通常学級の気になる生徒(7名)に対し、スクールカウンセラー、担任、教育相談担当、特別支援教育担当との情報交換をもとに、教室観察を実施し、本人・保護者へのカウンセリング、WISC検査、検査結果のフィードバック、本人への定期的なカウンセリングを実施した。担任から保護者へ伝えづらい事も、スクールカウンセラーが専門家の意見として伝えることで、保護者の理解も促され、3名の生徒の病院への受診につながった。また、受診につながらなかったが、4名の生徒は、それぞれスクールカウンセラーとの定期的なカウンセリングの中で、気持ちをコントロールする方法についてアドバイスを受け、落ち着いて生活できるようになってきた。

「性的な被害」「ヤングケアラー」に関わって、スクールカウンセラーを活用した事例は把握していないため、別事例を記載。

【事例4】スクールカウンセラーによるこころの授業(校内研修) <単独配置校>

「ストレスマネジメント」をテーマに、ストレスとの付き合い方やストレスの種類等についてスクールカウンセラーを講師とした授業を実施した。

コロナ禍において、様々な学校行事の中止、今までとは違った生活スタイルになり、生徒たちはストレスを感じる事が多く、このような状況にあってストレスとの付き合い方やストレスの種類について生徒が学ぶことは重要である。教職員にとっても、ストレスマネジメントを理解し、今後の生徒の支援にいかすことができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本事業により、スクールカウンセラーを県内全ての公立中学校に派遣し、学校におけるカウンセリング機能の充実が図られている。相談内容については、不登校に関する相談件数が最も多く、令和2年度の中学校の相談人数は11,122人で、そのうち不登校の相談人数は2,437人となっている。スクールカウンセラーからの適切なアドバイスにより、状況が改善に向かう場合もあり、悩みや不安を抱えている生徒やその保護者が身近な学校において専門家に相談できることは有益なことである。

また、スクールカウンセラーによる「こころの授業」や「SOSの出し方に関する教育」、「ストレスマネジメント」等、授業や教職員対象の研修会も実施され、生徒の心のケアの充実や教職員の対処方法等のスキルアップが図られている。

事業対象の公立全中学校からの報告では、スクールカウンセラーの専門性を活かした支援が、課題を抱えた生徒やその保護者の情緒面での安定や学校との連携に大きな役割を果たしていることが伺える。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

学校により、スクールカウンセラーの配置時間の差があり、少ないところでは月に1日という学校もある。そのため、生徒や保護者が相談したいタイミングが合わず相談できないという課題がある。

< 課題の原因 >

スクールカウンセラーの勤務日や時間が限られているため、相談の日程調整が難しいこと。

< 解決に向け実施した取組 >

教職員のカウンセリングマインド等スキルアップに向けた校内研修の実施や、県作成の「スクールカウンセラーガイドライン」を活用し、スクールカウンセラーの効果的な活用について周知等を図った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・より効果的なスクールカウンセラーの有効活用について理解促進を図る必要があること。
- ・スクールカウンセラーの資質向上を図る必要があること。

< 課題の原因 >

- ・各学校の配置時間数に差があること。
- ・スクールカウンセラーの資質能力及び経験年数に差があること。

< 解決に向けた取組 >

- ・県教育委員会の「スクールカウンセラーガイドライン」等の周知や校内研修等での活用により、有効活用の理解促進を図る。
- ・学校の状況等を踏まえた各学校の配置時間を検討する。
- ・スクールカウンセラー対象の研修会について、研修内容や方法等を工夫改善する。

長崎県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等を早期に発見し、適切に対応するために、学校においては全職員の共通認識のもと、専門家との連携を積極的に行い、機能する相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者及びスーパーバイザー（以下「スクールカウンセラー等」という）を各市町教育委員会及び県立の中学校、高等学校、特別支援学校に配置し、公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の問題行動等の解決に資する。

（「令和2年度スクールカウンセラー配置事業実施要綱」より）

（2）配置・採用計画上の工夫

各学校から配置希望の書類提出を受け、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断し、配置を決定している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数（実105名）

小学校	:	77人
中学校	:	87人
高等学校	:	23人
特別支援学校	:	2人

配置校数

小学校	:	137校
中学校	:	137校
高等学校	:	23校
特別支援学校	:	3校

資格

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師	12人
臨床心理士	13人
精神科医	0人
大学教授等	1人
2つに該当する者	58人
3つに該当する者	2人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修了（経験1年以上）	4人
大学・短大卒業（経験5年以上）	15人

主な配置形態

単独校	63小学校	（35週・1週3～6時間）
	76中学校	（35週・1週2～6時間）
	23高等学校	（35週・1週5～6時間）

中高一貫校及びスーパーバイザー配置校は1週8時間

定時制3課程設置校は1週10時間

1 特別支援学校 (35週・1週3時間)

拠点校	1 小学校	}	(35週・1週3~6時間)
	5 8 中学校		
	1 特別支援学校		
エリア校	7 3 小学校	}	(年間最低9時間)
	3 中学校		
	1 特別支援学校		

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

- ・毎年5月に「スクールカウンセラー活用の指針」を作成し、県内全公立学校や市町教育委員会、各スクールカウンセラー等への配付している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・例年「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置校研修会」を開催し、事業担当やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーから、市町教委担当者及び配置校コーディネーターに対し、活用の指針を参考にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業について講義を行っていたが、令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から中止となった。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

令和2年度スクールカウンセラー研修会

対象：スクールカウンセラー等

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー新規採用者研修会

対象者：スクールカウンセラー等・スクールソーシャルワーカー新規採用者

(2) 研修回数(頻度)

年1回開催。オンラインで開催し、当日受講できなかった方は録画したものを後日視聴してもらった。

年1回開催。

(3) 研修内容

事業担当者からのスクールカウンセラー事業についての評価や課題等についての説明や、スーパーバイザーから「スクールカウンセラーとは? ~その仕事に求められる役割と力~」という題目で講義を実施。また、グループワークではそれぞれの地域における現状や課題について協議を行った。

事業担当者やスーパーバイザーからスクールカウンセラー事業に関して説明・講義を行った。また、参加者が勤務を始めて感じたことや疑問など共有できるようグループワークを実施した。

(4) 特に効果のあった研修内容

グループワークは、地域毎で情報交換することができ、地域の社会資源に関する情報の共有や各スクールカウンセラー等の悩み・疑問等の共有、解消につなげることができた。

また、新規採用者研修会は、同僚やスーパーバイザーと初めて会って話をする機会であり、不安や疑問等をグループで共有することで、配置先で孤立しないよう相談できる体制作りができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 (有・無)

活用方法

研修会における講師や、各スクールカウンセラー等への指導・援助を行う。

(6) 課題

スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーだけでなく、学校のコーディネーターにも研修会に参加して欲しいとの声があり、3者が共に共通認識や連携が図れる機会等を作っていきたい。

また、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあると思われるが、研修会への参加者が少なかった。参加しやすい時期や場所、開催方法等について今後、検討をしていきたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の健康・保健のための活用事例 () <スクールカウンセラーの配置形態：単独校配置>

以前から自傷行為等見られていた生徒であり、スクールカウンセラーとの面接を実施した。面接中、医療機関の受診の必要性が感じられたが、生徒自身が保護者への連絡を頑なに拒否していた状況であった。その後も本人とのカウンセリングを続け、説得を行っていくのと同時に、スーパーバイザーへの相談や校内での支援会議、養護児童対策地域協議会の開催等を行い、見守りを続けていたが、いよいよ危険な状態が見られるようになったため、管理職とも協議の上、保護者に事実を伝えるとともに、本人を児童相談所に一時保護してもらうこととなった。保護者には、スクールカウンセラーからこれまでの経緯の説明とともに、保護者の不安軽減のため話を聞いてもらった。

【事例2】児童虐待のための活用事例 () <スクールカウンセラーの配置形態：教育委員会等配置>

学校での生活の中、精神的に不安定な様子が伺われ、学級担任との話の中で虐待が疑われる内容が聞かれたため、スクールカウンセラーとの面接に繋がった。面接の結果、ネグレクトの疑いが見られたため児童相談所に通告を行った。その後も学校生活において精神的に不安定な言動や自傷行為など見られており、医療機関への入院や要保護児童対策地域協議会の開催などを行ったが、関係機関やスクールカウンセラー等の支援により、精神的に落ち着きを取り戻し、現在は通常の学校生活を送ることができるようになった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 () <スクールカウンセラーの配置形態：単独校配置>

精神疾患のある母の調子が悪い時に、代わりに家事や兄弟の世話をしていた。家事等に時間をとられてしまい学校の課題に手が回らず、また疲労から朝起きられずに遅刻を繰り返すこともあった。スクールカウンセラーとの継続的な面接中、生徒の家庭の状況や気持ちの揺れなどが把握され、学校とも共有を行った。本人の困り感が強くなっていると考えられた時には、スクールカウンセラーからの助言の元、市町とも連携を図りヘルパーの派遣等の支援を行った。その結果、少しずつ本人の家事負担が減り、遅刻は繰り返しながらも何とか落ち着いた学校生活を送ることができた。

【事例4】校内研修のための活用事例 () <スクールカウンセラーの配置形態：教育委員会等配置>

小中の教員を対象に「発達障害の支援について」というタイトルで、ADHDやASDの特徴、配慮を要する子どもの対応にあつてのポイント、リフレーミングなどについての講義・演習を行った。研修を受けた教員から「マイナス表現をいかにプラスの表現にもっていくかが非常に参考になった」、「これからの教員活動にとっても参考になった」等の感想が聞かれ、実りの多い研修会となった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

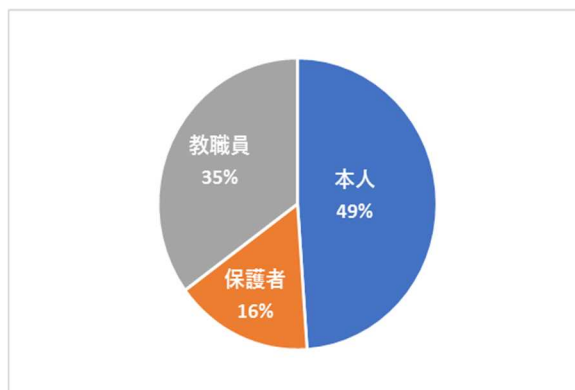
1 相談件数

総相談件数は、22,148件(前年比2,577件増加)している。

校種		小学校	中学校	高校	特別支援学校	総数
相談件数	R2年度	6,790	12,671	2,510	177	22,148
	R1年度	6,786	12,890	2,101	114	21,891

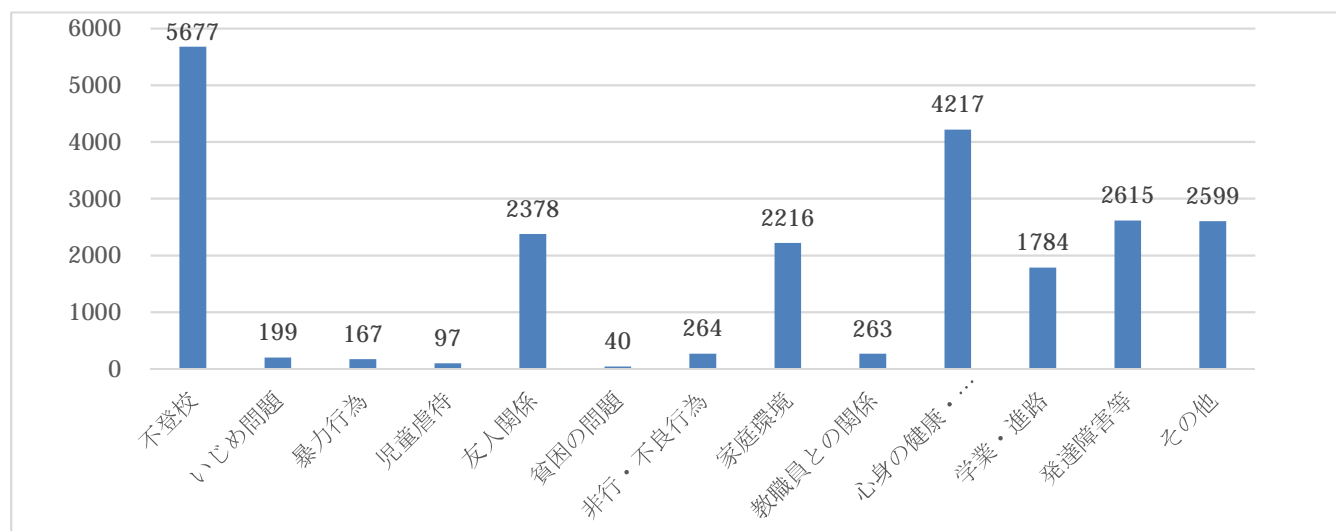
2 相談者の内訳

児童生徒本人による相談が最も多く、49%であった。次に教職員による相談が35%、保護者による相談も16%あった。



3 相談内容の内訳

相談内容は、不登校 5,677件(25.6%)、心身の健康・保健 4,217件(19.0%)、発達障害 2,615件(11.8%)、友人関係 2,378件(10.7%)、家庭環境 2,216件(10.0%)などが多い。特に不登校相談は、全体の約4分の1にあたり、スクールカウンセラー等が不登校対応の要となっていることが分かる。



4 配置希望校数

拠点校方式を導入し、配置校も増加しているが、配置を希望する学校も年々増加しており、その差も大きくなっている。スクールカウンセラー等へのニーズは、広がっている。そのため、今後も配置を拡大していくことが求められる。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置希望校数	348	368	383
配置校数	280	290	300
差(-)	68	78	83

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・小規模校ニーズへの対応

< 課題の原因 >

- ・スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの配置状況の違い、配置先の活用における理解の差などで、連携状況にも大きく差がついている状態である。
- ・本県は、離島を多く抱え、小規模校が多数ある。スクールカウンセラー等の配置については、どうしても大規模校が優先的になってしまうが、小規模ゆえの人間関係の固定化や逃げ道のなさなど課題があり、ニーズはある。

< 解決に向けた取組 >

- ・スクールカウンセラー等とスクールソーシャルワーカーの合同研修会の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止とした。
- ・配置市町の中には独自で、管内配置のスクールカウンセラー等・スクールソーシャルワーカーを集め、定期的に情報交換や研修を行っている。
- ・未配置校については基本的に派遣事業での対応となるが、今年度主たる4離島に1名ずつ現地在住のスクールカウンセラー等を雇用することができ、島内の細かいニーズへの対応が可能な状況となった。また、在住者のいない離島についても月1回の配置をして対応するなど、できるだけスクールカウンセラー等が関われる状況を整備している。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・スクールカウンセラー等の質を確保するためにも、多くの方に研修会等へ参加してもらう必要がある。また、研修会等では各スクールカウンセラーから悩みや疑問等聞かれることが多い。スーパーバイザーへの相談は行っているが、より日頃から活用できる体制を構築していく必要がある。
- ・スクールカウンセラー等を希望している全学校に、スクールカウンセラー等の配置ができておらず、未配置校においてはスクールカウンセラー等の派遣等で対応を行っているが、十分な支援体制ができていないと言えない。

< 課題の原因 >

- ・他機関で勤務していたり、家庭の事情があったりと様々な理由で研修会に参加できない方がおり、また令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、十分な研修会の準備・開催ができなかった。
- ・限られた予算の中、配置校数を増やすため配置形態の工夫等行いながら、毎年配置校数は増加しているが、スクールカウンセラー等の配置を希望する学校数も年々増加しており、学校の要望に応えきれていない。

< 解決に向けた取組 >

- ・各スクールカウンセラー等に事前にアンケートを行い、研修会の開催時期や内容、開催方法等検討を行い、参加しやすい研修会を開催する。
- ・研修会の開催時など折に触れスーパーバイザーの紹介等行い、相談しやすい体制作りを図っていく。
- ・各学校の相談実績や支援が必要な児童・生徒に合わせた配置形態の工夫等を行う。また未配置校に対してはスクールカウンセラー等の派遣による対応で支援を行う。

熊本県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動等に対応するとともに、児童生徒等の心のケアに資するため、熊本県スクールカウンセラー設置要項に基づき、スクールカウンセラー等を学校や教育事務所等に配置して、児童生徒等の心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市町村立小中学校への配置については、各教育事務所等を通じて、以下の項目について各学校の状況を把握し、スクールカウンセラーの配置校を決定している。

- ・ 在校児童生徒数
- ・ 不登校の児童生徒の出現率
- ・ 平成28年熊本地震の影響で心のケアが必要な児童生徒数
- ・ 令和2年7月豪雨災害の影響で心のケアが必要な児童生徒数
- ・ 重点配置（貧困対策、児童虐待、いじめ・不登校、教育支援センター）

県立高校への配置については、学校規模や定時制の有無、平成28年熊本地震の影響度合い等に応じて、配置時間数を傾斜配分している。また、学校の実態やニーズに合わせて勤務時間、勤務日数を各学校で弾力的に運用してよいこととしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数及び配置校数】

	通常配置		熊本地震に係る配置	
	配置人数	配置校数	配置人数	配置校数
小学校	38人	61校	0人	0校
中学校	50人	75校	3人	2校
高等学校	42人	50校	13人	13校
義務教育学校	0人	0校	0人	0校
特別支援学校	0人	0校	0人	0校
教育委員会等	28人	10箇所	14人	3箇所

【資格】

スクールカウンセラーについて（重複して資格を有している場合は、の順に整理）

公認心理師 66人

臨床心理士 5人

精神科医 0人

大学教授等 2人

上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

0人

スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者 7人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

【主な勤務形態】

< 通常配置 >

	単独校配置	拠点校配置	対象校配置	巡回
小学校	0校	5校	56校	182校
中学校	3校	45校	27校	45校
高等学校	50校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	9校

< 熊本地震に係る配置 >

	単独校配置	拠点校配置	対象校配置	巡回
小学校	0校	0校	0校	77校
中学校	2校	0校	0校	18校
高等学校	16校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	0校
特別支援学校	0校	0校	0校	1校

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

県で策定している「スクールカウンセラー活用事業に関する指針」をSCが配置される各学校に配布し、チーム学校の一員としてSCが有効的に活用されるよう周知を行っている。

< 指針に盛り込んでいる主な内容 >

SCの職務内容 SCの効果的な活用

学校における体制づくり 業務遂行上、配慮すべき事項について

スクールカウンセラー活用事業に関するQ & A

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

いじめ対策、不登校未然防止のために、SC配置校、未配置校に関わらず全ての学校においてSCやSSW等の専門家と連携して「SOSの出し方に関する教育」や「ストレス対処教育」等を実施するよう周知している。

県立学校の教育相談担当者に対しては、年に1回、スクールカウンセラー活用事業の充実を図るための連絡会を実施している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー合同連絡協議会
(4月に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

対象：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、関係高等学校
教頭、各教育事務所担当指導主事、山鹿市教育委員会担当者

スクールカウンセラー活用事業連絡協議会(7月実施)

対象：スクールカウンセラー、各教育事務所担当指導主事、山鹿市教育委員会担当者

(2) 研修回数(頻度)

年2回

(3) 研修内容

スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

<目的>

スクールカウンセラー等に対し、本県の問題行動及び不登校等の現状と課題、支援の在り方等に関する研修を実施することで、学校における専門家の果たす役割等について理解を深め、スクールカウンセラー等の資質向上に資する。

<内容>

- ・講話「少年鑑別所の概要と問題行動を起こした少年への対応について～性非行を中心に～」
講師：法務少年支援センターくまもと(熊本少年鑑別所)統括専門官 井手 大一 氏
- ・県教育委員会より行政説明

(4) 特に効果のあった研修内容

性非行についての講話により、被害を受けた児童生徒への心のケアのみならず、加害側児童生徒に対するアプローチについて学ぶことができた。法務少年支援センターや児童相談所等の専門機関との具体的な連携の在り方は、SCが学校等における相談業務等で活用できる内容であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 無

活用方法

(6) 課題

SCの資質向上を目指した研修の充実。スーパーバイザー制度については、検討委員会で仕組みづくりの検討を行い、令和3年度から試験的に取り入れることとなった。実践を踏まえて、より有効な取組を進めていくようにする。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】休校時に精神的な不安定さが見られた生徒への活用事例（心身の健康・保健）＜SCの配置形態：単独校配置＞

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校期間中、家族の問題に直面する時間が増え、心理的負担から精神的に不安定となった生徒がいた。感染予防対策を講じた上で、本人・保護者ともにカウンセリングを複数回設定することができ、学校が再開する頃には落ち着きを取り戻すことができた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：対象校配置＞

カウンセリングにより、家庭での虐待が発覚し、行政や病院につなぐことができた。

【事例3】性的な被害のための活用事例（性的な被害）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

中学3年生の女子生徒が、SNS上で第三者による悪質な写真利用がなされていることが確認された。この問題に対して、学校は委員会、警察と連携し対応にあたった。併せて、状況を知った当該生徒、家庭が不安定な状況になることが予想されたため、スクールソーシャルワーカーを派遣。対応に当たると共に、スクールカウンセラーへのつなぎが行われた。

スクールカウンセラーが、当該生徒のカウンセリングを実施。生徒からは、不安が軽減されたとの思いが語られた。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携し、早期に対応に当たったことで、生徒の精神的な不安が軽減され、支障をきたすことなく学校生活を送ることができた。

【事例4】職員研修における活用事例（校内研修）＜SCの配置形態：単独校配置＞

職員研修の概要

- ・ 困り感を抱えた生徒への指導方法
- ・ ソーシャルスキルトレーニングについて
- ・ 性的マイノリティ、思春期の性に悩む生徒の理解
- ・ 豪雨災害後の心のケア 等

研修の効果

専門家の立場から話してもらうことで、適切な支援についての理解を深め、職員の資質能力の向上を図ることができた。また、災害後の対応に関する助言を受けることにより、落ち着いて対応にあたることができた。

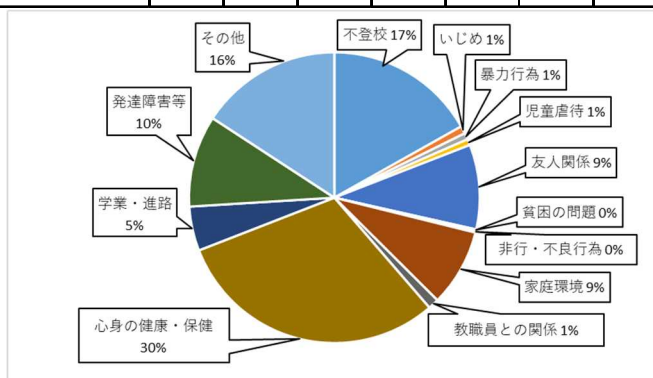
【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

生徒のストレスが軽減し、安心した学校生活を過ごすことができた。
 カウンセリングを受けることにより、生徒自身が悩みを分析できた。
 いじめを受けた生徒が継続的なカウンセリングを受けることで、精神的な安定につながった。
 発達障がいのある生徒の対人関係について、助言により状況が改善した。
 医療機関や専門機関への受診へつなげることができた。
 自傷行為がある生徒の対応について、気持ちに寄り添った支援ができた。
 生徒指導に活用し、生徒自身の問題行動についての振り返りや、今後の課題の明確化につながった。
 相談内容等の情報を教職員に還元することで、生徒の背景理解を深めた。

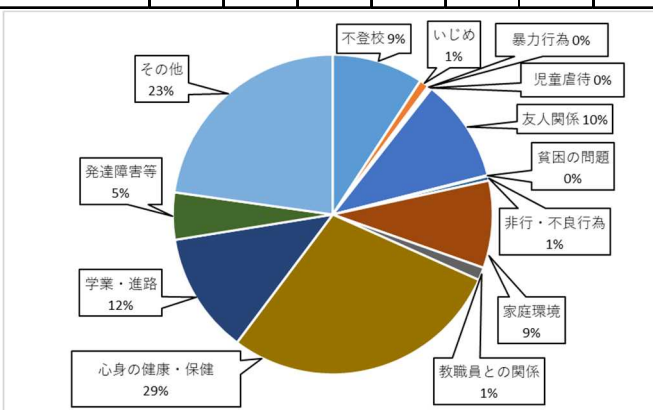
<小中学校 スクールカウンセラー配置校・教育事務所等（地震配置も含む）相談者数>

相談内容	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	行非行為・不良	家庭環境	関係	教職員との	康心身の健康	学業・進路	等発達障がい	その他	計
相談者数(人)	3164	159	135	126	1768	25	41	1615	223	5712	925	1911	2965	18769	



<県立高校 スクールカウンセラー（地震配置も含む）相談者数>

相談内容	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	行非行為・不良	家庭環境	関係	教職員との	康心身の健康	学業・進路	等発達障がい	その他	計
相談者数(人)	529	54	11	13	599	6	26	506	74	1635	702	273	1306	5734	



(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

困っているにもかかわらず、カウンセリングを受けることにマイナスイメージがあるのか、相談まで進まない児童生徒や保護者がいる。

学校外のカウンセリングが難しいため、完全不登校生徒への対応ができない。

計画的、長期的な対応の生徒は定期的カウンセリングができるが、急な対応をせまられたときの対応が難しい。

毎年担当スクールカウンセラーが変わることで、信頼関係が築けていた生徒が不安になり、継続支援が難しいケースがある。

より計画的にスクールカウンセラーによる職員に対する研修の機会をつくりたい。

< 課題の原因 >

スクールカウンセラーの職務内容や効果について、肯定的かつ十分な認知がなされていない。

配置校のスクールカウンセラーは行動旅費を有さない。

配置校のスクールカウンセラーは概ね週に1回程度の配置となっている。

毎年、スクールカウンセラーの配置希望や学校の配置希望を調査し、希望に沿った形で任用先や配置時間を更新している。

スクールカウンセラーの計画的な活用がなされなかった。

< 解決に向け実施した取組 >

一部の学校では、HPや学校だより、SCからのたよりを利用した広報活動を行うことができた。

教育事務所等配置SCや、SSWと連携した取組を推進していくことができた。

緊急性の高い事案については教育相談専門員の派遣や教育事務所配置のスクールカウンセラーにより対応し、その後学校配置スクールカウンセラーに引継ぎ対応を行った。

できる限り数年間は同じSCが同じ学校で活動できるよう配置校の配慮を行う。できなかった場合のために、SC同士で情報共有を行いやすくするための、連絡網の構築を図っている。

学校ごとにスクールカウンセラーの実施計画書が作成されているので、計画書通りの実施がなされているか、勤務状況報告書等で確認している。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

SCとの面談が必要と思われる児童生徒や保護者に面談を勧めるが、面談を断られるケースがある。

スクールカウンセラーの来校日と、生徒が面談を希望するタイミングが合わない場合がある。

相談を希望している生徒が多く、配置時間を職員研修に充てることが難しい学校がある。

< 課題の原因 >

SCに対する不十分な理解やマイナスイメージもあると考えられる。

学校によってはカウンセラーの来校日数が少なく、次回来校日までの間隔が大きい。

配置時間に関して、学校の状況に対して配置時間が不足する学校がある。

< 解決に向けた取組 >

SCの職務内容や効果について、児童生徒及び保護者等に対して一層の情報発信を推進する。

スクールカウンセラーに繋ぐ前段階の、校内教育相談体制の充実を図る。

状況に応じた配置時間の適切な配分を行う。

学校に対して、教職員を対象とした教育相談研修に活用できる資料等を配付する。

大分県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題の解決を目指し、児童生徒のカウンセリング及び教職員・保護者に対する指導や援助等を行うため、公立学校や県教育委員会にスクールカウンセラー等を置く。

（2）配置・採用計画上の工夫

1校のみを担当とする単独校配置と中学校区を基本に中学校を拠点とした小中連携配置を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（ア）配置人数（実人数）

小学校	:	26人
中学校	:	74人
高等学校	:	26人
義務教育学校	:	2人
特別支援学校	:	9人
教育委員会	:	2人

（イ）配置校数

小学校	:	249校
中学校	:	118校
高等学校	:	44校
義務教育学校	:	2校
特別支援学校	:	16校
教育委員会等	:	1箇所

（ウ）資格について

1）スクールカウンセラーについて

公認心理師	39人
臨床心理士	47人（ を重複して有する者は31人）
精神科医	0人
大学教授等	8人

上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者0人

2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記 ~ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 8人

(エ) 主な配置形態について

単独校	3 3 小学校	(週1日・1回4時間)(週1日・1回6時間)(週1日・1回8時間)
	1 中学校	(週1日・1回4時間)
	3 4 高等学校	(週1日・1回4時間)
	1 3 特別支援学校	(週1日・1回4時間)(週1日・1回6時間)
	2 義務教育学校	(週1日・1回8時間)
拠点校	3 小学校	(週1日・1回8時間)
	1 1 4 中学校	(週1日・1回4時間)(週1日・1回6時間)(週1日・1回8時間)
	5 高等学校	(週1日・1回6時間)
	1 特別支援学校	(週1日・1回6時間)
対象校	2 1 3 小学校	(週1日・拠点校の時間内における対応)
	3 中学校	(週1日・拠点校の時間内における対応)
	5 高等学校	(週1日・拠点校の時間内における対応)
	2 特別支援学校	(週1日・拠点校の時間内における対応)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーの業務内容・役割や活用方法などを明示した、スクールカウンセラーガイドラインを令和2年度に策定した。市町村教委、学校、スクールカウンセラーに配付し、ホームページにも掲載。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進については、研修等の中でスクールカウンセラーの業務内容や活用についての研修や協議を実施している。また、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門スタッフも含めた「チーム学校」として、組織的でより効果的な教育相談体制を構築するためのポイントを掲載した「教育相談体制充実のためのガイド」の中に、スクールカウンセラーの業務内容や活用を示し、各学校に配付し周知を図っている。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

大分県教育委員会が任用している全てのスクールカウンセラー等

(2) 研修回数 (頻度)

年間 3 回 (県全体 2 回、市町村毎 1 回)

(3) 研修内容

カウンセリング業務についての情報交換、いじめ・不登校に関する講義・演習、グループ協議 (事例検討)

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 経験豊富なスクールカウンセラーによる実践的な講義・演習
- ・ 事件や事故、災害時における緊急支援のカウンセリング方法等の講義
- ・ 犯罪被害者等への二次被害の防止に向けた講義

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (有)

県内 6 教育事務所毎に 1 名 ~ 3 名のスーパーバイザーを配置。

活用方法

- ・ スクールカウンセラーへの困難事例対応等のアドバイス。
- ・ スクールカウンセラーと協働したカウンセリングや学校教職員へのコンサルテーション。
- ・ 市町村教育委員会やスクールソーシャルワーカーと連携した、支援方法のアドバイス。

(6) 課題

公認心理師等の資格をもったスクールカウンセラーは、所属団体によるカウンセリング技法等の研修を受けているが、スクールカウンセラーに準ずる者については、その機会がほとんどない。県教育委員会が、研修を実施しているものの、その機会は限られており、スクールカウンセラーに準ずる者の資質向上が課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：対象校配置＞

○オンライン授業が不登校の児童を動かし始めた事例

小学校6年生男子。小学校5年時より不登校となり新学年になっても動きがないと心配した両親が来談。2度目の面談日には、本人も誘ってもらい両親とともに面談した。その中で意外にも、何とかみんなと一緒に学校生活を送りたいという気持ちを示し、自我の強さもうかがえたので、スクールカウンセラー勤務時の短時間登校を勧めたり、担任の協力を得て近隣の同級生から登校の誘いを試みたりもしたが、学校に足を踏み入れること自体に抵抗を示して実現しなかった。そのため地域の教育自立支援センターの活用も勧めたが、一時的には通えたが、そこも嫌だということで断念した。しかし依然、本人はみんなと一緒に学校生活を過ごしたいという気持ちを見せている様子であったので、担任にオンライン授業を提案した。校長も快諾していただき、本人も乗り気であるとのことで実現した。これを機に、学習の意欲も見せ始めたので両親と話し合い、フリースクールの活用を紹介したところ、「ここが一番自分に合っている」と語り今なお通い続けている。

保護者のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

○母親へのカウンセリングにより中3女子の自殺願望が解消した事例

学習や進路のことで過干渉の母親と口論が絶えなかった女子生徒が、登校しぶりを始め、「死にたい」と漏らしたり、ネットで「楽に死ぬる方法」を検索していることを母親が発見。スクールカウンセラーは、担任から情報を得て緊急性があると判断し、学校側に見守りと専門医への受診が必要であることを保護者に通知することと併せて、スクールカウンセラーとの緊急面談の設定を要請。母親はかかりつけのクリニックに本人を受診させ、スクールカウンセラーが母親面談を実施。自殺願望が、過干渉な母親との対立・葛藤が要因と見て母親へのカウンセリングを継続することとなった。母親は、子どもの成績や学習意欲のことなどで過干渉していた。しかし、実は夫との関係、経済的な問題、姉のことなどたくさんの問題を抱えていて、視野狭窄をきたし理性的に物事を考えることができにくくなっていた。そこで、まずは母親の労をねぎらい、落ち着いたところを見計らいながら子どもへのかかわり方について話し合っていた。その結果、次第に母親は安定し、それに伴い子どもも落ち着いてきて登校もできるようになり高校へ進学した。

不登校のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

友人や課題ができずに入学しすぐに不登校となった高1男子

中学卒業までは順調だったが、高校に入学し無口でおとなしく友人ができないことや、課題ができないことが原因で不登校となる。最初は母親のみで来校し、2回目からは母親と本人と一緒に来校した。3回目以降は本人のみで面接に来校できるようになった。そこで、夏休み中に担任が教室に連れて行き面談し、クラスの友人から電話で連絡を入れるようにした。8月後半の面談終了後、友人が文化祭の準備に誘ったところ教室に入ることができた。以後、教室に入れるようになるが面接は継続した。併せてクリニックにも定期的に受診して服薬も行った。すると主訴は、不登校 学習の遅れ 友人関係等と変わっていったが、2年になってからは、面談希望はなくなり順調に登校できるようになった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

行き過ぎた親子げんかで父親からの暴力を受けていた高校2年男子

親から虐待を受けている疑いがあると担任からの情報提供があったため、スクールカウンセラーが面談の中で親子の状況を確認し、学校へ詳細を話す方向へ導く。（日常的な虐待ではなく、親子喧嘩時の暴力であった。）教育相談主任と面談し、本人が親の暴力について教育相談主任へ打ち明けた。そこで、学校より児童相談所へ連絡したところ、児童相談所の職員が来校し面談した。緊急性は低いとの判断により、親には言わないでほしいという本人の希望を優先して、在宅にて経過観察。継続して毎週スクールカウンセラー面談を実施し、学校で可能な範囲で情報共有した。併せて暴力の訴えがあることは伏せたまま、教育相談主任が両親と面談。両親から、生徒本人の行動を理解できないが故の苛立ちや怒り、ちゃんとさせなければという焦りから手が出る時があるという話があり、子ども家庭支援センターを紹介した。両親が子ども家庭支援センターへ相談に行くことで、父親がKに対してかっとなることが減り、暴力も減少した。

【事例3】性的被害のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

性的被害の訴えから深刻ないじめ被害を認知できた事例

ある女子生徒が、スクールカウンセラーに対して、昼休み等のクラスの男子生徒による「下半身露出」の悪ふざけを「スクールセクハラ」として訴えた。当該クラス担任に報告し、管理職等とともに聴き取り調査等を行った結果、実は男子生徒は他クラスの男子生徒から、それを強要されて行っていたことがわかった。男子生徒は、小・中学校のころからの一方的で望まない人間関係を断ち切れなくて悩んでいた。昔からの「悪ふざけ」を強要されていた男子生徒は、長く続いた「深刻ないじめ」の苦痛から解放され、加害生徒は指導を受けることによって、「悪ふざけ」が「性的犯罪」であることを学ぶ機会となった。訴えた女子生徒に対しては、事後も丁寧なカウンセリングを重ねている。

【事例4】教職員研修のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

教職員研修におけるSCの活用について

児童虐待について、教職員の持つ不安（児童相談所への通報をためらうなど）等を、研修を実施したことで払拭することができた。その結果、保護者における虐待行為（実父の暴力・義母のネグレクト）を児相に報告し、生徒の保護につなげることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和2年度に行われた延べ相談件数は、36,006件となり、令和元年度の40,943件からは減少したが、新型コロナウイルスによる休校の期間を考慮すると、依然としてスクールカウンセラーのニーズは高いものとなっている。スクールカウンセラーの配置については、平成30年度には全小・中学校、令和元年度に全県立学校をカバーすることができた。

相談内容を見てみると、不登校が8,793件で最も多くなっており、相談件数全体の約4分の1が不登校の相談である。次いで心身の健康・保健が4,304件、友人関係で3,862件、発達障がいが3,393件、学業・進路が2,610件と続いている。いじめ問題は513件と数的には少ないものの、スクールカウンセラーからの情報提供により、いじめを認知したという事例や、自傷行為をスクールカウンセラーに告白して初めて学校が認知した例もあり、様々な問題解決にスクールカウンセラーが大きな役割を担っていることがわかる。

「チーム学校」の中で、スクールカウンセラーの役割が近年ますます重要になってきており、いじめや不登校における校内対策委員会やケース会議の中で、心理の専門家ならではのその児童生徒のアセスメントによる見立てが有効な支援となっている。またスクールソーシャルワーカーとの協働による課題解決につながった事案も多くなってきている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

「チーム学校」の中でスクールカウンセラーの役割がますます重要になってきている中での、スクールソーシャルワーカーなどの他の専門家との連携の在り方。

< 課題の原因 >

「チーム学校」のスムーズな連携に重要なのが学校内のコーディネーター役の教職員の存在であり、このコーディネーターが十分に機能するかが課題。

< 解決に向け実施した取組 >

各校の「教育相談コーディネーター」に対する研修会を実施し、業務内容や役割、ケース会議の運営方法などの研修を実施。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

「チーム学校」の中でスクールカウンセラーが機能するための勤務時間の不足。

< 課題の原因 >

現在、単独校で週1回4時間、拠点校配置では週1回4～8時間の中で連携校も勤務するという状況であり、相談活動が制限されたり教職員との連携も限られたりするなどの課題がある。問題が生じた際の臨機応変な対応等も困難となっている課題がある。

< 解決に向けた取組 >

生徒指導上の課題が多い大規模な学校については、週1日勤務から週2日勤務とするなど、引き続きスクールカウンセラーの配置強化を行い、配置時間数の増加に取り組んでいきたい。

宮崎県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校及び児童生徒の問題行動等への対応については、学校におけるカウンセリング機能等の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の活用方法、効果等に関する実践的な配置事業を行い、問題行動等の改善に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校83校を配置校として、また配置していない中学校を派遣校という方式でスクールカウンセラーを配置している。令和元年度より、小学校での活用時間を増やし、小学校から派遣要請があった場合は、中学校区内の配置校から派遣した。

県立学校においては、県内を4エリアに分け、各エリア1校を拠点校とし、スクールカウンセラーを各1名配置している。

配置している学校での相談業務が円滑になるようにコーディネーター役を担うSC担当教諭を置くようにしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	:	47人
中学校	:	47人
高等学校	:	4人（3人は中学校と兼務）
中等教育学校	:	1人（高等学校と兼務）
特別支援学校	:	4人（4人とも高等学校と兼務）
教育委員会等	:	0人

【配置校数】

小学校	:	236校
中学校	:	125校
高等学校	:	37校
中等教育学校	:	1校
特別支援学校	:	13校
教育委員会等	:	0箇所

《スクールカウンセラーについて》

公認心理師	27人
臨床心理士	3人
精神科医	0人
大学教授等	0人
上記 ~ 以外のもので自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者	0人

《スクールカウンセラーに準ずる者について》

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 13人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記 ~ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

【主な配置形態について】

配置校 83 中学校（週1日・1回4時間）

派遣校 42 中学校（スクールカウンセラーを配置していない中学校を11エリアに分け、各エリアに年間32時間を確保している。小学校への派遣は、中学校区内の小学校が中学校に派遣要請を行い、小学校の時間を12時間確保している。）

拠点校 4 高等学校（県立学校を県内4エリアに分け、各エリアに1校拠点校を置き、拠点校にスクールカウンセラーを配置する。各エリアで年間140時間を確保している。）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインについては作成していないが、スクールカウンセラー設置要綱・スクールカウンセラー配置実施要領・チーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業実施要項（スクールカウンセラー配置実施要項）を策定し、管理職やスクールカウンセラー担当教員に周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラーの職務として、校内研修等の実施を行っている。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー及び配置校のスクールカウンセラー担当者

(2) 研修回数 (頻度)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・S C 担当者合同研修会 : 年 1 回

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会 : 年 2 回

スクールカウンセラー中間評価 : 年 1 回

(3) 研修内容

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー担当者 (各学校) 合同連絡協議会】

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び各学校におけるスクールカウンセラー担当者が一堂に会し、教育相談体制の充実を図るため、情報連携及び行動連携に向けた協議を行う。

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会】

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相互の連携を深め、様々な問題行動等に対して、効果的に活動するための方策等について協議を行う。

上記の合同連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、紙面開催とした。

【スクールカウンセラー中間評価】

スクールカウンセラーの日頃の活動状況について、配置されている学校から提出される評価表をもとに、フィードバックを実施し、業務の改善を図る。

(4) 特に効果のあった研修内容

紙面開催としたため効果検証を行っていない。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (無)

(6) 課題

参集型で研修が実施できなかったため、スクールカウンセラーの資質向上のための研修内容としては十分であったとは言えない。しかしながら、研修で伝えたい内容を詳しく資料としてまとめたことで、最低限の共通理解を図ることはできたと考えている。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、年間を通じて通知等を出し、スクールカウンセラーのみならず学校へも活用の在り方を周知できた。今後は、研修のオンライン開催など、研修方法の工夫を行い、スクールカウンセラー同士の情報交換の場を設定するなど、コロナ禍における研修内容を考える必要がある。さらに、スクールカウンセラーの資質向上のために、スーパーバイザーを配置することを検討していきたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】関係機関との連携のための活用事例（暴力行為、友人関係）＜SCの配置形態：単独校配置＞

級友に暴言を吐いたり、嫌なことをしたり、職員に対しても攻撃的な生徒に対して、スクールカウンセラーが計画的に対応した。その中で、当該生徒の状況を分析した結果、専門医療への対応の必要性があるとのことから、スクールカウンセラーが保護者へのカウンセリングも行った。専門的な視点から保護者へ助言することにより、保護者の理解も得られ、保護者自身が抱えていた困り感も解決することができた。その後、スムーズに病院受診へつなげることができ、当該生徒のよりよい支援を行うことができた。以後、スクールカウンセラーのカウンセリングも継続しながら、当該生徒の病院受診状況を共有し、学校生活及び家庭生活の支援を行ったことで、暴力的な言動が減少し、級友との良好な関係を築けるようになった。

【事例2】児童虐待を受けたことがある生徒への活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

児童虐待により児童養護施設に措置されている生徒が不安を抱えていることから、学校と児童養護施設、そして、スクールカウンセラーが対応した。児童相談所も関わる事案のため、情報を共有し、それぞれの立場で当該生徒の心のケアに取り組んだ。学校では、教職員及びスクールカウンセラーが、施設での生活では、施設職員と児童相談所の職員が連携して支援にあたった。スクールカウンセラーが、当該生徒の生育の背景を理解しながら対応したことで、当初、学校生活に不安を抱えていた生徒であったが、徐々に学校内で友達もでき、前向きに生活を送ることができるようになった。

【事例3】性的な被害を受けた生徒への活用事例（性的な被害）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

性的嫌がらせを受けた女子生徒に対して、継続的なカウンセリングを実施した。当初は、精神的に不安定な状況であったが、徐々に改善し登校できるようになり、教室にも復帰することができた。当該生徒へのカウンセリングだけではなく、担任をはじめとする関係職員、また、保護者へ対応の在り方について助言したことで、様々な面から当該生徒を支援することができた事例である。スクールカウンセラーが中心となり、当該生徒の関係者の対応の在り方について助言したことで、学校側のその後の対応方針決定にも大いに役立った事例である。

【事例4】校内研修のための活用事例（校内研修）＜SCの配置形態：単独校配置＞

「家族と心理学」というテーマで校内研修を実施。教育の母体としての家族構造の変化から考える学校支援の在り方についての内容である。

- ・ 学校教育の中では、これまで以上に「家族の違い」「教育力の差」を考慮しなければならない可能性が示されており、学力以外の要素も考慮に入れ、家族の力を促進・補完するアプローチが有効になること。
- ・ また、支援としては個別・多角的にならざるを得ないため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが重要な役目を果たすこと。
- ・ 学校と教師が方向性を見いだせない家族に対してできることは、孤立させないこと 繋がりを作り出すこと 課題に気づくこと この3つが重要であること。

以上の具体的な内容を研修することで、関係機関と積極的に連携を図ることの大切さを理解することができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

活動実績の推移について

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
相談件数	6 , 6 2 4	6 , 5 7 9	7 , 7 5 8	7 , 6 3 9	7 , 6 6 0	8 , 1 1 5
相談人数	7 , 5 1 0	7 , 5 5 1	8 , 7 9 1	8 , 8 1 3	9 , 6 5 7	9 , 9 9 7

スクールカウンセラーの相談件数及び相談人数は、過去6年間で最も高い数値となった。学校の様々な問題に対応することで、学校だけでは解決困難な事案に対応することができている。なかでも、小学校の対応が増えている状況にあり、令和2年度は、153校(前年度144校)に派遣して、相談に対応することができた。

スクールカウンセラーへの相談内容は年々、多様化、複雑化しており、対応が難しくなっている。その内訳として、不登校2,378件(前年度2,153件)や心の健康1,409件(前年度1,269件)、発達障がいなど1,059件(前年度1,048件)と教職員だけでは解決困難な事案が増加しており、臨床心理士などの専門性がより必要となっている。また、児童虐待に関する相談が46件(前年度24件)となっており、スクールカウンセラーと関係機関が連携したことにより、適切に対応できた事案もある。

スクールカウンセラーの不登校児童生徒への対応状況について、「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を見ると、「学校内でスクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談を受けた人数」が、小学校27.9%、中学校34.4%、高等学校では46.9%と多くの児童生徒が相談している状況にある。不登校の兆しが見えた児童生徒にスクールカウンセラーが対応したことで、その後、通常通り学校生活を送れるようになった児童生徒も見られており、初期対応の点でもスクールカウンセラーの必要性が伺える。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

学校が抱える児童生徒の生徒指導上の問題は、多様化しており、学校からのスクールカウンセラーの要請や配置希望は多くよせられている。しかし、要請に十分に答えることが出来ていない。

< 課題の原因 >

スクールカウンセラーの人材が不足していることや多様化する生徒指導上の諸問題に組織的に対応できる学校の体制づくりや教職員の相談力の向上が課題である。

< 解決に向け実施した取組 >

スクールカウンセラーの時間数の拡充を計画し、予算の確保を計画途中である。スクールカウンセラーのスキルを上げるための研修を行うことやチーム学校としての機能を強化し、学校全体の相談力や対応力をあげる研修を行っている。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

児童生徒に係る生徒指導上の問題が多様化していることとあわせて、新型コロナウイルス感染症に起因するトラブル等により、新たな心理的負担や不登校等の課題が増加している。その対応のために、学校からスクールカウンセラーの派遣要請や配置の拡充が求められているが、十分に応えることができていない。

< 課題の原因 >

スクールカウンセラーの人材確保及び資質向上のための研修等の更なる充実が必要である。また、学校のスクールカウンセラーの活用方法の充実が必要である。

< 解決に向けた取組 >

スクールカウンセラーの配置時間拡充やスーパーバイザーの配置を目指し、予算の確保に向けて計画中である。また、研修のみならず、相談体制の手法としてオンラインの活用について研究していく。

鹿児島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中・義務教育・高等学校の不登校やいじめなど，問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るために，児童生徒への心理的な支援に関して高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを，各学校のニーズに応じてより柔軟に対応できるよう，すべての公立小中学校・義務教育学校に，県教育委員会が派遣できるようにするとともに，県立高等学校21校，希望する特別支援学校に派遣する。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての小中学校，義務教育学校，県立高等学校21校，希望する特別支援学校に派遣する。

生徒指導上の課題が多く，カウンセリング等の必要性のある事案が多数発生している学校を最重点派遣校として週1回（年間35回）配置している。

スクールカウンセラー等については，公募するとともに県臨床心理士会の推薦を受けて採用している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置人数> 小学校 : 90人
（延べ） 中学校 : 85人
義務教育学校 : 7人
高等学校 : 15人
特別支援学校 : 6人
教育委員会等 : 0人 （小・中・義務教育・高・特支で重複あり）

<配置校数> 小学校 : 495校
中学校 : 206校
義務教育学校 : 7校
高等学校 : 21校
特別支援学校 : 7校
教育委員会等 : 0箇所 （特別支援学校については，希望により派遣）

<スクールカウンセラー等の資格>

公認心理師 : 44人
臨床心理士 : 52人
精神科医 : 0人
大学教授等 : 9人
上記 ~ 以外の者で自治体が上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 : 0人

（ ~ については重複計上あり）

<スクールカウンセラーに準ずる者>

大学院修士課程を修了した者で，心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 : 0人

大学若しくは短期大学を卒業した者で，心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者 : 13人

医師で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験

を有する者 : 0人

上記 ~ 以外の者で自治体が上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認め
た者 : 0人

<主な配置形態> (7教育事務所と1中核都市教育委員会に配置)

「最重点派遣校」(週1回・1回3時間・年間35回) 中学校 8校

「定期派遣校」(月1回・1回3時間・年間10回) 小学校 15校 中学校 129校
義務教育学校 7校

「随時派遣校」(年間1~2回・1回3時間) 小学校 480校 中学校 69校

「単独配置校」(月1回・1回3時間・年間10回) 高等学校 21校

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

年度当初に文部科学省スクールカウンセラー活用事業の指針を踏まえ、事業についての概要と実施要項を定め、小中学校及び義務教育学校には各教育事務所、市町村教育委員会を通して、高等学校には県教育委員会から周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

<研修の実施> 年2回開催のスクールカウンセラー活用事業連絡協議会
年2回開催の指導主事等会議
各教育事務所で開催する管理職研修会

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー等，各教育事務所指導主事等，各市町村教育委員会指導主事等，関係高等学校担当者

(2) 研修回数 (頻度)

年 2 回 (2 回目は，スクールソーシャルワーカーと合同で実施)

(3) 研修内容

事業説明，講師による講演，研究協議，事例研究，情報交換等

(4) 特に効果のあった研修内容

地区別の情報交換，事例研究 (各教育事務所ごと，職種ごと)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (有 ・ 無)

有

活用方法

スクールカウンセラーに対する指導・助言

スクールカウンセラー研修会等における指導・助言

緊急事案や困難事案に対する緊急対応

(6) 課題

スクールカウンセラー配置事業の適切な遂行について，研修会等を通してスクールカウンセラーと各市町村教育委員会及び各教育事務所の担当指導主事，高等学校担当者等との情報共有や支援の在り方の共通理解を促す場が必要であるが，多くの離島を抱える本県では，研修会出席に伴う時間，旅費や宿泊費等の経費の確保が難しく，年 2 回の研修会を開催するに留まっている。

また，特に，小学校・特別支援学校への派遣回数が十分に確保できない状況にあり，少ない回数でのスクールカウンセラーの活用方法に工夫が必要である。併せて，教職員への研修，保護者への周知方法についても課題がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】特別な支援を要する対応のための活用事例() <SCの配置形態：教育委員会等配置>

小規模校で、クラス替えもなく固定化された人間関係の中で、特別支援学級に在籍している生徒が、居場所の確保や対人関係で不安を抱えていた。日頃から、気持ちや気分には波があり、不安定な状況であったため、定期的に面談をすることで心の安定と意欲につながるようにした。SCが、生徒の日常の悩みを丁寧に聞き取って、教職員はケース会議等で専門的な立場から助言を受け、対応の参考とした。SCの活用により、生徒は日々の生活や進路選択に対して前向きな姿勢を取り戻し、本人の励みにつなげることができた。

【事例1】性的マイノリティー対応のための活用事例() <SCの配置形態：教育委員会等配置>

複雑な家庭環境に加え、性的マイノリティーに係る課題を抱える児童の事例である。SCからは、本人の心の苦しさを受け止めつつ、学校だけでなく、SSWや進学先の中学校とも連携できるように配慮することを提案された。

SCだけでなく、養護教諭や担任が自分の思いを話せる存在であることから、学校は居場所づくりやサポート体制を充実させることに努めた。SCの専門的な見立てにより、複雑に絡んだ悩みが深く、リストカットの事実もあるため、全職員による共通理解、児童への性的マイノリティーに関する人権教育、SSWとの情報交換、中学校との情報共有を進めている。SCの専門的な知見をもとに、卒業後、新たな環境にスムーズに適應できるよう関係機関と連携を継続している。

【事例2】児童虐待対応への活用事例() <SCの配置形態：教育委員会等配置>

兄、妹のきょうだいに関する事例である。中学生である兄の問題行動が続いており、担当SCが継続的に相談を受けていたが、そのなかで母親からの虐待が発覚し、SCを緊急的に派遣した。母子家庭で経済的にも困窮し、子育てに悩みをもっている保護者の状況、思春期を迎えた兄との関係性の変化が原因であることがSCの相談をきっかけに分かった。妹のケアも必要であることから、小学校にも同じSCを派遣し、小学校、中学校、市教育委員会の間で情報共有した。その後、学校と市教育委員会、市福祉部局、児童相談所が連携し、家庭の見守りとケアに努める体制を整えることができた。

【事例4】「SOSの出し方に関する教育」での活用事例() <SCの配置形態：教育委員会等配置>

中学校において生徒向けにストレスマネジメントや援助希求行動などを「SOSの出し方に関する教育」として授業を行った。授業学級の担任とのチームティーチングで行ったが、その際、T1は担任、T2をSCが努めた。具体的なストレスを緩和する方法(体操や代替の行動等)や、苦しいときに助けを求めたり誰かに相談したりすることは必要なことであるとともに、自分自身の心を大切にすることの意義について、心理の専門家であるSCから生徒に説明を行った。授業の実施後に、校内研修として教職員向けに「自殺予防教育」と「SOSの受け止め方」について講話を行った。生徒から出されるSOSを受け止める側である周囲の大人がその受け皿としての役割を果たすことの重要性と、SCやSSW、各関係機関との連携が効果的であることを感じられる取組となった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	121校	505校	495校
中学校	219校	216校	206校
義務教育学校	2校	3校	7校
高等学校	31校	31校	21校
特別支援学校			7校

令和2年度は県内全小・中・義務教育学校学校に派遣し、希望する特別支援学校7校に派遣することができた。

全校種で、スクールカウンセラーのカウンセリングにより、児童生徒や保護者の心のケアをすることができた学校が多かった。

カウンセリングからの見立てを基に、教職員や保護者へのコンサルテーションが充実したことにより、児童生徒への支援や対応のしかたが改善した事例が多数あった。

児童生徒だけでなく、その保護者や関係する教職員のカウンセリングも行われ、周囲の大人の支援をすることで児童生徒の状態の改善につながった。

スクールカウンセラーのカウンセリングが契機となり、スクールソーシャルワーカーや福祉関係機関、病院、療育施設等との連携がスムーズに進んだ事例が多かった。

積極的にケース会議等に参加し、「チーム学校」の一員として改善に貢献するスクールカウンセラーが増えた。

カウンセリングだけでなく、校内研修での講話や「SOSの出し方に関する教育」やストレスマネジメントに関する学習での活用などで効果が上がっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

小学校での効果的な活用について周知する必要がある。

特別支援学校への派遣ができるようにする。

< 課題の原因 >

小学校での活用について研修の機会等が少ない。

限られた予算の中で、派遣が可能となる方法を見いだすことができていない。

< 解決に向けた取組 >

各種研修会や指導主事等会議、管理職研修会等で、効果的な活用について事例を挙げて周知する。

配置方法や派遣方法について、見直しを行い、改善する。

- 全ての特別支援学校に派遣できるよう、予算を計上した。（年2回派遣）

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校生活や家庭生活、社会の変化、さまざまな制限等により児童生徒だけでなく保護者の心のケアも必要であり、教職員へのコンサルテーション等、学校の需要に対して十分に対応できない。

< 課題の原因 >

財政上の課題を抱える当県では、十分な派遣ができない状況がある。

< 解決に向けた取組 >

学校における教育相談体制の充実を目指した教職員の資質向上のための研修を実施する。

スーパーバイザーによる臨機応変で効果的な対応が可能となるような体制・仕組みをつくる。

沖縄県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ配置し、活用及び効果等に関する実践的な取り組みを推進し、学校における児童生徒理解及びカウンセリング機能等の充実と児童生徒の問題行動の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 前年度の学校長からの評価等を基に、継続配置や配置転換を行っている。カウンセリングの継続のため、できる限り継続を考慮している。
- ② 可能な限り中学校区内に同一のSCを配置している。
- ③ 切れ目ない支援ができるよう、学校配置や辞令交付を早期に行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置人数 129人>※重複あり

小学校	: 91人
中学校	: 88人
高等学校	: 34人
特別支援学校	: 7人
教育委員会等	: 2人

<配置校数>

小学校	: 260校
中学校	: 142校
高等学校	: 52校
特別支援学校	: 17校
教育委員会等	: 1カ所

<資格>

（1）スクールカウンセラーについて：※重複あり

- ①公認心理師 63人
- ②臨床心理士 57人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 5人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 41人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 10人

<配置形態>

単独校	28	中学校	(週1日・1回3～4時間)	(島嶼地域年10回程度3～4時間)
	86	小学校	(週1日・1回3～4時間)	(島嶼地域年10回程度3～4時間)
	2	高等学校	(週1日・1回4時間)	
	1	特別支援学校	(週1日・1回4時間)	
拠点校	111	中学校	(週2日・1回2～4時間)	(週1日・1回3～4時間)
対象校	169	小学校	(週1日・1回3～4時間)	
	51	高等学校	(週1日・1回4時間)	
	16	特別支援学校	(週1日・1回4時間)	
巡回校	2	教育委員会配置	(週3日・1日4時間)	

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「指針」については、未策定。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

「管理職研修」、「経年研修」、「生徒指導担当者研修」、「教育相談担当者研修」等、不登校児童生徒への支援や、いじめ等問題行動に対する組織的な支援に係る研修において、スクールカウンセラー等の活用を促し、理解促進を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者
- 市町村教育委員会指導主事
- 各教育事務所指導主事
- 義務教育課指導主事、県立学校教育課指導主事
- 小中学校教育相談担当教諭

(2) 研修回数（頻度）

- 6教育事務所で年2回（各教育事務所で地域の実情やニーズに合った研修を実施）

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーの業務内容や効果的な活用、連携のあり方についての協議
- 緊急支援におけるスクールカウンセラーと教育委員会の役割についての協議
- スクールカウンセラー等配置校担当教諭の情報交換
- スクールカウンセラーの事例検討会
- 講師を招聘した研修
 - ・発達障がいのある児童生徒理解について
 - ・管内の生徒指導上の諸問題の現状について
 - ・子ども理解と教師・保護者への関わりについて
 - ・不登校児童生徒への組織的な支援について
 - ・児童虐待について

(4) 特に効果のあった研修内容

- SCを講師とした、児童虐待への対応
- 外部講師による、不登校への対応
- 学校の組織体制とSCの関わり方について

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法

- ・スーパーバイザーは、SCの中で経験が豊富な臨床心理士に依頼。
- ・スーパーバイズを希望するSCとSVが面談し実施。

(6) 課題

- ・不登校の要因の複雑化、虐待、貧困等、児童生徒が抱える課題が困難な事例が増えているのでスーパーバイズできる人材の確保
- ・スーパーバイズを実施する場所の確保
- ・予算や時間的な面から、希望者全員へのSVが困難である。
- ・資質・向上を目的とした研修の機会が確保できていない。要因としては講師となる人材の確保。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】複数名の発達障害児を抱えた1年担任をチーム学校で支えた活用事例（⑩発達障害等）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

1年担任からの要望で授業参観・観察を行った。必要であれば発達関係の検査も必要と考えられる旨助言した。その後授業参観・観察、担任の先生との個人面談、児童との面談を通して校長へ、対象児童の学習支援や周りの児童たちへの学習環境を整える必要からも早急に学校としてなんらかの対策を講じる必要があると助言。その後、学校では、校長を中心として1年担任への支援体制と全教職員へ1年生の実態の共通理解が図られチーム学校としての取り組みがスタートし、学習支援計画（案）（個別の教育支援計画及び個別の指導計画）の作成支援を行った。

【事例2】活用事例（⑭貧困の問題）＜SCの配置形態：単独校配置＞

経済的に厳しい家庭で過ごす中学校男子の事例。生徒への面談時、話しの内容から家庭環境について気になる点があったため、保護者に来校依頼し面接を行う。傾聴する中で、保護者なりに問題改善のための努力は続けているが、全てが思うようにならないと困り感を持つ現状がわかった。SCは、卒業まで面接を通して生徒を心理面から支えることを確認。家庭内の問題解決に向けて保護者には、情報提供を行い、問題の整理と、支援に役立つ可能性のある支援者を学校の了承後に保護者へ提案した。

【事例3】活用事例（⑯ヤングケアラー）＜SCの配置形態：単独校配置＞

家庭のことで継続面談を受けている中学校男子の事例。母親が仕事で家を留守にしている。その間洗濯、皿洗い等家事をやらないといけない事が増えて疲れているとのうったえ。これまでの労をねぎらい、卒業まで面談を継続して心理的な支援を行った。

【事例4】校内研修・教育プログラムのための活用事例（⑰⑱）＜SCの配置形態：対象校配置＞

校内研修の講師として、「支援を要する児童への対応」「脳科学からみた子どもの行動」「教職員のメンタルヘルス」などについて研修を行ったり、高学年の児童を対象に、アンガーマネジメントの授業を実施したりして頂いた。また、深刻な悩みを持つ児童や学校生活で困り感を抱いている児童の保護者とカウンセリングをする時間を設け、専門的な立場からアドバイスや児童の特性を理解するための発達検査の実施へつなげることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ケース会議や生徒指導・教育相談部会等への参加を通して、SCも学校のチームの一員として課題を共有することができた。
- 学校によってはカウンセラーを教育相談の組織に位置づけ、定期的なケース会議や児童や保護者との面談を行うことで、不登校児童の状況が改善した。
- 中学校区に同じSCを配置することで、小中間の連携がスムーズにでき、児童生徒や保護者との面談を効果的に行うことができた。
- 担任と連携して学活等の授業でストレスマネジメントを実施することで学校や子どもたちへの支援を行うことができた。

○相談人数の推移〈児童生徒・保護者・教職員等含む〉

H29	H30	R元	R2
20,147	21,080	19,463	19,801

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・課題の要因が複雑化するケースが多く、SCの更なる資質・向上が求められているが、その機会が少ない。
- ・SCを活用するための、校内組織への位置づけと教職員の周知

<課題の原因>

- ・スクールカウンセラーの資質・向上を担う人材確保ができない。
- ・SC担当教職員以外へ周知する機会が少ないこと。
- ・どのようにSCを校内組織に位置付けたらよいか分からない学校がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・経験豊富なSCをスーパーバイザーとして依頼し、SCのスーパーバイズを実施した。
- ・学校訪問の際に、管理職・担当職員にSCの活用、校内組織への位置づけについて、SCの生徒指導委員会への出席など具体的に説明し協力を依頼した。
- ・SCに対しても、生徒指導委員会等へ積極的に参加し、学校との情報共有をお願いした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・チーム学校の一員として、教職員と連携の図れるSCの育成が必要である。

<課題の原因>

- ・学校の組織体制の確立と、SCとしての資質・能力を持つ人材確保が不可欠である。
- ・学校とSCが連携を密に図るための時間や場の確保が難しい。

<解決に向けた取組>

- ・SCにとって効果的な研修の企画・実施に取り組んでいく。

札幌市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置し、児童生徒や保護者への教育相談はもとより、児童生徒への関わり方等について教職員へ助言するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・全ての市立学校に配置
- ・中学校区を基本としたパートナー校にできる限り同じスクールカウンセラーを配置

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数（配置校数）】

小学校	：	198人（198校）
中学校	：	97人（97校）
高等学校	：	8人（7校）
中等教育学校	：	2人（1校）
特別支援学校	：	3人（5校）
教育委員会等	：	0人

【資格】

公認心理師	：	77人（他の資格を重複して所持している人は、の資格者として記載。）
臨床心理士	：	18人（以外の資格を重複して所持している人は、の資格者として記載。）
精神科医	：	0人
大学教授等	：	1人

上記～以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者：0人

【主な勤務形態】

小学校	：	月2日・1回3時間
中学校・高等学校・中等教育学校	：	週1日・1回7時間
特別支援学校	：	週1日程度・対象校含め5校で年間840時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・スクールカウンセラー活用ガイドブック及びスクールカウンセラー活用ガイドブック～連携・事例集～を作成している。
- ・年2回のスクールカウンセラー連絡協議会で、スクールカウンセラー等に対して周知している。
（令和2年度については、第1回を中止し、第2回は書面開催）

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スーパーバイザーによるグループ研修において、各学校での事例等について共有を図る。
- ・スーパーバイザーが担当のスクールカウンセラーから個別に相談を受けた事項について、教育委員会と連携しながら、スクールカウンセラーが勤務する学校との共有を図る。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

- スクールカウンセラー連絡協議会(年2回)
- スーパーバイザーによるグループ研修(選択制:年4回程度参加)
- スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ(適宜)

(3) 研修内容

スクールカウンセラー連絡協議会

- 第1回 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
- 第2回 ・スクールカウンセラー活用事業の充実(書面開催)

スーパーバイザーによるグループ研修

- 夏 季 ・グループスーパーヴィジョン(各学校での事例について)
- ・心理教育プログラム研修
- 冬 季 ・別室登校対応、サポーターとの連携等
- ・アセスメントに関する研修
- ・発達障がい疑いのある保護者との面接
- ・ほのめかし事案

スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ

- ・スクールカウンセラーが抱える困難事案について個別に相談・指導

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによるグループ研修で、各学校における状況や対応方法の交流ができたことは、各学校での取組を進めていく上で効果的であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置(有・無): 7名設置(各スクールカウンセラーを担当するスーパーバイザーを設置)

活用方法 : スクールカウンセラーのスーパーバイズ
緊急対応事案に係る緊急派遣

(6) 課題

- ・年2回のスクールカウンセラー連絡協議会は平日開催のため、他の業務等の関係で参加できない者が出てしまう。少しでも日程調整ができるような工夫をする必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】中学校生活への不安を軽減させるための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学1年生の女子Aは、小学校での友人の多くが別の中学校に行ってしまう、不安な中での中学校進学となった。中学校では、状況に応じて判断して行動することが苦手で、注意されることが多くなった。相談できる友人もいなかったことから、周囲の生徒の目が気になり、学校に行きたくないという気持ちが強まり、1学期から不登校となった。
- ・早い段階で保護者を交えた相談を行った。その際、担任だけでなく、校内学びの支援委員会の担当者も参加し、スクールカウンセラーの面談へと繋げることができた。
- ・まずは母親がスクールカウンセラーとの面談を行い、家庭や学校の様子についての情報交換を行い、本人の状況について共通理解を図り、周囲から積極的に話しかけていくようにした。
- ・本人の登校意欲が徐々に向上し、担任やSCとの関わりを楽しみにしていたため、スクールカウンセラーと面談をきっかけに登校を促した。
- ・友人や担任からの手紙などの働きかけも加え、SCと話し合いながら、自己理解を深めていくようにした。
- ・2学期は、不安が強く、別室が安心できる唯一の場であったが、3学期になると、不安は続いていたが、教室で過ごすことができるようになった。

【事例2】相談により虐待が発覚した事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学生の男子Aが自宅にて勉強をしているところ、父親が男子Aに強い指導をした。
- ・このことがきっかけとなり、当該生徒は家出し、家族が警察に通報することとなった。
- ・家出直後も男子Aは学校に登校していたため、学校はこの事実を把握していなかったが、遅刻、欠席が続くようになった。
- ・その後、学校と連携を図る中で、母親がスクールカウンセラーと面談を行い、学校は家庭で起こっている事実について把握した。
- ・困っていた母親は、スクールカウンセラーからのアドバイスを受けるなどして、警察と相談し、シェルター等を検討することとなり、当該生徒及び兄弟の安全についても確保されることとなった。

【事例3】家庭での負担が要因の一つとして考えられる事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学2年生の男子Aは、父子家庭で、小学校の頃より弟たちの面倒をみるよう父から言われ、欠席することがあった。中学校入学後、5月頃から不登校状態となった。担任の声かけで時々登校することもあったが、継続して登校することができない状況となった。
- ・登校した際には、級友との関係は良好で抵抗なく過ごすことができ、担任教諭や学年の先生とも通常に関わることができる。しかしながら、弟の面倒や家事以外のことには、意欲がないように見える。
- ・担任が父親と連携を図ろうと、こまめに電話連絡をしてもほとんどつながらず、家庭訪問をしても父親とは会えないことが多い。
- ・登校時にスクールカウンセラーと面談を行ったところ、弟たちの面倒をみるという理由だけではなく、家庭での養育環境が整っていないことが要因であるとともに、学力不振が一要因となっていることが考えられた。また、対人関係に困難さはみられないものの、活動意欲が乏しい状態であることから「うつ状態」となっていることが危惧されることがわかった。
- ・スクールカウンセラーを交えた校内学びの支援委員会を開催し、Aがうつ状態となっていることが考えられることから、医療機関の受診を勧め、医療機関と連携して対応方針を定めることとした。また、父親の養育状況の改善のために、児童相談所の児童福祉司、区の家庭児童相談員と連携することとした。

- ・担任が定期的に家庭訪問をして本人との関係構築を継続するとともに、登校時には学習支援を行い進路指導の見通しをもたせていくための情報を本人に提供するなどして、少しずつ登校状況が改善されていった。

【事例4】児童生徒への教育プログラムに係る活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・小学校高学年において、人間関係力を高めるストレスマネジメントの授業について、スクールカウンセラーからの助言を受けて実施した。実際の授業では、担任と養護教諭が中心となって進め、心の状態による体への影響を中心にスクールカウンセラーの視点から話をした。スクールカウンセラーからのアドバイスによって、多様な対処法の中から、自分の心が安心する対処法を選ぶことが大切であることに児童が気付くことができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・中学校区におけるパートナー校にできる限り同じスクールカウンセラーを配置したことにより、小学校と中学校の連携を図ることができたこと
- ・子どもの対応等について、校内研修会や日常的な交流によって教員と連携できたこと
- ・不登校傾向の児童生徒への対応が校内ですすんだこと
- ・スクールカウンセラーとの連携により医療機関に繋ぐことができたこと
- ・児童生徒の緊急事態に、学校と連携してサポートを行うことができたこと
- ・一斉休校期間における児童生徒の不安へのケアを行うことができたこと

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- 1 小学校において、相談活動を充実させる。
- 2 緊急時において、スクールカウンセラーが急遽勤務をすることができない場合がある。
- 3 小学校から中学校に進学した際に、相談が継続しない場合がある。

< 課題の原因 >

- 1 小学校においては、配置時間が少ないため。
- 2 スクールカウンセラーが他の職の勤務を行っている場合には、学校で勤務ができないため。
- 3 小学校と中学校でのスクールカウンセラーが違うため。

< 解決に向け実施した取組 >

- 1 配置時間が限られているため、児童生徒への直接相談だけでなく、教職員へのコンサルテーションやカンファレンスの実施を促すなど、相談活動の充実に取り組んだ。
- 2 緊急時に学校配置のスクールカウンセラーが勤務することができない場合には、すぐにスーパーバイザーに連絡し、助言を受け児童生徒の対応に生かした。
- 3 中学校区におけるパートナー校を基本としてできる限り同じスクールカウンセラーを配置したこと、同一のスクールカウンセラーによる支援を継続することができた。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- 1 小学校において、限られた活動時間内で充実した活動とすること。
- 2 各学校において、緊急案件にスクールカウンセラーが対応した場合の勤務時間を確保すること。

< 課題の原因 >

- 1 小学校においては、配置時間が少ないため。
- 2 各学校における年間の配置時数内が決まっているため、緊急案件で勤務すると、通常の勤務時数が少なくなってしまうため。

< 解決に向けた取組 >

- 1 限られた活動時間での効果的な相談活動に向け、コンサルテーションやカンファレンスを活用した学校の相談力の向上。
- 2 限られた予算の中で、緊急案件に対応できるような体制を整える。

仙台市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為など、児童生徒の内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図るとともに、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のために「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。

教育相談等に関する専門的な知識、経験を有する人材（公認心理師、臨床心理士）をスクールカウンセラーとして、市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校に配置することにより、児童生徒及びその保護者を対象とした教育相談、教職員への助言を行う。あわせて、スクールカウンセラーの資質向上を図るための研修会や、その活用に係る調査研究を実施する。

（2）配置・採用計画上の工夫

東日本大震災で甚大な被害を受けた被災対象校への配置日数の拡充を最優先に行っている。直接的に被災した児童生徒への支援のみならず、震災の影響によって生活に影響が出ている児童生徒への対応について教職員、保護者への助言や援助を行い、児童生徒の心の安定と回復のための支援をねらいとしている。

また、当市における不登校出現率が全国と比較して高い数値となっているため、中学校入学後の不適應対策として、中学校へのスクールカウンセラーの配置日数を手厚くしている。更にはスクールカウンセラーの「拠点校ブロック方式」により、配置を弾力的に活用し、同一のスクールカウンセラーへの継続した相談を可能にしている。

小学校への配置においては、学校対応と発達障害に係る相談が増加しており、学校規模と地域性を考慮し、配置日数を増やし工夫している。

採用については、県の臨床心理士会の協力を得ながら、スクールカウンセラーの人材確保を図っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校：67人
中学校：58人
高等学校：5人
中等教育学校：1人
特別支援学校：1人
教育委員会等：2人

【配置校数】

小学校：119校
中学校：64校
高等学校：4校
中等教育学校：1校
特別支援学校：1校
教育委員会等：1箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師 9人
臨床心理士 57人
精神科医 0人
大学教授等 0人

上記 ~ 以外のもので自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 8人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記～以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

【主な配置形態】

小学校：週1日・1回7時間，隔週・1回7時間

中学校：週2日・1回7時間，週1日・1回7時間

高等学校：週1日・1回7時間

中等教育：週1日・1回7時間

特別支援：週1日・1回7時間

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・年度初めに各学校に事業概要等を通知し，4月に開催するスクールカウンセラー連絡協議会で担当者に向けて説明している。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
- ・年3回実施しているスクールカウンセラー全体研修会において管理職や学校担当者等の参加も募り，理解促進につなげている。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により担当者の参加はなし）

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラーの活用事例や授業実践を仙台市教育委員会で使用している供覧システムで学校に紹介している。
- ・スクールカウンセラーの活用に係る調査研究委員会の活動内容や実践を文書で学校に通知している。
- ・教育センターで行われる生徒指導主事や教育相談担当を対象とする研修の際，いじめへの適切な対応や不登校への効果的な支援，的確なアセスメントに基づく児童生徒理解等，スクールカウンセラーとの連携について触れ，理解促進を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラーと担当教員

(2) 研修回数(頻度)

スクールカウンセラー連絡協議会(年1回)

スクールカウンセラー全体研修会(年3回)

新規採用スクールカウンセラー研修(年2回)

スクールカウンセラー機関研修(年1回)

スクールカウンセラーグループ研修(年5回)

スクールカウンセラー調査研究委員会(年4回)

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーとして必要な知識と技能を身に付け、資質向上を図る内容。
- スクールカウンセラーとしての使命感や心構えを学ぶとともに、基礎的な知見を養う内容。
- 医療機関について理解を深めるとともに、医療機関との連携の在り方について学ぶ内容。
- 学校の教育相談体制の充実に向け、取組の現状と課題について調査研究を行う内容。

(4) 特に効果のあった研修内容

- 学校教育相談体制の充実にに向けた考え方や教育相談に関する知識及びスクールカウンセラーが果たすべき役割について理解を深める内容。
- 子供の自死予防に関する基礎知識と命を守るための具体的な支援の在り方。
- 医療機関について理解を深めるとともに、連携の在り方について学ぶ内容。
- 東日本大震災から9年経過に伴う心のケアの在り方。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーの設置(有・無)

資格の有無、実務経験などにより、市教委がスクールカウンセラーの中から依頼している。現在3名のスーパーバイザーを依頼している。

活用方法

- ・スクールカウンセラーからの申請に基づき、困難ケースの対応について、スクールカウンセラーに助言及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け、緊急支援が必要な場合のスクールカウンセラーへの連絡調整及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け、研修会におけるスクールカウンセラーへの助言及び支援を行う。
- ・学校からの依頼を受け、東日本大震災に係る「心のケア支援チーム」の一員として訪問指導を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー同士の横のつながりを重視したグループ研修などの充実を図る。
- ・経験の浅いスクールカウンセラーが学校との連携や児童生徒への対応に難しさを感じているケースが見られる。公認心理師などの資格は保有しているものの経験不足が顕著なため、積極的にスーパービジョンを受ける体制を整える。
- ・学校の一員としての認識を高め、積極的な活用に向けてのスクールカウンセラーの取組を明瞭化していく。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】友人関係に悩む生徒の活用事例（不登校，友人関係）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学1年生男子生徒Aの事例。市内では人数が少ない地域で、幼少期から狭い人間関係の中で生活していた。男子生徒Aは小学校の頃から感情のコントロールが上手くできず、ちょっとしたことで怒ってしまい、トラブルが絶えなかった。中学校入学後は周囲から浮いた存在となり、友人関係を構築できず、次第に登校を渋るようになった。困り感を募らせた男子生徒Aは自らSCに相談した。以後、定期的にSCとカウンセリングを行った。併せて保護者との面談も実施し、男子生徒Aの特性の理解や発達に関する相談機関へのつなぎを行った。また、男子生徒Aと保護者の了解を得て、SCと学校とで情報共有を図った。担任や学年などの男子生徒Aに関わる先生方にAへの支援の在り方について助言し、組織で対応した。学校や関係機関との連携を図りながら男子生徒Aへの見立てを行い、支援の方策や専門的知見からの助言を行い、生徒や保護者への適切な支援つなげた。

【事例2】児童虐待に関する活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学2年生男子生徒Bの事例。同居する兄からの暴言、暴力をSCに訴えた。この情報をもとに、学校が保護者への聴き取りを実施し、児童相談所に通告した。その後もSCは継続して男子生徒Bのカウンセリングを行い、見守りを継続している。また、この家庭は経済的に抱える問題も散見されることからSSWを要請し、福祉的な視点から家庭支援に当たり、学校、SC、SSW、関係機関が連携することができた。

【事例3】SNSを通じた性被害のための活用事例（性的な被害）＜SCの配置形態：単独校配置＞

インターネット上で知り合った人物より、「身体の写真を送ってほしい」と言われ、画像を送ってしまい、インターネット上に拡散された。SCと被害生徒Cは以前から定期的に面談を行っており、信頼関係が築かれていたため、被害生徒C自らがSCに打ち明けて事件が発覚した。被害生徒Cの了承を得て、学校に報告、保護者連絡や警察につながった。SCは被害生徒Cとその後にも面談を継続し、心のケアに当たっている。学校はSCの助言を受け、組織的に被害生徒Cの支援に当たり、保護者とも連携を図りながら適切に対応している。

【事例4-1】児童生徒向けの研修会の活用事例（教育プログラム）＜SCの配置形態：単独校配置＞

SCが養護教諭と心理教育を実践した。各教室にあるモニターを使い、全クラスにテレビ放映し、ストレスマネジメントやリラクゼーションについての授業実践を行った。

成果として、コロナ禍であっても密にならずに必要な心理教育を実践することができた。ストレスや不安を感じながら学校生活を送っていた児童生徒や教員にとって専門家からの説明や対処方法の実践は効果が高い。

【事例4-2】校内研修のための活用事例（校内研修）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

教育相談の在り方について教員向けの研修を行った。様々な悩みを抱える生徒への対応について、教員個人が問題を抱え込むことなく、学校全体で組織的に取り組むことを目的とした。教育相談の在り方について事例をもとに基本的な知識から教育相談に臨む姿勢、進め方のポイントなどをSCから丁寧に説明した。

成果として、発達障害や性の多様性など、様々な問題を抱えた児童生徒が存在するという視点を教員が常に持つことが求められていることをより具体的に理解できた。また、児童生徒の状態や欠席状況を把握し、校内の情報共有だけでなく小中連携の重要性についても理解することができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市におけるスクールカウンセラーの導入については、平成7年度に始まり、平成13年度には全ての中学校への配置となった。その後、平成20年度からは、段階的に小学校への配置を進め、現在は震災復興の補助を受け、市内全ての小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置している。

学校現場では、不登校や発達障害のある児童生徒の対応に加え、いじめや非行など、様々な課題に直面しており、更に震災による影響への懸念から、学校や保護者からスクールカウンセラーの専門性へ寄せられる期待は大きくなっている。また、コロナ禍における学校生活での不安やストレスへの対処など、児童生徒や教職員の心のケアは重要となっている。ここ数年の相談件数は年間1万5千件から1万6千件と高い数値となっており、令和2年度は6月からのスタートであったにも関わらず1万7千件を超えた。また、相談業務以外にも心理教育の実践などその活動は多岐に渡っている。

本市のスクールカウンセラーは、年々変化する震災の影響が背景にあることも踏まえながら活動を進めている。児童生徒や保護者の個別の相談にとどまらず、教員へのコンサルテーションや教職員とスクールカウンセラーの協働を活かした教育プログラムの実施など、多岐に渡る取組が学校の教育相談体制の中に定着しつつある。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・問題を抱える児童生徒をスクールカウンセラーへつないでも、継続支援にならないケースがあった。
- ・小学校から中学校へ継続した支援につながらないケースがあった。
- ・全校週1回の配置を目標としているが、数校の小学校は隔週配置になっている。

< 課題の原因 >

- ・大学院を卒業し、資格を取得したばかりの経験の浅いスクールカウンセラーの採用が増加傾向にあった。経験不足から学校組織を理解できずに校内での連携が十分に図れないことが散見された。
- ・他自治体と報酬面の若干の差があり、良い人材が近隣自治体に流失していた。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・特に新規採用者に対する研修としてグループ研修や機関研修等の充実を図った。
- ・報酬面の改善を図ったところ、優れた人材を採用できるようになってきている。
- ・拠点校ブロック方式の導入を含めたスクールカウンセラーの効果的な配置を工夫している。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

不登校児童生徒の増加している現状を踏まえ、初期対応からスクールカウンセラーの専門的視点の見立てを行うなど、教職員との連携体制を図り、困難化、長期化させない取組をする。

< 課題の原因 >

- ・環境の変化に適應できない児童生徒が増加している。
- ・スクールカウンセラーの技量に差があるため、学校からの要望に応えきれていない。

< 解決に向けた取組 >

- ・小、中学校の同一カウンセラーの継続した支援に向け、拠点校ブロック方式を推進していく。
- ・研修を充実させたり、スーパーバイザーからの積極的なスーパービジョンなどを行ったりすることで、スクールカウンセラーの技量向上を目指す。

さいたま市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・不登校やいじめ等の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への指導・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・各校の教育相談部会の実施曜日とスクールカウンセラーの勤務曜日を合わせることで、スクールカウンセラーが部会に出席できるようにしている。
- ・小学校勤務のスクールカウンセラーについて、配置校の組み合わせを、可能な限り同じ中学校学区内にし、小・中学校の連携を図りやすくしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	:	52人	小学校は2校で1カウント
中学校	:	58人	
高等学校	:	3人	
特別支援学校	:	2人	
中等教育学校	:	1人	

【配置校数】

小学校	:	104校
中学校	:	58校
高等学校	:	3校
特別支援学校	:	2校
中等教育学校	:	1校

【資格】

公認心理師 臨床心理士 精神科医 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者 スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイダンスカウンセラー

（内訳）

公認心理師	74人
臨床心理士	66人
精神科医	0人
大学教授等	0人
ガイダンスカウンセラー	6人

【主な配置形態】

全校配置	58中学校	（週1日・1回6時間）
	3高等学校	（週1日・1回6時間）
	2特別支援学校	（週1日・1回6時間）
	1中等教育学校	（週1日・1回6時間）
	104小学校	（月2日・1回6時間）

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・「さいたま市スクールカウンセラー設置要綱」を作成し職務やサービスについて定めている。
- ・学校での実務に役立つよう、スクールカウンセラーの役割やサービスに関するガイドブックを作成し、各学校へ配付している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・校長会や教頭会などを通して管理職へスクールカウンセラーの活用について周知している。
- ・教育相談主任研修会などを通してスクールカウンセラーの活用について周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

さいたま市スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年3回を予定したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止もしくは規模縮小とした。
スクールカウンセラー新規任用者研修会(1回)
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全員を集めての研修はなし)
スクールカウンセラー連絡協議会(1回)

(3) 研修内容

(第1回) 全員を集めての研修は開催せず。新規スクールカウンセラーのみ

- ・さいたま市の教育相談体制について
- ・さいたま市スクールカウンセラーの業務、事務について

(第2回)

- ・講義「子どもの暴言・暴力の理解とその支援～感情コントロールのメカニズム」
- ・講師 東京学芸大学 教授 大河原 美似 先生

(4) 特に効果のあった研修内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会場を分割し、講師も Zoom での参加となった。専門家を招いての研修は、専門性を見直すとともに専門性を高めることにもつながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置(有・無)

活用方法

< 配置等 >

市内6か所の教育相談室に各1名ずつ配置。
1日7時間勤務。年間40回。

< 業務内容 >

さいたま市スクールカウンセラーの教育相談活動全般への指導・助言に関すること。
(新規スクールカウンセラーについては、スーパーバイザーの年2回の訪問を実施)

緊急事案等における教育相談体制への指導・助言に関すること。

緊急事案等における保護者への指導・助言に関すること。

緊急事案等における児童生徒へのカウンセリングに関すること。

緊急事案等に関する情報収集及び情報提供に関すること。

教育相談室における相談に関すること。

緊急事案とは、児童生徒の生命・身体又は財産にかかわる重大事態及びそれに準ずるもの。

(6) 課題

- ・連絡協議会を平日の午後に実施するため、週1回勤務のスクールカウンセラーの中には他市での業務や他の勤務の都合で、参加できない者が出てしまうこと。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】授業中の集中困難に悩む児童の支援のための活用事例（⑨学業・進路、⑩発達障害等 SCの配置形態：単独校型）

板書の途中で他のことを始める、説明を聞き逃すなど、授業に集中しづらい様子があった児童の保護者がクリニックにて受けた検査結果を持参し担任へ相談した。担任は保護者の了解を得て、スクールカウンセラーへ検査結果の共有を行い、教室内での環境調整について助言を受けた。その後、スクールカウンセラーによる授業中の行動観察をしながら、児童の状態に即して支援方法を検討し配慮を行ったところ、徐々にではあるが、授業に集中できるようになった。

【事例2】児童虐待の支援のための活用事例（児童虐待 SCの配置形態：単独校型）

保護者からの身体的虐待等で一時保護された生徒について、学校と児童相談所とのケース会議にスクールカウンセラーが同席した。スクールカウンセラーはケース会議で、校内での生徒への支援方法について担任をはじめ関係職員に対して助言を行った。生徒が登校再開後、落ち着きのなさや他生徒とのトラブル等、問題行動が発生したため、スクールカウンセラーは、虐待による影響、行動の背景等について触れながら、対応方法を担任に助言をする等、継続して支援を行った。

【事例3】ヤングケアラーの支援における活用事例（ヤングケアラー SCの配置形態：単独校型）

連休明けから学校を休みがちになり、家庭でも自室にこもってゲームばかりするようになった。ゲームのことで母と口論になることも多く、孤立していった。もともと不登校傾向があり、別室登校をしていた時期に生徒と面識のあったスクールカウンセラーが担任と共に家庭訪問を行った。母親の話では、母が仕事でいない間、重度の知的障害がある弟の食事など身の回りの世話や見守りを小学生のころから生徒がしているとのことだった。本人とはなかなか会えなかったがドア越しに声をかけたり手紙を渡したりするなどして家庭訪問を続け、根気強く関わり続けたところ、数回に1回は本人と会えるようになった。今後は担任と共に、卒業後の進路に向け支援を行うことになっている。

【事例4】SOSの出し方教育～自殺予防教育～における活用事例（ 教育プログラム SCの配置形態：単独校型 ）

「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」の実施

<背景>平成22年 カリキュラム開発

平成23年 研究指定校による研究

平成24年 全校実施

児童生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けることを目標に、市立小、中、中等教育学校において全学年で実施し、年間指導計画に位置付けた。市立高等学校でも1年生を対象に先行授業を実施した。この授業のゲストティーチャーとして、スクールカウンセラー、養護教諭、さわやか相談員が講師を務める。

<授業の対象学年と学習内容>

	題材名	学習内容	指導者(例)
小学校1年	困ったときは言ってみよう	困ったときの対処の仕方	学級担任
2年	困っている友達の力になろう	友達が困っているときの対処の仕方	学級担任
3年	いやな気持ちをつたえよう	嫌だと感じたときの対処の仕方	学級担任
4年	友達の助けになろう	友達が嫌なことをされているときの対処の仕方	学級担任
5年	悩みと上手につき合おう	自分が悩んだときの相談の仕方	学級担任と 養護教諭のTT
6年	友達のよい相談相手になろう	友達からの相談のり方	学級担任と さわやか相談員のTT
中学校1年	ストレスを上手に発散しよう	ストレスの発散の仕方	学級担任と さわやか相談員のTT
2年	心だって風邪をひく	自分や友達の深い悩みの対処の仕方 「生きていても仕方ない」という気持ちにどう対処するか	学級担任と養護教諭又は スクールカウンセラーのTT
3年	自分の将来に自信をもて なりたい自分になるために	進路の悩みの対処の仕方	学級担任(TTは各学校の実態に応じて工夫)
高校 1年	自分の心と身体を理解しよう	青年期の悩みや課題とその対処の仕方	学級担任(TTは各学校の実態に応じて工夫)

- ・平成29年7月の「自殺対策総合大綱」に「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける教育」が示された。これを受け、「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を核とした自殺予防教育を小・中・中等教育学校では全学年で実施し、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図っている。
- ・授業の中で、学校内の相談者としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについても取り上げている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラー相談件数（校種別）

< 延べ件数 >				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度との比較
配置学校	小52校、中57校	小52校、中58校	小104校、中58校	
	高校4校、特2校	高校3校、特2校	高校3校、特2校	
		中等教育1校	中等教育1校	
小学校	30,587	27,381	23,230	-4,151
中学校	53,906	55,942	56,015	73
高等学校	1,361	2,577	2,364	-213
中等教育学校		183	690	507
特別支援学校	1,894	1,743	2,022	279
合計	87,748	87,826	84,321	-3,505
< 実件数 >				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度との比較
配置学校	小52校、中57校	小52校、中58校	小104校、中58校	
	高校4校、特2校	高校3校、特2校	高校3校、特2校	
		中等教育1校	中等教育1校	
小学校	4,635	4,407	5,114	707
中学校	2,173	2,703	2,809	106
高等学校	113	123	25	-98
中等教育学校		18	97	79
特別支援学校	133	117	175	58
合計	7,054	7,368	8,220	852

令和2年度は、4月から2か月間、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業中であったため、相談延べ件数が減少した。

統計の実施方法

- ・対象 市立小・中・高等・特別支援学校
- ・回数 年3回（学期ごと）
- ・様式 「活動状況報告」にスクールカウンセラーが記入し、管理職が確認後学校毎に提出

主な相談内容

- 小学校 性格・行動 7,311 件（前年度比-1391 件）、発達障害等 5,106 件、（前年度比-1622 件）、不登校 3,590 件（前年度比-547 件）
- 中学校 不登校 22,260 件（前年度比-1267 件）、心身の健康・保健 11,022 件（前年度比+3559 件）、発達障害等 7,424 件（前年度比-1306 件）

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・小中連携型配置の充実
- ・相談のニーズと勤務時間のバランスを考えた勤務体制
- ・質の高い人材の確保
- ・スクールカウンセラー等を活用した校内の教育相談体制の充実

< 課題の原因 >

- ・ スクールカウンセラーの活用について、周知の充実

< 解決に向け実施した取組 >

- ・ 新任スクールカウンセラーに対してスクールカウンセラー・スーパーバイザーが訪問し指導・助言をおこなった。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 相談のニーズと勤務時間のバランスを考えた勤務体制
- ・ 質の高い人材の確保
- ・ スクールカウンセラー等を活用した校内の教育相談体制の充実

< 課題の原因 >

- ・ 学校内におけるスクールカウンセラーの活用方法

< 解決に向けた取組 >

- ・ 昨年に引き続き、全てのスクールカウンセラーに対してスクールカウンセラー・スーパーバイザーが訪問し、校内の教育相談体制の充実に向けた指導助言を行う。
- ・ 専門性を高めるための講話や、グループ協議などを通して情報共有等できる場の設定など、研修内容を充実させる。

千葉市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒や保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあるとともに、教職員へ助言を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・平成17年度 全中学校に配置
- ・平成19年度 スーパーバイザー（SV）3人を配置
- ・平成25年度 小学校等6か所へ配置。以降小学校への配置を拡充
- ・平成28年度 統括スーパーバイザー1人を配置
- ・平成29年度 小学校には拠点・巡回校方式で6校に配置（巡回校5校） 計36校
小中一貫研究指定校3校、統合校1校に配置し、計40校に配置
- ・平成30年度 小学校には拠点・巡回校方式で12校に配置（巡回校5校） 計72校
小中一貫研究指定校3校に配置し、計75校に配置
配置校以外の小学校及び高等学校は、学区中学校のSCが対応
- ・令和元年度 全小学校・特別支援学校に配置（3h/週×35週）
- ・令和2年度 全高等学校に配置（4h/週×35週）
小学校大規模校等43校時間拡充（4h/週×35週）

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

○小学校・中学校・特別支援学校 76名（統括SV含）

配置校数 170校

中学校 : 市内全 55校に配置

小学校 : 市内全 110校に配置

特別支援学校 : 市内全 3校に配置

高等学校 : 市内全 2校に配置

資格について

スクールカウンセラーについて

公認心理士 59人

臨床心理士 51人

精神科医 0人

大学教授等 1人

上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
0人

スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務につい

て、5年以上の経験を有する者 5人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

上記 ~ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

勤務形態について

中学校 48校 (週2日・1回4時間)または(週1日・1回7時間45分)

中学校 7校 (週2日・1回6時間)

小学校67校 特別支援学校3校 (週1日・1回3時間)

小学校43校 高等学校2校 (週1日・1回4時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

「スクールカウンセラー活用ガイドライン」を毎年更新し、第1回スクールカウンセラー連絡会議において、カウンセラーと各学校の教頭に周知を図った。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

全体での研修はコロナ感染症対策のため中止。

市内に初めて勤務するカウンセラー対象に、担当する学校においてスーパーバイザーによる面談形式の研修を行った。同時に受入校の管理職、コーディネーター担当対象に指導主事とスーパーバイザーによる活用状況の聞き取りを行った。

小学校不登校支援研修 コロナ感染症対策のため中止

【 2 】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

第 1 回研修 (4 月) 配置校教頭も参加

第 2 回研修 (9 月) 配置校教頭も参加

第 3 回研修 (1 月)

初任者スクールカウンセラー

第 1 回研修 (4 月)

第 2 回研修 (6 月 ~ 7 月) 勤務校にて、スーパーバイザーによる指導と助言

(2) 研修回数 (頻度)

年間 3 回

年間 2 回

(3) 研修内容

活用計画の説明、運営上の諸課題と方策 (講演・演習)

千葉市の活動方針の確認。勤務校での O J T

(4) 特に効果のあった研修内容

グループ協議 (小・中連携について)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (有 ・ 無)

活用方法.....各学校において緊急事態が発生した場合の心のケアの支援、困難事例への助言・援助

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言

学校における教育相談体制の充実や強化に関する活動

(6) 課題

生徒指導上の諸課題が複雑化する傾向にあり、これらの問題に十分対応できるスクールカウンセラーの資質向上と育成が急務である。研修会等で児童生徒や保護者とのカウンセリングの技術向上を図り、更に学校職員との情報共有のあり方などを学ぶ機会を増やす必要がある。

配置の拡充に伴い、管理職がスクールカウンセラー配置の意義を理解するとともに、カウンセリングルームの環境整備や、教職員が校内での活用方法について理解を深めるなど、教育相談体制の充実に向けて、周知を図る必要性がある。

地区担当スーパーバイザーの積極的な活用。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

Aは入学してすぐにクラスメイトや教職員に暴力を振るい指導を受けたが改善は見られず、複数の被害生徒の保護者より同じ教室内にAを入れないように申し出があり別室登校となった。担任がAの母親と面談を繰り返す中で、AはASDの診断があり幼少期より服薬をしていること、母親はトラブルを抑えられないのは学校の責任としており、本人が謝罪できないので別室対応でも構わないが、学習の保証をすることを強く要望していることがわかった。担任と母親の関係が悪化していく中、SCがAとの面談を週1回行い、AはASDの特性から、独特の言葉の解釈があること、本人だけのルールがあること、怒りの感情になると、その瞬間に手が出てしまうが前後のことは覚えていないことなどがわかった。一方で礼儀正しいところもあるなど良い点も複数認めることができた。SCは、Aとの面接内容を本人の許可を得たうえで担任と保護者に伝えることで、母親の学校への態度が軟化していき、同時に担任がAとの関わり方を変えたことで、Aと担任の信頼関係が構築されていった。その後、SSWを要請し、Aの主治医を含めた関係者会議を行った。Aへの支援として大規模集団が苦手であることから、放課後デイサービスや、別室対応に加え、通級指導教室やサポート校など様々な紹介を行い、学校全体、地域の支援を受けることができた。担任はSCと協力して、主治医や関係機関との情報共有を行い、母親だけでなく父親とも面談し、Aの特性に応じた声掛けを家族で共有してもらうことをお願いし続けた。

2年間の関わりの結果、学校では落ち着いて生活できるようになったが、家庭では母親とのトラブルは頻発しており、3年生からは不登校になっていった。保護者はAの進路について「『偏差値の高い学校』ではなく、Aにあった学校を希望」と考えを変えてきている。

【事例2】児童虐待のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

女子生徒Aは、遅刻欠席が多く体調不良も時々あることから、担任経由でSCにつながった。Aから「保護者がほとんど家にいない。家事はほとんど自分だけで行っている。」と訴えがあった。面談後、SCはすぐに管理職へ報告をし、管理職、担任、養護教諭、SCで協議の上、児童相談所へ連絡を入れた。児童相談所による一時保護はなく、今後も児童相談所と連携をとりながら対応することになった。

学校は、Aの安全・安心を最優先とし、信頼のある担任は毎日状況を確認、SCは定期的な面談、養護教諭は健康面の対応と役割を分担し、随時、ケース会議を開き情報共有と支援検討を行った。また、家庭全体の支援も考え、SSWにも依頼し、チーム学校として支援を行った。その後、保護者が家庭、子どもへ少しづつ目を向けられるようになり、生徒の生活リズムが回復し、心身が安定するようになった。学校はその後もチームで生徒の様子を見守っている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

女子数名の私物の盗難があり、数か月後、生徒Aの保護者が、Aの部屋に隠してある盗難品を発見した。学校は被害者に確認し、Aが加害者であることがわかったが、被害者及び保護者の嫌悪感が強まったため、Aと学校に対する要望により、Aを別室で対応することとした。SCは面談を希望する被害者とカウンセリングを行った。A保護者はこれらの対応に納得ができなかったため、学校は今後、必要に応じてSVを派遣しカウンセリングを行うなど、双方に時間をかけて丁寧に対応していく予定である。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による社会不安から、ストレスを抱えている児童生徒の増加が懸念された。特に思春期を迎え中学校への進学を控えた小学6年生に対して、自分のストレスへの気づきやストレスマネジメント教育の必要性から、令和元年度に小学校高学年向けに実施したストレスマネジメント教育をさらに対象校を増やし、4つの地区で1校ずつ6年生全学級を対象に行なった。

プログラム内容は、ストレスへの気づきとストレスを和らげる方法、ストレスと上手に付き合う方法などのストレスマネジメントに加えて、援助希求行動に繋げるための相談の促進と、呼吸法、筋弛緩法などのリラクゼーションなどで、児童が体験を交えて学ぶものとした。児童からの振り返りでは、ストレスへの理解が深まり、改善方法などをこれからの生活に取り入れたいという声が多く上がった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談件数の推移

	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談者	児童生徒	7,111	7,028	6,938	9,240	11,857
	保護者	3,047	3,904	4,447	4,651	5,490
	児童生徒と保護者	1,324	2,175	2,587	2,875	3,282
	教職員	12,243	14,924	17,155	22,306	31,750
総相談件数		23,725	28,031	31,127	39,072	52,379

学校現場から

全小学校、特別支援学校に配置して2年目を迎え、チーム学校としてカウンセラーが専門的な立場から諸問題の対応に関わるなど成果が見られた。昨年度と比較すると、相談件数が小学校で1.4倍、特別支援学校で1.9倍増加した。

小学校 令和元年度 18,603件 令和2年度 26,914件

特別支援学校 令和元年度 345件 令和2年度 647件

校内の学習の様子を積極的に参観することで、気になる児童生徒を察知し、見守ったり相談につなげたりすることができた。また、担任・養護教諭と情報交換を行い、不登校傾向のある児童生徒への対応やいじめの未然防止に役立った。教職員の気が付かない面をカバーしながら、児童生徒の支援を行うことができた。

小学校では、不登校（登校渋り）の児童や教室で過ごすことができない児童等、問題を抱える児童が増加している。その児童や保護者が、直接カウンセラーに相談でき、心のケアを行うことができた。

卒業間際の小学校6年生対象に、カウンセラーを招いてストレスマネジメントの授業を行った。悩みを抱えている児童が非常に多く、大変効果的であった。

命に関わる相談を、カウンセラーが心理の専門家として受けたことにより、問題を最小限で防ぐことができた事案が多くあった。守秘義務を守りつつ、必要最低限の情報共有を図ることで、学校経営及び生徒の健全育成に大きく貢献している。

小規模校の利点を生かし、定期的に全校児童生徒との面談を実施した。個々の児童生徒と話すことにより、カウンセラーがより身近な存在となり、相談もしやすくなった。また、気になる児童生徒については、後日あらためて面談の機会を設け、悩みなどの軽減、解決につながった。

いじめ問題対策委員会だけでなく、教育相談部会や生徒指導部会に出席することが定着してきた。専門的な立場から、対応についての具体的な支援策を助言することができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

心のケアが必要な児童生徒の低年齢化や長期化するケースの増加に伴い、継続的かつ丁寧に対応する必要がある。

< 課題の原因 >

家庭教育の問題、友人関係や学校生活でのストレス、将来（進学）への不安等、原因は多岐にわたっている。

令和2年度は、コロナ感染症対策のための長期間の一斉休校や、学校の活動に制限があったため、児童生

徒への不安やストレスは、さらに複雑化していたと思われる。

< 解決に向けた取組 >

定期的な生活アンケートを通してスクリーニングを行い、心配な児童生徒をカウンセラーにつなぐことができ、早期発見、未然防止につながった。

小学校・特別支援学校のカウンセラー活用事業の配置時間の拡充を行った。

途切れのない支援に向けて、校種間での情報共有体制を整えていくために、スクールカウンセラーの連絡会議で、中学校区の学校が集まり情報共有する機会を設定することができた。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- (1) アウトリーチ型の支援を行い、不登校児童生徒の心のケアを行っていく。
- (2) カウンセリングルームの設備等の状況を把握し、改善に向けたよりよい対応を検討していく。

< 課題の原因 >

- (1) ここ数年不登校児童生徒数は右肩上がり増加している。また、どの関係機関とも連携していない児童生徒数が全体の3割にもおよぶ。
- (2) 小学校、特別支援学校のカウンセリングルームは、専用の教室が少なく、エアコンを完備している学校も少ない。また、備品や消耗品も十分とはいえない学校がある。

< 解決に向けた取組 >

- (1) どの関係機関とも連携していない不登校の児童生徒へ、スクールカウンセラーのアウトリーチを通して「心のケア」を行っていく。
- (2) カウンセリングルームの調査を通して実態把握し、環境整備を検討していく。

横浜市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止やその対応に向けて児童生徒、保護者等の心の相談に当たるとともに、教職員への助言等により学校における教育相談体制の充実を図る。

必要に応じて学校いじめ防止対策委員会に参加する。また近年多発する事件・事故及び災害などの被害である児童生徒等の「心のケア」にかかわる適切な初期対応及び中長期的な支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校で相談したカウンセラーに引き続き中学校でも相談できるように、中学校と同一学区の小学校に同じカウンセラーを配置する横浜独自の「小中一貫型カウンセラー配置」を実施。平成29年度に全中学校144ブロック・義務教育学校2校への配置が完了。引き続き配置を継続する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	：	136人
中学校	：	136人
高等学校	：	4人
義務教育学校	：	2人
教育委員会等	：	5人

【配置校数】

小学校	：	339校
中学校	：	144校
高等学校	：	10校
義務教育学校	：	2校
教育委員会等	：	1箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて：

①公認心理師	99人
臨床心理士	38人
精神科医	0人
大学教授等	0人

上記～以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、

1年以上の経験を有する者 6人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、

5年以上の経験を有する者 4人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

上記 ~ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と
認められた者

0人

【主な配置形態】

単独校	高等学校	(週1日・1回6時間程度)
	義務教育学校	(週1日・1回7.5時間程度)
拠点校	中学校	(週1日・1回7.5時間程度)
対象校	小学校	(週1日・1回4時間程度)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

- ・カウンセラー活用ハンドブックを作成する。内容は、カウンセラー配置の目的、学校におけるカウンセラーの役割、校内相談体制の充実のための留意点、個人情報の取り扱いの注意点や校内での業務事務処理などを記載されている。
- ・年度初めに各学校の教育相談担当職員へむけた教育相談事業の活用説明会を悉皆で行い、カウンセラー活用ハンドブックを用いて、学校内でのカウンセラーの有効活用について説明を行う。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・児童支援専任や生徒指導専任に向けた研修、教職員向けの不登校児童生徒理解を目的とした研修などでカウンセラーの活用について伝えている。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全カウンセラーを対象とする。

(2) 研修回数 (頻度)

年間 10 回程度

(3) 研修内容

- ・専門性を高める研修 (精神医学、発達障害、アセスメント等)
- ・横浜市の施策、事業に関する研修
- ・児童生徒指導上の連携強化に関する研修 (いじめ、希死念慮、関係機関連携、事例検討)

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・専門家を招いての研修 (ケースの見立て、事例検討、緊急支援等、今日的課題等) は専門性を見直すとともに専門性を高めることにもつながる。
- ・関係機関連携の研修 (児童相談所、青少年相談センター、小児療育センター、地域療育センター) は、カウンセラーとしての適切な関わり方、連携の方法を確認する機会となっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 (有) ・ 無)

活用方法

(教職員への指導、助言)

学校で生じている児童生徒のいじめ、不登校、集団不適應等様々な問題解決に向けて教職員に対し具体的な指導、助言を行うとともに、教職員の問題解決能力の向上を図り、学校における相談機能の充実を図る。

(児童生徒をめぐる事件や事故の事後対応への指導、助言)

学校内外で発生する事件事故に伴って生じる児童生徒や保護者、教職員等の精神的な不安や悩みへの対応、学校、学級としての対応に関して、初期対応や中長期的展望、機能回復の視点に立った対応の仕方等の専門的な指導、助言を行う。

(6) 課題

- ・カウンセラーの心理専門家としての資質・能力向上を図るために、今日的課題等に対応する専門家のありかたを検討すること
- ・各学校のニーズに合わせた校内における相談体制づくり
- ・産休等のライフイベントにおける代替カウンセラーの不足、産休等制度の見直し

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】小学校の不登校（ひきこもり）状態解消のための活用事例（ ） <SCの配置形態：対象校配置>

小学校入学から休みがちな登校状況、高学年になり1日登校したのみ。スクールカウンセラーが保護者と定期的な面接を繰り返すことがきっかけとなり、関係機関の一つとして、教育総合相談センターと連携している横浜こども支援協議会に加盟している民間教育施設につなぐことができた。以降、学校（担任）が家庭訪問をして本人や保護者が民間教育施設での活動の様子を学校と共有しながら関係をつなげている。また、外に中々出られない児童生徒については、アットホームスタディ事業といった学習ソフトを提供し、自宅で学習することにつなぐ。学校も学習状況を把握することで、本人とのつながりを持つきっかけとなる。

【事例1-2】緊急心理支援（当番制度）のための活用事例（ ） <SCの配置形態：対象校配置>

登校時に児童が亡くなったケースで、学校の正常化（機能回復）と心理的な支援、二次被害の防止を目的として、緊急支援の当番制を活用し発生初期に勤務校以外の学校に入校し児童のカウンセリング、その保護者へのカウンセリング、教職員向けの心理教育等の支援を行った。

急性ストレス反応の解消、PTSDの予防、精神的安定、児童生徒・保護者との信頼関係の深まり等の効果があった。当該校のカウンセラーはその内容を引継ぎ、中長期的な支援に繋げた。

また、教員についても関係のあった方へのケアを早い段階で行った。

【事例4】教育相談（傾聴訓練）研修講師としての活用事例（ ） <SCの配置形態：拠点校配置及び対象校配置>

小中学校の児童生徒指導担当教諭を対象とした校内研修として、教育相談（傾聴訓練）研修での講師を担当ブロックのスクールカウンセラーが行っており、専門性を活かした効果的な研修が実践できている。（コロナ禍で夏期傾聴研修が中止）

目的；教職員が相談に来た児童生徒や保護者の思いや気持ちを受け止めるための感性を磨くとともに傾聴の基礎技法を学び、学校での相談活動に活かすことができるようにすること。

内容；聞き手、話して、観察者等の役を決め、二人組や三人組による基本演習

ロールプレイによる総合演習 等

*各学校の状況に合わせ、10年未満の教員も参加（メンターなど）。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

「小中一貫型カウンセラー配置」の効果について

小学校で相談したカウンセラーが進学先の中学校でも引き続き相談できる小中一貫型カウンセラーを配置することで継続して相談することができ、子どもや保護者の安心感や信頼感に繋がっている。また、ブロック内の小学校、中学校が同じカウンセラーからの情報を共有することで連携の推進も図ることができる。相談者が所属校での相談が困難な場合は区役所やブロック内の他の学校で相談できるよう柔軟な対応をすることで相談者が安心してカウンセラーと面談が行えるようになった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・相談者に関わる職員が行う日常の心理的アセスメント能力の不足。

< 課題の原因 >

相談者への専門的な心理アセスメントはカウンセラーが行う役目をもっている。一方、日常のアセスメントは教職員が行っている。教職員は職業上、教育的なアセスメントはできるが、心理アセスメントについては理解不足である。また、教職員が日々の対応に追われ、外部に出る研修を受ける機会も少なくなっている。アセスメントの視点が揃わない支援者同士が情報共有をしてもズレが生じる可能性が大きく、効果的な支援を阻害させている。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・全中学校ブロックで、カウンセラーが教員に対して傾聴研修を実施。
- ・学校の中でカウンセラー・SSWもチームの一員としてケース等を共有し、教職員への助言等を日ごろから行っている。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組。

< 課題の概要 >

- ・カウンセラーへの相談対応の負担増。また、複雑化した課題への対応の増加

< 課題の原因 >

コロナ禍において、相談者が抱える課題は1つの要因だけではなく、複合的に色々な課題が関わっていることが多くなってきている。その中で、カウンセラーが心理の立場からアセスメントしていくが、チーム学校の中で心理の課題を一人で抱えていることも多い。また、それに対してのSV体制についてもなかなか出来ていない。教職員、SSWとの共有についても、時間を取って行う事が難しい現場の状況がある。

< 解決に向けた取組 >

カウンセラー同士がチームを組むことで、各SCが抱えているケースを共有する体制の構築が必要である。また、そこにSVを行えるカウンセラー統括を配置する事で、各カウンセラーが抱えている課題について色々な意見から対応していく。また、コロナ禍に合わせて、希死念慮や不登校などの研修を行い、対応するスキルを身につけていく。

川崎市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為等の未然防止、早期発見、早期解決のために、心理的立場から児童生徒・保護者とかかわり、総合的見地からカウンセリングを行い、必要に応じて保護者や教職員に助言・援助を行う。また、校内の相談体制を充実させるために、専門的知識を生かして教職員に向けて研修や助言を行ったり、校内と他機関をつなぐ役割を果たしたりして、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図ることを目的とする。緊急の問題が生じた場合には、早期解決のために、該当校におけるカウンセリング等の調整を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校については、スクールカウンセラーを全52校に1回7時間、年間280時間配置し、およそ週に1回程度の配置を行っている。小学校については、保護者の要請に応じて、総合教育センターに勤務する学校巡回カウンセラーを派遣している。平成28年度からは、特別支援学校に要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣することとした。平成29年度からは、市立高等学校の全日制・定時制課程のすべての生徒が利用できるように勤務時間を整え、週1回程度計画的に派遣を行うようにした。さらに令和元年度には学校の実情に応じて勤務時間を設定した。基本的に学校巡回カウンセラーは、7つの区についてそれぞれ担当を決め、区内の小中学校に、同じカウンセラーを派遣するようにしている。そのようにすることは、学校の窓口となる教員と信頼関係を築くことにつながっている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

中学校：52人 教育委員会等：7人

配置校数

小学校：53校 中学校：52校 高等学校：5校 特別支援学校：1校

資格

スクールカウンセラーについて

公認心理師 4人 臨床心理士 9人 2つに該当する者 48人

スクールカウンセラーに準ずる者について

0人

主な配置形態について

単独校 52中学校 （1回7時間 年間40日）

巡回校 4高等学校 （1回7時間15分 年間40日計画派遣）

1高等学校 （1回7時間15分 年間40日計画派遣

+ 1回5時間45分 年間15日計画派遣）

114小学校 （要請に応じて派遣）

3特別支援学校（要請に応じて派遣）

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

「教育相談センターの事業について」という資料(事業目標、相談事業の概要、それぞれの事業についての事業内容)を作成しており、毎年、年度初めの合同校長会で配付し、説明をしている。

また、上記の資料とは別に、「教育相談センター相談事業のご案内」という資料を校種別に作成し、年度初めに各学校の学校長あてに送付している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導担当、特別支援コーディネーター、児童支援コーディネーター、養護教諭、それぞれの年度初めの集まり(研修)で教育相談センターの事業の説明や資料の配付を行っている。同時に、各学校で職員会議や研修の際に、現場の先生方への周知をお願いしている。

初任者研修の際にも、教育相談センターの事業の説明を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

(2) 研修回数(頻度)

- ・中学校配置スクールカウンセラー 年間4回(新型コロナのため、4回のうち第1回目は中止)
- ・学校巡回カウンセラー 年間30回(事例会議、医療相談、大学教授による研修)

(3) 研修内容

中学校配置スクールカウンセラー

専門家を招いての講演(年間2回)

- ・「子ども虐待対応 ～学校でできること～」

(講師:認定NPO法人 チャイルドファーストジャパン 理事長 山田 不二子 氏)

- ・「いじめの今を考える ～現状データと過去の体験から～」

(講師:NPO法人 ストップいじめ!ナビ 副代表 須永 祐慈 氏)

他機関等との情報交換(年間3回)

- ・各区担当のスクールソーシャルワーカーと小グループで情報交換。

校内連携についての情報交換(年間1回 新型コロナのため、情報交換は中止)

- ・生徒指導担当

ミニ事例検討会(新型コロナのため、中止)

地区別での情報交換(新型コロナのため、4回のうち第1回目は中止)

学校巡回カウンセラー

事例会議(年間17回) 医療相談(年間6回) 大学教授による研修(年間7回)

必要に応じて中学校配置スクールカウンセラーの研修に参加

(4) 特に効果のあった研修内容

中学校配置スクールカウンセラー

講師を招いての講演会は、講師が具体的な事例を多く提示されたこと、また、様々な分野の方から話を聞くことができ、学ぶことが多かったという感想が多く聞かれた。また、スクールカウンセリングについてのディスカッションは、各自がスクールカウンセラーの仕事を改めて見直す良い機会となった。地区別の情報交換は研修ごとに行っており、ピアサポート的な効果が見られ、特に経験の少ないカウンセラーのよき学びの場となっている。

学校巡回カウンセラー

事例会議やケース相談では、そのときの具体的なケースに応じたアドバイスを受けることができ、相談活動におけるアセスメントや方針の決定に大きな効果をもたらしていた。また採用1年目のカウンセラーには、とくにきめ細やかにスーパーバイズがなされた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置(○有・無)

- 活用方法
- ・スクールカウンセラーへの指導・助言
 - ・緊急の問題が生じた場合、該当校でのカウンセリング等の調整
 - ・研修講師(適応指導教室相談員向け、児童支援コーディネーター向け)
 - ・スクールカウンセラー配置体制の充実に資する業務等

(6) 課題

- ・研修時間の確保
- ・スクールカウンセラーとしての経験が浅い者に対する研修の在り方

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】不登校で発達や家庭の問題も絡む活用事例() <SCの配置形態：単独校配置>

中1女子。秋ごろから給食をクラスで一緒に食べられない、クラスで授業を受けるのがつらいなどの訴えがあり、保健室登校が増えてきた。担任、養護教諭が話を丁寧に聞くと、気持ちの落ち込みもひどいようなので、保護者と連絡を取り、医療機関受診をすすめ、本人がスクールカウンセラーとも定期的に話をすることをすすめた。保護者からは小学校低学年の時に発達障害があるとの診断もあったとの情報も得た。

児童精神科医の受診と定期的なスクールカウンセラーとの面談は順調であるが、登校できる日数は減っていった。面談の中で、家庭の複雑な状況が語られたので、学校としては本人が望んだ場合はすぐに児童相談所とも連携できるように、児童相談所に相談し、情報交換を行った。

クラスへの復帰は難しいが、教育支援センターへ通う方向に動いている。カウンセラーとの面談も続いており、フルタイムの仕事でスクールカウンセラーとの面談に消極的であった保護者ともつながりができつつある状況になった。

【事例1-2】休校中に心配な生徒に早期発見・対応した活用事例() <SCの配置形態：単独校配置>

新型コロナウイルスでの休校中の登校日に学校が生徒対象に実施したアンケート「休校中の過ごし方について」の結果をスクールカウンセラーもチェックした。全体的傾向を把握するとともに、個別に対応すべき生徒をピックアップし教員と情報共有した。全体的には「不安なことはとくにない」、「毎日楽しく過ごせている」に「○」をしている生徒がほとんどだったが、睡眠・食欲に問題がある

人、過ごし方（ゲームをやりすぎる、過ごし方が分からない）に問題がある人、学習面に不安がある人、今後の学校生活に不安（部活・行事・受験）がある人が多数いた。学習時間や学習内容、運動量はかなり個人差があった。1年生は中学校生活への不安（学習についていけるか、友達ができるか）、3年生は高校受験に関する不安が多くみられた。スクールカウンセラーが早急に対応すべきと感じた生徒が2名おり（休校中の身体的不調、休校が続くことによる精神的苦痛）、次の登校日（1週間後）を待たずに教員が生徒と連絡を取ることにした。

【事例2】病院や区役所等と連携した活用事例（ + ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学校に入学後、気分の落ち込みがあり、リストカット等の自傷行為もみられるという主訴で母子で相談室に来た。精神科を受診し、うつ傾向と診断される。母子家庭であり、金銭的余裕もなく、母は家事が苦手で食事も疎かになりがちの生活。希死念慮もあったため、夏休みは養護教諭とコーディネーターが交代で毎日家庭訪問をするような状況であった。まず、主治医に連絡を取り、スクールカウンセラーと養護教諭で受診に同行。入院も視野に入れるケースではと話し合った。経済的に入院が厳しいため区役所に相談。制度が使えることになり、しばらく入院生活を送る。退院後は休みがちなながらも保健室登校を続ける。病院での複数回のケースカンファレンスに区役所、SSW、と共に学校からは管理職、養護教諭、スクールカウンセラーが参加。情報の共有と役割分担を確認する。母が生活保護に対して乗り気ではないため、区役所からフードバンクの食料を届けることになる。本人は気分の波は見られるものの比較的安定し、体育祭や修学旅行などの学校行事にも一部参加できるようになった。通信制の高校に進学が決まり、卒業式にも参加することができた。

【事例4】生徒理解の研修の事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

教員に向けて数回研修を行った。生徒の行動観察に関しては具体例を挙げたことで、早期介入に繋がるケースが多くあった。その他、反応の経過例やモーニングワークを説明することで、長期的な見守りが必要になることや、受容的な態度への理解を得ることができた。結果として、生徒がこれまでもよりも安心して教員を頼る機会が増えた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校では、特に、保護者、教職員の相談は、この10年で大きく増加した。保護者は、子育てについて、教職員は、学校での支援に活かすため、カウンセラーとの情報共有等を積極的に行っている。

中学校では、ここ数年、生徒への周知活動を積極的に行ったスクールカウンセラーが多く、生徒の相談数増加につながっていると考えられる。生徒とスクールカウンセラーの相談から生徒の抱える課題が浮き彫りになり、教職員との連携により早期対応できるケースも多いことから、生徒がスクールカウンセラーを認知していくことの必要性を教職員が認識し、どのような活動を行うことが生徒への周知につながるのか、教職員とスクールカウンセラーが共に考え、周知活動を行った学校が多かったのではないかと考えられる。これは、スクールカウンセラーがチーム学校の一員として活用されている効果としてとらえることができるのではないかと考えている。

高等学校では生徒の相談が増加している。相談の中には重篤なケースもあり、その対応には教職員とカウンセラーの協働でかかわることの効果が認められ、年々、カウンセラーへのニーズが高まっているのではないかと考えられる。

それぞれの校種で緊急な対応を求められることも多く、スクールカウンセラーが専門的な視点から見立て・助言し、チーム学校の一助となったケースが複数あった。

学校巡回カウンセラー派遣事業 小学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
保護者	158	241	282	179	242	187	249	305	349	403	436	505
児童	50	62	58	65	54	80	23	41	29	20	58	60
教職員	3	51	95	124	288	260	318	330	356	393	411	549
計	211	354	435	368	584	527	590	676	734	816	905	1114

スクールカウンセラー配置事業 中学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
保護者	3325	3155	3159	3297	3844	4077	3816	3891
生徒	5672	5553	4699	4354	4992	5279	5461	5259
教職員	9443	9103	9081	9437	11294	10838	9961	11464
その他	227	242	229	168	173	137	175	264
計	18667	18053	17168	17256	20303	20331	19413	20878

学校巡回カウンセラー派遣事業 高等学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
保護者	45	33	29	25	51	95	81	89	90	104	81	71
生徒	416	339	345	392	415	423	477	531	648	490	465	470
教職員	53	90	107	225	360	519	604	608	496	543	550	546
計	514	462	481	642	826	1037	1162	1228	1234	1137	1096	1087

（２）課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・スクールカウンセラーの配置の在り方

< 課題の原因 >

- ・経験年数、学校規模、相談件数、相談の内容、地域性などの違い

< 解決に向け実施した取組 >

- ・ＳＣの全員面接による聞き取りや学校長の評価やニーズ等の確認による、適材適所への配置

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・小学校と高等学校への配置について

< 課題の原因 >

- ・学校巡回カウンセラーの人数

< 解決に向けた取組 >

- ・学校巡回カウンセラーの増員と高等学校へのスクールカウンセラーの配置

相模原市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

青少年教育カウンセラーを市内全小・中学校に派遣することで、教育の専門家（教職員）と心理の専門家（青少年教育カウンセラー）が互いの専門性を尊重し、連携しながら、複雑化・多様化する児童・生徒の当面する課題の解決と健やかな成長に向けての支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校には週1回、（一部の小規模校には隔週）中学校には週1回～2回（一部の小規模校には隔週）学校規模や不登校数・問題行動の状況などに応じて配置している。その際、中学校区の小・中学校に同一のカウンセラーを置き、小・中連携型配置を基本としている。

また、市内の7箇所の相談指導教室（適応指導教室）に相談指導教室付きのカウンセラーを配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】69名

【配置校数・派遣人数】（延べ人数）

小学校 70校 73名を派遣

中学校 35校 58名を派遣

義務教育学校 1校 1名を派遣

【資格】（延べ人数）

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師 40人

臨床心理士 52人

精神科医 0人

大学教授等 0人

上記～以外で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有するもの 2人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人

医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者
0人

上記～以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者
0人

【勤務形態】（すべて1回7.5時間）

	週2回	週1.5回	週1回	隔週
小学校	3校		62校	5校
中学校	23校	2校	9校	1校
義務教育学校			1校	

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

学校出張相談のガイドラインを策定し、小中学校に年度当初に配布し、周知を図っている。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

支援教育コーディネーター研修等の場を活用して、SC の理解促進に努めている。また、指導主事や社会福祉主事が学校に訪問した際に、管理職等に役割や活用についての説明を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

青少年教育カウンセラー 69人

(2) 研修回数(頻度)

新任者研修 年度初めに2回

臨床心理研修 年間5回(うち全体3回)

精神医学研修 年間1回

精神科医が加わるケースカンファレンス 年間3回

グループスーパービジョン 年間3回(全体で9回)

(3) 研修内容

初任者研修

- ・「青少年相談センター」の業務及び青少年教育カウンセラーの業務全般について

臨床心理研修会

	講師	内容
1	東海大学教授 芳川玲子先生	講義「緊急支援」
2	国際基督教大学上級准教授 西村馨先生	講義「児童・思春期グループセラピー」
3	桜美林大学講師 湯野貴子先生	講義「プレイセラピーの基本～プレイセラピーとして「遊ぶ」ということ～」
4	社会福祉法人真生会理事長 青木紀久代先生	事例検討
5	日本臨床心理士資格認定協会理事 鵜養美昭先生	事例検討

精神医学研修会

- ・内容 「自傷行為」のある生徒への支援について事例検討
- ・講師 北里大学大学院教授 生地新先生

精神科医が加わるケースカンファレンス

- ・内容 医学的治療の必要性について協議したい事例を提供し、精神科医師からの判断助言を受ける。
- ・講師 北里大学東病院院長 宮岡等先生
北里大学医学部精神神経科学特任講師 井上勝夫 先生
北里大学医学部精神地域児童精神科医療学特任助教授 神谷俊介先生

グループスーパービジョン

- ・内容 事例検討を中心としたスーパーバイザーからのスーパービジョンを受ける。
- ・講師 社会福祉法人真生会 子ども家族研究所長 青木紀久代先生
東海大学教授 芳川玲子先生
日本臨床心理士資格認定協会理事 鵜養美昭先生

(4) 特に効果のあった研修内容

精神医学研修会

自傷、自殺という行動の背景を、丁寧に寄り添いながら聴き取ることや、見立てること、周りと相談しながら協力体制を組むこと等、今後実践にうつす際に、ブレない心持ちや指針を得ることができた。

臨床心理研修会

自分がうまくできないと感じていることや今まで視点になかったことを改めて見つめなおすことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 (有・無)

活用方法

(6) 課題

相談が多様化、複雑化していることから、カウンセラーの専門性を高めるため、定期的に大学教授等の有識者等による助言を受ける機会の設置、日常的にカウンセラーをサポートし統括を行う常勤の心理職の配置が必要であると捉えている。また、学校内でのカウンセラーの需要度も高くなり、活用が多くなってきているものの、業務以外の役割を担うことも見受けられるため、校内でのカウンセラーの役割の再確認が必要であると考えている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】不登校のための活用事例（不登校）＜SCの配置形態：単独校配置＞

母・長女（中2）の二人暮らしのご家庭。長女は中1の3学期から不登校状態。起立性調節障害との診断が出ている。母子の関係性は良好ではない。母親担当カウンセラーは母子関係を中心に面談を行い、子担当カウンセラーは母親との関係と共に、学校へのかかわり方を中心にカウンセリングを行っていた。子担当カウンセラーは、体調や精神面での起伏を本人がどのように対応すればよいか、具体的なアドバイスと共に、学校の担任と頻りに本人の状態について情報共有し、放課後に担任とのかかわりが持てるよう設定した。人との交流に消極的な本人の状況であったが、毎週のカウンセリングの日に合わせて午後から登校できるようになり、週一度の面談と、その後の担任とのかかわりの時間が継続的に持てるようになってきた。

その後、少しずつではあるが学習への気持ちが上向きになり、学校外の通級指導教室へ通室する意思が出てきた。週一回の放課後登校を継続しつつも、通級指導教室へも在籍し、週2回程度の通級ができるようになった。母親との関係性を整理しつつ、気持ちと体調を整え、本人の状態に合わせた学びの場の構築ができたことにより、毎日ではないが学ぶ場に向かう生活ができるようになった。

【事例1-2】教職員との関係のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

市内では教職員の低年齢化がみられ、支援教育に対する知識や実践力の向上を図るニーズがある。このような状況下で、青少年教育カウンセラーが、配置校の教職員を対象に、基本月1程度で支援にまつわる「SCたより」を作成し、コンサルテーションを行っていった。内容としては、発達障害、不登校、福祉・虐待のことなど、毎回1テーマを取り上げ、支援教育おける大切なことについて年間を通して幅広く伝えていった。心理士という専門の立場から、学校という文脈に配慮しあまり専門用語に頼らず、教職員に分かりやすく伝えることで、学校のニーズに応えることができた。教職員が組織として前向きに支援教育に取り組む姿が見られ、不登校の改善など様々な成果がみられるようになった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（ヤングケアラー）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学3年生女子ケース。母子家庭で兄姉弟妹が複数いる家族環境で、子育て支援センターは要保護児童として受理している。家庭環境について相談したいとこのことでカウンセラーにつながる。面接では（受験生にも関わらず）家の中で家事や弟妹の面倒を見なければいけないという負担が大きくなっていることや、早くアルバイトをして家を出たいという気持ちを受けとめつつ、心のケアに努めた。本人にとって落ち着いて自分の進路に向き合える時間や環境を整えられるように地域資源の活用を提案するなか、スクールソーシャルワーカーに地域の無料塾や子ども食堂への同行をお願いし、本人が自力で利用できるよう支援をした。子育て支援センターは家庭訪問を繰り返し母面接と福祉サービスの導入を提示し、学校は進路指導をするなかで、受験に向けた準備を行った。母・姉の協力を得ながら本人は希望する学校へ進学を決めることができた。

【事例4】教職員のための活用事例（校内研修）＜SCの配置形態：単独校配置＞

臨時休業中に青少年教育カウンセラーが、配置校の教職員を対象に「子どもが発するサインをどうキャッチするか～学校再開後の子どもたちの心のケア～」というテーマで研修を実施した。研修の中では、突然の大きな出来事を体験したり目撃したりした時の子どもたちからのサイン（反応）の種類や種類ごとのサインの発見と発見後の対応の仕方、サインを関係者と共有する際の手立てについて説明した後に、子どもの状況を把握するために行うアンケートやその生かし方についてや、不安による差別や攻撃の発生の予防法やストレス解消法、新しい生活様式に定着しにくい子どもの特徴例と対応方法など、学校再開後に生じる可能性のある問題に対応するためのより具体的な助言を行った。未曾有の事態により、教職員も不安を感じている中、研修を実施し、具体的な対応についてイメージすることで学校再開後に心の余裕をもって子どもたちの対応をすることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【小学校出張相談】

令和2年度の延べ受理件数は24,871件で、前年度より、4,075件の減少。相談対象別に見ると、児童の相談件数が前年度に比べ7,229件減少、教職員からの相談は3089件と増加している。

各小学校において、感染症対策等を実施している中での相談活動であることと、カウンセラーの勤務時間の遵守のため児童の相談件数は減少したものと捉えている。

相談内容別では、令和2年度は「コンサルテーション他」が最も多くなり、5,439件。次は「授業観察」で、児童の授業での様子を、保護者との相談に活かしたり、教職員とカウンセラーで情報を共有したりすることで、具体的な支援方法について検討を進めることができた。

延べ相談受理件数 単位：人 減少

相談対象	令和2年度	令和元年度	増減
児童	15,326	22,555	7,229
教職員	9,326	6,237	3,089
その他	219	154	65
合計	24,871	28,946	4,075

主な相談内容別受理状況（延べ相談件数） 単位：人

相談内容	令和2年度		令和元年度	
	件数	割合%	件数	割合%
コンサルテーション他	5,439	21.9	6,257	21.7
授業観察	4,511	18.1	4,335	15.0
発達に関する問題	3,838	15.4	4,322	14.9
性格・行動上の問題	3,003	12.1	3,363	11.6
登校しぶり	2,358	9.5	2,776	9.6
ふれあい	1,729	7.0	3,770	13.0
その他	3,993	16.0	4,123	14.2
合計	24,871	100.0	28,946	100.0

【中学校出張相談】

令和2年度の延べ相談受理件数は19,818件で、前年度より978件減少した。相談対象別に見ると生徒の相談件数は、前年度に比べ5,318件減少、教職員からの相談件数は4,168件と増加している。

各中学校において、感染症対策等を実施している中での相談活動であることと、カウンセラーの勤務時間の遵守のため児童の相談件数は減少したものと捉えている。

相談内容別では前年度同様「コンサルテーション他」が最も多くなっている。「授業観察」も増加が見られ、教職員とカウンセラーが情報を共有し、それぞれの生徒の特性、課題に焦点をあてた相談を充実させていくことが必要と捉える。

延べ相談受理件数 単位：人 : 減少

相談対象	令和2年度	令和元年度	増減
生徒	9,774	15,092	5,318
教職員	9,699	5,531	4,168
その他	345	173	172
合計	19,818	20,796	978

主な相談内容別受理状況（延べ相談件数） 単位：人

相談内容	令和2年度		令和元年度	
	件数	割合%	件数	割合%
コンサルテーション他	5,316	26.8	5,592	26.9
不登校	3,350	16.9	3,243	15.6
登校しぶり	3,199	16.2	3,472	16.7
授業観察	2,483	12.5	2,210	10.6
発達に関する問題	1,444	7.3	1,633	7.9
性格・行動上の問題	1,253	6.3	1,554	7.5
ふれあい	528	2.6	995	4.8
その他	2,245	11.4	2,097	10.0
合計	19,818	100.0	20,796	100.0

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・スーパーバイザーの配置
- ・学校配置のあり方
- ・教職員との連携

< 課題の原因 >

- ・相談の複雑化・多様化
- ・学校配置の拡充
- ・カウンセラーを含めた校内支援体制の構築

< 解決に向けた取組 >

- ・スーパーバイザーの研究・調査
- ・全中学校週1回以上の配置に向けてのカウンセラー増員要望
- ・支援教育コーディネーター研修等でのカウンセラーの活用についての研修

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・スーパーバイザーの配置
- ・学校配置のあり方
- ・教職員との連携

< 課題の原因 >

- ・相談の複雑化・多様化
- ・相談件数の増加
- ・スクールカウンセラーの若年化
- ・学校配置の拡充
- ・カウンセラーを含めた校内支援体制の構築

< 解決に向けた取組 >

- ・スーパーバイザーの研究・調査
- ・900人以上規模の小中学校の週2回及び全中学校週1回以上の配置に向けてのカウンセラー増員要望
- ・支援教育コーディネーター研修等でのカウンセラーの活用についての研修
- ・カウンセラーとの連携の好事例の発信
- ・校務支援ソフトの活用

新潟市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての新潟市立小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校に配置する。高等学校と中等教育学校には、スクールカウンセラー等を1名配置。小学校と中学校には、各中学校区にスクールカウンセラー等を配置する。

スクールカウンセラー等の採用に当たっては、必要数を公募によって補充する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

24名

配置校数

小学校	: 106校
中学校	: 56校
高等学校	: 2校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 2校

資格

スクールカウンセラー

・公認心理師資格及び臨床心理士資格取得者	: 13人
・公認心理師資格または臨床心理士資格取得者	: 3人
・大学教授	: 2人

スクールカウンセラーに準ずる者

・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	: 6人
--	------

勤務形態

原則として、週1回または週2回分割のいずれかで7時間、年間34週で合計最大238時間勤務する。

高等学校、中等教育学校は単独校配置とする。

小中学校については、中学校区配置方式を採用し、学校規模によって単独校区配置かセット校区配置で割り振りする。

・単独校区配置	: 12中学校区
・セット校区配置（2中学校区が1セット）	: 38中学校区
・セット校区配置（3中学校区が1セット）	: 6中学校区

命に関わる事案やいじめ重大事案等において、スクールカウンセラーの対応が必要な場合には緊急に派遣する。

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・「新潟市立学校のスクールカウンセラー等取扱要領」「緊急スクールカウンセラー派遣事業実施要

項」を作成済み。当該年度の「新潟市スクールカウンセラー等活用事業の概要」と各種様式等を冊子にまとめ、各学校に配付している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・年度初めにスクールカウンセラー等活用事業連絡説明会を開催し、事業概要の説明を行う。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者、各学校のスクールカウンセラー担当

(2) 研修回数(頻度)

- ・年間2回

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー等の効果的な活用についての研修
- ・スクールカウンセラー等の資質向上にかかわる研修

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・対応事例集の作成

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置(有・無)

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーに準ずる者の資質向上のための研修会を実施すること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例(不登校) <SCの配置形態:拠点校配置>

(1) 事例の状況

- ・中学生男子生徒。当該生徒は中学校入学後、人間関係のトラブルから不登校になった。昼夜逆転の生活となり、起きている時間のほとんどを自室でゲームをして過ごした。家族との生活時間が異なることで、親子で過ごす時間も減った。そのような中、学級担任が定期的に家庭訪問を続けたことで当該生徒の気持ちは徐々に落ち着き、当該生徒は担任に会うために、週に1回、短時間ながら登校できるようになった。担任は、登校するようになった当該生徒にスクールカウンセラーとの面談を提案。当該生徒は前向きに受け止め、面談することになった。

(2) 対応の実際

- ・初回の面談時、当該生徒は、学校へは行かねばならないのに行けないことのふがいなさ、家族や先生への申し訳ない気持ち、つらいことを考えないためにゲームに没頭したこと、夜は日常を忘れることができるため昼夜逆転になっていることなど、涙をこぼしながら語った。一方で、家庭訪問をしてくれる担任と関わる中で自分が変わりたいと思い、登校やスクールカウンセラーと会うことを決断したとも話した。
- ・面談を重ねる中で、当該生徒は、「こうなりたいと思う自分」と「思うように行動できない自分」、「そこに生ずる葛藤」について語り続けた。当該生徒了承のもと、その思いを、担任、保護者、管理職をはじめとした他の教職員と共有。当該生徒が自己実現できるよう、共通の認識のもと、役割分担をして当該生徒と関わるようにした。
- ・その後も当該生徒との面談を定期的実施。スクールカウンセラーは、当該生徒の思いをしっかりと受け止め理解すること、当該生徒が自己効力感や達成感を味わえるような言葉掛けをすることに努めた。更には、当該生徒が「なりたい自分」になるための具体的な方法を話し合い、教職員の支援を受けて実行、調

整，再実行と繰り返した。

(3) その後の状況

- ・当該生徒は，生活リズムの改善に努め，登校できる日を増やしていった。また，他の生徒とのかかわりを増やしたり，学校行事に参加したりできるようになった。更には，進学を希望する高等学校を受験し，合格することができた。

【事例4】学校課題解決のための活用事例（教育プログラム）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・年度初めに，スクールカウンセラーの活用方法について，学校関係者とスクールカウンセラーで検討を行った。その結果，スクールカウンセラーとその役割を児童に周知するため，6年生児童を対象に心の健康に関する授業を行うことにした。授業では，スクールカウンセラーが，困ったことは一人で抱えず相談することの大切さを話し，援助希求能力の重要性を説明した。また，問題の対処として，簡単な心理学的な対処方や考え方なども紹介した。
- ・研修会終了後には，希望者が簡易的なカウンセリングを体験できるよう計画した。多数の児童が相談を希望してスクールカウンセラーと面談を行った。一連の取組を通して，児童がスクールカウンセラーに相談することの垣根を低くすることができた。また，面談の内容には日頃の児童からは知ることができないような内容もあり，児童理解を深める機会となった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

活動実績

- ・スクールカウンセラー等の対応人数は，児童生徒 2,608 人，保護者 1,947 人，教職員 2,236 人。

成果

- ・スクールカウンセラー等配置の効果（全167校中，効果があったとした回答した学校の割合）

児童・生徒のいじめの解消	...	16%
児童・生徒の不登校の解消	...	68%
児童・生徒の問題行動の解消	...	38%
児童・生徒の悩み軽減	...	83%
保護者の悩み軽減	...	89%
教員の悩み軽減	...	75%

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・感染症の流行時に，安全な相談の場を確保すること。

<課題の原因>

- ・新型コロナウイルス感染症の流行が続いているため。

<解決に向けた取組>

- ・感染症対策を示した「新潟市立学校園『子どもたちの笑顔のために』（ガイドライン）」を，感染症の流行の状況に合わせて改訂し，それに基づいた相談環境を整えるよう学校に依頼。ほとんどの学校で，年度当初の計画通りにスクールカウンセラー等の活用を行った。

今後の課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・感染症の流行時に，安全な相談の場を確保することと共に，スクールカウンセラー等や各学校の担当者向けの研修会をどのように開催していくか。

< 課題の原因 >

- ・新型コロナウイルス感染症の流行が収束しそうにない状況であるため。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・令和2年度は、当初計画していた対面での研修会を中止した。令和3年度以降、オンラインでの研修を取り入れていく予定。

静岡市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

スクールカウンセラーは専門性を生かし、児童・生徒や保護者が抱える悩み・不安・ストレスを直接和らげるだけでなく、個々の対応の仕方についての助言等を通して、教職員及び教育相談員の対応能力と学校の教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・希望調査を実施して、学校並びにスクールカウンセラーの希望に添った配置を行う。
- ・可能な限り、中学校区内の小中学校に同じスクールカウンセラーを配置する。
- ・小規模の小中学校においては、年間計画を作成し、その要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数（39名、複数校兼務あり）

小学校	: 33人
中学校	: 29人
高等学校	: 1人
中等教育学校	: 0人
特別支援学校	: 0人
教育委員会等	: 1人

配置校数

小学校	: 68校
中学校	: 36校
高等学校	: 2校
中等教育学校	: 0校
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 1箇所

資格

1 スクールカウンセラーについて（複数資格者あり）

公認心理師・・・29人 臨床心理士・・・25人 精神科医・・・0人 大学教授等・・・3人

上記以外の者で自治体等が認めた者・・・0人

2 スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者・・・3人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者・・・5人

主な勤務形態

配置校	5 中学校	(週1日・1回8時間)
	3 1 中学校	(週1日・1回6時間)
	6 8 小学校	(月2日・1回6時間)
	2 高等学校	(月2日・1回4時間)
要請校	7 中学校	(要請に応じて派遣)
	1 8 小学校	(要請に応じて派遣)
教育委員会	1 箇所	(月1日・1回5時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

- ・静岡県スクールカウンセリング事業ガイドラインを策定し、毎年更新している。
- ・毎年4月に行われる第1回静岡県スクールカウンセリング事業連絡協議会において、全スクールカウンセラー、全小中学校教頭に配布し、周知を図っている。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・校内連絡会や校内研修において、教職員に対しコンサルテーションや指導助言を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、教育相談員、教頭またはコーディネーター担当教員

(2) 研修回数(頻度)

- ・年2回(4月・1月)行われるスクールカウンセリング事業連絡協議会(全SC対象)
- ・新規選任スクールカウンセラーは、4月にオリエンテーション、8月にスーパーバイザーとの面接を実施
- ・年3回(4月・7月・3月)行われる緊急サポートチーム会議(緊急サポートチーム6名対象)

(3) 研修内容

- ・事業報告(本事業の成果と課題、来年度の事業について)
- ・子ども若者相談センターの支援とその実際
- ・コロナ禍における教育相談について
- ・子どもの自殺対策推進事業～SOSの出し方に関する教育の推進～

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・児童生徒や保護者から学校へ行くことができない悩みや不安の相談を受け、対応する市の機関による講話を聞き、その機関との情報交換等の連携に向けて、具体的にイメージを持つことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 有 無

活用方法

- ・スーパーバイザーの設置 有り(月1回5時間、教育委員会に勤務)
- ・面接または電話での、各スクールカウンセラーへのスーパーバイズ
- ・新規選任スクールカウンセラーへのスーパーバイズ
- ・連絡協議会における講話
- ・緊急サポートチームとしての学校対応における指導助言

(6) 課題

- ・令和2年度から連絡協議会が年2回になり(それまでは年3回)、スーパーバイザーの教育委員会勤務が月1回8時間から5時間に短縮された中での研修となるため、研修の回数や時間が不足している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】テーマ：母子・多国籍家庭を背景にもつ不登校生徒への訪問支援のための活用事例(不登校、いじめ問題)

<SCの配置形態：単独校配置>

<対象者> 中学一年生徒

<来談者> 本人(週一回程度訪問面接) 母親(訪問数回程度)

<支援の概要>

小学校からの申し送りでは不登校傾向は報告されていなかった。入学式など初期には登校したものの、不登校状態になったことで担任が家庭訪問を行った。本人に男性全般に対する恐怖感があることが母親から学年の教員へ伝えられたため、女性SCが週一回家庭訪問し関係づくりを行うことを提案し、保護者、本人の承諾を得て訪問を開始した。訪問当初、本人は家から出ることには抵抗を感じ、コンビニやスーパーなど他者からの視線がある場所への外出ができない状態であった。そこでSCが不安に関する心理教育、リラックスするための方法を一緒に練習する、家での生活において不安を克服するための目標設定をし行動に移すなどの関わりを行った。だんだんと本人の表情に笑顔が増え、外出もできるようになる中で小学校でいじめを受けたと感じていた経験が語られ、本人が教室に居場所が無いと感じていたことを本人と関わる教員や相談員・養護教諭らと共有し、安心して登校するためには登校再開時の方針として適応指導教室ないし相談室登校が適切であると確認した。また、SCから母子に対して二か所についてパンフレット等を見せて説明を行った。

一方外国籍出身者の母親からは学校の制度面などを含めて本人へ説明するのは難しいと相談があったことから、離婚した日本人父にも協力してもらうようSCから促しを行い、登校段階では父親が継続的に関わり、穏やかな促しや、登校時に車で本人を送るサポートを行った結果、後期から相談室への登校が可能になった。担任や学年の教員が関係を作りながら時折授業参加を促し、相談室登校が安定した段階でSCとの面接を終了した。その後、同学年の同性女子と談笑する様子も見られるようになった。

【事例2】テーマ：校内外のリソースを活用し関係諸機関との連携が機能することで親子が落ち着いたケース()

<SCの配置形態：単独校配置>

<対象者> 小学校1年児童A

<来談者> 母親(2週間に1回の面接)

<支援の概要>

小学校入学時に学区外から転入。小学校5年生の姉は虐待として通告され、現在は学区外の祖父母が養育している。両親の児相の担当者への不信感が強く、相談は中断状態にあった。妹であるAは入学直後から、教室からの飛び出し等の多様な問題行動が続いていた。母親はAの状態を発達障害と考えており、育てにくいAの対応ということで相談に訪れた。

相談前に、教員は姉の以前の在籍校、Aが在籍していた保育所に連絡を入れ、情報を収集しSCに伝えた。SCは要録からの情報も総合的に理解した結果、Aの状態は発達障害ではなく、愛着障害であると考えた。相談に訪れた母親は、自身がうつ状態で希死念慮が強く、緊急の支援が必要と見立てた。まずは虐待への介入という視点ではなく、子育てに悩む母親への支援を優先的に行うこと、SCと母親との関係性を構築することを第一に相談を進めた。他方Aについては、一旦は発達障害として、来年度からの学内の支援学級の在籍を目指して試し通級を始めることを目標に置いた。そのために必要な医療機関の受診を行うこと、診断により放課後デイサービスの利用も可能となり母親の負担が少なくなるとの一連の見通しを伝えた。また無力感を抱える母親に対して、医療機関や放課後デイサービスの利用の方法について、具体的な手続

き等を中心に細かく確認を行った。自ら支援を求めることができるように母親をエンパワメントし、母親の自己肯定感を高めることが出来るよう目指した。虐待家庭への指導という視点ではなく、家庭の理解を得ながら、校内のキーパーソンを誰にするのか、困った時の居場所をどこにするのか等、本人と家族を抱える環境を整備していった。

並行して、SSW を交えて児童相談所と A の家庭を再び繋いでいくことを行い、母親と A を中心に家族への多面的な支援を目指した。医療機関の受診と発達検査により、母親は A が発達障害ではなく愛着障害と考えられるという事実を受け入れ、躰を超えた関りをしていたことを振り返った。一方 A は支援級への試し通級を行うことで、抱える環境を得て問題行動は減り、落ち着いてきている。

【事例 3】テーマ：父親より性的虐待を受けた女子生徒の支援の為に児相等外部機関と連携した事例（性的な被害）

< SC の配置形態：単独校配置 >

< 対象者 > 中学 3 年 女子生徒

< 来談者 > 中学 3 年 女子生徒

< 支援の概要 >

入学後、相談部会で名前が時々出ていた子が、中 3 の夏休み明けから相談室そばで見かけるようになった。表情も気になり、声をかけるのは初めてではあったが「最近どう？」と声をかけたところ、少し会話ができた。その中で「背負っていることがある」と発言があった。そのとき他の相談予約もあり、立ち話で終わりそうもないと思ったため、「待っているから近いうちに話しにおいて」と声をかけた。その後、予約は入っていなかったが、9 月半ばに行われた体育祭で急にいなくなってしまったため探し、見つけた後一緒にいて話をする機会を得た。その中で家族の話になり、家族内で問題がありそうな話にはなるが「5 年間背負い続けている」ということ以上は話せない様子であった。いなくなったことでクラスのみんなが怒っていること、たくさんの人の目があることで話せないこともあるだろうと、そのときはその後の競技に参加できるよう支援をした。次の週に相談室で話せることになり話したところ、父からの性的虐待を受けている話が出てきた。その為、まずは生徒には話し続けやすいよう、知られないようにすぐに教頭へ報告をし、校長への報告、市教委へ連絡を入れてもらう中で、配慮をしながら生徒からさらに詳しい話を聞いた。SC は性的虐待がほぼ確実だと判断したところで、教頭に報告し児相の保護手配をすすめてもらった。性的虐待を泣きながら嫌だと話し、父の監視も厳しくて怖がっていたので、これからの為に守りたいことを伝え、守ってくれて相談できるところにつなぎたいことを話した。当初はためらっていたが、受け入れてくれたため、児相にきてもらい、職員に引き継いで出発するまでそばで付き添った。保護された後、警察より調書を作りたいという連絡が入ったため、生徒より聞いた話を警察署にて話した。裁判など今後必要なときには協力して欲しいという依頼もあった為、協力することを伝えた。生徒は参加できなかったが、卒業の為に先生方が会いに行くときに、渡してもらうように手紙を書いた。

【事例 4】テーマ：SOS の出し方に関する教員研修（校内研修）

困った時に子どもが SOS を出せるように、そして身近にいる大人として子どもの SOS を受け止め支援ができるようになるために、子どもの心や SOS の受け止め方について知る

< SC の配置形態：単独校配置 >

< 対象者 > 中学校 校内連絡会

< 概要 >

SC による講話

①はじめに

- ・「自殺対策としてのSOSの出し方に関する教育」について、文科省、教委の資料をもとに解説
今子どもたちは
- ・自殺者の統計的な推移や教委による「学校再開後のからだと心のアンケート」結果からの理解
- ・子どもの自傷行為と自殺からの理解
SOSを受け止め支援するということ
- ・教育活動の中で、子どもたちが自尊感情を育み自己理解を深め大人に助けを求めることの大切さを知るよう、支援する(SCの活用)
- ・SOSを出されたら、相談内容に答えるとともに相談者の孤独に応える

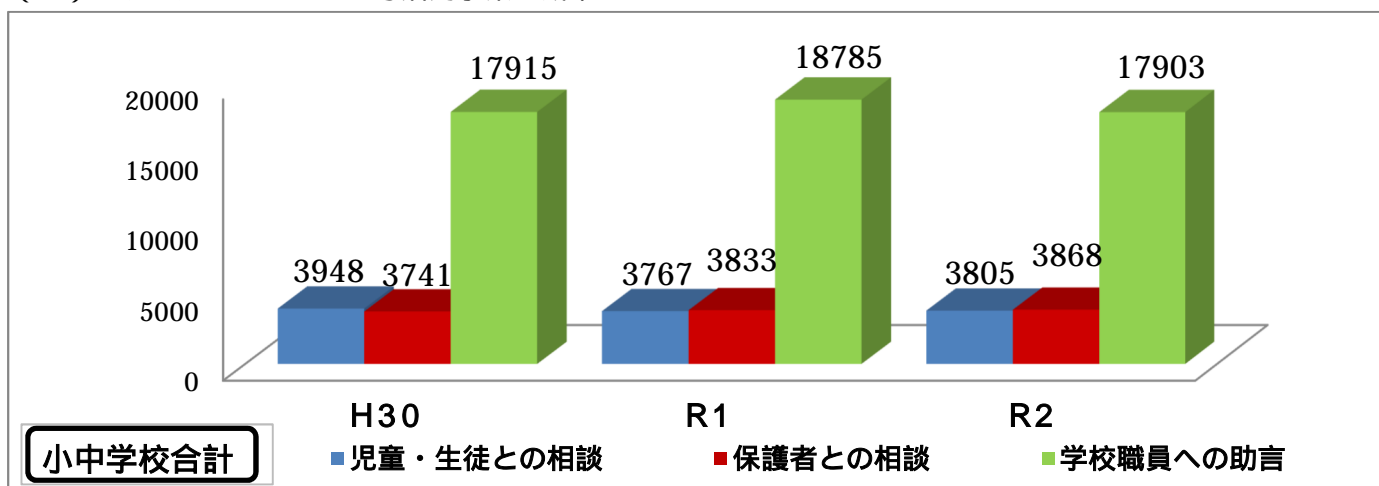
意見交換

<評価>感想より

- ・「いつでも話を聞くよ」は勿論、日常的な声掛けなどやれること、やることがある
- ・子どもは大人が思っているより感じやすいのかもしれない。改めて心のケアの大切さを感じた
- ・情報過多で経済の先行き不透明な生活の中で、支え手である親も余裕をなくしている。支え手が支えられる構造も必要
- ・関係性希薄で孤立しがちな子どもたちへも目を向けたい

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果



年間相談件数を見ると、小中学校における児童・生徒との相談件数は3000件台の後半を推移している。保護者との相談件数については過去5年、増加傾向にある（H28は3565件、H29は3723件）。この要因としては、児童・生徒は学校生活を含めた日常生活の中で、数々の悩みや問題を抱えながら過ごしていること、また、保護者も同様であり子育て等の悩みや問題を抱えていたり、子どもと悩みや問題を共有していたりすることが考えられる。そしてそれを受けて、学校もスクールカウンセリング事業をさらに家庭に周知し、コーディネーター担当職員が中心となってその悩みや問題を専門的な助言等によって軽減、解決すべく素早く適切にスクールカウンセラーに繋げるよう努めていることが考えられる。

学校職員への助言という点では、令和2年度に少し減少したものの、基本的にはこれまで増加傾向にあり、これは学校職員とスクールカウンセラーが情報共有をして協力して教育相談を実施していくという体制が定着しているためであると考えられる。これらの成果は、スクールカウンセラーが限られた時間を効率よく最大限にいかして、児童・生徒、保護者との相談や学校との連携を実施しているからと考えられる。

悩みや問題は、一度のカウンセリングや助言で解決されるわけではないが、適切なタイミングでスクールカウンセラーがカウンセリングを行うことにより、児童・生徒や保護者が抱える悩みや不安の一部が解決したり、教職員が把握できていなかった児童・生徒の状況を知ったりすることができている。また、毎月スクールカウンセラーが提出している業務実績簿の調査項目の中で「教職員の研修及び助言」が増加している。教職員がスクールカウンセリング事業を理解し、スクールカウンセラーと教職員がより連携し、学校全体がまとまって支援体制を構築し、児童・生徒や保護者に寄り添っていくためにも、本事業は必要不可欠となっている。

< 評価方法 >

業務実績簿（毎月提出）において、以下の8項目についての件数とその効果について集約。

- ・教育相談員への助言
 - ・学校職員への助言
 - ・児童生徒との相談
 - ・保護者との相談
 - ・学校保健委員会、集会等における児童生徒への啓発
 - ・教職員の研修における指導及び助言
 - ・地域の方、民生児童委員などへの助言
 - ・学校における事故、事件に関わる緊急対応
- スクールカウンセラー、教育相談員、配置校を対象に調査票を活用しての評価を実施。
- ・校内連絡会が定期的に行われているか。
 - ・支援計画を作成しているか。
 - ・校内連絡会で教員や教育相談員へのコンサルテーションを行っているか。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・公認心理師や臨床心理士など、資格のあるスクールカウンセラーの確保と小中学校への配置時間の増加または維持のための予算の拡充。

< 課題の原因 >

- ・公認心理師や臨床心理士の資格取得者を採用することにより報酬額が増加した。また、会計年度任用職員へ移行することにより有給休暇制度も取り入れられた。したがってその分の予算を拡充できないと、配置時間を削って報酬等を確保することになる。

< 解決に向けた取組 >

- ・児童生徒や保護者との相談や学校職員への助言に使われるべき配置時間に影響が出ないように、できる範囲で予算の増額要求を行う。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・昨年度同様、資格のあるスクールカウンセラーの確保と小中学校への配置時間の増加または維持が課題である。

< 課題の原因 >

- ・相談者の増加や相談内容の深刻化。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、心身の不調や学習の遅れ、将来に向けた思い等に関する相談が増えていくことが考えられる。

< 解決に向けた取組 >

- ・年度当初、各学校に配当した時間について、年度後半に余りと不足を確認し、余る学校から回収し、それを不足している学校に振り分けるなどして、限られた予算及び時間を再分配している。
- ・深刻化する相談内容への対応について、スクールカウンセラーを支援するために、スーパーバイザーが月に一日教育委員会で面談や電話による助言を行っている。

浜松市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を浜松市立小中学校及び高等学校に配置することにより、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等に対応することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・原則として、中学校区で同一のカウンセラーを配置する。
- ・「公認心理師」「臨床心理士」の資格を有することを、応募資格の条件にしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数 55人

配置校数 小学校96校 中学校48校 市立高等学校1校 教育委員会1箇所

資格 （1）カウンセラーについて

「公認心理師」 7人

「臨床心理士」 10人

「公認心理師」「臨床心理士」 35人

（2）カウンセラーに準ずる者について

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人

主な配置形態

単独校	36小学校	（隔週1日・1日4時間～5時間）
	9中学校	（隔週1日・1日8時間）（週1日・1日5時間～6時間）
	1高等学校	（隔週1日・1日8時間）
拠点校	39中学校	（隔週1日・1日8時間）（週1日・1日5時間～6時間）
対象校	60小学校	（隔週1日・1日4時間～5時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラーの活用についてまとめた「浜松市スクールカウンセラー事業について」を、毎年4月初旬の研修の際に、スクールカウンセラーと学校担当者に配布。教育委員会担当者から、年度ごとの変更点や、両者ともに理解が必要な点と、スクールカウンセラーと学校担当者のどちらかに特化して説明する部分が、明確になることを意識して説明。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

他の目的で開催される研修の中で、スクールカウンセラーの活用について触れる機会をつくる。教育相談の研修として開催される「対人関係トレーニング」の講義の際にも、スクールカウンセラーの有効な活用事例を挙げて互いにリンクする部分を紹介し、その有用性について教職員に伝える機会をつくっている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全てのスクールカウンセラー
新しく任用したスクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

全てのスクールカウンセラーを対象に、SC研修会を年間5回開催。
新しく任用したスクールカウンセラーを対象に、新任SC研修会を年間3回開催。

(3) 研修内容

SC研修会年間5回

第1回 緊急支援について

第2回 不登校の現状について メンタルヘルスサポーターについて

第3回 「WISC - やK-ABCについて」「SSWについて」「SCとSSWの連携」

第4回 講義「子育てからしつけを考える」

第5回 「不登校について」(オンライン研修)

新任SC研修会年間3回

第1回 スクールカウンセラーの業務について 浜松市SCスーパーバイザー

第2回 学校での頻回事への対応、実体験を通しての情報交換

第3回 事例検討 事例を持ち寄り、対応を検討

(4) 特に効果のあった研修内容

多くのスクールカウンセラーが自発的に研修に参加し、全ての研修において、参加者の意欲的な態度が見られた。数々の講義を通して、研鑽を深め、実際の場面と照らし合わせて検討を重ねていった。スクールソーシャルワーカーとの連携を深めるために、昨年に引き続き行われた会については、それぞれに必要なこと、足りないことを確認することができた。互いの活動について、理解を深められたことによって、実際の現場においても、連携して対処する機会が増加することとなった。今後も継続した研修を実践し、具体的で実用性のある協力体制の構築を目指すものとしていきたい。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置(有・無)

活用方法

スクールカウンセラーへの助言や、緊急性のある事象への対処法の伝授。学校を訪問して、スクールカウンセラーの後方支援や教職員への助言をしている。また、緊急性のある場合は、医療への繋ぎを迅速に行っている。

(6) 課題

研修の内容については、その時における最重要テーマであると判断した内容を選んでいる。例年、継続していくべき内容の研修は、大きなテーマは共通ながら時流に適するものとする。また、その時にタイムリーなものを精選して参加者の興味関心を高め、満足感を得られるものにする。めまぐるしく変わる社会情勢の中で、早く、大きく、変わりゆく学校教育を巡る状況を鑑み、ニーズの読み取りを的確に行うことが、これからの課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】校内連携のための活用事例（友人関係、家庭環境、心身の健康・保健）

<SCの配置形態：対象校配置>

小学4年女子。給食スタッフに感謝の手紙を書く際に、挿絵の人の目に血の涙を書いていた。心配した教師からスクールカウンセラーに紹介があった。今まで、あまり表情のない印象はあったが、問題はあまり起こさなかったため、目立たなかった。本児との面談では、母親の気分の波が激しく、家では母親に合わせながら、時には母親の面倒を見ながら生活していたことがわかった。本人からは、その生活がかなり大変であることが語られた。学校では、周りとどうかかわっていいかわからず、一人でいることが多かったとのことだった。その後、母親との面談では、母親自身が精神疾患を患っている（すでに通院中）ことがわかった。本人・母親からの了承をえて、本人、母親の状態について先生方と共有した。本人が周囲の大人に頼ってもいいと感じることができるよう、担任を中心に関わりを持っていけるよう支援体制について共有した。本人は徐々に、担任に心を開くようになり、以前より表情も明るくなっていった。

【事例1】小中連携のための活用事例（友人関係、家庭環境、教職員との関係、心身の健康・保健、小中連携、部活動）

<SCの配置形態：教育委員会等配置>

中学1年男子。緊張や不安があると、腹痛や嘔吐の症状が出て、登校できなくなる。総合病院の小児科でカウンセリングを受けているが改善されない。病院のカウンセラーに許可をもらい、教育委員会の相談室に、親と本人で訪問し、相談することを希望した。教育委員会配置のカウンセラーが、本人の幼稚園から小学校時代の話丁寧聞いた。

幼稚園年少の時、「積み木を投げられた」と他の園児から嘘を言われ、そのことで幼稚園の先生がハサミを見せながら「そんな悪い手や舌は切っちゃうよ」と怒られた経験があったことを話した。幼稚園で夜泣きが始まり、小学校1年生になってそのハサミのことを初めて母親に話した。小学3年生のときに校外学習の授業があって、カマキリが交尾をしているところを見つけ、周りの友達に教えたところ、担任の先生に大きな声でみんなの前で怒られた。小学校3年生のときに地域のソフトボール部に入団。入って3日目で試合に出してもらったが、プレー中に走塁ミスをして至近距離で叱られた。その頃から、緊張したり叱られたりすると腹痛になり、よく下痢をした。

カウンセラーは、本人が「人とは違った行動や発言、物の見方をするのは？」と本人に伝えると「その通りです」と驚いていた。いままで言葉がうまくつながらず、いろいろな考えや人のことを思って、言葉で伝えることができなかった。怒りや悲しみが自分にたまっていて、その放出の仕方が分からなかった。

今年度、中学のテニス部に所属。男性の顧問が厳しいが、テニスは好きで友達や先輩との関係もいい。また、学級委員には自分から立候補した。学級委員のリーダー研修会の日に朝から3回吐いたり、地域のお祭りで仲の良い友達と出かける楽しい日にも吐いたりした。カウンセラーは、本人の考え方を育てるとともに、カウンセリングを継続して小学校時のトラウマを和らげていくこと、母親の考え方を換え、本人のペースにあわせた支援と声かけをしていくこと、父親が仕事の多忙さのため、本人に関わっていないことから、無理のない範囲で本人の話を聞いたり一緒に出かけたりして関わりを持つことなどを家族、本人に助言した。本人は、まだ嘔吐しそうにはなるものの、部活動にも参加し、学校でも明るく過ごせるようになっていった。

【事例4】小規模校から中学校への継続した支援のための活用事例（ 校内研修、 教育プログラム）

< SCの配置形態：拠点校配置 >

小規模校で人数が少ないため、いじめや問題行動での相談は無かったが、発達に関わることや就学支援において関係児童・保護者と関わる機会が多くあった。児童とは、各学期に一回ずつの面談を設け、直接的で、積極的な関わりをもち、良好な人間関係を構築していった。更に充実したものとすべく、次年度においては、全保護者との面談の機会を計画している。また、ケース会議や校内委員会で、配慮を必要とする児童や保護者への関わり方についてのレクチャーを行い、教員への的確でタイムリーな助言を行った。さらに、学級活動や学校保健委員会で、児童を対象にソーシャルスキルについて直接指導を行い、教師や児童にとって身近な存在としての立場を確立している。それら小規模校3校からの生徒たちを含んで構成された中学校で、入学間もない1年生を対象として、小学校時と同様に心のエクササイズを行い、中1ギャップの解消に向けて尽力している。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和2年度に行った、「スクールカウンセラー実態調査」による学校への、

「スクールカウンセラーを十分に活用できているか」の質問に対し、

「十分に活用できている」、と答えた学校は、95%

「自校の相談体制の充実が図られているか」の質問に対し、

「充実が図られている」、と答えた学校は、97%

「スクールカウンセラーは学校と連携してカウンセリングを行っているか」の質問に対し、

「連携して行っている」、と答えた学校は、97%

「スクールカウンセラーは専門性を生かしたカウンセリングを行っているか」の質問に対し、

「専門性を生かして行っている」、と答えた学校は、95%

「スクールカウンセラーは子ども・保護者と良好な関係を築けているか」の質問に対し、

「良好な関係を築けている」、と答えた学校は、93%

以上の結果より、スクールカウンセラーが学校に配置されて有意義な活用がなされているのと同時に、教職員と連携して児童生徒と接していることがうかがえる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

学校からの時間増を望む声が多くなっている。

小学校への配置拡大とともに、過去の実態に合わせた時間配置にも配慮していく

< 課題の原因 >

小学校での相談希望が年々増加

今までは、不登校や問題行動など、中学校における需要が多く、その結果中学校への配当時間は、小学校に比べて多いものになっていた

< 解決に向け実施した取組 >

中学校区への、時間の配当の仕方を工夫した。中学校区の中で、小学校・中学校の別なく、過去の実態に応じて、配当時間の中で自由にやりとりができる裁量時間を、年間で配当した。その結果、小学校で相談件数の増加があっても、中学校区全体で時間を融通できたため、迅速な対応をすることができた。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

小学校低学年域への支援

< 課題の原因 >

低学年の不登校児童数が、この9年間で2倍以上に増加。これは、小学校高学年、中学生の増加率に比べても、高い数字を示している。

< 解決に向けた取組 >

低学年域への支援を強化するために、小学校への配当時間数を増やす。また、スクールカウンセラーの研修に、コグトレを扱う機会を設定する。そのスキルを身につけたスクールカウンセラーが、コグトレを、小学校教員を対象に行ったり、直接児童生徒に行ったりすることができるようにしていく。

名古屋市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本市では平成26年度から、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等5職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中でスクールカウンセラーに関しては、心理教育等の観点に基づく、未然防止のための授業や学校生活全般に対する援助、児童生徒に対する相談・カウンセリングを主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。常勤スクールカウンセラーは1チームに7名～12名を配置。配置された中学校で活動を行い、ブロック内の小学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

会計年度スクールカウンセラーは、小学校では要望に応じて、140時間（通年）・70時間の2種類の配置時間数を設けている。中学校ブロック内の小学校には可能な限り同じスクールカウンセラーを配置し、小中の連携ができるようにしている。特別支援学校の5校には、140時間（通年）の配置時間数を設けている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○常勤スクールカウンセラー

中学校：110人

教育委員会等：4人

【資格】臨床心理士、公認心理師等 【業務形態】週5日 1日7.75時間

○会計年度スクールカウンセラー

【配置人数・配置校数】

小学校：261校（140時間配置131校、70時間配置130校・1名/校）

中学校：6校（280時間・1名（3校）・2名（3校））

高等学校：14校（700時間・2～5名/校）

特別支援学校：5校（140時間・1名/校）

【資格】臨床心理士、公認心理師等

【主な勤務形態】

小学校140時間配置校（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）

小学校70時間（随時 ブロック内中学校のSCを派遣）

特別支援学校140時間配置校（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）

中学校・高等学校（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

文科省が平成29年2月3日に発出された「児童生徒の教育相談の充実について」の別紙「SCガイドライン」を参照している。

「スクールカウンセラーの主な職務（例）」として、児童生徒や保護者への対応に加え、学校で勤務する職員としての活動や子ども応援委員会や外部機関との連携などについて取りまとめている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度初めに学校向けに「スクールカウンセラー活用事業説明会」を開催し、事業のねらいやスクールカウンセラーの職務等について説明することを予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止としたため、資料を配付して理解を求めた。

また、子ども応援委員会活用の手引きを作成し、各学校に配布している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

常勤スクールカウンセラー 113人
全会計年度スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

常勤：年12回程度(新型コロナウイルス感染症の観点から、例年より減少)
会計年度：年2回
1回目：本市スクールカウンセラー1年目・2年目+希望者対象
2回目：全スクールカウンセラー対象

(3) 研修内容

外部の専門機関や大学の先生等を招き、自殺予防やトラウマケア等の資質向上につながる研修を年12回程度実施している。

他にも、スクールカウンセラーの職務/教職員との連携/本市の不登校の現状と対策/子ども適応相談センターの事業内容説明・施設見学/人権/いじめ防止基本方針/学校生活アンケートの活用について 等多岐にわたる研修を行っている。

(4) 特に効果のあった研修内容

ここ2、3年スクールカウンセラーの配置拡充を進めた結果、経験の少ないスクールカウンセラーが増えているため、教職員との連携については具体的な例を示すことによって、実際の学校での活動に役立ててもらっている。

週1回チーム会議を開催しているが、そこで相互に学びあう機会も設けている。名古屋市の常勤職員としてはじめて働く職員を月1回集め、お互いの事を語るなど交流の場を設けている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置(有)

○活用方法

常勤のスクールカウンセラーに向けては、支援職を複数雇用している関係で、同僚性が強くなっているため、定期的(学期に1回)に外部の専門家(心理、福祉、司法)に見てもらい、意見を言ってもらうことで、組織の活性化につなげている。また、現場出身の中間管理職として主任総合援助職を配置し、経験の浅い職員の支援をしている。

会計年度スクールカウンセラーについては、5名のSCSV(スクールカウンセラースーパーバイザー)を設置し、巡回指導・緊急支援を行う。

(6) 課題

- ・事例の内容のみならず、SCの動きやチーム運営、組織のあり方などにまでSVをしていただく必要があるが、外部の心理士の中で、常勤SCを経験したことがある人はほとんどおらず、SVの人選が難しい。
- ・スクールカウンセラーとしての経験年数や名古屋市のスクールカウンセラーとしての経験年数に差があるので、同時に研修をするのが難しい。

- ・スクールカウンセラーの人数が増えているので、グループワーク等の形での研修がやりづらい。
- ・子ども応援委員会の常勤職員との情報共有の場を設けたい。
- ・学校現場の教職員も、同席させ、共通理解・情報共有を図りたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】学習支援のための活用事例（⑥家庭環境）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

授業についていけない、忘れ物が多い等の課題がある母子家庭の中学生で、行き渋りも出始めたため、学校からスクールカウンセラーに相談があり支援を開始。スクールカウンセラーが面談する中で、家庭への支援が必要な事例であることが分かり、スクールソーシャルワーカーも一緒に家庭訪問を実施。家庭内には、本人の勉強するスペースが無い、部屋の中が片付いておらず、教材を置く場所が決まっていないという状況が分かった。母親に学習支援事業について説明したところ、利用する意向を示したため、一緒に区役所に行き、手続きを行い、利用開始となった。

勉強する環境の確保ができ、保護者以外の大人が気にかけてくれる機会にもなり、積極的に利用することができていた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

本人から、身体的な虐待の訴えのあった事例。学校から児童相談所へ通告を行った後に、本人より面談の希望があったため、スクールカウンセラーが対応。児童相談所とも情報共有を行いつつ、本人の見守り及び面談を実施した。

本人と父母の関係について面談で話を聞き、スクールカウンセラーとして支援を行った。現在、関係の改善がみられるが、引き続き見守り等を行い、児童相談所や関係教員との連携を行っていくこととしている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

本人の担任より、本人がSNSで知り合った男性と性的なやり取りがあるとの相談を受け、面談等の支援を実施。本人との面談を行う中で、SNSのリスクを伝え、本人の親や警察との連携を行った。

実際に本人がその男性と会うことは無かったが、継続的に支援を行ったことで、一定の距離を保ちつつやり取りを続けていくことができていた。教員、親との情報共有や警察等の機関を利用することで、性的な被害の拡大を未然に防ぐことができた。

【事例1】非行・不良行為のための活用事例（⑤）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

親の知らない大人と無断外泊が続いていたため、スクールカウンセラーが支援を実施。面談の中で同級生との不和が原因で行き渋りがあること、ゲームセンター等で知り合った複数の大人の家を外泊をしていたことが分かった。警察との連携を行い、外泊等を行っていた大人へは、警察の方から対応をしてもらい、本人とは継続的な面談を実施した。

その結果、2学期以降は行き渋りが減り、班登校で登校する姿が見られるなど改善が見られた。また、同級生とも積極的に関わるようになり、安定した学校生活を送ることができるようになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談等対応件数は、常勤のスクールカウンセラー等全体で、延べ 37,211 件、対象となった児童生徒数は実数で 5,878 人であった。

会計年度スクールカウンセラーの実績は下記の表のとおりであった。

校 種	件 数	延べ回数
小学校	10,263	23,956
中学校	298	1,003
高等学校	1,636	4,546
特別支援学校	181	333

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

非常勤 S C や高校常勤 S C との連携強化。

中学校常勤 S C のマネジメント、人材育成、緊急支援助対を本格的に実施していくための体制強化。

<課題の原因>

小学校の非常勤 S C の配置時間が少ない。

「子ども応援委員会」における非常勤 S C の役割が明確でなく、常勤 S C との連携方法が固まっていない。

令和 2 年度より現場出身の主任 3 名を教育委員会に配置しているが、1 人が 4 つのブロックを担当しており、負担が大きい。

<解決に向け実施した取組>

小学校の非常勤 S C の配置時間を年間 280 時間に増加し、中学校の常勤 S C との定期的（月 1 回程度）な情報交換を実施してもらうよう取り組んでいる。

S C の業務を明確にし、年度当初に小学校の非常勤 S C と中学校の常勤 S C とでどのように連携し、業務分担を行うかを話し合う時間を設けた。

新たに高校・特支ブロックを設置し、高校や特別支援学校との連携を行えるようにした。

主任 3 名を増員し、12 ブロックを 6 名で担当することになり、負担軽減を行っている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

人材の確保

<課題の原因>

常勤のスクールカウンセラーについては、採用選考にて試験を課しているが、採用に至る人材の確保が難しくなっている。

会計年度スクールカウンセラーについては、配置時間を大きく増加させたことから、必要な人員の確保に苦慮している。

<解決に向けた取組>

臨床心理士や公認心理師の関係団体や養成課程のある大学等に働きかけを行い、情報収集や募集情報の提供などを行っていく。

京都市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、問題行動等、多様化する教育課題の未然防止及び早期発見・早期解決のために、一人一人の子どもの実態を把握し、一人一人の子どもに対応した取組を組織的に展開することが緊急の課題である。またそれに留まらず、全ての子どもが様々な困難を乗り越え、自らの個性を生かしつつ、力強く成長するための取組を推進することが求められている。

こうした現状を踏まえ、心理相談に関して専門的な知識・経験を有する者（臨床心理士・公認心理師）をスクールカウンセラーとして各学校に配置し、学校の主体的な取組の中で、スクールカウンセラーを機能的に活用し、教育相談体制の充実を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーの人員確保の点から、1人のスクールカウンセラーが複数の学校を受け持つよう工夫した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数について（実人数、ただし校種間での重複あり、年度の途中で退職した者を含む。）

小学校	： 127人
中学校	： 56人
小中（義務教育）学校	： 8人
高等学校（定時制含む）	： 10人
総合（特別）支援学校	： 8人
教育委員会等	： 5人（SV）

配置校数について（全校配置）

小学校	： 153校
中学校	： 65校
小中（義務教育）学校	： 8校
高等学校（定時制含む）	： 10校
総合（特別）支援学校	： 8校
教育委員会等	： 1箇所

資格について

（1）スクールカウンセラーについて（年度の途中で退職した者を含む。）

公認心理師・臨床心理士	125人
公認心理師のみ	3人
臨床心理士のみ	41人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

任用なし

主な配置形態について

令和2年度に、一部小規模校を除く全校で年間280時間以上の配置を完了。

単独校	152小学校	(週1日・1回7時間30分を基本とする。)
	64中学校	(週1日・1回7時間30分を基本とする。)
	8小中(義務教育)学校	(週1日・1回7時間30分を基本とする。)
	9高等学校(定時制2校含む)	(週1日・1回7時間30分又は週2日・2回計15時間。)
	8総合(特別)支援学校	(週1日・1回7時間30分。)
拠点校	1中学校	(隔週1日・1回7時間30分程度。)
対象校	1小学校	1小学校は小中連携として配置。
巡回校	1箇所	教育委員会に配置し、必要に応じ随時派遣している。

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

年度当初、「京都市スクールカウンセラー活用事業の手引き」をスクールカウンセラー及び学校に配布し、事業概要や事業開始にあたって整備すべきことやSV体制、勤務の管理等について示している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため実施できていないが、例年であれば6月頃、スクールカウンセラーのコーディネーターを担当する教員を対象とした連絡協議会を開催している。コーディネーター担当1年目の教員は、コーディネートの方法やスクールカウンセラーの役割等基本的な活用方法についての講義を受講し、2年目以上の教員は、グループに分かれ、スクールカウンセラーとの連携状況やコーディネーターとして工夫している点・苦労している点等をディスカッションし情報共有を行っている。

【 2 】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカーも参加可能）

(2) 研修回数（頻度）

年 3 回（ただし令和 2 年度は，新型コロナウイルス感染拡大のため開催を見合わせた。）

(3) 研修内容

生徒指導，教育相談をはじめとする学校教育活動の一層の充実を目指し，教育における重要課題等についての講演を実施し，資質向上を図る。

〔令和 2 年度 実施内容〕

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け，実施していない。

(4) 特に効果のあった研修内容

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置（有・無）

活用方法

地域ごとに 5 人の S V の担当を定め，必要に応じ，円滑に職務を遂行できるための助言を行うとともに，学校における諸課題についてのアドバイスやコンサルテーションを行う。

(6) 課題

本市スクールカウンセラーは他の職も兼務しており，多くの者が参加できる研修日・時間を設定することが難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校、発達障害等に関する活用事例（ ）＜スクールカウンセラーの配置形態：単独校配置＞

自閉スペクトラムをもつ不登校の小5男子児童。担任が家庭訪問を重ねるが会うことができず、スクールカウンセラーに担任や管理職から事例検討、コンサルテーションの依頼があった。

スクールカウンセラーとのコンサルテーションにヒントを得て、担任が本児と交換ノートを始めたことによって、少しずつ自分の気持ちを絵や言葉で表現できるようになり、本児にも会えることが多くなる。依然として、登校するのは難しいものの、担任との交換ノートは継続して行い、今後の不安についても表現できるようになった。

【事例2】貧困の問題に関する活用事例（ ）＜スクールカウンセラーの配置形態：単独校配置＞

当初、生徒の学校生活に問題は見受けられなかったが、保護者が担任に家族の困りを訴える。離婚調停、失業、保護者自身の病気という問題が重なっていた。家族全員が発達障害の診断があり、担任への依存が強い状態であった。

スクールカウンセラーが担任のコンサルテーションを頻繁に行い、担任の困りの整理を行った。関係者の理解が必要と思われたので、校内ケース会議を開いてもらう。ここで共通理解した方針のもと、担任以外に保護者の話を聞く人を増やすとともに、保護者を福祉や医療の関係機関につなぐことができた。

担任が余裕を持って話を聞けるようになり、保護者も落ち着いて相談できる状態となった。保護者の了解のもとでの関係機関との連携も定期的に行い、生徒の卒業後の支援についても準備している。

【事例3】ヤングケアラーに関する活用事例（ ）＜スクールカウンセラーの配置形態：単独校配置＞

未就園の5歳になる弟がいる中学男子生徒。父はギャンブル依存があり、子ども達を遊興施設に連れ回すことも多かった。本人は、幼少期から遊興施設で終日過ごすこともあった様子。母は、愛情はあるが養育力不足。弟は非常に多動であり、本生徒に頼ることが多かった。本生徒は小学校4年生頃から不登校になり、中学校に入っても続けている。本生徒は、自分よりも家族、特に弟を優先して日々の生活を送り、負担が大きい状態であった。

スクールカウンセラーは、小学4年生時から本生徒とは継続的に、母とは適宜面接を行ってきた。管理職、スクールソーシャルワーカーも加えてのケース会議を実施し、まず、本生徒が学校に行けるように、虐待事案として児童相談所に通告。関係機関とも連携しながら、本生徒の負担を減らせるように、弟の保育園入所の支援を行った。

年度途中ではあったが、関係機関からの支援もあり、弟は保育園入所することができた。それにより、本生徒の負担が減り、自分自身のことを考えることができるようになってきた。

【事例4】教育プログラムに係る活用事例（ ）＜スクールカウンセラーの配置形態：単独校配置＞

中学生200人を対象に、心について学ぶ講座を3年間系統的に行う教育プログラムに取り組んだ。1年生ではストレスについての理解とストレス対応の方法を中心とした講座、2年生では友達との間に起こる葛藤をテーマとした講座、3年生ではライフステージに経験する心の危機を乗り越える過程を中心とした講座を設定し、それぞれ講演やディスカッション等を入れた構成とした。

このプログラムによって教職員は配慮すべき生徒を予め把握することができるようになるとともに、生徒も教育プログラムで使用したストレスに関するチェックシートを利用し、自らの心の状態に目を向けるようになった。また、チェックシートを持参してスクールカウンセリングに来談する生徒もあり、予防的な段階で中学校生活を見直していくなどの役に立っている。スクールカウンセラーのもとに来談する生徒は増え、教職員と連携した支援体制づくりに繋がり、不登校等になる生徒が減少した。生徒の感想文からは自己理解や心の成長が進んだことが伺えた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒，保護者に対するカウンセリングのほか，教職員に対するコンサルテーションや研修の実施等により，不登校やいじめ，問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に向けて学校の教育相談体制の構築に繋がった。

本市では，スクールカウンセラーが相談を行った児童生徒及び保護者の延べ人数やスクールカウンセラーがコンサルテーションを行った教職員延べ人数等を集計している。令和2年度においても多くの相談があり，スクールカウンセラーのニーズの高さ，チーム学校の一員としてその役割が広く定着してきていることを実感している。

また，新型コロナウイルスの影響を受け，生活環境が大きく変わったことによる児童生徒の心身の状況把握及び心のケアを図るため，学校再開時に京都市で作成したストレスチェックシート「こころとからだのアンケート」を実施。アンケート結果の解釈や児童生徒の見立てについてスクールカウンセラーが適宜連携し，支援を行った。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- (1) 児童生徒の課題に対して柔軟かつ即時的に対応することが困難。
- (2) スクールソーシャルワーカーと連携した支援が十分にできないことがある。
- (3) スクールカウンセラーによって，資質やスキル，知識に差がある。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の動向が読めない中で，安心して相談できる環境づくりや，新型コロナウイルス感染症に関する相談への対応が必要である。

< 課題の原因 >

- (1) スクールカウンセラーの勤務がおよそ週1日のため。
- (2) スクールソーシャルワーカーの勤務もおよそ週1日であり，スクールカウンセラーと勤務日が異なる場合があるため。
- (3) スクールカウンセラーの人数が年々増加する中で，個々の資質や経験に違いが生じているため。
- (4) 令和2年3月については，学校の臨時休業等，これまで対応したことのない状況を経て，新たな課題が生じたため。

< 解決に向け実施した取組 >

- (1) 引き続き，スクールカウンセラー配置時間数を拡充した。
- (2) ケース会議において，スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが同席してともに事例を検討するなど，連携の意識は高まっている。勤務の日時調整などを行い，より効果的な連携の方法について模索している。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修を実施することはできなかったが，スーパーヴィジョンの実施や教育委員会が適宜サポートすることによってスクールカウンセラーの活動を支えた。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大に関連し，各種情報や業務指示を随時スクールカウンセラーに発信し，安心して勤務ができるよう努めた。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- (1) から継続して、スクールカウンセラーの勤務時間が限られており、児童生徒の課題に対して柔軟かつ即時的な対応がしにくい状況が続いている。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、不安を抱える児童生徒及び保護者の心のケアは今後も継続して必要になると考える。
- (2) から継続して、スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携について引き続き検討する必要がある。
- (3) から継続して、スクールカウンセラーの資質向上が求められる。
- (4) から継続して、新型コロナウイルス感染症に関する対応が必要である。

< 課題の原因 >

- (1) スクールカウンセラーの勤務がおよそ週 1 日のため。
- (2) スクールソーシャルワーカーの勤務もおよそ週 1 日であり、スクールカウンセラーと勤務日が異なる場合があるため。
- (3) スクールカウンセラーの人数が年々増加する中で、個々の資質や経験に違いが生じているため。
- (4) 感染拡大に伴い、今まで対応したことのない不安定な状況が続き、新たな課題が生じたため。

< 解決に向けた取組 >

- (1) 令和 2 年度、本市の達成目標であった「小規模校を除く全校に年間 2 8 0 時間以上の配置」が完了したものの、まだ配置時間数増加の必要性はある。しかし、本市財政状況は極めて厳しく、改善のための予算確保は非常に難しい。引き続き、スクールカウンセラー（及びスクールソーシャルワーカー）の正規職員化及び教職員定数としての算定による予算措置を希望する。
- (2) スクールソーシャルワーカーとの連携については、双方の役割や動き等への理解を求められるよう働きかけていくとともに、勤務日の調整など人事面ででの対応をできる限り検討する。
- (3) 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修は実施することができなかったが、スーパーヴィジョンの実施や教育委員会のサポートによって、スクールカウンセラーの活動を支えた。今後も、感染状況を考慮しながら、研修の実施について検討しつつ、スーパーヴィジョンについては 3 密を避ける等配慮した上で継続して実施していく。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大に関連し、各種情報や業務指示を随時スクールカウンセラーに発信し、安心して勤務ができるよう努めている。また、スクールカウンセラーが不安に感じていることや対応に迷うことがあれば、適宜相談を受けている。

スクールカウンセラーと相談者が安心して面談を行える環境づくりのために必要なことを検討し、新たに浮かび上がった課題（感染症への不安から不登校となる例や、感染者や濃厚接触者となった児童生徒が学校に復帰する際の働きかけ等）についても、教育委員会及びスーパーバイザーが連携しながら対応していく。

大阪市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校等、学校教育をめぐる様々な課題の対応においては、子どもたちの心のケアが重要な課題となっている。そのため、心の専門家として臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、いじめ、不登校等の課題を中心に、子どもたちや保護者の悩みの相談、教職員の指導上の相談にあたることを主な目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成8年度からいじめや不登校等の課題の解決を図るため、スクールカウンセラー事業を開始し、平成21年度には大阪市の全公立中学校に配置した。また、小学校から中学校へ進学する時期に不登校が急増することや、中学校での相談内容が年々複雑になり相談件数も増加していることから、一部の中学校において配置日数を週2日とし、そのうち1日は中学校区の小学校への派遣を実施し、その拡充に努めている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数）

小学校	83人
中学校	133人

（配置校数）

小学校	195校
中学校	129校

（資格）

・スクールカウンセラーについて

臨床心理士・公認心理師 150人

・スクールカウンセラーに準ずる者について

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に就いて5年以上の経験を有する者 1人

（主な勤務形態）

・単独校	47中学校		（週1日・1回6時間）
・拠点校	82中学校	}	（週2日・1回6時間等）
対象校	195小学校		

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・スクールカウンセラー事業に関する活動方針等を冊子としてまとめている。
- ・年度当初にスクールカウンセラー連絡協議会（全スクールカウンセラー対象）を実施している。
その中で、大阪市としての方針等を周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラー担当指導主事が、各学校を訪問し、教職員の理解を促している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

大阪市スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年12回

(3) 研修内容

回数	日	曜日	時間	研修内容	備考
1	6月4日	木	18:30 - 21:00	地域別研修 5・6ブロック	東成区・生野区 東住吉区・平野区
2	6月12日	金	18:30 - 21:00	事例研究(1)	
3	6月18日	木	18:30 - 21:00	地域別研修 1・2ブロック	北区・福島区・此花区 都島区・旭区・城東区・鶴見区
4	7月2日	木	18:30 - 21:00	地域別研修 7・8ブロック	住之江区・住吉区・西成区 浪速区・天王寺区・阿倍野区
5	7月10日	金	18:30 - 21:00	事例研究(2)	
6	7月16日	木	18:30 - 21:00	地域別研修 3・4ブロック	中央区・西区・港区・大正区 西淀川区・淀川区・東淀川区
7	9月11日	金	18:30 - 21:00	事例研究(3)	
8	9月17日	木	18:30 - 21:00	事例研究(4)	
9	10月9日	金	18:30 - 21:00	事例研究(5)	
10	10月15日	木	18:30 - 21:00	事例研究(6)	
11	11月20日	金	18:30 - 21:00	事例研究(7)	
12	12月2日	木	18:30 - 21:00	小学校担当者研修	

(4) 特に効果のあった研修内容

事例研究(年間7回)

毎回1名のスクールカウンセラーが実践事例を報告し、約20名で協議を行う。協議には、スーパーバイザーが参加し、事例提供者の実践内容及び個々の参加者の意見・感想に対して指導助言を行うことで、参加したスクールカウンセラーが今後のカウンセリング業務に活かすことが期待できる。

地域別研修(年間4回)

大阪市内を近隣の地域別に分け、講話・グループディスカッション・情報交換等を行っている。前半は担当指導主事が「学校の現状について」講話を行い、後半は講話を踏まえて地域ごとにグループディスカッションを行い、全体でグループディスカッションの内容をシェアリングする。毎回スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、単なる情報交換だけで終わることなく、カウンセラーの資質向上につながっている。また、通常の業務ではなかなか難しい、スクールカウンセラー間の「横のつながり」を持つきっかけとなるとともに、特に経験の浅いスクールカウンセラーにとっては、貴重な情報収集・自己研鑽の場となっている。

小学校担当者研修(年間1回)

小学校担当者全員を対象に、情報交換を中心に協議を行う。長年、小学校担当として勤務しているスクールカウンセラーから、小学校担当として苦勞していることや、改善事例について報告を行った。その後、グループでディスカッションや情報交換を行う。最後に、全体でシェアリングを行い、スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、参加者が小学校派遣としての課題や問題点に関して、解決方法や改善策を共有することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：有(2名)

活用方法：スクールカウンセラー研修での指導助言並びに研修終了後における希望者に対する個別のスーパービジョン

(6) 課題

相談内容が複雑になる中、毎年新規に10名～20名程度採用を行っているため、スクールカウンセラーとしての質をいかに担保していくかが課題である。

令和2年度の研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定通りに実施することができなかった。今後も引き続き、感染症の拡大が収まらない状況が続いていくことが考えられるため、集合型の研修会に変わる研修の方法を早急に検討する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】（不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学校5年生の女兒Aさんは3人兄弟の末っ子で、母子家庭である。新学期が始まって間もなく、担任の叱責にパニックを起こしたことをきっかけに、Aさんは不登校になった。しばらくして学校側と母親が話し合い、保健室登校を始める。Aさんは担任との接触を拒み、母親も担任への恐怖があると訴えたため、養護教諭と管理職がAさん親子の窓口になった。スクールカウンセラーは主に保健室でAさんと関わり、母親とは不定期に面接を続けた。養護教諭や管理職とはAさん親子の状態を踏まえた対応を協議し続けた。Aさんはごく一部の教職員としか関わらず、学習もせずに保健室で好きなことに没頭して過ごしていた。それでも一時は保健室登校も難しくなり、母親の不安が高まって学校に不満や要望を訴えることが何度も続いた。そんな中、3学期になるとAさんの新年度への意欲が高まり、教室や授業に少しずつ入ることができるようになり、保健室でも学習する姿が見られた。6年生からは、教室で元気に毎日を過ごすようになった。

【事例2】（児童虐待）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

母親から虐待されていると訴えた中学1年生Aのケース。発達障害を抱え、母親とコミュニケーションがうまくいかない様子である。母親からは、「発達のことは就学時検診から気になっていた、こちらの思いが子どもに伝わらない」と子育てのしんどさを聞いていた。母親はAの父親とは離婚している。再婚して、Aの弟と妹ができた。カウンセリングを始めた当初は、Aは「自分はひとりぼっち、自分はいらいない子」と言っていた。しかし、母親、今の父親、父方の祖母とも話したが、Aのことをとても大切に思っている様子である。母親とAと別々にカウンセリングを重ねた。母親には子育ての大変さに寄り添うようにした。Aには母親の思いを確認できるように話を引き出し、さらに家族の中でのAの居場所を確認する作業を繰り返した。具体的には、母親がAにしてほしいと思っているお手伝いなどをAのできる範囲で実行できるように励まし、できたことをほめていった。

またAのかかりつけの小児科医とも連携しながら対応し、次第にAは落ち着いてきている。

【事例3】（ヤングケアラー）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学校男女児の不登校としてスクールカウンセラーが関わったケース。どちらも、ひとり親家庭、保護者が精神疾患を抱え、身近に頼れる親戚がないことが共通していた。二人によると、学校で嫌なことがあった時、家で叱られることはあっても、自分を庇ってもらえることなどなかった。二人は外の世界で自分の活動を広げるよりも、家事手伝いや親の話し相手になることが必要で、次第に同級生とは接触しなくなっていった。カウンセラーは、親子それぞれと面談を行い、親自身に深刻な傷つきがあり、そこへの支援がなかったことがわかった。親の痛みがわかる子どもは、親が心配しない距離にいようと、気楽に外で活動できない。このような見立てを元に、関係機関と協議をし、不登校の原因を『サボリ』と捉えるのではなく、『ヤングケアラー』であるが故と捉え、親子双方へのチーム学校としての支援を開始した。親の病状が悪く、登校させられない時は、関係機関が動き家庭訪問したり電話で話をしたりする。そうする中で、少しずつ子どもが外に出られる日が出てきた。登校日数だけ見れば、怠惰な生活を送っているように見えるケースの中に、ヤングケアラーとして生きる子がいる。周りと同じでなくとも、その子らしく成長できる方法に関係機関と協力しながら模索している所である。

【事例4】（教育プログラム）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学校では、対人トラブルが多いという状況を聞き、全学級に年に一度、感情認知についてのワークを行っている。具体的には、子どもたちが理解しやすくアレンジした「誤信念課題」を行った。結果、他者の視点や

感情を認知するひとつ前の段階にいる子どもが大半だった。まず自己の感情認知の育ちを促したいと考え、「自分のさまざま感情に気づく、感情を表現する言葉を知る」といったワークを行った。それによって、他者の視点や感情の認知の育ちに波及していくことを目指したいと考えている。

中学校では、1年生を対象に「思春期のこころの発達とカウンセリングについて」の授業をした。自分の感情に気づく、感情の種類を理解する、感情の語彙を習得する、人によっていろいろな感情があることを知る、さらに、こうした気づきによりネガティブな感情を行動でなく言葉で表現して解決していくことや、他者の感情への気づきを促したいと考える。

また、毎年、学校保健委員会にも参加している。保健委員会の子どもたちの発表や養護教諭、学校医からの話がある中で、スクールカウンセラーとしては、新型コロナウイルス感染拡大の状況が子どもたちの心に及ぼす影響と対応の仕方について、講義を行った。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【事業の実績】

年度末、各学校に対しスクールカウンセラー事業についてのアンケートを実施している。その中で成果報告があった事例について記載する。

・小学校では自分から相談を希望する児童は少ないため、授業観察をしたり、担任から聞き取りを行ったりする中で問題を整理していくことが多く見られた。担任との連携、関係作りが不可欠であり、個別の教員によって考え方も違うため、それぞれの教員にとって少しでも助けになるカウンセリングを意識して行っている。

・感染症拡大防止のための休校後、登校しぶりや登校できなくなった児童が増えたが、早い段階で相談につながったケースは、不登校になったり、長期化になったりせずすんだ。問題が深刻化するまえにＳＣにつながり、担任の先生と連携して子どもたちを見守ることが重要だと感じた。

・発達障害に関する相談が多く、その子どもに適した合理的配慮について保護者と話し合う機会が多かったが学校側と調整を行うことができ適切な支援につながった。

(２) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

複雑な相談内容が増えておりチーム学校としての機能をより一層強化する必要がある。

< 課題の原因 >

近年、家族の形が多様化し複雑になっているため、不安定な子どもが多くなっている。

< 解決に向けた取組 >

チーム学校として、管理職・養護教諭・ＳＣ・ＳＳＷ等が定期的な会議を実施し、問題解決を図った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

・ＳＣの資質向上のために計画した研修会を予定通りに実施することが出来なかった。

< 課題の原因 >

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数を制限した研修会だけの実施になり、ＳＣ全員に研修の機会を作ることが出来なかった。

< 解決に向けた取組 >

・担当者がＳＣの個別の悩み事を丁寧に聞くように心がけた。

・今後、オンライン研修等の実施に向けた環境整備が課題である。

堺市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

子どもたちの臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者等をスクールカウンセラーとして学校に配置・派遣し、不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校・高等学校は全校配置している。小学校は92校中25校の配置である。

未配置の小学校は、必要に応じて中学校区内に配置しているSCを活用している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数について

小学校 : 25人

中学校 : 43人

高等学校 : 1人

配置校数について

小学校 : 25校

中学校 : 43校

高等学校 : 1校

資格について

臨床心理士 15人

公認心理師 13人

臨床心理士・公認心理師 27人

主な勤務形態について

小学校、中学校配置 週1日・1回6時間

高等学校配置 週1日・1回8時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・活動方針等に関するガイドライン等はないが、年度当初に連絡会を開催し、活動方針について、教育委員会担当者からの説明と、スーパーバイザーから活動の留意点等についての講話の機会を設けている。
- ・学校園への周知においては、SC配置校や活動方法等について、全学校園に通知文で周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・教育委員会主催の研修を年2回実施、またSC主体の自主研修を年2回実施している。
- ・年度当初に、全小中学校の生徒指導主事（主任）とSC、SSWが参加する会議を設け、学校と関係機関の連携強化を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年4回

(3) 研修内容

- ・スーパーバイザーや有識者による講演
- ・情報交換や事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置(有・無)

活用方法 研修講師

スクールカウンセラーへの指導助言

緊急対応

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの資質向上に向けた研修の充実
- ・スクールカウンセラーは他の自治体等でも活動しているため、研修等の日程調整が困難

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（不登校）＜SCの配置形態：単独校配置＞

小学校の児童（以下、A）

Aは、不登校状態が数年続いており、家ではゲームばかりしていた。保護者は、何とか登校につなげたいと思っており、面談に至った。

Aは、月に1度のスクールカウンセリングに通うようになった。カウンセリングでは、Aの気持ちを聞き、「本当は、学校に行きたいけれど、困りごとが多く、それを素直に担任や周りの人に伝えられない」ということが不登校の原因の一つだということがわかった。

カウンセリングから、Aはコミュニケーションで相手の意図をくみ取ることが不得意であり、見通しをたてて行動することが不得意であることが分かった。担任をはじめ学校に、普段のAへの対応について助言し、Aの特性を理解して接することができるように連携して取り組んでいる。

具体的には、SCが担任と連携しながら、Aが入りやすいクラスの雰囲気づくりをし、授業で質問しやすくしたり、そうじ当番の役割を事前にわかりやすく伝えたり、仲の良い友だちと近い席にするなどの支援を行った。

それ以降、Aは朝早く起きて登校できる日が増え、その後、毎日登校できるようになった。

【事例1】保護者支援のための活用事例（発達障害等）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学校生徒（以下、B）

Bは入学後、保護者から生活態度を注意されると昼夜を問わず、大声で怒鳴る、暴言を吐く、物を投げて壊す、壁を蹴る、家を飛び出すなどしていた。

保護者の希望により、面談を開始することとなった。

保護者からBについて「自分の要求が通らないと気が済まない。勉強が不得意だが、運動は得意。授業態度について職員から注意を受けるのがストレスのようだ。家ではSNSに時間を費やしている。お金を盗んでいることに保護者が気づいていても平気な顔で嘘をつくので将来が心配である。」と語った。

SCから保護者に「発達的な特性があり、それが行動に影響を与えていると考えられる。そして、応用行動分析をもちいることで適正な行動へ変容することができる。」と見立てを伝えた。

学校生活のストレスが大きいことも行動に影響を及ぼしていることも考えられたため、保護者の承諾を得て、学校と情報を共有し、協力を要請した。

SCは、保護者と定期的な面談を継続し、Bとの接し方について指導するとともに、学校にはBの発達的な特性について理解して関わられるよう助言した。

その結果、保護者はBの様子をよく見て、注意したり叱責したりするだけの関わりを見直し、Bの望ましい行動について、ほめるようになった。また、学校では集団ではなく1対1でBの思いを聞き、明瞭な言葉で指導するようになった。このような周囲の対応の変化によって、Bは家でも学校でも徐々に落ち着いてい過ごせるようになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和2年度のスクールカウンセラーの相談件数は、不登校に関するものがもっとも多く、中学校は4,408件、小学校は2,932件で全相談件数の約37%となっている。

スクールカウンセラーが、校内不登校対策委員会等に参加し、情報を共有したり、助言を行ったりすることで、効果的な支援方法を計画し、組織的に不登校児童生徒を支援することができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

スクールカウンセラーを効果的に活用できるように、各学校において相談体制の確立や研修が必要

< 課題の原因 >

1回の勤務時間が6時間（小・中学校）、8時間（高等学校）のため、教職員による放課後の相談時間の確保が難しい。

< 解決に向け実施した取組 >

各配置校の学校等と相談し、可能な限り勤務時間を放課後の時間に充てるなどの工夫を行った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

令和3年度は、全中・高等学校の配置、小学校92校中25校の配置となっている。

未配置の小学校には、中学校区のスクールカウンセラーが対応しているが、十分な相談体制が取れていない。

< 課題の原因 >

小学校配置の拡充に向け取り組んでいるが、予算上厳しい現状がある。

< 解決に向けた取組 >

小学校配置の拡充をめざすとともに、中学校区内での効果的な活用方法について研究する。

神戸市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為・いじめ・不登校等の児童生徒の問題行動等は、依然として憂慮すべき状況にある。最近の問題行動等の特徴として、子供たちが内面にストレスや不満を抱え込み、衝動的に行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。そこで、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを、小中高等学校等および特別支援学校に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成17年度からスクールカウンセラーを配置している。令和2年度は全中学校（義務教育学校含む）、高等学校、工業高等専門学校に月4回の配置を行っている。小学校（義務教育学校含む）は105校で月4回の配置、残り58校は月2回配置している。特別支援学校についても、月2回の配置を行っている。

心の専門家であるスクールカウンセラーは、専門的な視点に立って、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うほか、教職員へアドバイスをしたり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。また、平成25年度からストレスマネジメントなど、心の健康づくりに関する教育プログラムを児童生徒対象に実施している。

緊急事態発生時には、各校からの派遣要請や教育委員会事務局が必要と判断した場合に、スクールカウンセラー・スーパーバイザーやスクールカウンセラーの緊急派遣を行っている。

新規スクールカウンセラーの採用については、一般公募を行い、書類での1次審査を経て、面接による2次審査を行い、採用を決定している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置校数及び人数（全市立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に配置）

小学校	： 163校（義務教育学校前期課程含む）
中学校	： 82校（義務教育学校後期課程含む）
高等学校	： 9校（工業高等専門学校含む、配置人数計10人）
特別支援学校	： 5校
教育委員会等	： 1箇所（スーパーバイザー2人） のべ人数262名 実人数111名
資格臨床心理士	109人（公認心理師のみ 2人）

勤務形態について

単独校	105小学校（義務前期含む）	年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間
	82中学校（義務後期含む）	年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間
	9高等学校（工専含む）	年間35週、1回あたり8時間以内、計150時間
拠点校	29小学校	年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間
	5特別支援学校	年間18週、1回あたり8時間以内、計117.5時間

拠点校に配置するスクールカウンセラーは、拠点校と派遣校と併せた勤務となっている。

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー活用事業実施要項を作成し、全配置校に周知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 年2回開催するスクールカウンセラー配置校連絡協議会において、教職員とスクールカウンセラーが一同に集まり、意見交換した後、中学校区ごとの分散会を開催し、個々の事例に関して意見交換している。
- 長期休業を中心に、スクールカウンセラー対象の資質向上のための研修を実施している。

【 2 】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラースーパーバイザー及びスクールカウンセラー
教職員（管理職又は校内スクールカウンセラー担当者）

(2) 研修回数（頻度）

令和 2 年度 スクールカウンセラー配置校連絡協議会（年間 2 回）

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資料配布にて対応。

スクールカウンセラースーパーバイザー主催による自主研修会（年間 3 回）

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各回を申込人数に応じて分散開催。

(3) 研修内容

スクールカウンセラー配置校連絡協議会の内容

適応指導教室や教育相談指導室の活動内容の説明、スーパーバイザーからの講演「より効果的な S C の活動について」、学校とスクールカウンセラーとの意見交換（配置校ごとに個別対応）など

スクールカウンセラースーパーバイザー主体による自主研修会の内容

スクールカウンセラーが各校で実施している学校アセスメント及び教育プログラムの内容、当該年度の緊急支援体制、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業中及び休業明けの対応に関する情報交換など

(4) 特に効果のあった研修内容

例年、スクールカウンセラー配置校連絡協議会については、教職員とスクールカウンセラーが一同に集まるため、他校の状況を学習できる機会となっている。令和 2 年度は参集することができなかったが、資料配布により対応した。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置（有）： 2 名

活用方法： 神戸市立青少年育成センターに配置。不登校の児童生徒に対するカウンセリングに加え、スクールカウンセラーの相談役として活動している。また、緊急派遣事案の発生時に、アドバイザーとして当該校の支援にあたっている。

(6) 課題

小学校における児童・保護者からの多様な相談が増加しており、S C の小学校への配置拡充の必要性がある。

カウンセリング専用の相談室の確保が、児童生徒の増加等により困難な学校が生じている。

学校の一員として、スクールカウンセラーの資質・能力等の向上を図る必要がある。

「チーム学校」の視点から、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を深めるために研修を継続していく必要がある。

I C T を活用した業務改善とオンラインカウンセリング等の研究

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小中連携のための活用事例（ ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

以下のような活用をすることで連携強化に努めている。

- (1) 小学校から中学校への進学に対する不安感の緩和や、兄弟関係や家庭環境の把握による保護者の安心につなげるため、中学校区内において小学校と中学校に同一のスクールカウンセラーを配置するなど、カウンセリングの継続実施に努めている。
- (2) 小中連携した支援による中1ギャップの軽減、滑らかな接続への一助とするため、中学校区内の各小中学校に配置されたスクールカウンセラーと養護教諭等が情報交換を行う機会を設定。
- (3) 中学校区内の小中学校に配置されたスクールカウンセラーの出勤日を学校間で調整し、それぞれの配置校を訪問、情報交換を具体的にを行う機会を設定。
- (4) 教職員では気づきにくい専門的見地から児童生徒の心身の様子や発達障害等に気づけるよう、スクールカウンセラーが授業中や休み時間の様子の観察や学校行事等への積極的な参加を図っている。また、適切な支援を行うため、特別支援教育課との連携を推進。
- (5) 実情を十分に理解した上で子供たちの様子を多角的にとらえ、実態に即した指導につなげるため、スクールカウンセラーの配置拡充を今後も検討。また、チーム学校としての組織力を高めるため、スクールカウンセラーの配置校、関係機関、地域等との連携のさらなる推進を図る。

【事例2】「児童虐待」についての活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

以下のような活用を行っている。

- (1) SCが認知した虐待に関するすべての情報を管理職、養護教諭、関係教員との間で情報共有。
- (2) 児童生徒の安全確保についてSSW、こども家庭センターや各区役所こども家庭支援室と連携を図り、迅速に適切な支援を行うよう助言。
- (3) 虐待情報があった児童生徒の保護者及び近親者とのカウンセリングや、児童生徒に表れる行動とその理解・対処についての説明。
- (4) 学校の指導体制や保護者対応について、臨床心理士の視点での助言。

【事例3】「性的な被害」についての活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置・教育委員会等配置＞

以下のような活用を行っている。

- (1) 性被害にあった児童生徒への個別の心のケア。
- (2) 性に関する事件についての保護者説明会で、緊急派遣されたスーパーバイザーより動揺する児童生徒に表れる行動とその理解・対処についての説明。
- (3) 性に関する事件について、動揺が見られる児童生徒及びその保護者に対応する担任など、教職員に向けてのカウンセリングマインドやストレスマネジメントに関する助言及び支援。
- (4) 指導体制について、臨床心理士の視点での助言。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（ ）＜SCの配置形態：単独校配置＞

令和2年度は、のべ45校で教育プログラムを実施した。各SCが勤務校の実態に応じて、教職員と協力、工夫しながら教育プログラムを行っている。10～15分で簡単にできるもの、1単位時間を使ったもの、2時間位をかけて行うもの等、形態についても学級・学年単位、学校全体と状況に応じて柔軟に工夫しながら実施した。

中学生を対象にした「ストレスマネジメント」の研修では、コロナ禍の状況で不安を高める生徒を対象にストレスを解消するためのリラクゼーション法の意義と方法を伝え、実際に実践した。

兵庫県教育委員会が実施した心のケアアンケート調査の結果によると第2回調査では「ストレスを解消する方法を知っていて、実際にやっている。」と回答した生徒の割合が高まっており、新型コロナウイルス感染症に関する知識に加え、不安やストレス解消の方法の周知についても各校の取組によって一定の効果があった。

< 昨年度の実践プログラム >

ストレスマネジメント、リフレ - ミング、アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニング

< 具体例 >

- 「対人関係についてのソーシャルスキルトレーニング」
- 「リラクゼーション講座」「思春期セミナー」
- 「新型コロナウイルス感染拡大についての心のサポート」
- 「ストレスマネジメント」「新型コロナウイルス誹謗中傷防止授業」
- 「心の授業」「心の健康について」
- 「3つの話し方～自分の気持ちの伝え方～」
- 「自分も相手も大切にコミュニケーション」
- 「本番に強くなるリラックス法」
- 「いのちとこころの教育（自殺予防）」「LGBT への理解」

【 4 】 成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーの中学校全校単独配置に加え、小学校においても単独配置校を拡充している。その結果、いじめや友人との人間関係、発達課題、家庭内の問題や虐待、不登校等、多様な相談内容に対して、きめ細やかな対応が可能となり、相談件数の増加にもつながっている。

不登校児童生徒に対しても、スクールカウンセラーの専門的な視点による助言や関わり、学校復帰や未然防止に寄与している。

神戸市の主な相談人数 (H30 ~ R 2 年度)

	延べ相談人数	児童生徒	保護者	教職員	その他
平成 30 年度	65,194人	21.9%	20.0%	57.0%	1.1%
令和元年度	67,034人	23.2%	20.0%	55.7%	1.1%
令和2年度	79,205人	24.2%	17.6%	56.3%	1.9%

相談内容区分 (H30 ~ R 2 年度)

	学校の問題					家庭の問題		発達	その他
	不登校	いじめ	友人問題	教職員との関係	その他	虐待	家庭環境		
平成 30 年度	15.6%	0.7%	9.4%	3.7%	19.4%	0.9%	16.1%	13.8%	20.4%
令和元年度	16.6%	0.5%	9.0%	3.2%	20.2%	0.9%	15.7%	12.6%	21.3%
令和2年度	16.7%	0.5%	7.6%	2.8%	18.4%	1.1%	15.7%	11.8%	25.5%

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度 (令和元年度実践活動事例集) に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 小学校への S C 配置を拡充し、単独配置校を増やすこと。また、小中連携しやすい配置の工夫で、学校における教育相談体制の一層の充実を図る。
- ・ 近年、相談件数が急増している特別支援学校への配置について拡充を図る。
- ・ スクールソーシャルワーカーと連携し、学校だけでは解決困難な子供を取り巻く環境の調整を進める。
- ・ 教育相談についての広報活動の推進と、学校と相談機関との連携を強化し、教育相談を必要とする子供や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努める。
- ・ チーム学校の視点からスクールソーシャルワーカーや他の関係機関、地域との連携を深める。
- ・ 配置校増加に伴うスクールカウンセラーの人材確保と資質向上への研修のあり方を検討する。
- ・ 緊急事案発生時、派遣に対応できる数のスクールカウンセラーを確保する。
- ・ 緊急支援マニュアルの改訂を行い、緊急時にスクールカウンセラーが迅速かつ適切に対応できるようにしていく。

< 課題の原因 >

- ・ 暴力行為等の問題行動の低年齢化、不登校児童生徒の増加、低学年を中心とした発達課題に関する保護者の不安等、多様な問題による小学校での相談ニーズが年々高まっている。
- ・ 貧困や虐待等、関係機関との連携支援が必要な事例が増加している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、児童生徒や保護者の不安が増大している。
- ・ 自死や自死企図等、緊急事案が発生し、緊急時に対応できる人材確保の必要性がある。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・スクールソーシャルワーカーを各区1人以上配置することによって、連携強化に努めている。
- ・学校のホームページで、スクールカウンセラーを紹介したり、スクールカウンセラー便りを定期的に発行したりするなど広報活動を行い、子供や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めている。
- ・スクールカウンセラーの研修を通じて、連携をさらに図る。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・小学校へのスクールカウンセラーの配置をさらに拡充し、全小学校を単独配置とすること。
- ・配置校の増加に伴うスクールカウンセラーの人材確保と資質向上のための研修のあり方を検討すること。
- ・現在、緊急支援マニュアルの改訂を進めている。改訂したマニュアルを市内のスクールカウンセラー及び配置校に対して、効果的に周知すること。

< 課題の原因 >

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響やその他児童生徒の不安やストレスの高まりへの対応として、スクールカウンセラーの必要性がさらに高まっている。
- ・全国的にスクールカウンセラーの活用が行われ、スクールカウンセラーが不足している状況にある。
- ・スクールカウンセラーの配置拡充を行う際、新規採用のスクールカウンセラーについて若手で学校現場での勤務経験が乏しいため、資質向上の研修等が必要な状況がある。

< 解決に向けた取組 >

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による税収減等の状況があるが、スクールカウンセラーの配置拡充を引き続き検討していく。
- ・スクールカウンセラーの研修内容をさらに充実させる。
- ・新規採用のスクールカウンセラーについては、担当指導主事及びスーパーバイザーを配置校に派遣し、助言や指導を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況が長期化する中で、必要に応じて業務用携帯電話を活用しての電話相談を認めている。対面による相談を原則としながらも、適切に運用して相談希望者のニーズにこたえていきたい。

岡山市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中高等学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関係する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及びカウンセリング技法の研修を行い、各学校の総合的な相談体制の充実と指導力の向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

・岡山市立中学校37校（全校配置）

・岡山市立小学校36校（全中学校区の小学校1校に配置）

中学校区内の小学校のうち、問題行動や不登校等の状況を総合的に判断して配置校1校を決定する。

・岡山市立高等学校1校（全校配置）

平成29年度より、配置のない小学校へ、同じ中学校区のスクールカウンセラーが月1回程度勤務する体制とした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

・配置人数及び配置校数について

小学校：配置人数 36人 配置校数 36校

中学校：配置人数 37人 配置校数 37校

高等学校：配置人数 1人 配置校数 1校

・資格について

<SCについて>

公認心理士 31人 臨床心理士 6人

精神科医 0人 大学教授等 0人

上記～以外のもので自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

（ の資格を有している場合は の資格者として整理している。 の資格を有している場合は の資格者として整理する。 の資格を有している場合は の資格者として整理している。）

<SCに準ずる者について>

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者 2人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記～以外のもので都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 2人

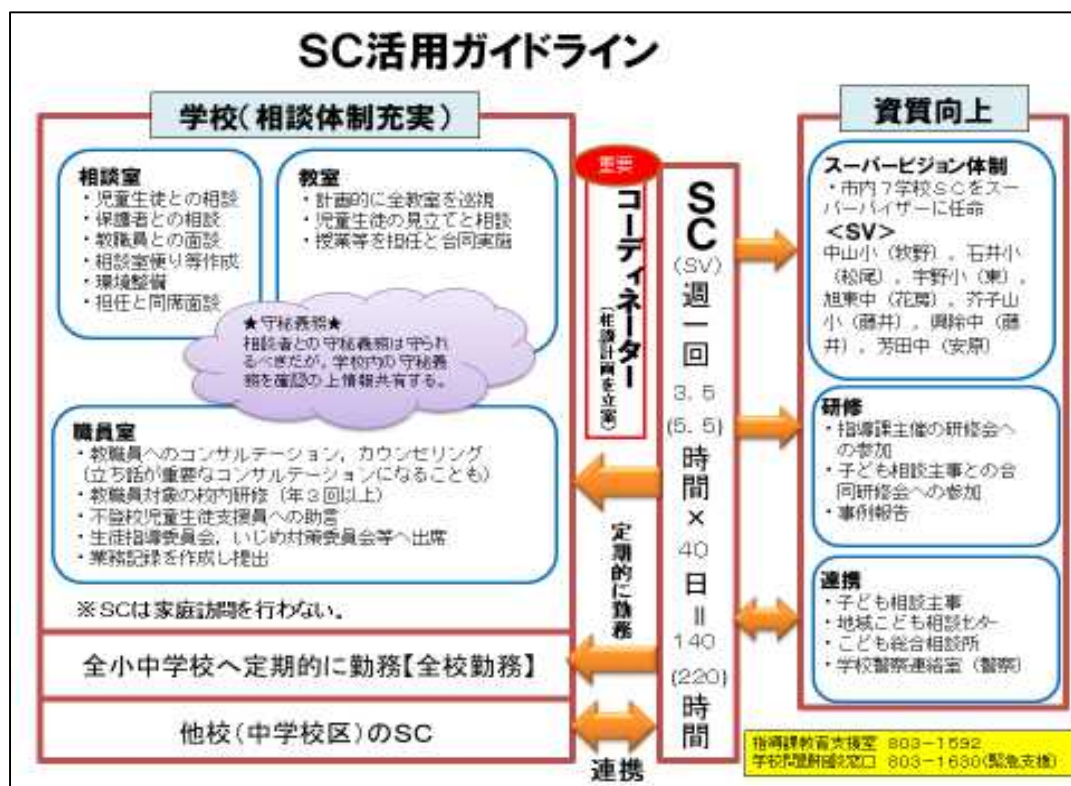
（ の資格を有している場合は の資格者として整理している。）

・主な配置形態について

単独校	27中学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	5小学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	1高等学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
拠点校	7中学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	3中学校	SV：220時間（1日5.5時間×40週）
	27小学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	4小学校	SV：220時間（1日5.5時間×40週）
派遣校	53小学校	（1日3.5時間×年5～10回程度）

中学校及び中学校区の小学校に配置することで、効果的な小中連携ができる体制にしている。

- (4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組
活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組



【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

SC 全員

(2) 研修回数(頻度)

年2回

(3) 研修内容

- ・岡山市適応指導教室の活動について
- ・子どもとゲームやネットの関りを我々はどう捉えるとよいか～テクノロジーとワイルドネス～

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・福祉事務所単位での「子ども相談主事(岡山市SSW)」との情報共有
- ・適応指導教室との連携

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置

経験豊富な7名をスーパーバイザーに委嘱し、経験の少ないSCに対する指導助言を行う体制をつくっている。

活用方法

岡山市でのSC経験が3年未満の者を中心に、個人やグループでスーパーバイザーから事例検討を通して助言を受ける。

(6) 課題

- ・緊急支援に対応できるSCの人材確保
- ・SC以外の仕事を持たれている方が多く、スーパーバイズの開催や開始時間等に制約がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自殺企図を行った生徒のための活用事例（例：不登校、心身の健康・保健、学業・進路）
<SCの配置形態：単独校配置>

中学校3年生女子生徒のケース。中学2年生の3学期頃より、進路に対する漠然とした不安が高まっていた折に、新型コロナウイルスによる臨時休校が決定。進級後も休校が続いている状況下において、クラスメイト等との関りが十分にもてずに孤立感が高まり、将来への希望がもてずに自宅にて数度の自殺企図を行う。

学校再開後、母親が来談。SCは事実確認を行いながら母親の不安を傾聴し、家庭でできる関りを助言する。また、母親の同意を得て、担任、学年主任、管理職と情報共有を行う。当時、登校していた当該生徒の様子に変化は見られなかったため、見守り体制をとることとした。

2学期に入り、不登校となった当該生徒に母親と担任が働きかけ、SCとの面接相談が開始される。相談の経過は、当該生徒の同意を得たうえで関係教員間で共有され、相談前後で担任が当該生徒と話す時間を設けたり、母親も「先生たちへの質問事項」を当該生徒に託すことで登校の機会を増やそうとしたりするなど、様々な関りを増やすように努めた。その後、自殺企図は行われず、医療機関を受診した際も回復傾向にあると判断された。

最小限の教員間で情報を共有しつつ、主に教員は進路等の自己実現に向けて、SCは心理的アセスメントを行いながら心の健康と自己実現に向けて、当該生徒の保護者とも連携をとりながら対応をすることができた。

【事例2】児童虐待への対応のための活用事例（児童虐待）<SCの配置形態：拠点校配置>

小学3年生男児、3人兄弟の長男。家で癩癩を起しやすく、自傷行為もあったため、現養育者である実父からの相談。

両親は2年前に離婚し3児の親権は全て母親にあったが、1年程前に母にパートナーができ、3児とも祖母と実父が養育するようになる。時々実母宅へ行くが、パートナーから弟への暴力を目撃して以来、本児は母宅へ行こうとしない。この件以外にも、暴力行為で警察に相談しており、物理的行為があればすぐに警察が動いてくれる話になっているとのこと。パートナーからの暴力と、実母がそれを制御できず放置している状態である。祖母の来談もあり、実父と協力できることを確認したうえで、児童手当の受取人変更について福祉事務所に相談することを勧める。また、親権に関しては弁護士と相談し、無料法律相談を紹介。

主訴は子どもの行動上の問題であったが、背景には大きな家庭の問題があり、福祉事務所、弁護士会と連絡を取り合い、親の問題についての解決を図るとともに、今後も本児の行動上の相談は継続して行うこととした。

【事例3】被害を受けた児童のケアのための活用事例（性的な被害）<SCの配置形態：拠点校配置>

小学6年生女児のケース。親からの暴力、暴言のため、リストカットをしており、学校、SC、子ども総合相談所で情報共有をして、継続的に見守りを行っていた。また、家族とも連携し、精神科への受診も行っている。本児は小学4年生の時からSCとの関りがあり、話ができる関係が続いている。夏休みに本児がSOSダイヤルに不安を訴えるなど、不安定な状態になったが、学校で先生に話を聞いてもらうことで落ち着きを取り戻し、2学期は落ち着いた様子で登校できていた。

3学期になり、本児がSCに養父からの性的虐待を訴えたことで、学校が子ども総合相談所に通告。一時保護となった。その後、母親も含め、関係機関とケース会を実施し、本児へのケアを継続して行っている。

【事例4】校内研修のための活用事例（ 校内研修 ）＜ S C の配置形態：拠点校配置 ＞

教員とのコンサルテーションや、生徒に関する相談を受けるときなどに、子どもや子どもを取り巻く現状をどのように整理したらよいか、また子どもを理解するためにどのような情報を集め、評価したらよいかについて困っている、判断に迷っている教員がいることが分かった。

そこで、子どもの実態を把握するアセスメント力と実践力の向上を目的として、「気になる子ども・困った子どもへの支援方法の検討～行動を「観る」ことからのアプローチ～」というタイトルで教職員研修を行った。内容は次の5つの項目で構成した。

子どもを「観る」ことの目的

何のために子どもを観察し、情報を集めるのか、また、それら情報収集の視点や評価基準とはどのようなものかについて確認を行った。

確かな目で子どもを「みる」とは

主観に偏らず、事実として評価することのできる情報を集め、実態を把握するために不可欠なポイント及び医療機関等、他機関からの情報の活用について述べた。

子どもの「何を見る」べきか

子どもにまつわる情報や子どもを取り巻く環境の理解、子どもと環境との関わり、相互作用の理解について説明した。

集めた情報から仮説を導くには

個と環境の相互作用という観点から、様々な困った状況を整理し、子どもにとってそれらの行動、出来事がどのような意味、働きをもっているかについて理解する方法を伝えた。

生徒への支援につなげるには

上記のアセスメント、仮説から具体的な支援方法の策定、実践を行う上での視点やポイントについて確認した。

《実施の効果》

研修後、教員とのやりとりの中で、主観的な判断で子どもの困り感を判断していたこと、子どもの言動の意味を考える視点が足りていなかったこと、多面的な視点・様々な情報から子どもの困り感を理解し、支援につなげることの重要性についてのコメントが多くあった。

また、研修以降、様々な事例について情報交換する時や相談を受けた際の教員の情報のまとめ方や分析に変化が見られ、より効率的な連携・支援実践が可能となっている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談実績（過去5年間の配置校、相談件数の推移）

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
配置小学校	36	36	36	36	36
配置中学校	37	37	37	37	37
配置高等学校	1	1	1	1	1
配置校合計	74	74	74	74	74
相談件数(児童生徒)	3,971	3,782	3,681	3,710	3,353
相談件数(教職員)	5,418	5,999	6,355	6,598	6,782
相談件数(保護者)	2,112	2,012	2,327	2,393	2,673
相談件数合計	11,501	11,837	12,363	12,793	12,808

学校の評価

- 「ＳＣの配置が不登校や問題行動等の未然防止に効果があった」ととらえている学校の割合
73%（前年度72%）
 - 「ＳＣの配置が不登校や問題行動等の早期対応（状況に応じた対応）に効果があった」ととらえている学校の割合
85%（前年度91%）
 - 「ＳＣの指導・助言が学校の相談体制の確立や教職員の指導力向上等に効果があった」ととらえている学校の割合
81%（前年度91%）
- ＳＣを活用したケース会議
198件（前年度比41件減）

（２）課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・不登校や発達障害に関する相談等に加え、ネット依存やゲーム障害等新たな相談内容へ対応するための知識や関係機関との連携について研修が必要
- ・ＳＣの専門的な見立てやカウンセリングに関する研修等の実施による教職員のスキルの向上

< 課題の原因 >

- ・ゲーム障害等、新たな相談内容に関しての研修の機会がない。
- ・教職員のスキル向上については、継続した取組が必要なため。

< 解決に向け実施した取組 >

- ・精神科専門医を招いて「子どもとゲームやネットの関わりを我々はどう捉えるとよいか」という内容で研修会を開催し、各勤務校で内容を周知した。
- ・年3回の校内研修を実施し、教職員のスキルアップへの助言を行った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・不登校や発達障害に関する相談等に加え、ヤングケアラー等新たな相談内容へ対応するための知識や関係機関との連携について研修が必要
- ・ＳＣの専門的な見立てやカウンセリングに関する研修等の実施による教職員のスキルの向上

< 課題の原因 >

- ・ヤングケアラー等、新たな相談内容に関しての研修の機会がない。
- ・教職員のスキル向上については、継続した取組が必要なため。

< 解決に向けた取組 >

- ・ヤングケアラーに関する基本的な知識や相談対応について研修会を実施する。
- ・ＳＣは、校内研修や勤務時のコンサルテーション等を継続し、教職員のスキルアップへの助言を行う。

広島市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応等のために、すべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から順次、市立中学校を中心にスクールカウンセラーを配置拡充し、平成18年度には全ての市立中・高等学校への配置を完了した。

中学校における不登校やいじめ等の減少に向けては、小学校段階からの早期支援の充実が重要であることから、平成18年度から中学校に配置したスクールカウンセラーを校区内の小学校へ計画的に派遣し、小学校における教育相談体制の充実を図っている。

平成23年度からは特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置し、すべての市立学校へのスクールカウンセラーの配置が完了した。

平成25年度からは、大きな社会問題となっているいじめの問題や、依然として相当数に上がり、複雑化、多様化している暴力行為等の問題行動や不登校などへの適切な対応や各学校の教育相談体制の強化のため、配置時間を小学校は週2時間から週4時間に、中学校は週6時間から週8時間に拡充した。さらに、令和元年度からは、学校規模による相談件数等の差異を考慮し、27学級以上の小学校に週6時間、24学級以上の中学校に週12時間と拡充している。

また、平成28年度から、「広島市いじめ防止等のための基本方針」において、スクールカウンセラーを各学校の「いじめ防止委員会」の構成員とすることと規定していることから、スクールカウンセラーが本会議に出席するための時間として、全小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、年間4時間（2時間×2回）を新たに措置し、令和元年度には年間24時間（2時間×12回）に拡充している。

令和3年度に向け、小中学校の指定校に対して、小学5・6年生、中学1・2年生の各学級を対象に、1学級2時間の命を大切にする教育（自殺予防教育）のための措置時間の拡充を計画している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数		配置校数	
小学校	: 60人	小学校	: 141校
中学校	: 58人	中学校	: 63校
高等学校	: 10人	高等学校	: 8校
中等教育学校	: 1人	中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 1人	特別支援学校	: 1校

資格

（1）スクールカウンセラーについて

公認心理師	62人
臨床心理士	9人
精神科医	0人
大学教授等	1人

上記 ~ 以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人

医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

上記 ~ 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

主な勤務形態

単独校	8 高等学校	(週1日・1回8時間)
	1 中等教育学校	(週1日・1回8時間)
	1 特別支援学校	(週1日・1回8時間)
拠点校	6 3 中学校	(週1日・1回8時間)
対象校	1 4 1 小学校	(週1日・1回4時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

事業の目的、スクールカウンセラーの役割、職務及び具体的な活動、学校が行うこと、教育委員会が行うことなどについて示す指針を策定し、各学校に通知している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育センターにおいて、全校の生徒指導主事や教育相談担当教員を対象とする集中研修を実施し、その中で、いじめへの適切な対応や不登校への効果的な支援、的確なアセスメントに基づく児童生徒理解など、様々な視点でスクールカウンセラーとの連携について触れ、理解促進を図っている。

【 2 】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数 (頻度)

年 2 回

(3) 研修内容

活動内容やサービス、校内体制への位置づけ方や相談方法、児童生徒や保護者への啓発・広報の方法などについて、スーパーバイザーによる講話やグループ協議等を通して確認し、スクールカウンセラーが複雑化・多様化する児童生徒をめぐる問題に的確に対応できるよう、専門分野に係る力量の向上を図っている。

(4) 特に効果のあった研修内容

学校いじめ防止委員会等への参加の他、授業観察や家庭訪問等、カウンセリングルーム外におけるスクールカウンセラーの取組について、取り組むにあたって留意・工夫したことや、取り組んだことによる成果、今後も取組を継続するにあたっての課題等について交流・協議し、より積極的なスクールカウンセラーの活動についての研修を実施した。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置

スクールカウンセラー等が直面する課題や事例等について、専門的な見地から助言を受けることができるようにスーパーバイザーを 1 名配置している。

活用方法

スクールカウンセラー等が円滑に職務を遂行するための助言

スクールカウンセラー等と学校間の諸課題についてのアドバイスやコンサルテーション

新任スクールカウンセラー等への面接

スクールカウンセラー連絡協議会の研修講師

その他、緊急の問題が発生した学校への支援

(6) 課題

複雑化・多様化している課題に適切な指導・助言をするためには、今後もスクールカウンセラーの資質能力の向上を図る必要があることから、スクールカウンセラーの研修強化を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校児童へのサポート体制づくりのための活用事例（不登校）＜拠点校配置＞

夏休み明け頃より、欠席や登校しぶりが見られ始めた小学生女児の事例。学習への不安感や担任への不信感、家庭環境の不安定さを抱えていた。母親の送迎により登校は出来ても、教室へ入ることへの不安感が強かったため、校内の「ふれあいひろば」でふれあいひろば推進員が対応することとなったが、小規模校で今までに不登校事例がほとんどなかったために、不登校支援の体制が確立されておらず、当初混乱が見られた。

スクールカウンセラーは、管理職と相談し「ふれあいひろば」の目的や利用する上での決まり事などを記した手引きを作成することを勧め、児童・保護者・学校との間でルールの共有を行った。また、ふれあいひろばでの過ごし方についても、本人が出来る範囲での約束を児童と教員との話し合いで決め、視覚化した。さらに、教室復帰に向けて担任との信頼関係を築くため、担任が空き時間に本児童と関わることができるよう体制づくりを行った。

その後、担任・ふれあいひろば推進員・管理職の手厚いサポート体制により、徐々に教室で過ごすことのできる時間が増え、年度末までに教室復帰することが出来た。

【事例2】貧困家庭の子どもを救済するための活用事例（貧困の問題）＜拠点校配置＞

小学生のケースで、複数の兄弟が小学校に通っていたが、皆学校で必要なものが揃わず、また遅刻や休みが多かったため、保護者とスクールカウンセリングを実施した。

定期的に面談を行う中で、徐々に家庭内のことを話してくれるようになり、さらに家庭内の状況を正確に把握するため、学校、SSW、区役所と連携した。経済的に厳しい家庭ではあったが、学校で最低限必要な用具を買うことは可能であると判断され、役所から保護者の方に金銭管理の指導を行い、規則正しい生活、入浴や歯磨きなどの基本的な習慣については、学校と放課後児童クラブとで連携して指導した。

このように、学校だけでなく、地域の関係機関とも連携をとり、多角的な方向から家庭をサポートすることで、保護者も様々な支援者と繋がるようになっていった。

【事例3】幼い姉妹の世話をする子どもへの学習環境守るための活用事例（ヤングケアラー）＜拠点校配置＞

小学生女児のケースで、遅刻しがちで中々教室に入れなくなったことからスクールカウンセリングを実施した。はじめは友人関係のしんどさを訴えていたが、徐々に家庭環境に問題があることが分かってきた。保護者はまだ非常に若く、女児の下にまだ複数の幼児がおり、その幼児らの世話の多くを女児が担っていた。また食事や洗濯などの生活面も女児が自立することを余儀なくされ、そのことが女児の中で大きな負担となっていた。

担任や生徒指導主事などと情報を共有し、チームで女児の訴えをサポートする体制を作った。保護者にも協力を求め、保護者が女児の負担を認識し、労う声かけが重要であることへの理解を得ることができた。

その後女児は、遅刻した日や家庭でしんどいことがあると、教室ではなくふれあいひろばを利用し、その日にスクールカウンセラーや事情を知る先生に話すことができるようになった。

また家庭において、保護者が時に感謝の言葉や女児のやりたいことを優先してくれることも出てきた。女児の兄が通う中学校とも連携を取り、家庭の様子を共有することで、正確な状況把握をし、女児が中学生になっても切れ目のない支援を行える体制を整えることが出来た。

【事例4】新型コロナウイルスに関する差別を予防するための活用事例（教育プログラム）＜拠点校配置＞

今年度、広島市でも児童・生徒が新型コロナウイルス感染症と診断され、臨時休校となる学校が相次いだ。すべての学校に対してスクールカウンセラーは、事前に担当校の児童・生徒、保護者、教員に対して、心理教育的な内容を取り入れたお便りの配布を行った。

内容は、子どもにも分かりやすい言葉で「自身や身近な人たちが感染したとわかった時に、どのような感情が

起こるか」「そのような感情が起こった際に、どのように考え、対処するのか」「再登校した時にどのような声掛けをするのがよいだろうか」を伝え、考えさせるものにした。

実際に、感染者が出て臨時休校になった学校では、休校中にスクールカウンセラーが教員に対して研修を行った後、学校再開時に全校（すべてのクラス）において、スクールカウンセラーが事前に配布したプリントを元にした心理教育を取り入れた授業を行い、担任を通じて児童生徒に予防的な介入を行うことができた。

スクールカウンセラーと教員が新型コロナウイルス感染症による差別を予防するために、子どもたちに何をどのように伝えるべきかを、ともに考える機会となった。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

教職員にとっては、校内研修会等でスクールカウンセラーから指導・助言を受けることで児童生徒理解が深まり、児童生徒に効果的な支援ができるようになってきている。

児童生徒にとっては、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを受けることで、精神的な安定が図られ、意欲的に生活ができるようになったり、不登校傾向の児童生徒を支援するために校内に設置した「ふれあいひろば」や教室に登校できるようになったりしている。

保護者にとっては、子どもへの理解や接し方等の助言がスクールカウンセラーから得られることで、安心感が増し、子どもへの適切な声かけ等が行えるようになってきている。

昨年度のスクールカウンセラーの成果について、スクールカウンセラー配置校からの回答は以下のとおりであり、一定の成果が出た。

- ・ ＳＣによる研修会等の実施により教職員の力量が向上した … 84%
- ・ ＳＣのカウンセリング等により児童生徒等の問題が改善された … 64%
- ・ ＳＣのカウンセリング等により保護者の安定が図られた … 96%

スクールカウンセラー相談件数（平成29年度～令和2年度）

< 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校 >

(単位：件)

平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計
8,270	6,646	17,724	32,640	8,534	7,222	19,223	34,979	9,752	7,999	20,432	38,183	11,954	7,983	25,221	45,158

(２) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

児童生徒のレジリエンス（こころの回復力）を高めることや、ＳＯＳを出すことができる子どもを育成することを目的し、学校とスクールカウンセラーが連携して取り組む体制を整備していく必要がある。

< 課題の原因 >

近年、リストカットなどの自傷行為を繰り返したり、「死にたい」「消えてしまいたい」という訴えを繰り返したり、ちょっとした友人関係のトラブルから登校できなくなる、といった心配な児童生徒の状況が見られることから。

< 解決に向け実施した取組 >

学校とスクールカウンセラーが連携し、ＳＯＳの出し方等に関する授業を研究し、全校に広めるなど、命を大切にす教育（自殺予防教育）を行った。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

昨年度に引き続き、児童生徒のレジリエンス(こころの回復力)を高めることや、SOSを出すことができる子どもを育成することを目指し、学校とスクールカウンセラーが連携して取り組む体制を整備していく必要がある。

< 課題の原因 >

新型コロナウイルスが猛威を振るい、今までとは違った生活様式を強いられ、様々な場で制限のある生活を送る中で、昨年度にも増して「死にたい」「消えてしまいたい」という訴えが多くみられ、登校できなくなる、といった心配な児童生徒の状況が見られることから。

< 解決に向けた取組 >

学校とスクールカウンセラーが連携し、SOSの出し方等に関する授業を研究し、全校に広めるなど、命を大切にす教育(自殺予防教育)を推進する。また、ふれあいひろばの活用の充実を図ることで、不登校(傾向)の児童生徒の心のケアや学力保障を行い、多様化・複雑化している個々のニーズに対応していく。

北九州市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実に資することが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成16年度より、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置している。今後も、文部科学省の動向を視野に入れて配置する。

配置は拠点校方式とし、中学校全62校に会計年度任用職員（時間額、月額）を配置して、中学校から校区の小学校へ派遣する。（令和2年度：月額の会計年度任用職員を12校に配置）

その他、高等学校及び専修学校、特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

- ・配置人数：65名（うち月額嘱託員6名）
- ・配置校数：小学校129校、中学校62校、高等学校1校、専修学校1校、特別支援学校8校
- ・資格：公認心理師と臨床心理士資格保有者55名、臨床心理士のための資格保有者8名

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・現在、ガイドラインの策定に向けて検討している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・「アンガーマネジメント研修」、「対人スキルアップ研修」、「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）研修」などの教職員に対する各種研修を実施し、スクールカウンセラー事業の理解促進に向けて取り組んでいる。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

スクールカウンセラー活用事業研修(教育委員会主催):年3回

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンデマンドで1回実施

(3) 研修内容

スクールカウンセラー活用事業について

小学校5年生全員面接について

コロナ禍における長欠・不登校等の状況

SUTEKIアンケートについて

実践事例研究等

(4) 特に効果のあった研修内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、オンデマンドでの開催とはなったものの、情報提供、情報共有を行うことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置:有

活用方法:月額会計年度任用職員に対して4か月に1回程度実施

(6) 課題

SVを活用した研修体制の充実

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1 - 1】登校渋り児童のための活用事例（不登校、心身の健康・保健、発達障害）

< SCの配置形態：拠点校配置 >

対象児童：小学校高学年女子

概要及び対応経過

- ・ 前年度まで欠席等見られなかったが、休校・分散登校になった頃から登校をしぶり、母親から離れようとしなない。人目もはばからず幼児のように泣きじゃくることが増える。
- ・ 別室で対応する一方で、好きな教科の学習は教室で参加できる。
- ・ 振る舞い方や物の言い方が気になる面もあり、担任、支援加配等と連携をとりながら対応を進める。
- ・ 本人との関わりは担任が行い、SCは母親とのカウンセリングを重視し定期的に面接を行った。
- ・ 教育相談へつなげる。
- ・ 本人は次第に落ち着き、教室で過ごせる日も増えてきた。また、母親が「人に頼る」ことに抵抗がなくなり、子育ての些細な心配事も学校やSCに相談できることも増えてきた。

【事例1 - 2】本人や家庭に難しさがある不登校生徒のための活用事例（不登校、家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く）、心身の健康・保健、発達障害等）

< SCの配置形態：拠点校配置 >

対象生徒：中学生女子

概要および対応経過

- ・ 小学生の頃より対人関係を築くことの難しさや登校しぶりがあった。
- ・ 中学入学後は、きつさを抱えながらも登校ができていたが、少しずつ登校の回数が減ったり、遅刻が増えたりするようになってきた。
- ・ 本人の気持ちや保護者自身の困り感の整理が必要であったため、本人、保護者共にSCへの相談に繋がる。
- ・ 面接を重ねていく中で希死念慮、家庭環境の難しさ、本人の特性等複合的な難しさが見受けられたため、関係機関とも連携しつつ、支援を続けていった。
- ・ 関係機関や学校、SCが本人や保護者との関わりを継続する中で、本人の表情も良くなり、本人や保護者、家庭環境も少しずつ落ち着いてきた。
- ・ 今後も関係機関との連携を継続しつつ、学校復帰を見据えた対応を検討している。

【事例2】児童虐待のための活用事例（児童虐待）

< SCの配置形態：拠点校配置 >

対象児童：小学校高学年女児

概要・対応経過

- ・ 生活リズムについて困っているとのことで、SC面談開始。
- ・ 主訴については改善が見られたが話を聴く中で兄弟からの身体的・精神的暴力が話題に上がる。
- ・ 本児の許可を得て、担任・養護教諭と情報共有する。
- ・ 再度あった場合には、養護教諭・担任に伝えること、SCにも話ができることを伝えると安心した表情を見せた。
- ・ 担任に、様子観察と定期的に本児と話をすることを依頼する。

【事例3】性被害のための活用事例（性的な被害）

<SCの配置形態：拠点校配置>

対象児童：小学校高学年女子

概要・対応経過

- ・ 本児が下校中、性被害を受けたとの相談が保護者からSCにあり、関わりを開始。
- ・ 保護者との面接後、本児との面接も経て学校管理職・本児と関わりのある職員との情報の共有の承諾を得、学校での支援体制を構築。
- ・ 定期的に保護者、本児との面談を実施。少しずつ改善が見られた。

【事例4】スクールカウンセラーを講師とした校内研修の事例（校内研修）

対象：全教職員

研修内容：アンガーマネジメント研修、メンタルヘルス研修、対人スキルアップ研修

実施内容

コロナ禍であったため、各学校内での集合型研修は実施せず、スクールカウンセラー作成の研修動画をもち、各学校で校内研修を実施した。

通常であれば、各研修においてスクールカウンセラーが講師となり、パワーポイント資料や本市作成パンフレット「だれにでも、こころが苦しいときがあるから・・・」等を活用し、研修を行っている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【児童生徒へのスクールカウンセラー活用】

令和元年度に対し令和2年度は、小・中学校におけるスクールカウンセラーへの延べ相談件数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校休業等により、43,285件から38,501件に減少したものの、心のケアの観点からスクールカウンセラーへの心身の健康等に関する相談内容が増加した。このことから、子どもたちの不安感等に寄り添った対応を各学校で行うことのできた成果と考える。

また、平成30年度から予防的対応部分の重点的取組として、全小学校でのスクールカウンセラーによる5年生全員面接を実施しており、全員面接を通してスクールカウンセラーが児童にとって相談しやすい存在となっている。

【教職員へのスクールカウンセラー活用】

教職員への研修として、スクールカウンセラーによる「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎(自殺予防教育)」「アンガーマネジメント」「対人スキルアップ研修」を毎年実施しており、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、オンデマンドで実施した。このことにより、教職員の資質向上を図ることができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 不登校児童生徒の問題について、スクールカウンセラーをどのように活用すると有効か、検討する必要がある。

< 課題の原因 >

- ・ 不登校児童生徒の問題も含め、スクールカウンセラーをどのように活用するかなどを総括的に定めたガイドラインがないため。

< 解決に向けた取組 >

- ・ 本市における不登校等に関する有識者会議において、スクールカウンセラーの代表が委員として参加し、その活用について検討をしている。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 不登校児童生徒の未然防止や早期対応について、スクールカウンセラーをより有効的に活用するための方策の検討。
- ・ スクールカウンセラーをより活用するため、スクールカウンセラーの資質向上に対するスーパーバイザーの在り方の検討

< 課題の原因 >

- ・ 本市における不登校等に関する有識者会議の指針に対して、スクールカウンセラーの具体的内容についてガイドラインを作成できていないため。
- ・ スーパーバイザーについてのガイドラインが作成できていないため。

< 解決に向けた取組 >

- ・ スクールカウンセラーの具体的な対応・取組についてのガイドライン作成について検討する。

福岡市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校など、児童生徒や保護者の心の悩みなどについてカウンセリングなどを行い、心の問題の改善に向けた支援を行うため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・H30年度から1校区1日4時間、年80日を基本。SC1人が2中学校区程度担当。小学校の配置日数を増やし、全小学校に毎月配置（最大月2回）、年10～20日配置
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関する不安や恐れなど、特に小学生は心身共に影響を受けやすいことから、小学校のスクールカウンセラーの配置日数を倍増した。
離島の学校は「心の教室相談員」を配置 1日4時間 年間50日

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

46人

配置校数

小学校 : 142校

中学校 : 67校

高等学校 : 4校

特別支援学校 : 8校

資格

臨床心理士、公認心理師

主な勤務形態について

単独校 4 高等学校

拠点校 67 中学校 2 特別支援学校

対象校 141 小学校 6 特別支援学校

原則週2日・1日4時間程度とし、児童生徒数に応じて日数を調整し決定している。

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・策定の状況 有
- ・内容「小学校でのスクールカウンセラーの活用について（通知）」
- ・小学校での活用をより推進するために、各学校へ通知した。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・研修、連絡協議会をオンラインで実施（2回）
コロナウイルス感染症の影響により中止になった研修あり

【 2 】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー
- ・小中高等学校、特別支援学校のスクールカウンセラー担当（教頭・主幹教諭・教諭）
第 1 回はコロナのため中止

(2) 研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年間 3 回） 第 1 回はコロナのため中止

(3) 研修内容

- ・「小学校勤務について」実践発表、グループ討議、シェアリング
- ・「緊急支援について」 事例発表、グループ討議
- ・スクールカウンセラーへ期待することについて 各学校からのアンケート結果を項目に分ける作業

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・経験別に分けたグループ討議

テーマ「各学校の期待に対して、どのように対応していくべきか」

- ・学校の指導上の困り感（コロナ禍における児童生徒、保護者への関り）
- ・不登校児童生徒への支援
- ・教育相談コーディネーターとの関係づくり 等

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置（有・無）

活用方法

- ・日頃より、各カウンセラーからの相談に、より専門的な立場から指導助言する。
- ・研修会の内容を決めるにあたって、SVの意見をもとに内容を決めた。
- ・研修会の中で、質問に対して的確に答えたり、全体的な指導に関する講話をしたりする時間を確保した。
- ・緊急支援の学校対応

(6) 課題

- ・令和 3 年度、SCの大量募集に伴い、さらなる研修が必要であると考えている。
- ・今後、SCとSSW、登校に支援を要する児童生徒に専任で対応する教員による合同の研修等も実施し連携して児童生徒への支援ができるようにしていくとともに、スーパーバイザーを増員し、資質向上を図っていく。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校の生徒のための活用事例（不登校、学業・進路、貧困の問題）＜拠点校配置＞

中学2年生。連休明けより欠席が続く。担任と登校支援担当教員による家庭訪問もあり、別室登校を利用する。その後、別室利用の生徒が増え、その中には共通の趣味もあり、気が合う生徒もいた。

A子とSCとの関わりは挨拶がてら顔を見に行くところから始まった。別室登校の生徒とは予約を設定して面談をすることもあったが、休み時間を利用して雑談をすることもあった。

A子と面談中、友人の話になる。自分を慕ってくれてうれしいこと等の話があったが、その中で友人の持ち物の話となる。友人の物は値段が高い。ほしいけど、自分は買えない。という話から家庭の経済状況の話となる。

家庭の事情によりA子自身進学への意味があまり見いだせず、アルバイトをしながら興味のあることをしたいという話であった。家の経済状況については詳しいことはよく分からないとのことであった。

担任と登校支援担当教員と情報を共有。進路に対して改めて確認すると同時にSSWにも情報を共有し、家庭が利用できる資源の情報提供を、担任を通じて行ってもらうようにした。本人と保護者共に担任との関係がよく、通信制・単位制の高校の情報提供や奨学金の話等がスムーズにできていた。実質的な家庭支援への情報提供や進学に関しては担任やSSWが、SCは本人と面談を重ねる中で家庭の状況についてもそれとなく聞くようにしていたが、家庭的に厳しい状況の中、A子がすでにできていることに焦点を当てるようにしていた。

その後、単位制の高校に保護者本人共に興味を持ったようで進学の意欲が出てきた。進学の見通しがついたことで本人の気持ちも明るくなった。

【事例2】虐待で苦しむ生徒のための活用事例（児童虐待）＜拠点校配置＞

中学2年生。父親より暴言や殴られたり、物を投げつけられたりすることがあった。現在は殴られることはなくなっているが、今でも父親が怖くて仕方ない。自分が居なくなれば良いのではないかという気持ちがあり、ずっと「死にたい」との気持ちを持っている。

一度、死んでしまおうと行動に移しかけたときはあるが、家族に止められた。席に座っていることは出来るが、身体が終始動いているなど発達の難しさも伺える。病院には行っており、現在は心理検査を実施している。病院で今後も暫くは検査の予定であり、カウンセリングが出来ないため、心のケアに関しては医師の許可のもと学校で対応することになった。また、本人の感情の起伏、特に怒りの感情、が大きくなっている様子が伺えた。薬に関しては病院に相談するように伝えつつ、本人がイライラに対してどう対応していくかを話していくことにした。本人の許可を取り、上記の内容を学校で共有した。

その後、母親と養護教諭を通して情報共有をしたところ、経済的なDVも疑われたため、SSWと母親を繋ぐこととなった。SSWが母親と話した結果、福祉サービスに繋ぐことが決定した。SSWや養護教諭などの教員と協働してこれからも本人、家庭に対して支援を行っていく予定である。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（ヤングケアラー）＜拠点校配置＞

中学生。体調不良、登校渋りが続いていた生徒の母親と面談を行い、生徒自身も登校しぶりや体調不良で欠席が見られていたため、家庭での様子等も含め学校と共有を行った。その時の保護者の様子から、SSWへの相談も含め家庭全体への支援を検討した。その後、関係者より行政サービスへ相談があり、子どもの置かれている状況が明確になる。父親は仕事のためほぼ不在で、家事の一部、母親や兄弟への対応における負荷が本人にかかっていたようであった。当該生徒と面談を継続し、保護者への対応について話し合い、本人の許可のもと担任・SSWと共有を行なう。当該生徒とは週1～2に1回の面談を実施。面談の中では、家事を本人が一部負担していること、母親を励ましていることなどが語られ、母親の心の状況の理解への難しさが語られる。本人の様子として、気持ちを表出することの無意識的なためらいもあり、最初は言語面接に限りがある印象があった。しかし、面接を重ねていくことで無意識に抑えられていた気持ちが自然と表出されるようになってきた。その後、家庭にも支援が入ることとなり、学校・SC・SSWで共有しながら継続して支援を行った。

【事例4】SCを生かした授業・校内研修での活用事例（校内研修 教育プログラム）＜拠点校配置＞

小学校。SC活動、主にカウンセリングにおいてここ数年、不登校の相談を中心として「家にいる時はずっとゲームをしている」、あるいは「動画を観ている」といった、いわゆるデジタル依存的傾向にある児童生徒が急激に増えてきた現状が観察される。

SCが見聞している中には「食事や睡眠を削ってでもゲームに没頭しており体重が減少している」といった、薬物依存症が進行した状態と極めて類似した状態に陥っている児童も観察された。また、子どものスマホ依存、ゲーム依存からの治療回復は、大人の依存症よりも困難とも言われている。

ある学校の生徒指導委員会に出席した際、不登校児童生徒の中に上記と同様の過ごし方をしている児童生徒のことが報告されたため、SCからのコメントとして上記の現状を重ねて情報提供し、問題意識を共有した。

以上の現状を踏まえ、その学校長をはじめとする管理職からの要請により、夏休み前に児童生徒を対象としてSCによる「スマホ、ネット依存についての授業」を行った。内容は主に、「スマホ時間の長さが成績に与える影響」、「デジタルが脳に与える三つの影響（感情、記憶、依存）」、「スティーブ・ジョブズをはじめとしたIT関係者の多くが子どもにデジタルを与えないこととその理由」、「依存症と回復」、「デジタルの影響についてのセルフチェック」、などについて、子どもたちにわかりやすい内容にまとめたものであった。またさらに全職員を対象として同様の内容について職員研修を行い、全ての職員にデジタルの影響についての基本的な知識を共有していただき、今後ほかの学年においても、学校全体で子どもの理解度に応じて啓発を進めていけるように体制づくりを行った。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・相談件数の年度ごとの推移

年度	相談件数(件)
H30	26,675
令和元年	26,220
令和2年	32,280

福岡市教委実施「スクールカウンセラー・心の教室相談員 相談件数等調査」より

- ・これまで、全ての福岡市立学校にスクールカウンセラー等を配置しており、不登校や発達障がい、心身の健康に関することなど、課題を抱える児童生徒や保護者、教職員の悩みに対応することができた。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関する不安や恐れなど、特に小学生は心身共に影響を受けやすいことから、小学校のスクールカウンセラーの配置日数を倍増し、支援の充実を図ることができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・人材確保
- ・スクールカウンセラーの資質・能力の向上

< 課題の原因 >

- ・組織的な対応が必要なため

< 解決に向け実施した取組 >

- ・研修内容の充実
- ・SVの計画的な実施

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

< 課題の概要 >

- ・ 児童生徒や保護者のもつ課題は複雑化、困難化しており、SCや教育相談コーディネーター・SSWなどが教員とともに連携し、きめ細やかな支援を行うことが必要。
- ・ 問題の早期発見や予防、新型コロナウイルスの影響による心身の不安やストレスに対応する必要がある。
- ・ 人材確保
- ・ SCの資質向上

< 課題の原因 >

- ・ 配置日数の関係で、子どもに接する時間が少ないこと
- ・ 研修時間の確保が難しいこと

< 解決に向けた取組 >

- ・ 配置日数の増加
- ・ 研修時間の確保とSSWと連携した研修の充実
- ・ SVの計画的な実施

熊本市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和2年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動の解決に資することを目的とし、高度な専門的知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行い、問題解決を図った。また、平成28年熊本地震による児童生徒の心身の状況について観察及びカウンセリングを行うことを通して児童生徒に対しきめ細かな心のケアを実施した。

（2）配置・採用計画上の工夫

熊本地震発生に伴うカウンセリングが必要な児童生徒に対応するため、本市が年に3回実施する「熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数調査」を基に指定した重点配置校に国の補助（10/10）分を配分した。

重点配置校を除いた学校には、全中学校区に拠点校を設け、中学校区内の小学校を対象校として位置づけ、国の補助（1/3）分を配分した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

スクールカウンセラー等活用事業

- ・配置人数：42人（公認心理士7人、臨床心理士6人、2つに該当29人）
- ・拠点校：42中学校
- ・対象校：92小学校
- ・配置時間：拠点校1校区あたり年間615時間、年間210時間、年間175時間、年間140時間、年間105時間、年間70時間を配分

拠点校A	年間615時間	2校
拠点校B	年間210時間	3校
拠点校C	年間175時間	8校
拠点校D	年間140時間	10校
拠点校E	年間105時間	14校
拠点校F	年間70時間	5校

対象校の活動時間については、拠点校分を含む。

災害時緊急スクールカウンセラー活用事業

- ・配置人数：30人（公認心理士1人、臨床心理士24人、2つに該当5人）
- ・配置小学校数：52校
- ・配置中学校数：23校
- ・配置時間：2,625時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

【策定状況】

- ・指針は作成していないが、第1回連絡協議会での説明資料を作成している。

【周知方法】

- ・第1回連絡協議会でSCと学校担当者に説明している。

研修の実施や 以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・学校の判断で、SCの活用やカウンセリングについての研修を校内で行っている。
- ・第1回連絡業議会の説明資料のデータを全職員が見たり、ダウンロードしたりできる所に保管し、そのことを周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

SC、教育委員会事務局スクールカウンセラー担当職員

(2) 研修回数(頻度)

連絡協議会(年間3回)

(3) 研修内容

- ・本市におけるスクールカウンセリング業務の円滑な運営について
- ・大学院教授による講話

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・SCとSSWの協働による、子どもを取り巻く問題等の解決に向けた方策を協議したこと。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置(無)

活用方法

本市のSCとしての勤務が長く、スキルが高い2人のSCによる個別指導を令和元年度から始めた。

(6) 課題

- ・SCとしての資質向上に向けた研修の機会が限られているため、研修の内容の充実を図る必要がある。
- ・各SCが各学校で担任をはじめ各職員との連携を意識した「チームとしての学校」の取組を推進する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例(不登校、友人関係、家庭環境、心身の健康・保健) <SCの配置形態:拠点校配置>

事例対象者Aは、小学生の頃の対人トラブルから人間関係に負担を感じるようになり、中学1年の半ばから不登校になった生徒。「クラスメイトから文句を言われているような気がする」との不安を訴え、クラスへの復帰は困難と思われた。Aは家庭でも自室にこもりがちな生活を送っていたため、外出するきっかけ作り、学校とのつながり続けることを目的に、月1回のカウンセリングを実施した。

Aは、カウンセリングには欠かさず出席した。面接を続けていく中で、「母親を失望させている」、「生きていくのがつらい」などの思いが語られたことから、母子合同面接を実施した。

幼少期からしつけに厳しい母親で、Aは母親との面接を初めはためらっていたが、母親はAの思いをしっかりと受け止めてくれた。「元気に生きていてくれさえいればいい」との言葉にAは安堵し、母親の励ましを受けて、適応指導教室の見学を決意した。

Aは、適応指導教室でも他生徒の目が気になるとのことで、正式な利用にはつながらなかったが、部活の所属は継続していたため、顧問の先生から活動の案内をしたり、担任から家庭への定期連絡を通じて、サポートを続けている。また、対人不安の緩和のための病院受診にあたっては、学校から病院への情報提供を行った。

【事例2】児童虐待の支援のための活用事例（児童虐待）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

事例対象者Bは中学生。父親から母子への暴言・暴力があり、家庭内が強い緊張状態にあった。母親は「父親から子供を守りたい」という思いはあったものの、父親への恐怖心が強く、具体的な行動が取れずにいた。また、児童相談所が家庭に対する継続支援を行っていることを、保護者は学校に伏せていた。

Bの連続欠席を機に、学校が家庭の状況を把握し、BをSCへとつないだ。SCはBとの面談と並行して、母親にも定期的に来校してもらい、面談を重ねた。面談においては、母子それぞれの状況に応じて、安心感のはぐくみ、エンパワメント、家族に対する対応についての具体的助言、DVや虐待に関する心理教育等を念頭に置きながら対応した。

学校は、学年担当や部活動担当を中心に、学校がBにとって安心できる居場所となるよう調整を図った。担任は母親と細やかに連絡を取り合い、また母親から相談があった際は、じっくり話を聴くことで、信頼関係の構築に努めた。時間の制約上、ケース会議へのSCの参加はかなわなかったものの、養護教諭がSCと教職員との橋渡しを担うことで、共通理解に基づく対応を図った。SSWや公的機関との連携は管理職が窓口となった。

支援を継続する中で、Bは登校を再開し、母親は離婚に向けた手続きをとり始めた。SCはBに対し、両親離婚後の生活に関する意思決定の支援や、居場所であった学校との別れに伴う心理的動揺へのサポートを行った。Bの転校によりケースを終結した。

【事例3】弟の面倒をみる生徒のための活用事例（ヤングケアラー）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

両親と中学生のC（女子生徒）、小学校低学年の弟の4人家族。嘔吐を理由に遅刻や欠席が増えたため、SC面談に至る。面談を重ねる中で、母が情緒不安定で養育が難しく、父は仕事で早朝から家を出るため、弟の朝の準備をCが担っていることがわかる。さらに、弟が起きないので準備が間に合わない、弟を送り出してからCが登校するため遅刻になる、起きずに休む時には小学校へ欠席連絡を入れる、ことなども語られた。

学校でも給食を食べた後の嘔吐が見られたことから、SCから父へCの状態を伝えて病院受診を打診する。最初は重く受け止めていなかった父も、数カ月後にはCを連れて内科、その後、精神科を受診した。服薬も開始し、現在、欠席はほとんどなくなっている。また、弟の不登校の背景に、スマホを常時手放せないことによる昼夜逆転があることがわかり、父へ再度面談を行って弟の病院受診を促している。

【事例4】受験前の生徒の健康づくりのための活用事例（教育プログラム）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

2学期末の三者面談や冬休み前後の保健室において、受験勉強のため睡眠時間を減らしたために体調不良を訴える中3の生徒が増加した。また受験への不安からストレスを抱えて悩む姿が多く見られたことから、健康な心身で入試を乗り切るために、ストレスや睡眠、記憶をテーマとした講話をSCと養護教諭が協働し、クラス単位で実施した。事前に勉強時間や睡眠時間、ストレスに関する簡単なアンケートを行った。

パワーポイントを用いて、養護教諭は心と身体の関係について自律神経、特に交感神経と副交感神経のバランスが大切であることや、ストレス反応の症状について話した。

SCは理想的な睡眠の状態や、記憶定着のための効果的な学習方法、五感を活用したストレス対処法について教示し、生徒自身が睡眠や勉強方法、ストレスについて見つめなおす機会を持った。

結果、以下のような効果があったと感じる。

事後のアンケートでは、睡眠の大切さがわかった、自分のストレス対処法が正しいとわかったといった意見がみられ、心身の健康について振り返る機会となった。

睡眠と記憶の関係を学ぶことで、限られた時間で効率よく学習しようとする意識が高まった。

SCの存在を周知し、高校や一般社会でも相談場所があることを情報提供したことで、一人で抱え込まず誰かに相談する大切さを卒業前に伝えることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市では平成24年度に政令指定都市へと移行するに伴い、国から直接補助を受けて「熊本市スクールカウンセラー配置事業」をスタートし、年々事業を拡充してきた。平成25年度には市内全42中学校のうち拠点中学校21校に29人のSCを配置し、全中学校で定期的にカウンセリングを受けることができる体制が整った。平成27年度は、拠点中学校21校に32人のSCを配置し、事業を実施した。

平成28年度は「平成28年熊本地震」の発生により、通常の「スクールカウンセラー等活用事業」に併せ文部科学省「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の補助(10/10)を受けSCを実施した。平成29、30年度、令和元、2年度も引き続き補助(10/10)を受け児童生徒の心のケアを行った。

SCの活用により、児童・生徒がカウンセリングを受けることはもちろん、保護者もカウンセリングを受けることで状況が改善したという成果が多く見られた。

【令和2年度】

スクールカウンセラー等活用事業

- ・相談実人数：児童・生徒2,323人、保護者1,058人、教職員998人、その他105人、
合計4,484人
- ・相談延べ人数：児童・生徒3,550人、保護者1,330人、教職員2,135人、
その他374人、合計7,389人
- ・相談内容(延べ人数)：「不登校に関する事」1,429人、「健康、心身の問題」1,735人、
「友人関係に関する事」700人、「家庭環境の問題(児童虐待、貧困の
問題を除く)」812人
- ・SCによる職員研修等での活用回数：36回

災害時緊急スクールカウンセラー活用事業

- ・相談実人数：児童・生徒1,131人、保護者417人、教職員370人、その他22人、
合計1,940人
- ・相談延べ人数：児童・生徒1,733人、保護者531人、教職員772人、その他64人、
合計3,100件
- ・相談内容(延べ人数)：「不登校に関する事」516人、「健康、心身の問題」1,059人、
「友人関係に関する事」260人、「家庭環境の問題(児童虐待、貧困の
問題を除く)」341人
- ・SCによる職員研修等での活用回数：23回

家庭や学校における対応について専門的な立場での助言により、保護者の安心感へとつながっている。また、教職員に対して、専門的な立場から対処方法のアドバイスを行うことで、その後の関係機関との連携や支援方法の具体的検討へとつながっている。

カウンセリング後のフィードバックを通して、教職員が児童生徒・保護者の思いをより深く理解することで保護者との連携がとりやすくなっており、教職員も安心感をもって対応できるようになった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

昨年度(令和元年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・効果的にカウンセリングを実施できるよう、SCを対象とした研修の在り方や内容を検討していく必要がある。

<課題の原因>

- ・学校でのカウンセリングは病院や施設等でのカウンセリングと違い、学校との連携の在り方や相談の内容に特有のものがある点が要因と考えられる。

<解決に向け実施した取組>

- ・本市のSCとしての勤務が長く、スキルが高い2人のSCによる個別指導の時間を設けた。
- ・本市のSCとしての勤務が3年未満のSCを対象に、経験年数に応じて個別のSVを実施した。

今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・効果的にカウンセリングを実施できるよう、SCを対象とした研修の在り方や内容を検討していく必

要がある。

< 課題の原因 >

- ・学校でのカウンセリングは病院や施設等でのカウンセリングと違い、学校との連携の在り方や相談の内容に特有のものがある点が要因と考えられる。

< 解決に向けた取組 >

- ・本市のＳＣとしての勤務が長く、スキルが高い２人のＳＣによる個別指導を昨年度に引き続いて行う予定である。
- ・本市のＳＣとしての勤務経験年数に応じて、昨年度より個別のＳＶを実施することに加えて、１年目のＳＣには合同での新人研修会を実施する予定である。